

昭和十八年
陸海軍

軍事年鑑

2603



陸海軍人會館圖書部編



0055557-000

390.59-G95-G

陸海軍軍事年鑑

軍人会館図書部・編

軍人会館図書部

昭和18年版

1943.6

AJA

昭和十八年
陸海軍

軍事年鑑

2603

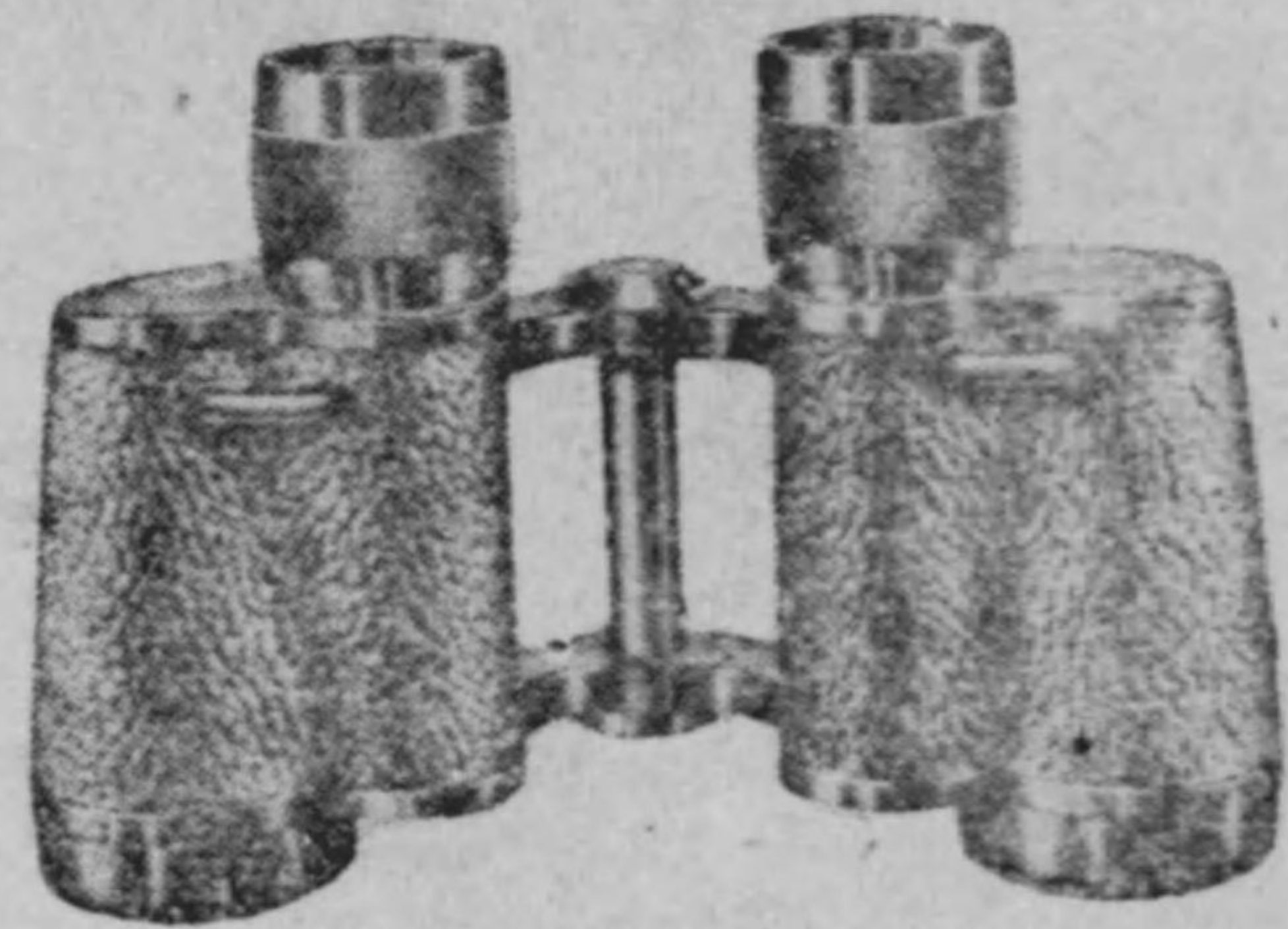


陸軍人會圖書館部編



國產 輕金屬
軍用 三棱雙眼鏡

6 × 24mm · 8 × 30mm · 7 × 50mm



(呈送錄型)

サクラ軍用双眼鏡發賣元
陸軍御用 玉屋眼鏡店光學部

東京市牛込區神樂坂上
電話牛込(34)一〇七一
振替東京七二一三七番

營業課目

軍用雜貨
軍用文具
軍用圖書
軍用被服
軍用襪履
軍用眼鏡
各種圖書
青年學校用品

陸軍御用

株式會社 東京進軍堂

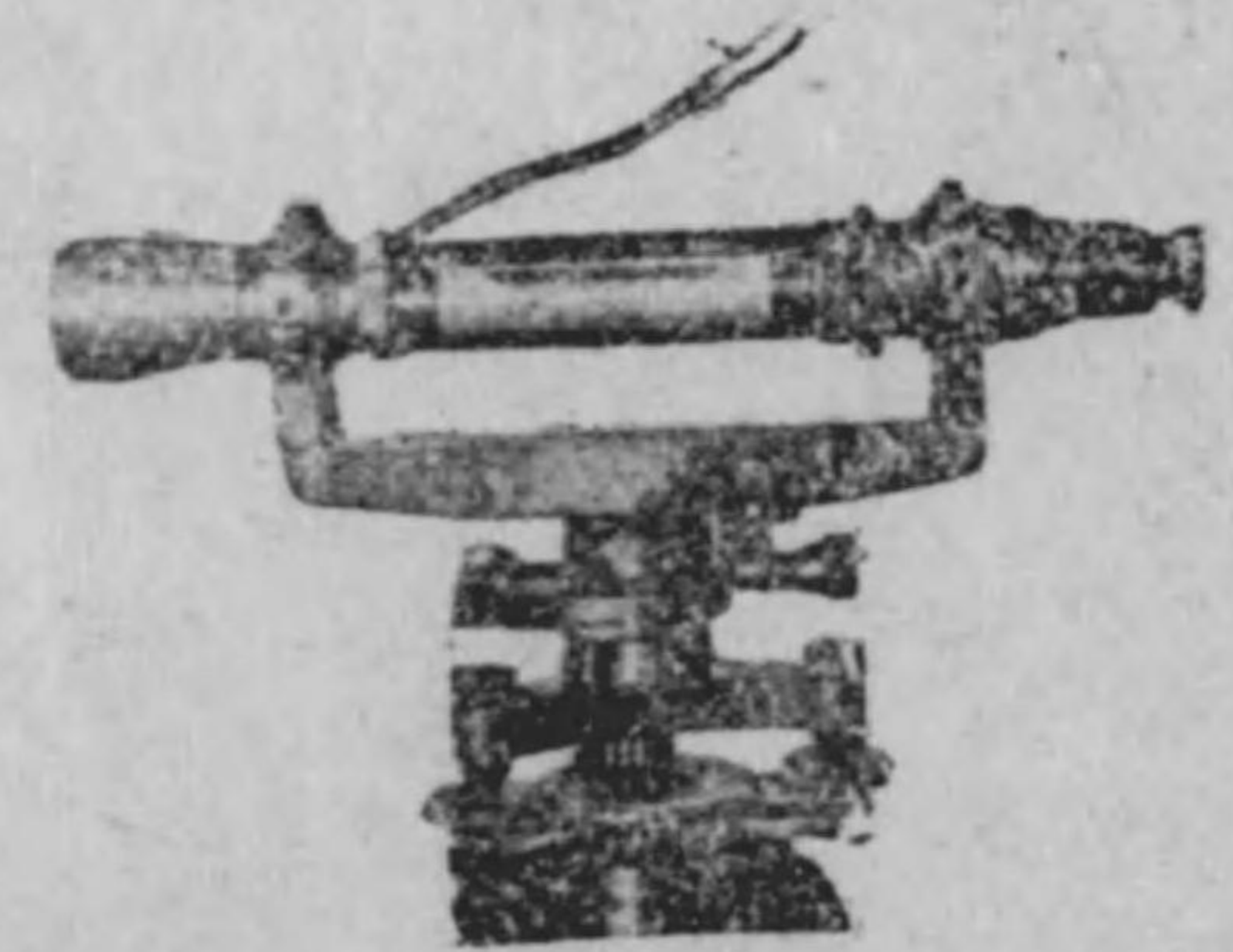
營業所

東京市神田區小川町三丁目七番地
電話神田(25)一四八七
振替東京一四八七番

支店

北海道函館市松風町八番地
電話函館三三二二番
振替函館三三二二番
北九州熊本市
電話熊本九二九三番
振替熊本九二九三番

測量・製圖・氣象器械
品質本位ノ布製卷尺各種度量器製作



東京 銀座 玉屋

電話 305 306 307
東橋 1801 1802

支店 大阪 高麗橋 出張所 福岡 春吉四十川

あらゆる 徽章

諸官廳

會社工場

團體學校

あらゆる職場に

は分載掲
品賣非



東京市神田區神保町二丁目
株式會社 内外徽章製作所

電話九段(六三)二五五番・二五五番
(型錄送呈) 振替東京五五六〇番

營業課目

軍練防 需習空 品用具 教練教 練用練 輕用練 機用練 銃筒

明治十七年川上大将推獎立
 認可軍用銃修繕所
 陸軍省軍器行本廠御用
 陸軍省軍需品本會御用
 陸軍省軍用兵器部御用
 陸軍省軍用兵器部御用

兵林館

本店 東京市東區駒町一丁目十番地
 電話九段一五二・一八五二・四七九八
 工場 東京市王子區稻付二丁目一八九〇

- ◎將校軍服、軍帽
- ◎指揮刀並ニ附屬品
- ◎青訓教練銃
- ◎青訓用品一式
- ◎在郷軍人用品
- ◎參謀本部地圖並ニ兵書
- ◎絶對他店の追隨を許さぬ安價にて軍裝品一式謹製仕り候

東京市麴町區九段一ノ十二番地八
 (九段靖國神社下)

萬屋 坂本商店

型錄進呈
 電話九段 三〇八七番
 振替東京三九八六八番

陸海軍諸官省御用

內田將軍軍刀店 社會名社

東京市牛込區谷見附
 電話牛込五九八六番

決戰の下國民の必携の文藝・歴史・思想新書

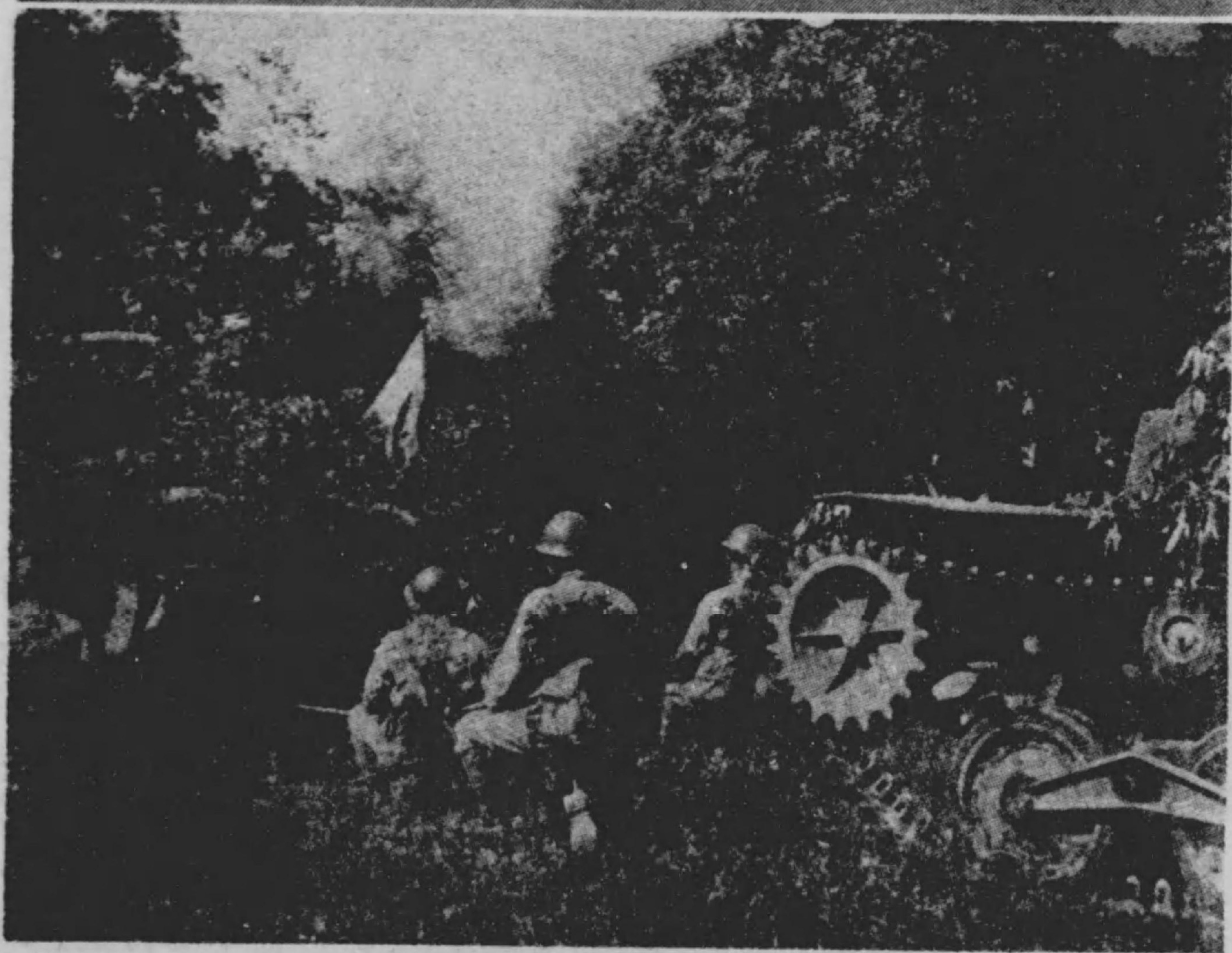
- 文部省・陸軍省報導部推薦 陸軍大佐中島武護編
 訂改 北白川宮永久王殿下 ¥1.50
- 文部省・陸軍省報導部推薦 渡邊善房謹著
 增補 尊い參謀の宮さま ¥1.50
- 大妃殿下の御薫陶の謹記 宮殿下の忠孝御一本の生涯 ¥20
- 石原産業海運株式會社社長石原廣一郎著 ¥1.80
- 南日本の建設 開拓卅年の礎石の意吹 ¥1.80
- 明治大學教授佐藤秀男著 ¥2.00
- 南方圈の歴史 各國の學究的史録文獻 ¥1.80
- 明治大學教授佐藤秀男著 ¥1.80
- フイリツピンの研究(人・文化) ¥1.80
- 大倉精神文化研究所員桑原三郎著 ¥1.30
- アジア侵略秘史 暗國五百年史擊破 ¥1.80
- 日本出版文協推薦 海軍大尉 木場敬夫著 ¥1.80
- 陸戰隊宣撫記 此同胞愛! 此秘實話! ¥1.60
- 和魂 前內閣總理大臣平沼騏一郎閣下通字 中野八十八著 ¥2.00
- 教學局教學官 志水義暉著 ¥1.00
- 國體と思想國防 戰時下の思想指針 ¥1.50

東京市東區田區清水書房 振替東京七七八五五番

南
北
海
陸
第
一
線

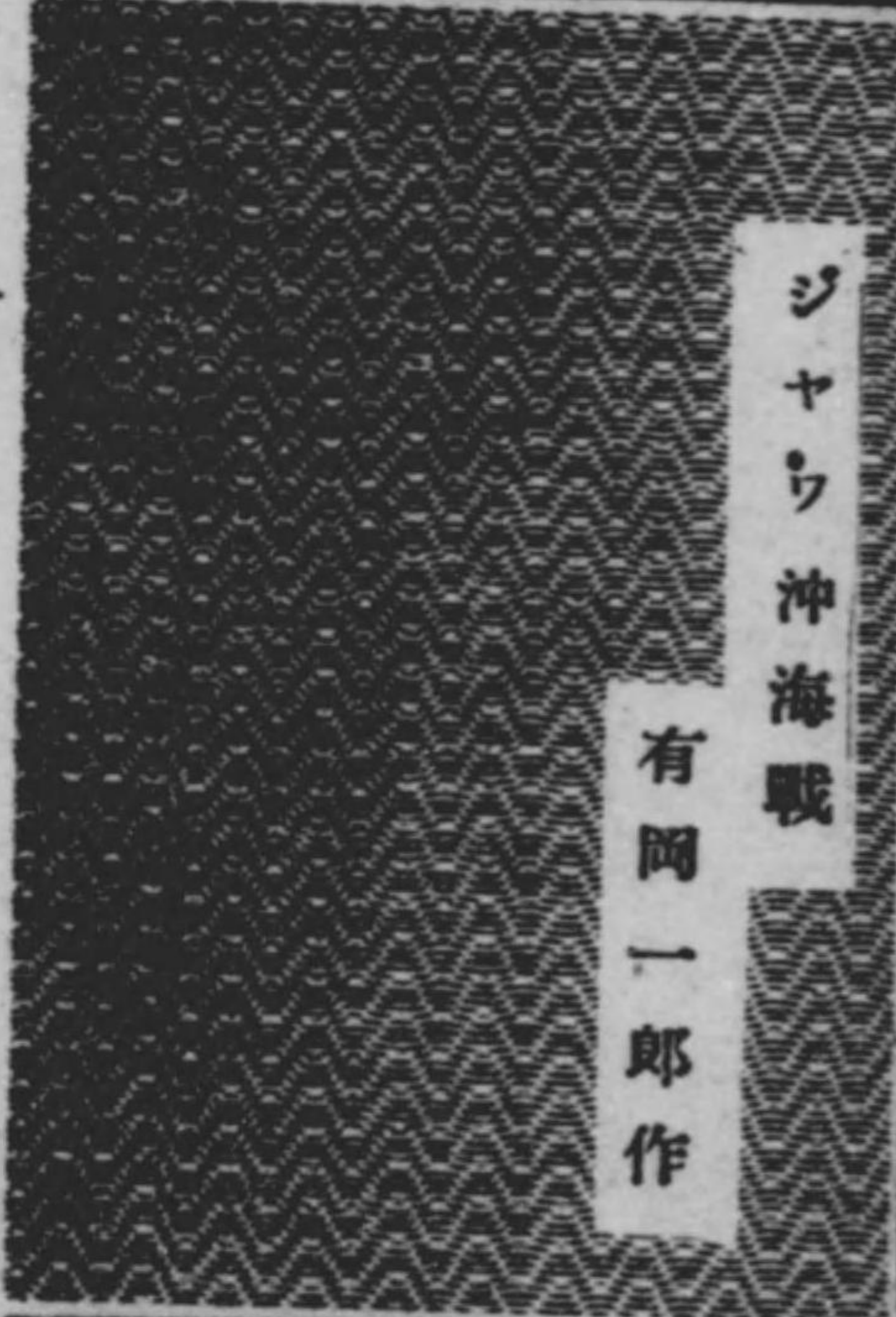


戰
車
の
轟
進





ニューギニア沖東方敵機動部隊強襲
御厨純一作



ジャワ沖海戦
有岡一郎作



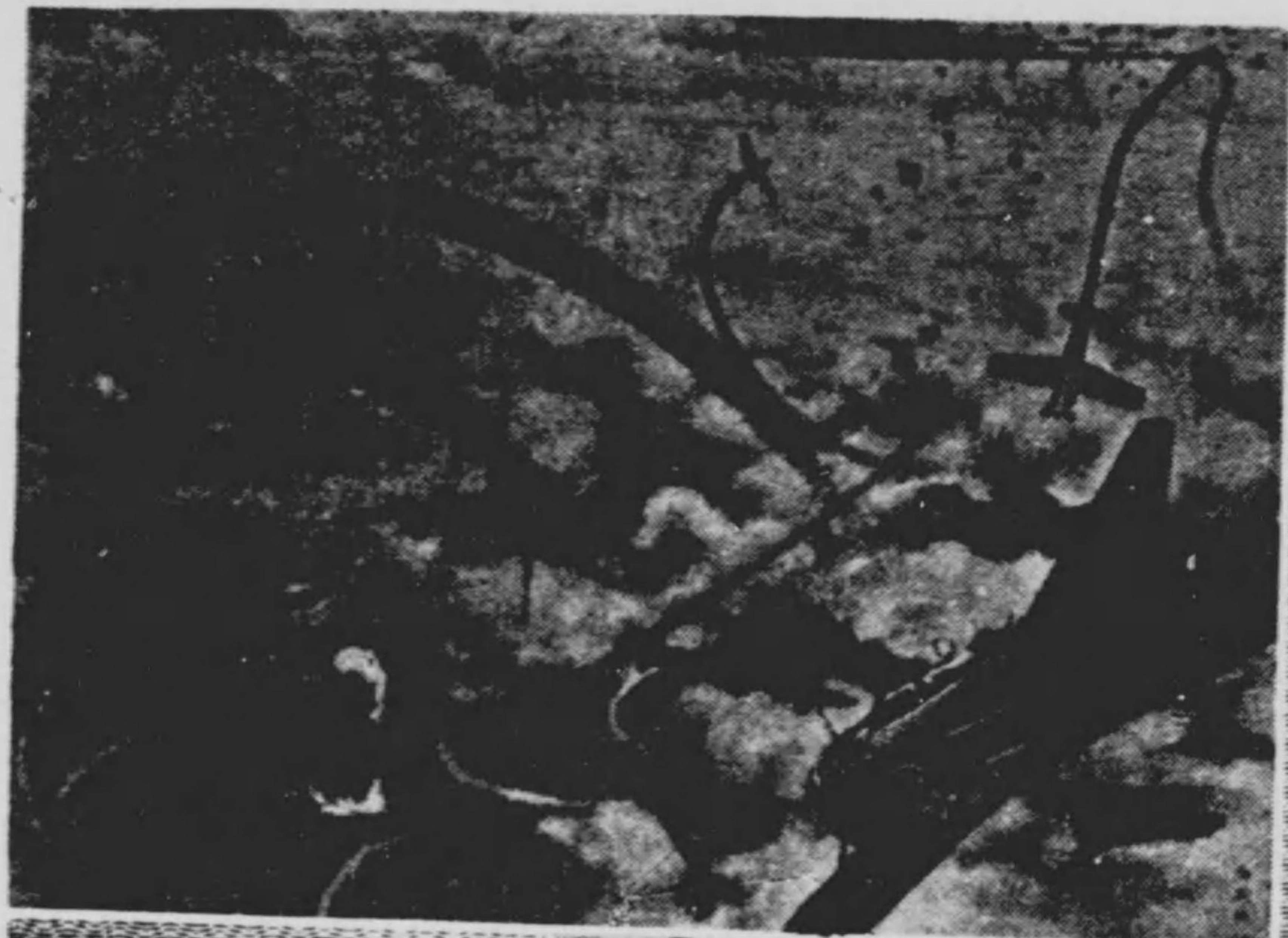
グアム島占領
江崎孝坪作



作一研村中 ルバ・タコ
天大東亞戰爭記録
力協の人マルビと城入ーレダンマ
作郎三字原伊 ↓

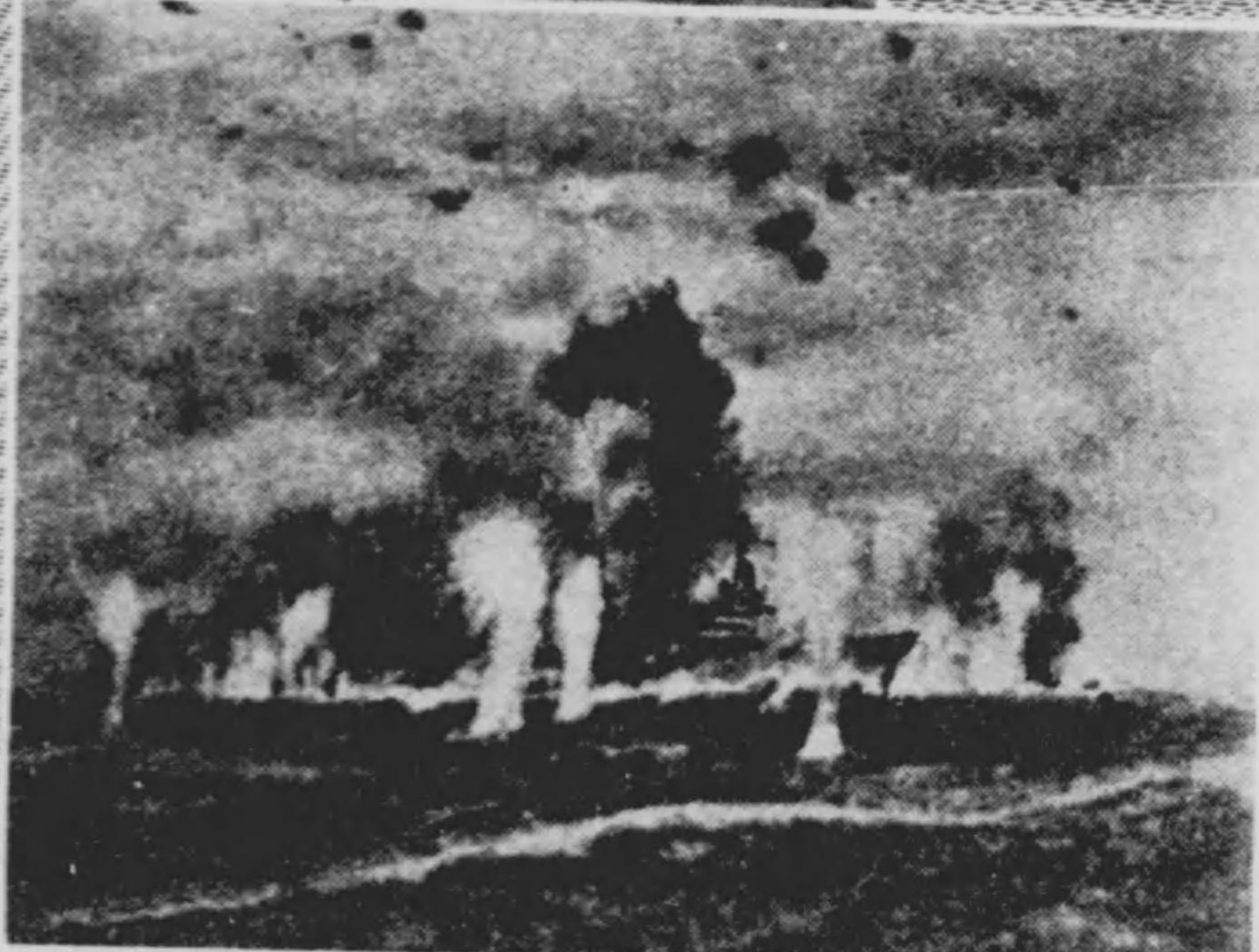
↑硝煙の道(コレヒドール)
猪熊弦一郎作





ニューギニア沖東方敵機動部隊強襲
御厨純一作

ジャワ沖海戦
有岡一郎作



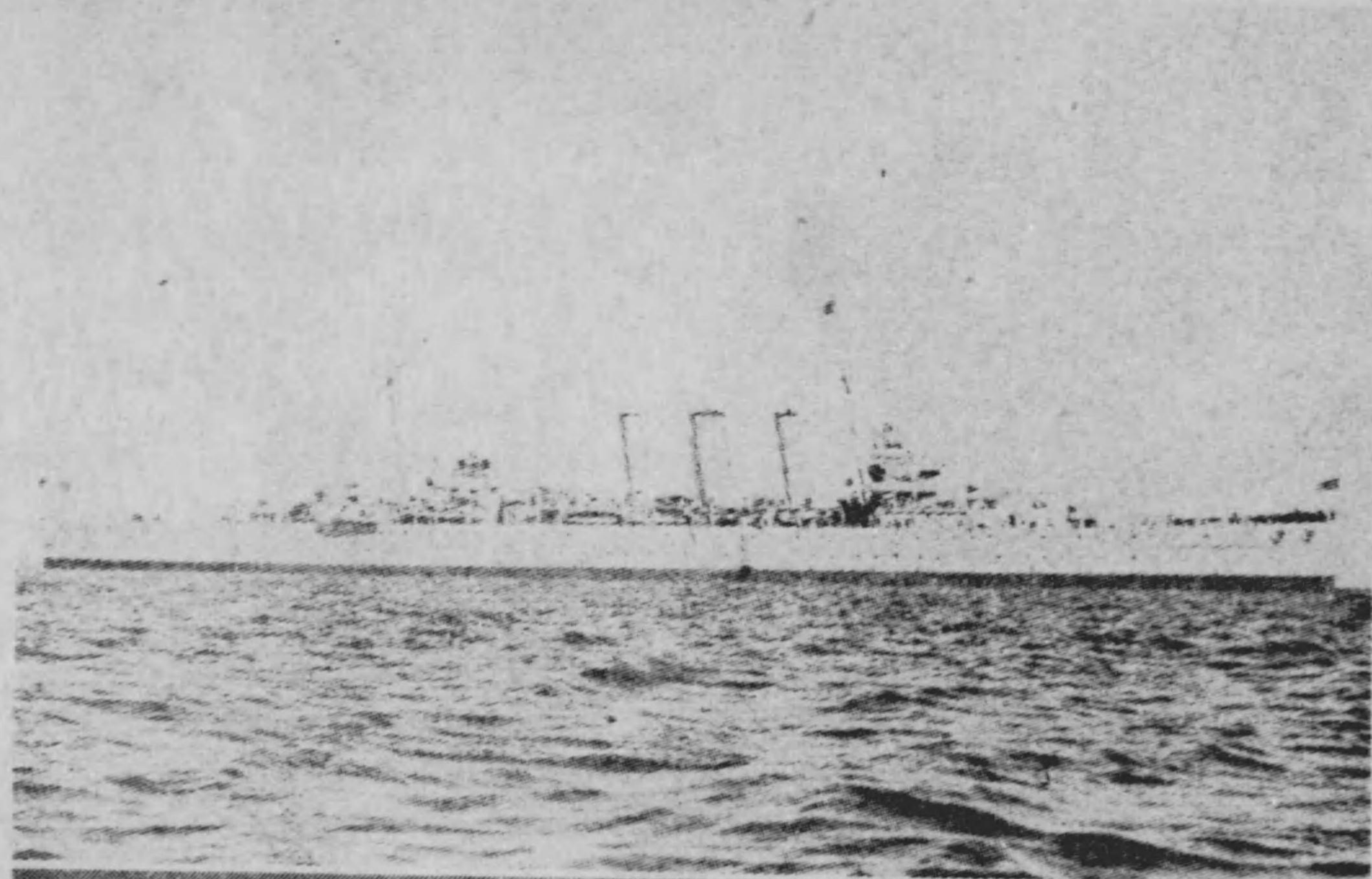
グアム島占領
江崎孝坪作



作一研村中 ルバ・タコ
畫録記争戦亞東大覽天
力協の人マルビと城入ーレダンマ
作郎三字原伊 ↓

↑ 硝煙の道(コレヒドール)
猪熊弦一郎作





艦洋巡重ラベンヤキ洲濠たれさ沈撃に戦海ソモロソ

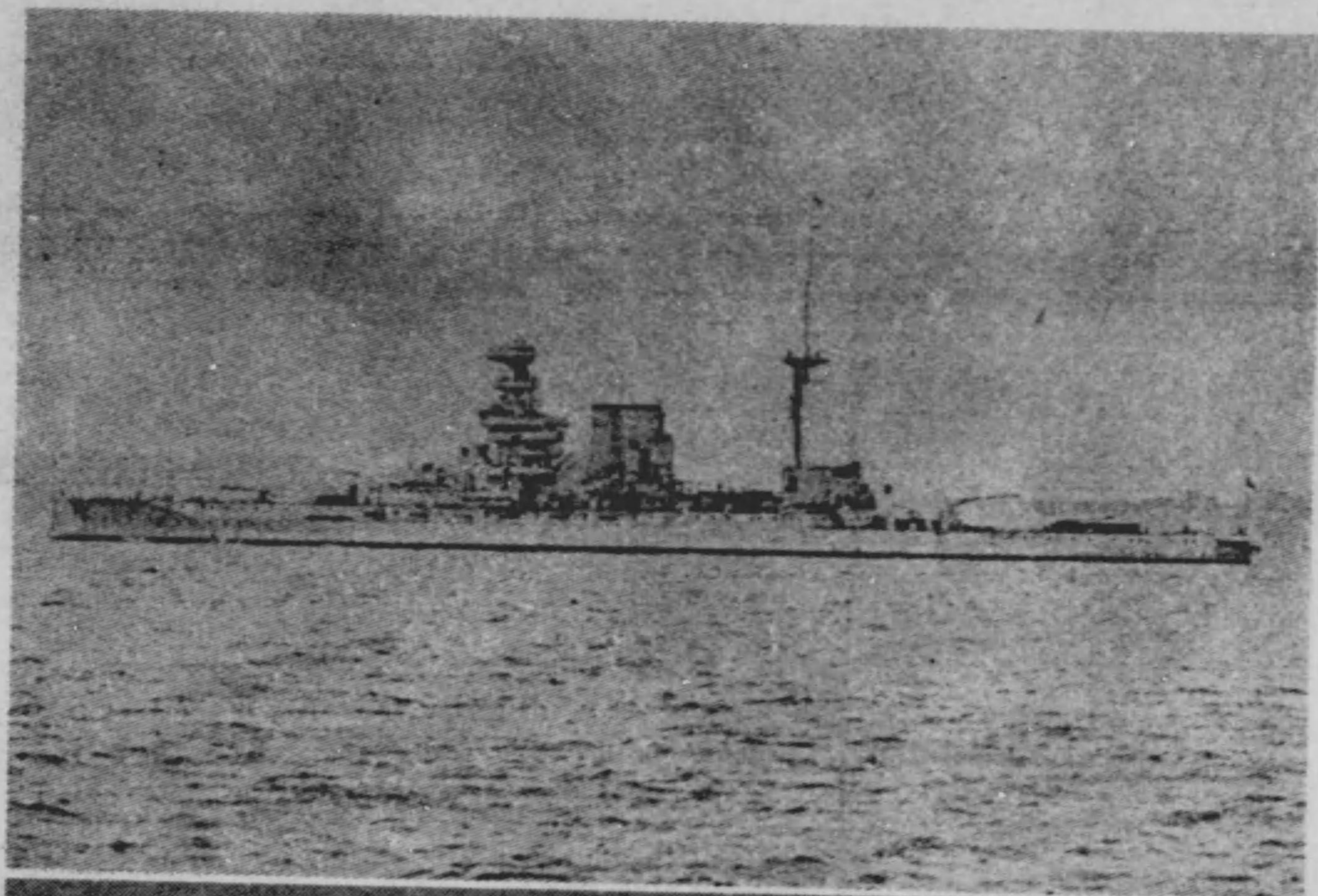
ーバーハ・チッダのカスラア地基空海國米たけうを襲奇が我



落下傘部隊

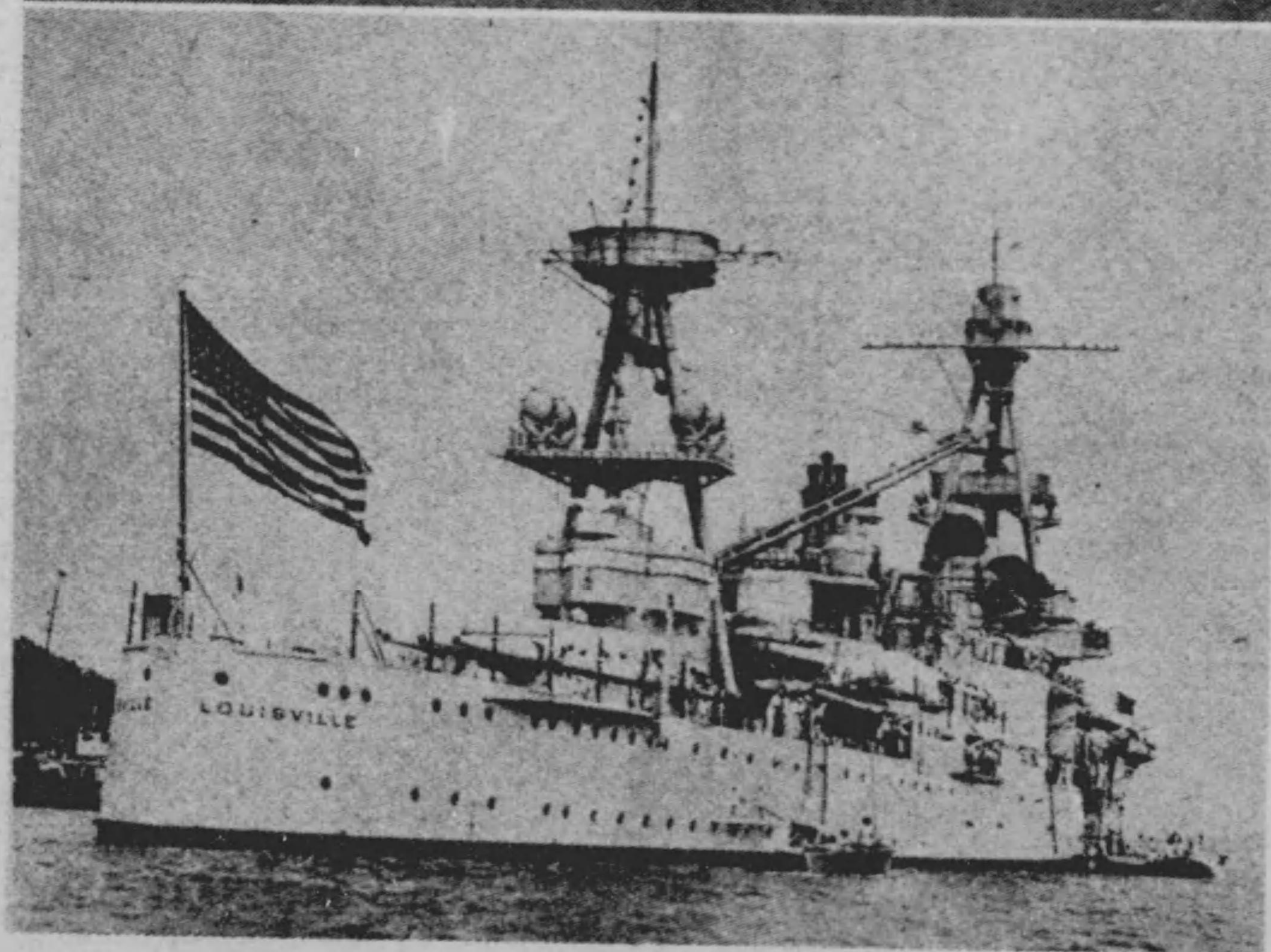
隊部傘下落軍陸の襲急ソバンレバ
筆 郎 吾 田 鶴





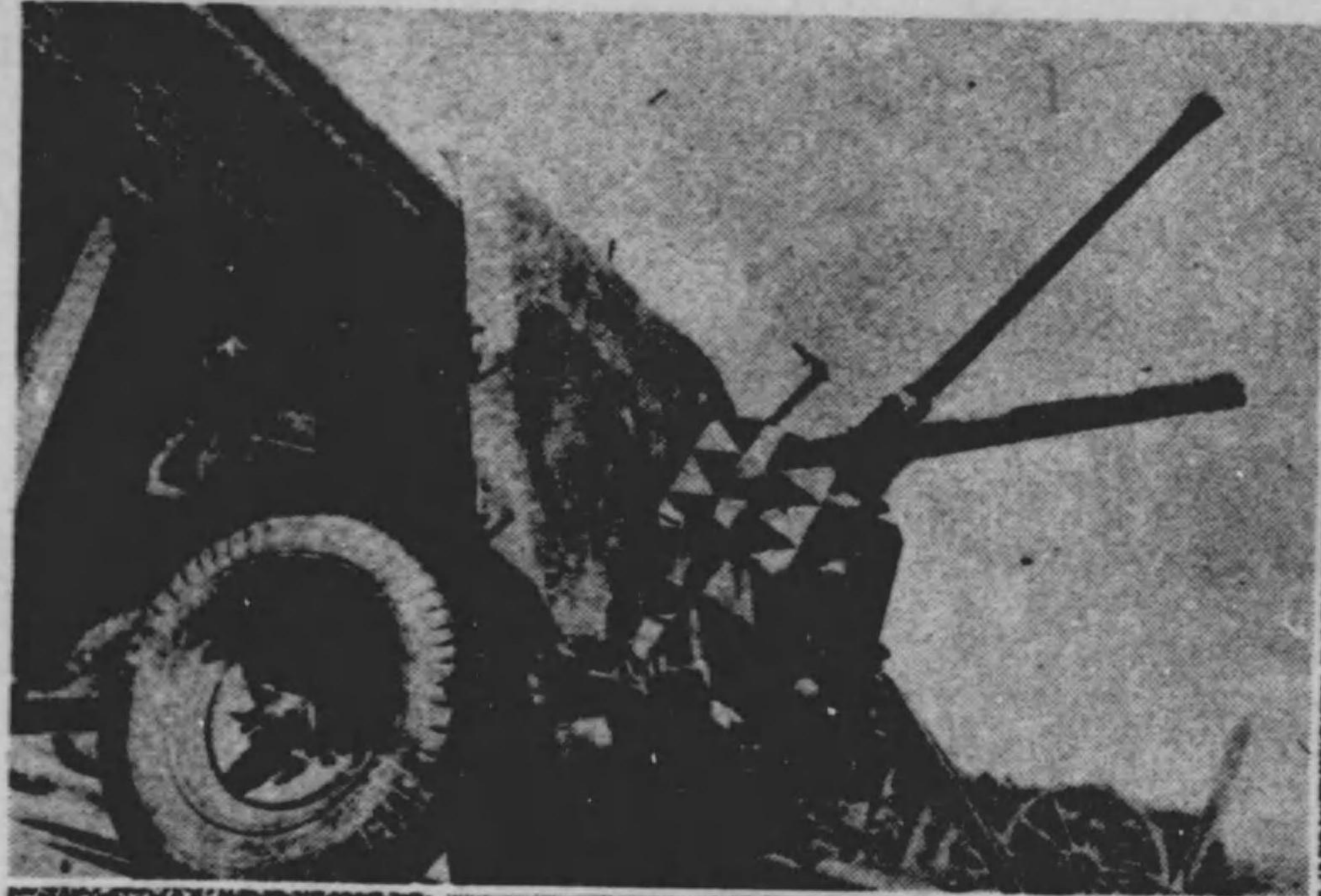
艦戦型スベザリエ・ンイク國英たれさ沈撃で島ルカスガダマ

艦洋巡重ルイヴスイル國米たれさ破大で海珊瑚



爆猛場行飛イマリ島比

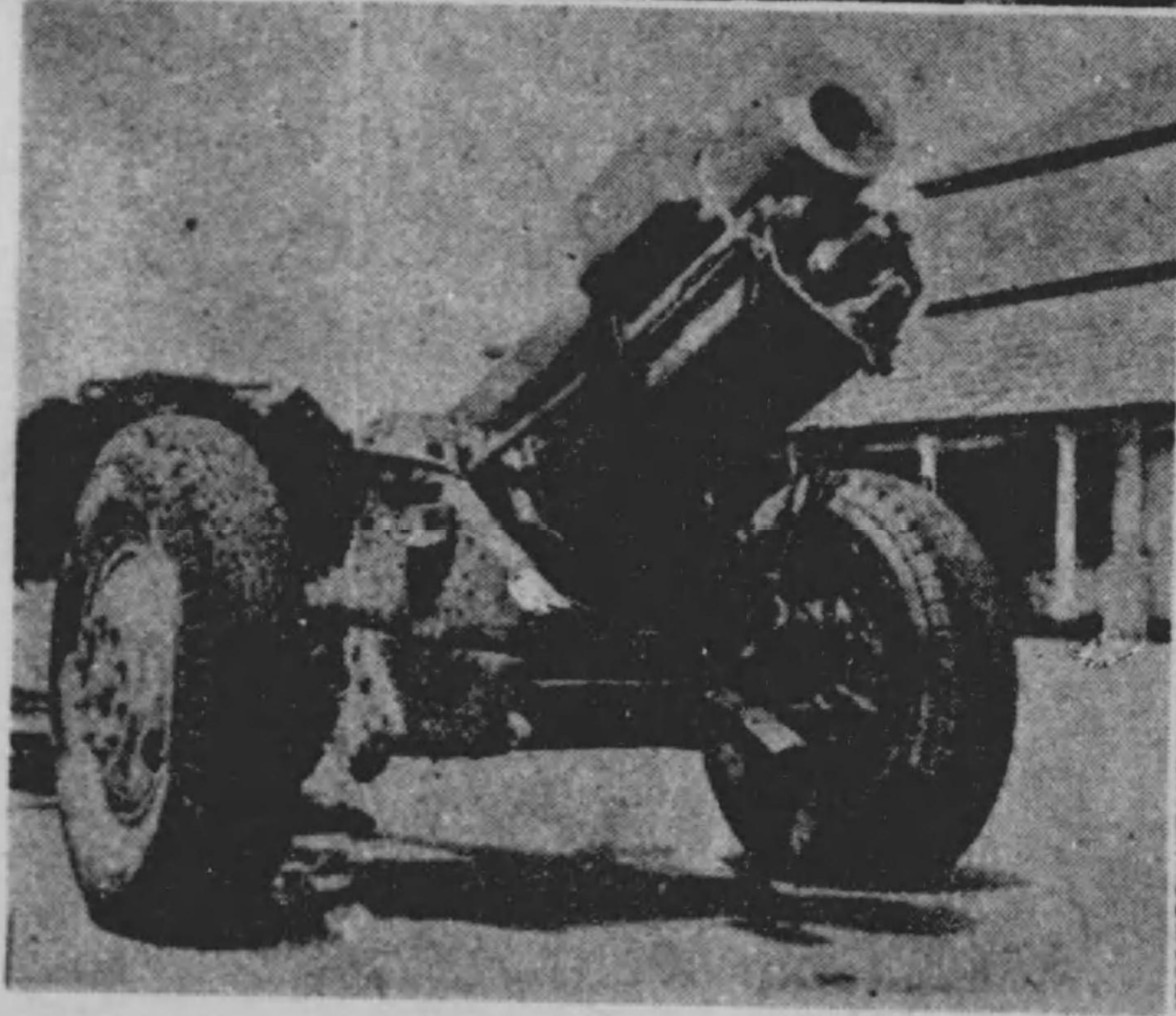
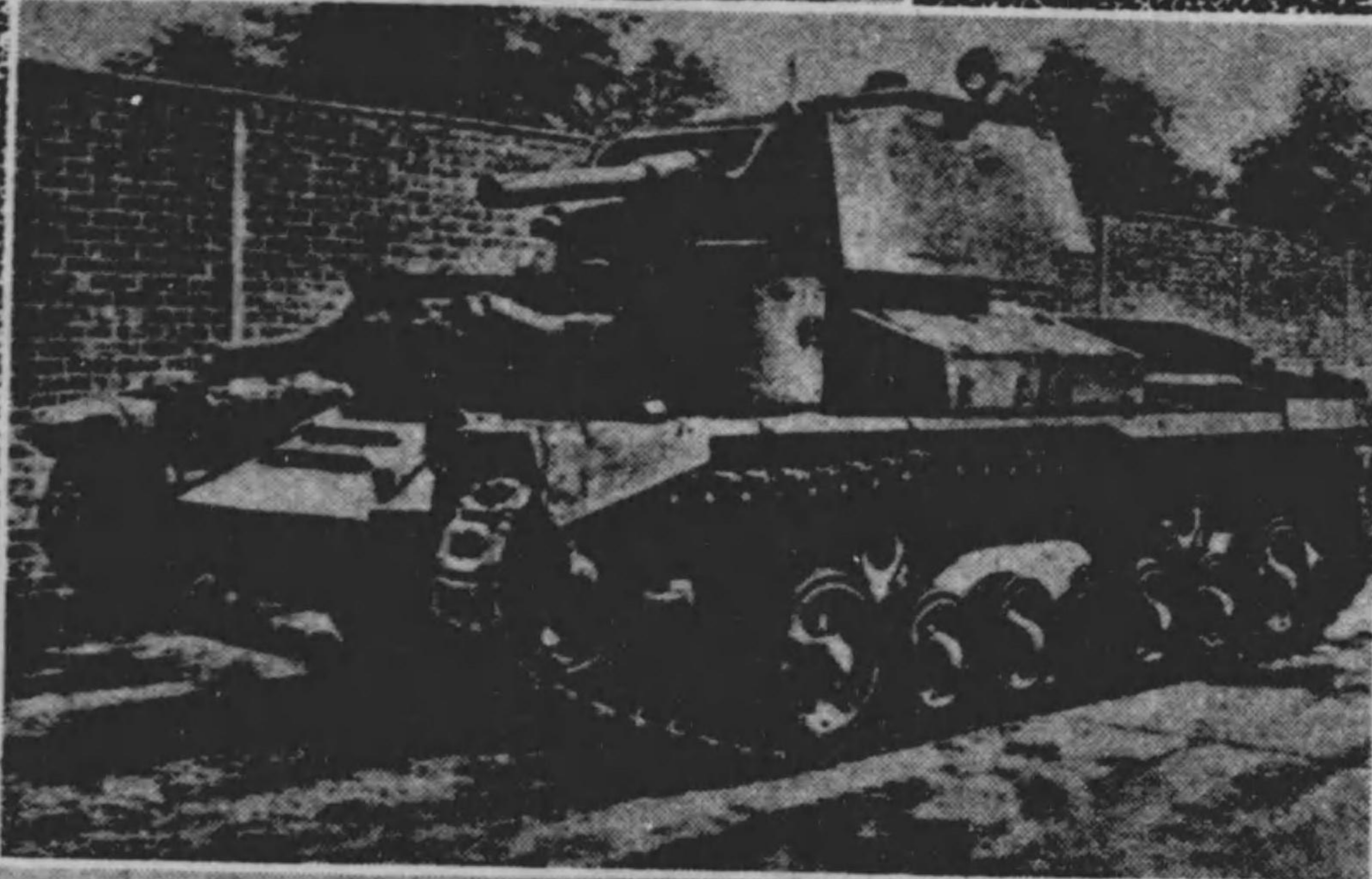




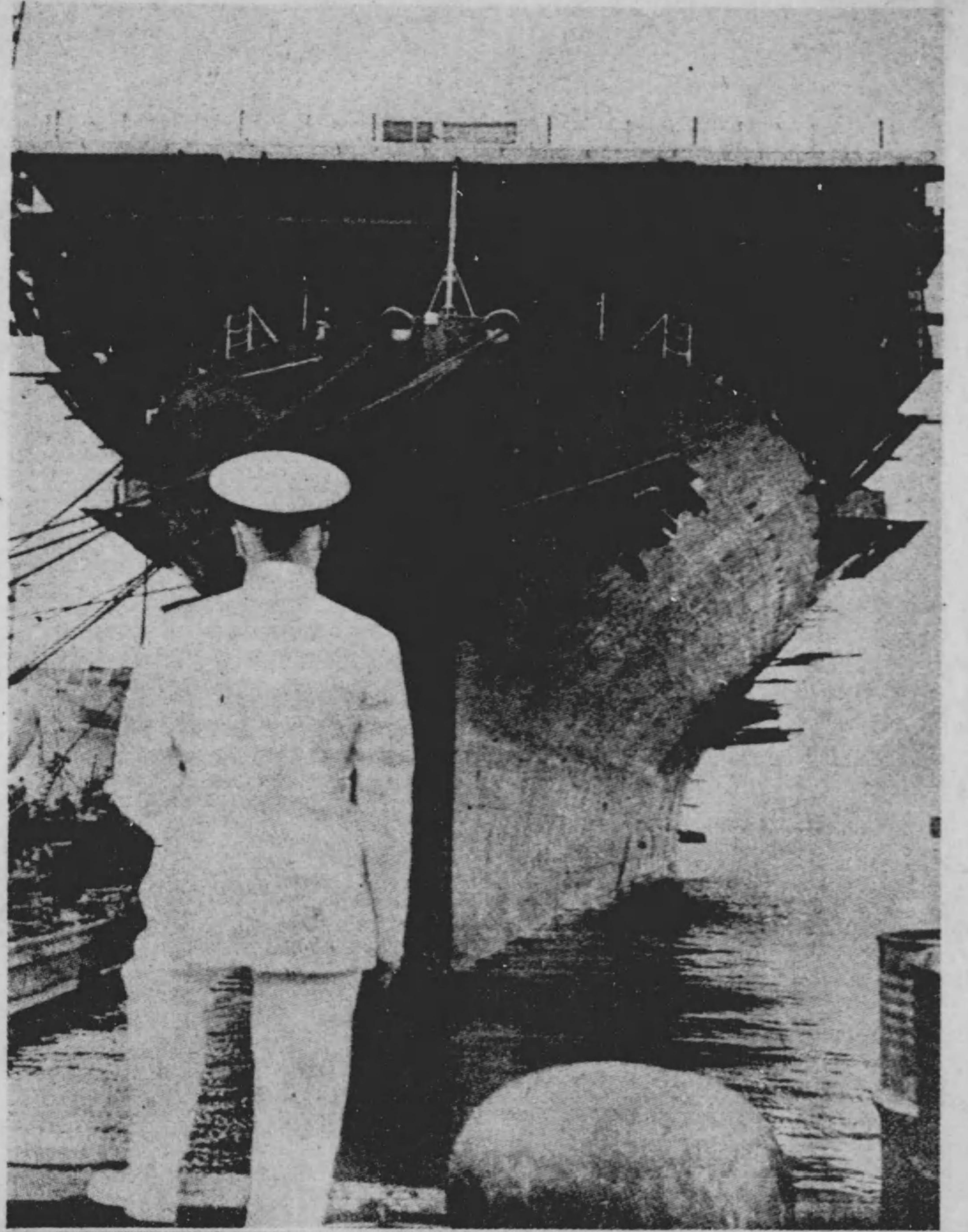
各種兵器

四〇ミリ對戰車砲(手前)と
高射機關砲

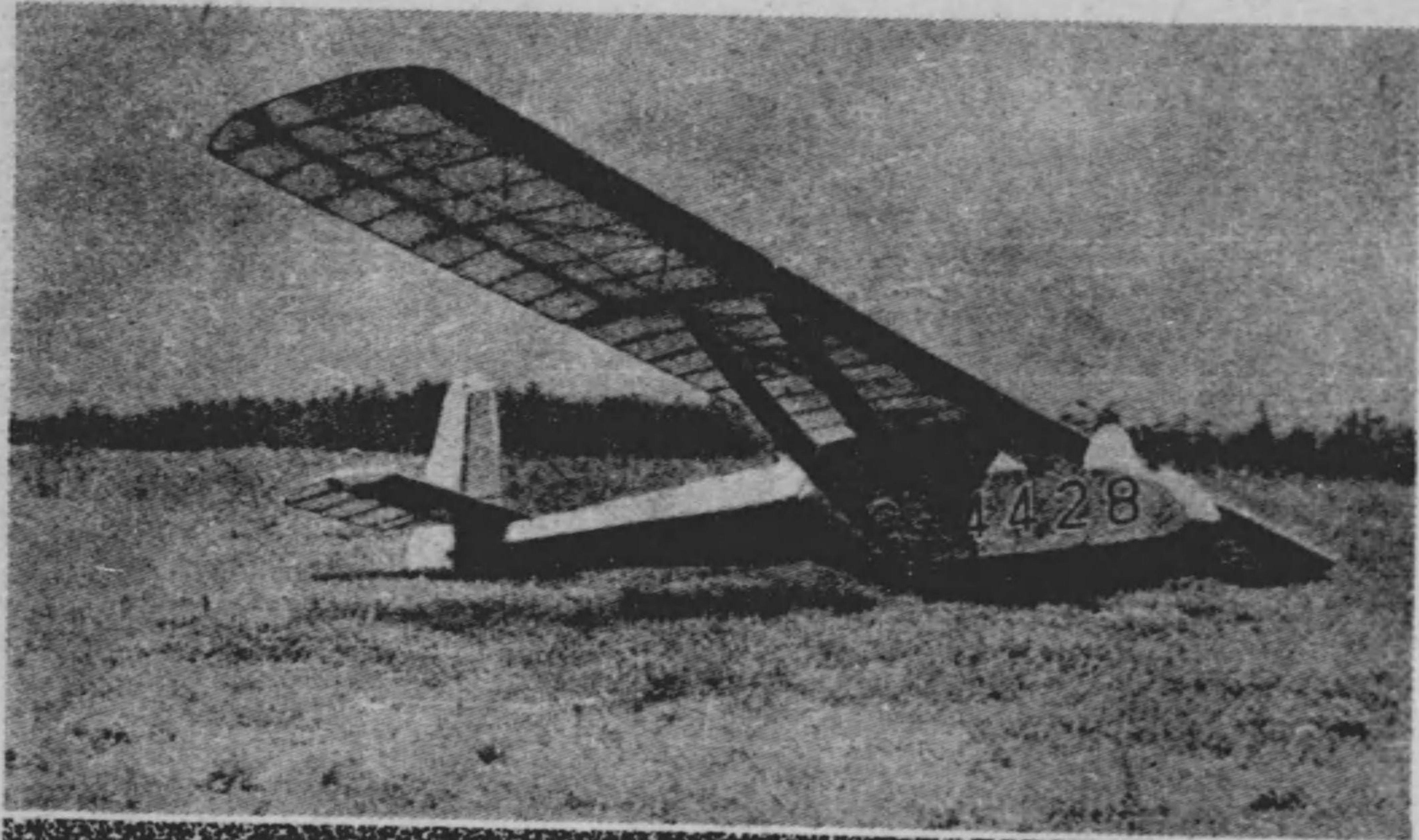
巡航戰車



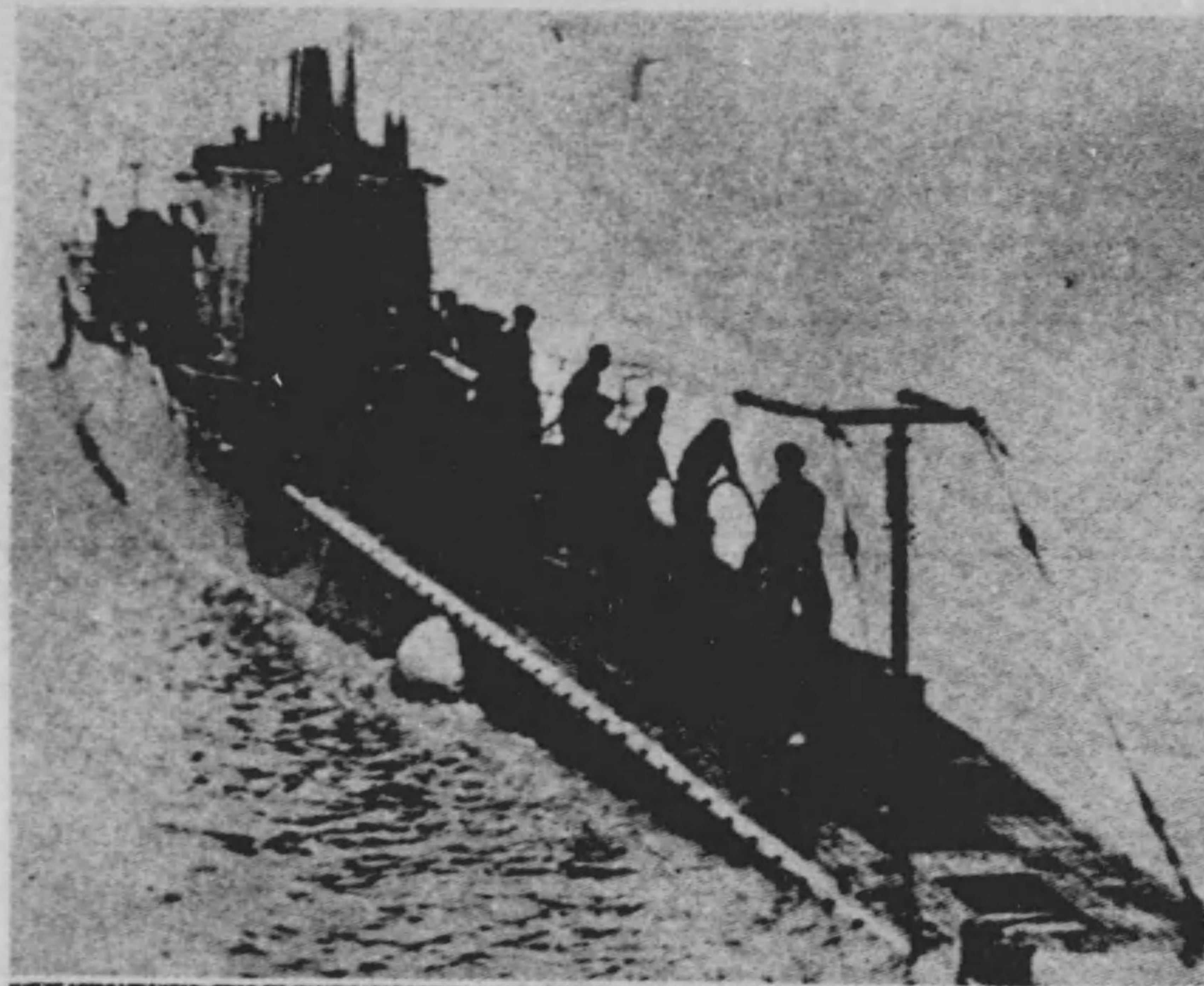
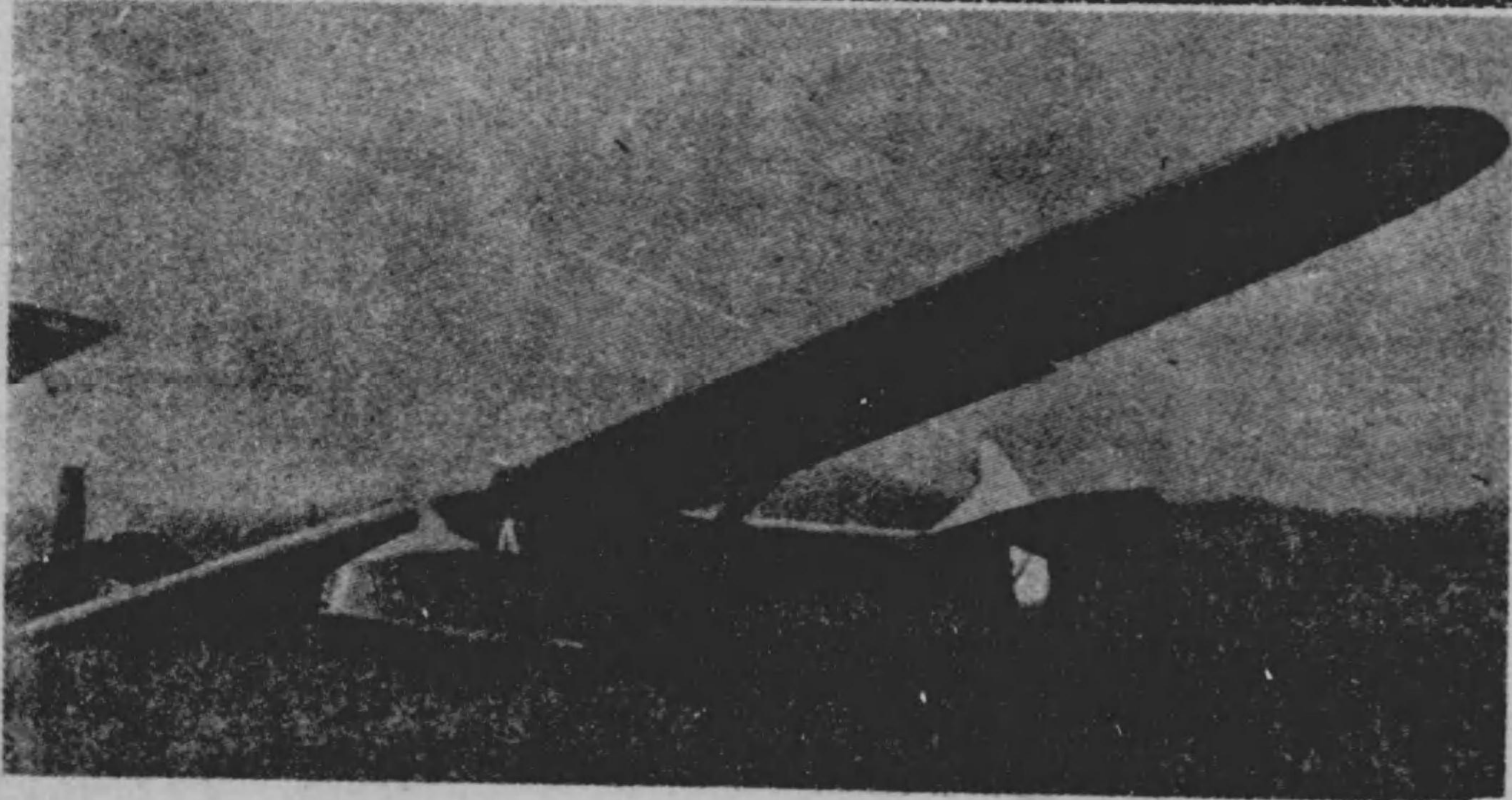
一五糎榴彈砲



トッネーホ艦母空航國米たれさ沈撃で戦海沖一エウドッミ

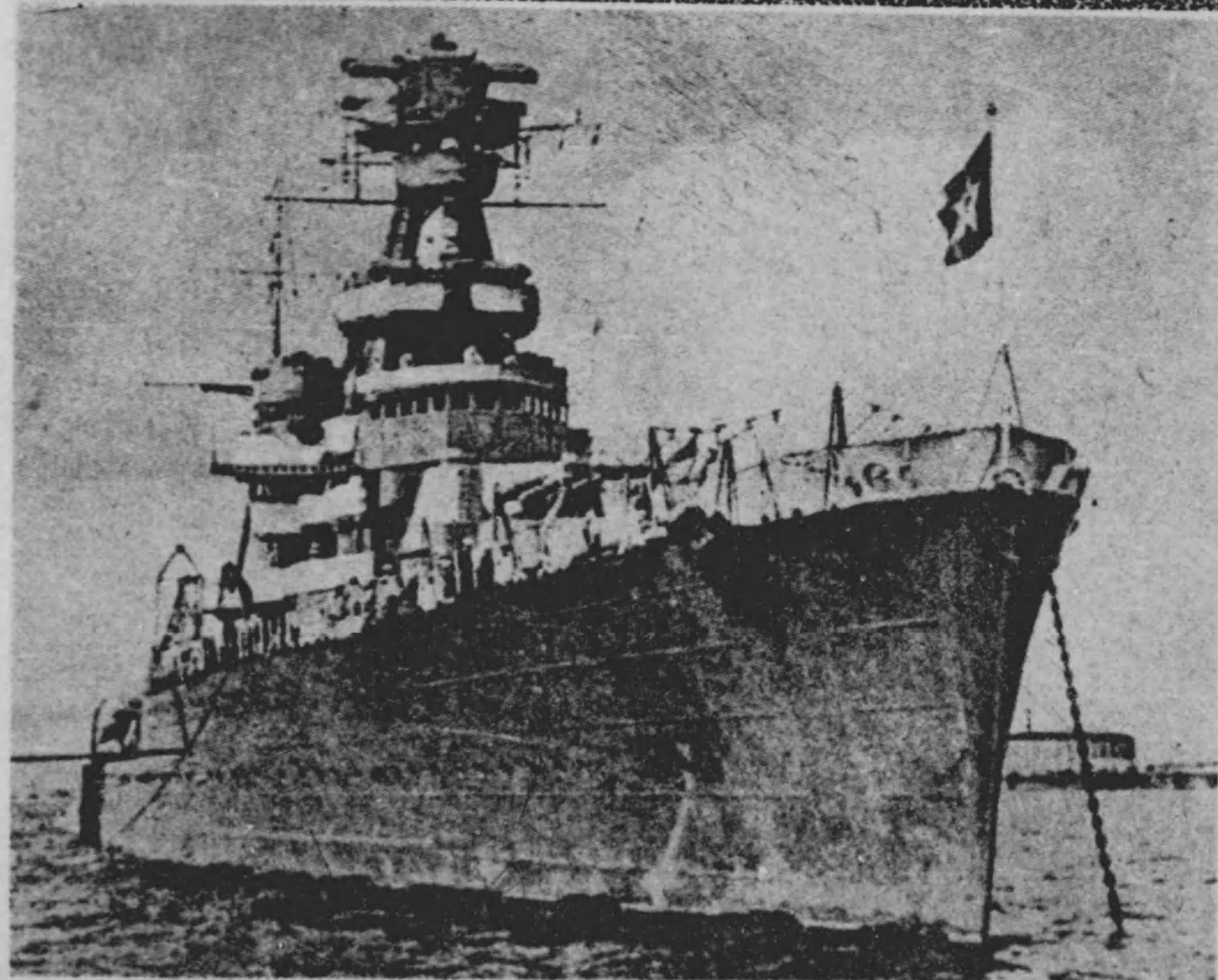


種 二 機 空 滑



基地を出發索敵に向ふ
伊國潜水艦

フ ロー キ 艦 洋 巡 重 聯 ソ





銃後諸相

東京市忠靈塔建設



第一夜襲戦のモロソ海戦のギラツ海峡夜襲戦



海員養成訓練



昭和十八年 陸海軍軍事年鑑

一 目 要 一

| | | | |
|----------------|-----|----------------|-----|
| 皇室宮廷…………… | 一 | 陸海軍召募一覽…………… | 四六三 |
| 皇室典範…………… | 三 | 在鄉軍人篇…………… | 四八一 |
| 靖國神社、護國神社…………… | 元 | 國防國家篇…………… | 五三七 |
| 位階勳功…………… | 元 | 航 空…………… | 五七三 |
| 大東亞戰…………… | 五 | 防衛及防空…………… | 六二九 |
| 軍事日曆…………… | 一五 | 防 諜…………… | 六八一 |
| 軍事新法令一覽…………… | 二四一 | 兵器裝備篇…………… | 七〇七 |
| 帝國國軍現制…………… | 二四九 | 軍事科學篇…………… | 七一九 |
| 帝國陸軍…………… | 二七九 | 外 交…………… | 八二二 |
| 帝國海軍…………… | 三二九 | 歐阿方面戰況月報…………… | 八三三 |
| 特務機關…………… | 三七 | 他邦軍備狀況…………… | 八六五 |
| 恩給救恤…………… | 三七 | 軍事史料篇…………… | 九四七 |
| 軍事援護…………… | 三六 | 公私軍事關係諸團體…………… | 九六九 |
| 軍事刑罰…………… | 三六 | 雜…………… | 九七九 |
| 馬 事…………… | 四〇三 | 跋…………… | 九八六 |
| 兵役篇…………… | 四二五 | | |

石田朱工業株式會社

福田工場建設事務所

西北亞及印度方面圖



挿畫及挿圖

其一、挿畫寫眞

南進する軍艦旗
 戦車の轟進
 南北海陸第一線
 天覽大東亞戰爭記録畫
 落下傘部隊
 敵機に猛射
 マダガスカル島で撃沈された英國ク
 イン・エリザベス型戦艦
 珊瑚海で大破された米國ルイスヴィ
 ル重巡洋艦
 比島リマイ飛行場猛爆
 ミッドウエー沖海戦で撃沈された米
 航空母艦ホーネット
 ソロモン海戦に撃沈された濠洲キヤ
 ンペラ重巡洋艦
 我が奇襲をうけた米國海空基地アラ

スカのダッチ・ハーバー
 鹵獲兵器
 基地を出發索敵に向ふ伊國潜水艦
 ソ聯重巡洋艦キーロフ
 滑空機二種
 第一次ソロモン海戦のツラギ海峡夜
 襲戦
 海員養成訓練
 銃後諸相
 西北ルート・中亞及印度洋方面圖
 (大東亞關係)
 對米方面南北作戦要圖
 マニラ攻略戦闘經過要圖
 マライ半島作戦經過圖
 昭南島要塞攻略經過圖
 蘭印作戦經過要圖
 ジャワ島攻略要圖
 ビルマ作戦經過圖
 珊瑚海々戦圖

アリエーシヤン要地圖
 ガタルカナル島附近圖
 ソロモン群島附近要圖
 アラスカ公路圖

支那方面戰況概見圖
 浙贛作戦經過概要圖
 浙江省要地圖
 徐州附近要圖
 (歐阿方面)
 東部地中海圖
 シミヤ半島圖
 ダガスカル島圖
 獨ソ交戦地圖
 北アフリカ方面圖
 スターリングラード附近圖
 獨ソ北方戦線圖
 アフリカ及同北西地方圖
 西亞、東歐、北阿交界地方及印度洋
 方面圖



83W55869

390.59
G95
G

陸海軍軍事年鑑目次

皇室宮廷

皇室 一
 皇族 二
 王族及公族 七
 皇族臣籍降下 九
 皇族、王族御公職 九
 御歴代表、歴史年表 一〇
 皇室祭祀 二六
 宮城 二七
 御府 二八
 宮中席次 二九
 内外人主催の集會に於ける席次 三三
 習志野 三三
 臺灣神社、臺南神社、蒙疆神社 三三
 相武臺 三三
 修武臺 三三

皇室典範

勅語 三三
 皇室典範 三三
 皇室典範増補 三五
 公式令 三五
 歴代宮内大臣 三六
 軍旗 三六
 軍艦旗 三六
 靖國神社、護國神社

靖國神社 三九
 起源 三九
 名稱 四〇
 祭神と御靈代 四〇
 皇室の御尊崇 四一
 祭典 四二
 靖國神社の歌 四四

位階勳功

位階令要旨 四九
 勳章 四九
 金鷄勳章創設の詔 五〇
 勳章の種類 五〇
 記章の種類 五一
 褒章の種類 五一
 勳章記章及略綬佩用心得 五一
 勳章、記勳及略綬佩用に 五一
 關する件陸軍一般へ通牒 五二
 有功者心得及届 五三
 軍人傷痕記章 五四
 軍人遺族記章 五四
 金鷄勳章叙賜條例改正 五五
 支那事變記念章 五六

遊就館

國防館 四四
 祭神數 四五
 〔護國神社〕 四八
 全國護國神社一覽 四八
 別格官幣社一覽 四八

國葬一覽……………二六

大東亞戰

詔書及勅語……………二五
 大東亞戰爭一箇年の戦果……………二五
 第七十九議會に於ける陸海兩相戦況報告……………二七
 陸軍大臣戦況報告……………二七
 海軍大臣戦況報告……………二九
 第八十回臨時議會に於ける首相及陸海兩相報告演說……………二九
 東條首相演說……………三三
 陸軍大臣戦況報告……………三七
 海軍大臣戦況報告……………三九
 第八十一議會に於ける陸海兩相戦況報告演說……………三八
 陸軍大臣戦況報告……………三八
 海軍大臣戦況報告……………四〇
 【大本營公報集】……………四〇
 (昭和十七年一月一日以降) 同 年十一月迄……………四〇
 【支那方面戦況】……………四〇

(自昭和十六年十一月) 至昭和十七年十一月)

【主要作戦一覽】

第七十七臨時議會に於ける支那事變に關する陸海兩相戦況報告……………二五
 陸軍大臣戦況報告……………二五
 海軍大臣戦況報告……………二七
 【陸海軍通商戦況】……………二九
 支那事變五年間綜合戦果……………二九
 最近一年對支作戦綜合戦果……………二九
 大東亞戰以來支那方面海軍部隊戦果……………三一
 支那派遣軍通商戦況……………三一
 【大東亞戰下の支那派遣軍將兵河邊總參謀長訓示】……………三一
 大東亞戰争の完遂と日支關係の解決……………三一
 我等の敵と盟友の姿……………三一
 派遣軍將兵の心構へ……………三一
 戰爭完遂に付ての協力に關する日華共同宣言 昭和十

八年一月九日)……………二六〇

【上開、感狀授與者及部隊一覽】

大東亞戰域各地平均月別氣温表……………二六二
 大東亞戰域各地平均月別降水量表……………二六六
 【經過曆】……………二六七
 (自昭和十二年七月七日) 至昭和十六年十一月下旬 軍事日曆……………二六七
 【最近一年軍事日曆】……………二九五
 (自昭和十六年十一月十六日) 至昭和十七年十二月八日 軍事新法令一覽……………二九五

軍事新法令一覽

國防一般の部……………二四一
 陸海軍共通の部……………二四三
 陸軍の部……………二四三
 海軍の部……………二四五
 帝國國軍現制……………二四九
 統帥權……………二四九
 編制權……………二四九

統帥權と編制權との關係……………二四九
 軍政の制定……………二五〇
 軍令の特色……………二五一
 統帥命令と軍令との關係……………二五一
 軍令……………二五一
 軍政令達……………二五二
 軍政及軍令の系統に關する事項の令達、通牒及照覆等……………二五三
 憲法抄……………二五三
 大本營令……………二五三
 防務條例抄……………二五三
 防衛總司令部令要旨……………二五三
 防禦海面令……………二五四
 衛戍令……………二五四
 衛戍勤務令抄……………二五五
 防備隊令抄……………二五七
 戒嚴令抄……………二五七
 徵發令抄……………二五八
 海戰法規抄……………二六〇
 陸戰の法規慣例に關する規則摘要……………二六三
 赤十字條約抄……………二六四

俘虜取扱規則……………二六五
 陸軍軍人軍屬著作規則……………二六八
 陸軍軍人軍屬著作規則改正に關する件……………二六八
 大東亞戰争に於て敵國の執るべき措置に鑑み海戰法規の一部と異なる規定を適用するの件……………二六九
 今次戰爭に於ける戰時禁制品……………二七二
 【軍事關係豫算】……………二七三
 藏相財政演說……………二七三
 臨時軍事費……………二七七

帝國陸軍

【統帥機關(軍令機關)】……………二七九
 參謀本部……………二八〇
 歴代參謀總長……………二八〇
 【軍政機關】……………二八〇
 陸軍省……………二八〇
 大臣官房……………二八〇
 人事局……………二八〇
 軍務局……………二八〇

兵務局……………二八一
 整備局……………二八一
 經理局……………二八二
 醫務局……………二八三
 法務局……………二八三
 陸軍省職員表……………二八四
 歴代陸軍大臣……………二八六
 【陸軍省隷屬官衙】……………二八六
 陸軍航空本部……………二八六
 陸軍航空技術研究所……………二八六
 航空審査部……………二八六
 陸軍航空廠……………二八六
 陸軍航空工廠……………二八六
 陸軍兵器行政本部……………二八七
 軍馬補充部……………二八八
 陸軍築城部……………二八八
 陸軍製絨廠……………二八八
 陸軍被服廠……………二八八
 陸軍糧秣廠……………二八八
 陸軍燃料廠……………二八八
 陸軍衛生材料廠……………二八八
 陸軍獸醫資材廠……………二八八

| | |
|------------------|-----|
| 陸軍運輸部 | 二八八 |
| 陸軍氣象部 | 二八八 |
| 陸軍機中本部 | 二八九 |
| 陸軍需品廠 | 二八九 |
| 俘虜情報局 | 二八九 |
| 俘虜收容所 | 二八九 |
| 〔其の他の官衙〕 | 二八九 |
| 參謀總長の管轄する官衙 | 二八九 |
| 陸地測量部 | 二八九 |
| 軍司令官若は師團長に隸屬する官衙 | 二八九 |
| 要塞司令部 | 二八九 |
| 聯隊區司令部 | 二九〇 |
| 陸軍兵事部 | 二九〇 |
| 陸軍病院 | 二九〇 |
| 陸軍監獄 | 二九〇 |
| 陸軍倉庫 | 二九〇 |
| 〔教育機關及學校〕 | 二九〇 |
| 教育總監部 | 二九〇 |
| 歴代教育總監 | 二九〇 |
| 〔教育總監部の管轄する學校〕 | 二九一 |
| 陸軍幼年學校 | 二九一 |
| 陸軍豫科士官學校 | 二九一 |
| 陸軍士官學校 | 二九一 |
| 陸軍豫備士官學校 | 二九一 |
| 陸軍教導學校 | 二九一 |
| 陸軍歩兵學校 | 二九一 |
| 陸軍戸山學校 | 二九一 |
| 陸軍通信學校 | 二九二 |
| 陸軍少年通信學校 | 二九二 |
| 陸軍科學學校 | 二九二 |
| 陸軍野戰砲兵學校 | 二九二 |
| 陸軍重砲兵學校 | 二九二 |
| 陸軍防空學校 | 二九三 |
| 陸軍工兵學校 | 二九三 |
| 陸軍輜重兵學校 | 二九三 |
| 陸軍習志野學校 | 二九三 |
| 〔陸軍機甲本部長に隸屬する學校〕 | 二九三 |
| 陸軍機甲整備學校 | 二九三 |
| 陸軍騎兵學校 | 二九四 |
| 陸軍千葉戰車學校 | 二九四 |
| 陸軍少年戰車兵學校 | 二九四 |
| 〔航空總監及其の管轄する學校〕 | 二九四 |
| 陸軍航空總監部 | 二九四 |
| 陸軍航空士官學校 | 二九四 |
| 東京陸軍航空學校 | 二九五 |
| 陸軍航空技術學校 | 二九五 |
| 能谷陸軍飛行學校 | 二九五 |
| 下志津陸軍飛行學校 | 二九五 |
| 明野陸軍飛行學校 | 二九五 |
| 濱松陸軍飛行學校 | 二九六 |
| 銚田陸軍飛行學校 | 二九六 |
| 水戸陸軍飛行學校 | 二九六 |
| 岐阜陸軍飛行學校 | 二九六 |
| 宇都宮陸軍飛行學校 | 二九六 |
| 大井洗陸軍飛行學校 | 二九六 |
| 陸軍航空整備學校 | 二九七 |
| 陸軍航空通信學校 | 二九七 |
| 〔兵器行政本部長の管轄する學校〕 | 二九七 |
| 陸軍兵器學校 | 二九七 |
| 陸軍經理學校 | 二九七 |
| 陸軍軍醫學校 | 二九八 |

| | |
|-----------------------|-----|
| 陸軍獸醫學校 | 二九八 |
| 陸軍憲兵學校 | 二九八 |
| 陸軍法務訓練所 | 二九九 |
| 〔參謀總長の管轄する學校〕 | 二九九 |
| 陸軍大學校 | 二九九 |
| 陸軍測量部修技所 | 二九九 |
| 〔軍 隊〕 | 二九九 |
| 防衛總司令部 | 二九九 |
| 軍司令部 | 二九九 |
| 關東軍司令部 | 三〇〇 |
| 航空軍司令部 | 三〇〇 |
| 師團司令部 | 三〇〇 |
| 飛行師團司令部 | 三〇〇 |
| 臺灣守備隊 | 三〇一 |
| 憲兵 隊 | 三〇一 |
| 〔軍隊教育、檢閲、演習〕 | 三〇一 |
| 軍隊教育の要旨 | 三〇一 |
| 軍隊教育令綱領 | 三〇一 |
| 軍隊教育の種類 | 三〇二 |
| 檢 閱 | 三〇四 |
| 特命檢閲 | 三〇四 |
| 其他の檢閲及査閲 | 三〇四 |
| 演 習 | 三〇四 |
| 軍 動 員 | 三〇四 |
| 動員及復員の意義 | 三〇四 |
| 〔陸軍の禮式及儀式要目〕 | 三〇五 |
| 〔陸軍服制〕 | 三〇五 |
| 服 裝 令 | 三〇六 |
| 〔陸軍管區表〕 | 三〇七 |
| 〔陸軍武官官等表〕 | 三〇七 |
| 〔陸軍武官官等表〕 | 三〇七 |
| 〔陸軍武官官等表〕 | 三〇七 |
| 〔彙 報〕 | 三〇七 |
| 軍隊休育要領 | 三〇七 |
| 憲兵制度刷新 | 三〇七 |
| 陸軍兵器行政本部設置と之に伴ふ諸機構の改正 | 三〇七 |
| 朝鮮徴兵制 | 三〇七 |
| 帝國海軍 | 三〇七 |
| 〔統帥機關〕 | 三〇七 |
| 軍 令 部 | 三〇七 |
| 歴代軍令部總長 | 三〇七 |
| 〔軍政機關〕 | 三〇七 |
| 海 軍 省 | 三〇七 |
| 軍務局 | 三〇九 |
| 兵備局 | 三〇九 |
| 人事局 | 三〇九 |
| 教育局 | 三〇九 |
| 軍需局 | 三〇九 |
| 醫務局 | 三〇九 |
| 經理局 | 三〇九 |
| 法務局 | 三〇九 |
| 歴代海軍大臣 | 三〇九 |
| 〔海軍省隸屬官衙〕 | 三〇九 |
| 海軍艦政本部 | 三〇九 |
| 海軍航空本部 | 三〇九 |
| 海軍技術研究所 | 三〇九 |
| 水路 部 | 三〇九 |
| 海軍施設本部 | 三〇九 |
| 〔鎮守府及警備府〕 | 三〇九 |
| 鎮 守 府 | 三〇九 |
| 警 備 府 | 三〇九 |
| 海軍管區表 | 三〇九 |
| 志願兵徵募區 | 三〇九 |
| 〔鎮守府及警備府隸屬機關〕 | 三〇九 |
| 海軍人事部 | 三〇九 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 海軍療品廠 | 三三四 |
| 海軍衣糧廠 | 三三四 |
| 海軍軍需部 | 三三五 |
| 海軍港務部 | 三三五 |
| 海軍艦船部 | 三三五 |
| 海軍工廠 | 三三五 |
| 海軍建築部 | 三三五 |
| 海軍航空廠 | 三三五 |
| 海軍航空技術廠 | 三三五 |
| 海軍病院 | 三三五 |
| 海軍經理部 | 三三六 |
| 鎮守府軍法會議 | 三三六 |
| 海軍監獄 | 三三六 |
| 海軍燃料廠 | 三三六 |
| 海兵團 | 三三六 |
| 防備隊 | 三三六 |
| 海軍警備隊 | 三三六 |
| 地方在勤海軍武官府 | 三三七 |
| 〔學 校〕 | 三三七 |
| 海軍大臣直轄學校 | 三三七 |
| 海軍大學校 | 三三七 |
| 海軍兵學校 | 三三七 |
| 海軍機關學校 | 三三八 |
| 海軍軍醫學校 | 三三八 |
| 海軍經理學校 | 三三九 |
| 鎮守府司令長官に隸する學校 | 三三九 |
| 海軍砲術學校 | 三三九 |
| 海軍水雷學校 | 三三九 |
| 海軍機雷學校 | 三三九 |
| 海軍潜水學校 | 三三九 |
| 海軍工機學校 | 三三九 |
| 海軍工作學校 | 三三九 |
| 海軍通信學校 | 三三九 |
| 海軍航海學校 | 三三九 |
| 海軍特修兵表 | 三三九 |
| 〔部 隊〕 | 三三九 |
| 海軍聯合航空隊 | 三三九 |
| 聯合航空總隊及練習聯合總隊編成 | 三三九 |
| 海軍航空隊 | 三三九 |
| 海軍練習航空隊 | 三三九 |
| 海軍通信隊 | 三三九 |
| 海軍陸戰隊 | 三三九 |
| 〔艦 隊〕 | 三三九 |
| 聯合艦隊 | 三三四 |
| 獨立艦隊司令官 | 三三四 |
| 驅逐隊、潜水隊、海防隊、水雷隊、掃海隊、驅潜隊 | 三三五 |
| 〔艦 船〕 | 三三五 |
| 戰艦 | 三三五 |
| 巡洋艦 | 三三五 |
| 航空母艦 | 三三六 |
| 水上機母艦 | 三三六 |
| 潜水母艦 | 三三六 |
| 敷設艦 | 三三六 |
| 海防艦 | 三三六 |
| 練習戰艦 | 三三六 |
| 驅逐艦 | 三三六 |
| 潜水艦 | 三三七 |
| 水雷艇 | 三三七 |
| 掃海艇 | 三三七 |
| 驅潜艇 | 三三七 |
| 特務艦 | 三三七 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 特務艦 | 三三七 |
| 〔服 制〕 | 三三七 |
| 海軍武官兵服制改正 | 三三七 |
| 服 裝 | 三三七 |
| 各階級區別章 | 三三七 |
| 兵科識別色線 | 三三七 |
| 軍 刀 | 三三七 |
| 下士官兵 | 三三七 |
| 〔旗 章〕 | 三三七 |
| 天皇旗 | 三三六 |
| 將 旗 | 三三六 |
| 長 旗 | 三三六 |
| 軍 旗 | 三三六 |
| 艦首旗 | 三三六 |
| 滿艦飾 | 三三六 |
| 〔禮 式〕 | 三三六 |
| 軍艦の敬禮 | 三三六 |
| 短艇の敬禮 | 三三六 |
| 觀 兵 式 | 三三六 |
| 遙 拜 式 | 三三六 |
| 〔禮 節〕 | 三三六 |
| 皇禮節 | 三三六 |
| 帝國文武官に對する禮節 | 三三六 |
| 其の他の禮節 | 三三六 |
| 答 禮 | 三三六 |
| 觀 艦 式 | 三三六 |
| 〔船舶保護法及開東州及南洋群島船舶保護令施行規則〕 | 三三六 |
| 〔捕獲審檢所〕 | 三三六 |
| 〔海軍武官階級表〕 | 三三六 |
| 〔海軍兵階級表〕 | 三三六 |
| 〔帝國艦艇一覽表〕 | 三三六 |
| 〔彙 報〕 | 三三六 |
| 記念軍艦旗の規則改正 | 三三六 |
| 海務院の開設 | 三三六 |
| 今次戰爭に於ける戰時禁制品特別規定 | 三三六 |
| ハワイ方面海軍特別攻撃隊 | 三三六 |
| 大東亞戰爭と海戰法規一部と異なる規定 | 三三六 |
| 濠洲方面海軍特別攻撃隊 | 三三六 |
| 選統制旗の制定 | 三三六 |
| 見習尉官制の制定 | 三三六 |
| 海防隊と海防艦 | 三三六 |
| 海軍召集規則中改正 | 三三六 |
| 海軍禮砲令中改正 | 三三六 |
| 志願兵名稱改正 | 三三六 |
| 特務機關 | 三三六 |
| 〔諮詢機關〕 | 三三六 |
| 元帥府 | 三三六 |
| 軍事參議院 | 三三六 |
| 陸海軍大將に補せられたる人名表 | 三三六 |
| 〔其の他の特務機關〕 | 三三六 |
| 侍從武官府 | 三三六 |
| 皇族附及王公族附武官 | 三三六 |
| 陸軍將校生徒試驗委員 | 三三六 |
| 海軍生徒採用試驗委員 | 三三六 |
| 外國駐在員 | 三三六 |
| 恩給、救恤 | 三三六 |
| 恩 給 | 三三六 |
| 扶 助 料 | 三三六 |
| 恩給法改正の概説 | 三三六 |
| 轉免役賜金令 | 三三六 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 軍事扶助法 | 三六三 |
| 入營者職業保障法 | 三六四 |
| 入營者職業保障法施行規則 | 三六五 |
| 恩給金庫法 | 三六五 |
| 軍事保護 | |
| 軍事保護院 | 三八八 |
| 軍人保護會 | 三八九 |
| 醫療保護 | 三八九 |
| 職業保護 | 三九一 |
| 傷兵院 | 三九五 |
| 軍事刑罰 | |
| 刑法令 | 三九八 |
| 陸海軍軍事司法 | 三九八 |
| 軍法會議 | 三九八 |
| 訴訟手續 | 四〇〇 |
| 海軍軍法會議法 | 四〇一 |
| 陸軍懲罰令附目 | 四〇二 |
| 海軍懲罰令附目 | 四〇二 |
| 陸軍軍人軍屬等犯罪即決法 | 四〇二 |
| 關係機關 | 四〇二 |
| 馬 | |
| 附、軍犬、軍用鳩、功章 | |
| 馬政 | 四〇一 |
| 內地馬政計畫實施要領 | 四〇五 |
| 馬改良方針 | 四〇六 |
| 軍馬の資格及能力に關する標準 | 四〇八 |
| 馬政に關する主要法規 | 四一〇 |
| 軍馬關係陸軍機關 | 四一〇 |
| 馬事團體 | 四一〇 |
| 軍馬に關する常識 | 四一一 |
| 〔軍犬〕 | |
| 軍犬の種類 | 四一三 |
| 軍犬の用法 | 四一三 |
| 軍犬の管理 | 四一四 |
| 〔軍用鳩〕 | |
| 軍馬、軍犬及鳩の功章 | 四一四 |
| 兵役篇 | |
| 帝國兵役法の根本精神 | 四一五 |
| 兵制發布七十周年 | 四一六 |
| 兵役法 | |
| 陸軍特別志願兵令抄 | 四二五 |
| 朝鮮徵兵制と臺灣志願兵制實施 | 四二六 |
| 徵集及徵兵検査 | 四二六 |
| 徵集延期と入營延期 | 四三〇 |
| 在學徵集延期期間臨時短縮 | 四三〇 |
| 在帝國外徵集延期 | 四三三 |
| 帝國外地及朝鮮、臺灣、關東州等に關する徵兵検査特例 | 四三四 |
| 召集及簡閱點呼 | 四四一 |
| 〔服役〕 | |
| 陸軍將校准士官 | 四四九 |
| 陸軍下士官の服役 | 四五〇 |
| 陸軍兵の服役 | 四五二 |
| 海軍將校准士官の服役 | 四五三 |
| 海軍武官服役令抄 | 四五三 |
| 海軍下士官兵の服役 | 四五六 |
| 〔分限、進級〕 | |
| 陸軍將校分限令並陸軍武官進級令 | 四五七 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 陸軍將校分限令 | 四五七 |
| 陸軍武官進級令抄 | 四五九 |
| 海軍將校分限令 | 四六〇 |
| 海軍武官進級令抄 | 四六一 |
| 陸海軍召募一覽 | |
| 陸軍幼年學校生徒 | 四六三 |
| 陸軍豫科士官學校生徒及陸軍經理學校豫科生徒 | 四六五 |
| 陸軍兵器學校生徒 | 四六六 |
| 陸軍少年戰軍兵學校生徒 | 四六六 |
| 陸軍少年通信兵學校生徒 | 四六六 |
| 陸軍野戰砲兵學校生徒(少年砲兵) | 四六六 |
| 陸軍重砲兵學校生徒(少年砲兵) | 四六六 |
| 兵 | 四六六 |
| 陸軍航空學校生徒(少年砲兵) | 四六六 |
| 東京陸軍航空學校生徒(少年航空兵) | 四六六 |
| 技術部、經理部、衛生部(藥劑獸醫部、法務部見習士官) | 四六九 |
| 操縱候補生、同豫備役下士官 | 四六九 |
| 候補者 | |
| 技術裝補生(臨時特例短期現役技術部將校) | 四七〇 |
| 軍醫候補生(右同衛生部) | 四七一 |
| 軍醫豫備員 | 四七一 |
| 戶山學校軍樂生徒 | 四七一 |
| 陸地測量部修技所生徒 | 四七二 |
| 海軍兵學校生徒 | 四七三 |
| 海軍機關學校生徒 | 四七三 |
| 海軍經理學校生徒 | 四七三 |
| 海軍志願兵 | 四七四 |
| 甲種飛行豫科練習生 | 四七四 |
| 海軍軍醫、藥劑、主計、技術齒科醫、法務見習尉官 | 四七八 |
| 海軍豫備學生 | 四七八 |
| 海軍豫備練習生(海軍豫備員候補者) | 四七九 |
| 依託學生及生徒 | 四七九 |
| 少年砲兵 | 四八〇 |
| 在郷軍人篇 | |
| 帝國在郷軍人會 | 四八一 |
| 帝國在郷軍人會令 | 四八二 |
| 帝國在郷軍人會規程摘要 | 四八二 |
| 聯合支部以下監督區分表 | 四八四 |
| 帝國在郷軍人會會則拔萃 | 四八五 |
| 帝國在郷軍人會本部 | 四八九 |
| 軍人會館 | 四八九 |
| 在郷軍人心得 附、願屆様式 | 四九五 |
| 應召及出征時の心得 | 四九五 |
| 充員召集心得 | 四九六 |
| 演習召集願屆 | 四九九 |
| 寄留地に於ける演習召集 | 四九九 |
| 演習召集の免除及延期 | 五〇一 |
| 海外在住者の召集 | 五〇三 |
| 教育召集及歸休兵召集 | 五〇四 |
| 簡閱點呼 | 五〇四 |
| 簡閱點呼願屆 | 五〇四 |
| 服役上の願屆 | 五〇六 |
| 陸軍在郷軍人職業申告規則 | 五一二 |
| 在郷軍人會外團體の制服 | 五一八 |
| 在郷軍人諸願屆一覽表 陸軍 | 五二〇 |
| 在郷軍人諸願屆一覽表 海軍 | 五二四 |

| | |
|------------------|-----|
| 在郷軍人諸願届一覽表(海軍) | 五三六 |
| 豫備員 | 五三六 |
| 〔郷軍報〕 昭和十六年—十七年) | 五三八 |
| 第二次特別攻撃隊 | 五三九 |
| 國防國家篇 | |
| 〔國家總動員〕 | 五三七 |
| 國家總動員法の説明 | 五三八 |
| 昭和十六年の總動員法大改正 | 五三九 |
| 及同年末迄の強化 | 五四〇 |
| 〔國家總動員法〕 | 五四〇 |
| 總動員法發動狀況 | 五四七 |
| 國家總動員法中發動勅令 | 五四八 |
| 企畫院官制抄 | 五四九 |
| 國家總動員審議會官制抄 | 五四九 |
| 總力戰研究所官制 | 五四九 |
| 〔關係法令〕 | 五四九 |
| 國民徵用令 | 五五〇 |
| 國民徵用令抄 | 五五〇 |
| 國民徵用令施行規則 | 五五三 |
| 國民勤勞報國協力令 | 五五四 |
| 企業整備令 | 五五六 |
| 〔學生、青年訓練〕 | 五五七 |
| 陸軍現役將校學校配屬令 | 五五七 |
| 其後の改正及強化 | 五五八 |
| 陸軍現役將校配屬學校教練 | 五五九 |
| 教授要目摘要 | 五五九 |
| 學校教練制度の説明 | 五五九 |
| 〔海軍關係〕 | 五五九 |
| 海軍現役武官商船學校等配 | 五五九 |
| 屬令抄 | 五五九 |
| 海軍現役武官水産講習所配 | 五五九 |
| 屬令抄 | 五五九 |
| 青年學校令抄 | 五五九 |
| 〔學校滑空訓練〕 | 五五九 |
| 研究と用意 | 五五九 |
| 滑空訓練の開始 | 五五九 |
| 訓練の實際 | 五五九 |
| 航空 | |
| 帝國陸軍航空 | 五七三 |
| 帝國海軍航空 | 五七八 |
| 最近の航空機材 | 五八一 |
| 航空法 | 五八三 |
| 滑空規則 | 五九〇 |
| 落下傘及落下傘部隊 | 五九〇 |
| 皇軍落下傘部隊の值績 | 五九四 |
| メナド附近海軍落下傘部隊 | 五九四 |
| の戰闘 | 五九四 |
| パレンバン陸軍落下傘部隊 | 五九五 |
| 戰闘經過の概要 | 五九五 |
| 成層圏爆撃機 | 六〇一 |
| 航空要員養成概要 | 六〇四 |
| 陸軍制式飛行機及氣球諸元表 | 六〇六 |
| 帝國海軍飛行機 | 六〇七 |
| 列國現用主要爆撃機要目表 | 六〇八 |
| 列國現用主要戰闘機要目表 | 六〇八 |
| 列國現用主要偵察機要目表 | 六一〇 |
| 米國主要軍用機 | 六一三 |
| 〔彙報〕 | 六一三 |
| 航空有功章の制定 | 六一三 |
| 新銳陸軍機車號 | 六一三 |
| 不平均飛行機B V一四一型 | 六一四 |
| 無尾翼飛行機「ホルテン五」 | 六一五 |
| 洩らぬ燃料タンク | 六一五 |

| | |
|-----------------|-----|
| 成層圏飛行機用特殊硝子 | 六二六 |
| 大型輸送機 | 六二六 |
| 本邦一般機要目 | 六二八 |
| 防衛及防空 | |
| 〔陸軍防衛召集規則要綱〕 | 六二九 |
| 規則制定の趣旨 | 六二九 |
| 召集の本質 | 六二九 |
| 召集法の概要 | 六三〇 |
| 其の他 | 六三二 |
| 陸軍防衛召集規則逐條説明 | 六三二 |
| 總則 | 六三一 |
| 召集準備 | 六三五 |
| 召集實施 | 六三七 |
| 召集解除 | 六三八 |
| 罰則 | 六三九 |
| 〔防空〕 | 六三九 |
| 工場規制地域(三府七縣) | 六三八 |
| 防空法施行令 | 六三九 |
| 防空法施行規則 | 六四〇 |
| 防空建築規則の改正 | 六四六 |
| 規則適用區域の擴大 | 六四七 |
| 木造建物の防火構造強化 | 六四八 |
| 地窖の設備 | 六四八 |
| 燈火管制設備 | 六四九 |
| 防護室の設備 | 六四九 |
| 動力源等の防護 | 六四九 |
| 防火改修規則の實施 | 六四九 |
| 防空監視隊令 | 六五〇 |
| 防空従事者の確保と扶助 | 六五一 |
| 燈火管制規則 | 六五三 |
| 燈火管制規則施行に關する件 | 六五九 |
| 一般屋外燈の光の秘匿程度 | 六六〇 |
| 一般屋内燈の光の秘匿程度 | 六六〇 |
| 一般交通關係の光の秘匿の程度 | 六六一 |
| 航空關係燈の光の秘匿程度 | 六六三 |
| 火焰其の他の光の秘匿程度 | 六六四 |
| 防空手段と各種機關 | 六六六 |
| 〔防毒〕 | 六六八 |
| 空襲に用ひられる瓦斯 | 六六八 |
| 個人の防護 | 六六八 |
| 家庭の防護 | 六六九 |
| 外出先の防護 | 六七〇 |
| 瓦斯患者の救急 | 六七〇 |
| 瓦斯防護の總考 | 六七二 |
| 〔消火〕 | 六七三 |
| 燒夷彈の種類及識別法 | 六七三 |
| 隣組及家庭防空設備品 | 六七五 |
| 各種燒夷彈效力判定表 | 六七五 |
| 爆彈效力判定表 | 六七七 |
| 油脂燒夷彈效力判定表 | 六七七 |
| 警報一覽表 | 六七九 |
| 燈火管制下の標識燈の種類及記號 | 六七九 |
| 飛行機の識別法 | 六八〇 |
| 防諜 | |
| 防諜概説 | 六八一 |
| 大東亞戰爭下の防諜 | 六八四 |
| 諜報防衛 | 六八五 |
| 思想謀略に對する防衛 | 六八五 |
| 破壞謀略に對する防衛 | 六八六 |
| 國民防諜大訓 | 六八七 |
| 團體の防諜 | 六八七 |
| 〔防諜關係法規〕 | 六八九 |

| | |
|-----------------|-----|
| 軍機保護法施行規則(陸軍) | 六九二 |
| 軍機保護法施行規則(海軍) | 六九五 |
| 要塞地帯法 | 六九八 |
| 陸軍輸送地域取締法 | 七〇〇 |
| 軍用資源秘密保護法 | 七〇〇 |
| 軍用資源秘密保護法施行規則 | 七〇二 |
| 軍用電氣通信法抄 | 七〇三 |
| 國防保安法 | 七〇三 |
| 國防保安法施行令 | 七〇五 |
| 國境取締法 | 七〇五 |
| 國境取締法施行令 | 七〇六 |
| 新聞紙等掲載制限令 | 七〇六 |
| 兵器裝備篇 | |
| 鹵獲兵器天覽 | 七〇八 |
| 天覽兵器品目 | 七〇八 |
| (上) 大東亞戰と兵器 | 七〇 |
| 南方作戦に見たる彼我兵器の比較 | 七〇 |
| 遅れた米英の兵器 | 七〇 |
| 舊式の機關銃と野砲 | 七〇 |
| 彼此の機械化兵器 | 七二 |
| 皇軍獨得の新兵器 | 七二 |
| 今後の研究課題 | 七二 |
| 大東亞戰と新兵器の傾向 | 七三 |
| 巨砲主義は過去の夢 | 七三 |
| 我作戦と新兵器 | 七六 |
| 敵の企圖する新兵器 | 七八 |
| 最近の戰車及對戰車兵器 | 七〇 |
| マンモス戰車 | 七〇 |
| 獨の實戰的改良 | 七二 |
| 獨・戰車無線器絶縁物の性能 | 七三 |
| 飛・戰車砲 | 七四 |
| 戰車襲撃専用機 | 七四 |
| 對戰車砲との比較 | 七四 |
| 諸元及性能 | 七五 |
| 米英戰車 | 七五 |
| ロケット | 七六 |
| 米國の艦載機 | 七三 |
| 重門橋折疊舟の渡過器材研究 | 七三 |
| 英軍裝備兵器一覽表 | 七三 |
| 各國擲彈筒(筒)諸元概見表 | 七六 |
| (中) 解説 | 七七 |
| 近代的裝備の内容と其趨勢 | 七三七 |
| 各國高射火器諸元一覽表 | 七四四 |
| 軍の機械化及機械化部隊 | 七五二 |
| 各國代表戰車任務及性能概見表 | 七五七 |
| 列國對戰車砲諸元一覽表 | 七六一 |
| 理學兵器、電氣兵器 | 七六四 |
| 海軍兵器 | 七六四 |
| 防潜網と潜水艦補獲網 | 七七一 |
| (下) 彙報 | 七七四 |
| 優秀刀の鍛鍊製造 | 七七四 |
| 民間兵器三工場を陸軍當局表彰 | 七七四 |
| 動くトーチカ戰車 | 七七五 |
| 壓搾空氣彈 | 七七五 |
| 獨の新兵器「新戰國機と火砲」 | 七七六 |
| 獨軍巨砲二種 | 七七六 |
| ソ聯の機雷大 | 七七七 |
| 軍事科學篇 | |
| 野戰兵食を御祝儀に召さる | 七七九 |

| | |
|--------------------|-----|
| 陸軍南方作戦と糧食 | 七〇 |
| 日本軍陣醫學の進歩 | 七二 |
| 臨時東京第三陸軍病院 | 七三 |
| マラリヤ豫防薬の發明 | 七四 |
| 航空醫學について | 七八 |
| 陸軍新偵察機 | 七九 |
| 爆撃機の迷彩效果 | 七九 |
| 戰爭と氣象 | 七九 |
| 冬季日本海航空氣象の研究 | 七九 |
| 動物質纖維の再生法 | 七九 |
| 三角型兵舎の考案 | 七九 |
| 戰時標準船 | 八〇 |
| 技術院の誕生 | 八〇 |
| 敵性特許權の處置 | 八〇 |
| 經濟戰略 | 八〇 |
| 外交 | |
| 日米交渉經過 | 八二 |
| 日獨伊三國協定 | 八二 |
| 日獨伊軍事協定調印 | 八二 |
| 防共協定擴大 | 八二 |
| 日・タイ攻守同盟成立 | 八三 |
| チモール作戦通告 | 八三 |
| 日・タイ經濟提携成立 | 八三 |
| 日・佛印軍事協定成立 | 八三 |
| 日・佛印經濟協定調印 | 八三 |
| 日・ソ漁業暫定協定 | 八三 |
| ローマ法王廳へ公使派遣 | 八三 |
| 泰へ二億圓借款供與 | 八三 |
| 日佛印物資交易協定妥結 | 八四 |
| 日泰文化協定成立 | 八五 |
| 大東亞省設立 | 八七 |
| 在外公館 | 八九 |
| 本邦駐在各國大公使一覽 | 八三〇 |
| 本邦駐在列國領事館 | 八三〇 |
| 中華民國參戰布告 | 八三一 |
| 宣戰布告全文 | 八三一 |
| 日獨伊經濟協定成立 | 八三一 |
| 歐阿方面戰況月報 | |
| 其一(自昭和十六年一月中旬) | 八三四 |
| 其二(自昭和十六年二月中旬) | 八三五 |
| 其三(自昭和十六年三月中旬) | 八三六 |
| 其四(自昭和十七年一月中旬) | 八三七 |
| 其五(自昭和十七年二月中旬) | 八四〇 |
| 其六(自昭和十七年三月中旬) | 八四一 |
| 其七(自昭和十七年四月中旬) | 八四五 |
| 其八(自昭和十七年五月中旬) | 八四八 |
| 其九(自昭和十七年六月中旬) | 八五一 |
| 其十(自昭和十七年七月中旬) | 八五三 |
| 其十一(自昭和十七年八月中旬) | 八五五 |
| 其十二(自昭和十七年九月中旬) | 八五九 |
| 挿圖 | |
| 東部地中海圖 | 八三四 |
| クリミヤ半島圖 | 八四一 |
| マダガスカル島圖 | 八四四 |
| 獨ソ交戦地圖 | 八四五 |
| 北阿ソビア方面圖 | 八四七 |
| スターリングラード附近圖 | 八五一 |
| 獨ソ北部戰線方面圖 | 八五一 |
| アフリカ洲戰略要圖 | 八五七 |
| 同 北西方面 チュニス、モロッコ)圖 | 八五八 |

| | | | | | |
|------------------------------|-----|--------------------|-----|------------------|-----|
| 西亞、東歐、北阿交界地方 及印度洋方面圖…………… | 八三二 | 列國海軍艦艇竣工建造狀態…………… | 九三九 | 海軍館…………… | 九七一 |
| 他邦軍備狀況 | | 獨逸海軍艦艇表…………… | 九四〇 | 三笠保存會…………… | 九七二 |
| 米國陸軍の全貌及其の主要な る兵器…………… | 八六五 | 伊國海軍艦艇表…………… | 九四二 | 海防義會…………… | 九七三 |
| 米國軍備の一大飛躍…………… | 八九一 | 各國水上機母艦性能比較表…………… | 九四四 | 海軍協會…………… | 九七三 |
| 米國軍需生産狀況…………… | 八九二 | 各國工作艦一覽表…………… | 九四五 | 軍人援護會…………… | 九七三 |
| 英國の抗戦力…………… | 八九八 | 軍事史料篇 | | 軍人援護會…………… | 九七三 |
| 濠洲の防備、軍備、軍擧…………… | 九〇〇 | 帝國軍制の沿革…………… | 九四七 | 大日本傷痍軍人會…………… | 九七三 |
| 印度の國防及軍備…………… | 九〇六 | 皇軍偉績(明治以後國外戰)…………… | 九四五 | 大日本忠靈顯彰會…………… | 九七三 |
| 蔣軍の近狀…………… | 九二〇 | 近代重要國際戰爭梗概…………… | 九六三 | 陸海軍將校婦人會…………… | 九七四 |
| 蘇滿國境の風雲…………… | 九二三 | 西洋著名戰爭名…………… | 九六八 | 其 他…………… | 九七四 |
| 滿洲國軍…………… | 九二七 | 第一次世界大戰の損害…………… | 九六八 | 戰時行政特別法…………… | 九七七 |
| 國 兵 法…………… | 九三三 | 公私軍事關係諸團體 | | 許可認可等臨時措置法…………… | 九七七 |
| 江 上 軍…………… | 九三五 | 陸海軍集會所…………… | 九六九 | 戰時行政職權特別…………… | 九七七 |
| 中華民國軍の陣容…………… | 九三五 | 陸軍匪躬會…………… | 九六九 | 陸軍恤兵金取扱手續摘要…………… | 九七九 |
| 米國海軍主力部隊一覽表…………… | 九三七 | 偕 行 社…………… | 九六九 | 國防獻金取扱規程摘要…………… | 九八一 |
| 米國海軍新銳建造中及計畫 艦艇…………… | 九三三 | 水 交 社…………… | 九七〇 | 郵便電話規則摘要…………… | 九八二 |
| 英國殘存艦艇表…………… | 九三五 | 海 仁 會…………… | 九七〇 | 結婚様式…………… | 九八八 |
| ソ聯海軍艦艇表…………… | 九三八 | 海軍有終會…………… | 九七一 | 葬儀便覽…………… | 九九〇 |
| | | 海軍義濟會…………… | 九七一 | 度量衡表…………… | 九九三 |
| | | 海軍信義會…………… | 九七一 | | |
| | | 海軍信義會…………… | 九七一 | | |

皇室宮廷

皇 室

天皇陛下 第二百二十四代天皇 大正天皇第一皇子。御名 裕仁。明治三十四年四月二十九日御降臨 迪宮と稱し奉る。同四十一年四月十一日學習院初等科に御入學。明治四十五年七月三十日儲位に登らせらる。大正元年九月九日任陸軍少尉任海軍少尉兼大勳位。同三年四月二日學習院初等科御卒業。同日御學問所御開始。同年十月三十一日任陸軍中尉任海軍中尉。同五年十月三十一日任陸軍大尉任海軍大尉。同年十一月三日立太子禮御舉行。同八年五月七日御成年式御舉行。同九年十月三十一日任陸軍少佐任海軍少佐。同十年二月二十八日御學問所御終業。同年三月三日御外遊。同年九月三日御歸朝。同年十一月二十五日攝政御就任。同十二年十月三十一日任陸軍中佐任海軍中佐。同十三年一月二十六日故久邇宮邦彥王第一女良子女王を妃と爲し給ふ。同十四年十月三十一日任陸軍大佐任海軍大佐。同十五年十二月二十五日大正天皇崩御即日御踐祚。昭和元年十二月二十八日朝見式。同三年十一月十日御即位禮御舉行。同十四日十五日大嘗祭御親祭。

皇后陛下 故久邇宮邦彥王第一女。御名 良子。明治三十六年三月六日御誕生。同四十二年四月十一日學習院女學部に御入學。大正七年一月十七日東宮妃に御豫定の御沙汰あり。同四月御學問所御開始。同十一年六月二十日御婚儀勅許。同年九月二十八日御納采。同日敍勳一等。同十三年一月二十六日御入宮。同日皇太子妃とならせ給ふ。昭和元年十二月二十五日皇后に登らせらる。

皇太后陛下 故公爵九條道孝第四女。御名 節子。明治十七年六月二十五日御誕生。同二十三年九月華族女學校に御入學。同三十二年七月十八日華族女學校初等中學校御修了。同三十三年五月十日御入宮。同日皇太子妃とならせ給ふ。大正元年七月三十日皇后に登らせらる。昭和元年十二月二十五日皇太后とならせ給ふ。

皇太子 明仁親王 今上天皇第一皇子。昭和八年十二月二十三日御誕生。繼宮と稱し奉る。
皇太子 正仁親王 今上天皇第二皇子。昭和十年十一月二十八日御誕生。義宮と稱し奉る。
皇女子 成子内親王 今上天皇第一皇女。大正十四年十二月六日御誕生。照宮と稱し奉る。
和子内親王 今上天皇第三皇女。昭和四年九月三十日御誕生。孝宮と稱し奉る。
厚子内親王 今上天皇第四皇女。昭和六年三月七日御誕生。順宮と稱し奉る。
貴子内親王 今上天皇第五皇女。昭和十四年三月二日御誕生。清宮と稱し奉る。

皇 族 (御成年以上の方々のみを謹記す昭和十七年調)

東京市赤坂區一番地ノ表町御殿

○ 秩 父 宮

大正十一年六月廿五日秩父宮の稱號を賜はる。

陸軍大佐大勳位功三級 雍仁親王 大正天皇第二皇子 明治五年 六月五日御誕生 昭和五年 九月六日御結婚
雍仁親王妃勳一等 勢津子 子爵松平保男姪 (松平恒雄第一女) 明治三年 九月九日御誕生

初め淳宮と稱し奉る。大正六年四月陸軍中央幼年學校豫科御入學、同九年三月同校本科御卒業、士官候補生として歩兵第三聯隊へ御入隊、同年十月陸軍士官學校本科御入學、同十一年六月二十五日秩父宮の御稱號を賜はり一家御創立、同年七月同校御卒業、同年十月二十五日任陸軍歩兵少尉、補歩兵第三聯隊附、大勳位に敘し菊花大綬章を賜ふ、同十四年五月任陸軍歩兵中尉、同五月二十四日海外御見學のため御渡歐、昭和二年一月十七日御歸朝、同三年十二月陸軍大學校御入學、同五年三月六日任陸軍歩兵大尉、同六年十一月陸軍大學校御卒業、同月歩兵第三聯隊中隊長、同七年九月一日補歩兵第三聯隊附、參謀本部附御勤務、同九年六月二日御名代として滿洲國帝政實施御慶祝のため御渡滿、同六月十八日御歸朝、同十年八月一日任陸軍歩兵少佐、補歩兵第三十一聯隊大隊長、同十一年十二月一日參謀本部附、同十二年三月十八日御名代として英國皇帝陛下戴冠式御參列のため御渡英、列國御歴遊の後同年十月十五日御歸朝。同十三年三月一日任陸軍歩兵中佐、同十四年八月一日任陸軍歩兵大佐。

御 軍 職 參 謀 本 部 附

○ 高 松 宮

東京市芝區高輪西臺町一番地

大正二年七月六日高松宮の稱號を賜はる。

海軍大佐大勳位功四級 宣仁親王 大正天皇第三皇子 明治八年 一月三日御誕生 昭和五年 二月四日御結婚
初め光宮と稱し奉る。大正二年七月六日高松宮の御稱號を賜はり一家御創立、有栖川宮家の御祭祀を司らせらる。同九年五月海軍兵學校御入學、同十三年七月御卒業、同十四年十二月任海軍少尉、大勳位に敘し菊花大綬章を賜ふ。昭和二年十二月任海軍中尉、同五年四月ガーター勳章御答禮使として妃殿下と共に御渡英、歐米各國御巡遊、同年十二月一月任海軍大尉、同六年六月十一日御歸朝、海軍軍令部出仕、同年十二月一日海軍砲術學校高等科學生被仰付、同七年十二月一日同校學生被免、補高維分隊長、同八年十一月十五日補扶桑分隊長、同九年十一月一日海軍大學校甲種學生被仰付、同十年十一月十五日任海軍少佐、同十一年十一月二十六日海軍大學御卒業、同年十二月一日補軍令部出仕兼部員、同十五年八月比叡砲術長、同十五年十一月任海軍中佐、同十七年十一月任海軍大佐。
御軍職 軍令部々員。
宣仁親王妃勳一等 喜久子 故公爵德川慶久第二女 明治四年 三月六日御誕生

○ 三 笠 宮

東京市赤坂區一番ノ一青山東御殿

昭和十年十二月二日三笠宮の稱號を賜はる。

陸軍大尉大勳位 崇仁親王 大正天皇第四皇子 大正四年 三月二日御誕生
初め澄宮と稱し奉る。昭和七年三月學習院中等科第四學年御修了。同四月陸軍士官學校豫科御入學、同九年三月同校豫科御卒業、士官候補生として騎兵第十五聯隊へ御入隊、同年九月陸軍士官學校本科に御入學、同十年十二月二日三笠宮の御稱號を賜はり一家御創立、同十一年六月二十九日同校御卒業、見習士官として騎兵第十五聯隊へ御歸隊、同年十月一日任陸軍騎兵少尉、補騎兵第十五聯隊附、大勳位に敘し菊花大綬章を賜ふ、同十二年十二月一日任陸軍騎兵中尉、同十四年陸軍大學校御入學、同十五年八月任騎兵大尉。同十六年陸軍大學校御卒業。

御軍職 陸軍大學校研究部々員。

崇仁親王妃勳一等 合子 子爵高木正得第二女 大正三年六月四日御誕生 昭和六年二月三日御結婚

○閑院宮

東京市麴町區永田町二丁目二〇番地

東山天皇第六皇子直仁親王に始る。享保三年初めて閑院宮と稱さる。1 直仁親王 2 典仁親王 3 美仁親王 4 孝仁親王 5 愛仁親王 6 載仁親王

元帥陸軍大將大勳位 載仁親王 故邦家親王第十六子 慶應元年二月二日御誕生 (頸飾) 功 級

御軍職 元帥府。軍事參議官。

載仁親王妃勳一等 智恵子 故公爵三條實美第二女 明治五年六月三日御誕生

陸軍大佐大勳位功四級 春仁王 載仁親王第二子 明治五年八月三日御誕生

御軍職 千葉陸軍戰車學校附。

春仁王妃勳一等 直子 故公爵一條實輝第四女 明治二年二月七日御誕生

○東伏見宮

東京市澁谷區常磐松町一〇一番地

伏見宮邦家親王第十七子依仁親王明治三六年小松宮彰仁親王御繼嗣を止められ東伏見宮と稱さる。

故依仁親王妃勳一等 周子 故公爵岩倉具定第一女 明治九年八月元日御誕生

○伏見宮

東京市麴町區尾井町四番地

- 1 榮仁親王 2 治仁王 3 貞成親王 4 貞常親王 5 邦高親王 6 貞敦親王
- 7 邦輔親王 8 貞康親王 9 邦房親王 10 貞清親王 11 邦尙親王 12 邦道親王
- 13 貞致親王 14 邦永親王 15 貞建親王 16 邦忠親王 17 貞行親王 18 邦頼親王
- 19 貞敬親王 20 邦家親王 21 貞教親王 22 貞愛親王 23 博恭王

元帥海軍大將大勳位 (頸飾) 功 級 博恭王 故貞愛親王第一子 明治八年二月六日御誕生

御軍職 元帥府。軍事參議官。海軍將官會議々員。

故博義王妃勳一等 朝子 故公爵一條實輝第三女 明治五年六月三日御誕生

○山階宮

東京市麴町區富士見町二丁目五番地ノ一

伏見宮邦家親王第一子晃親王を祖とす。親王初め濟範法親王と申上しも元治元年復飾して山階宮を創めらる。1 晃親王 2 菊麿王 3 武彦王

海軍少佐 (豫備役) 武彦王 故菊麿王第一子 明治二年二月二日御誕生

○賀陽宮

東京市麴町區三番町二番地ノ五

初め久邇宮朝彦親王賀陽宮と稱されしも、明治八年久邇宮と改稱さる。よつて第一子邦憲王襲きて同二年一月二日賀陽宮を稱さる。1 邦憲王 2 恒憲王

陸軍少將大勳位功三級 恒憲王 故邦憲王第一子 明治三年一月二日御誕生

御軍職 陸軍戸山學校長。

恒憲王妃勳一等 敏子 故公爵九條道實第五女 明治六年五月二日御誕生

陸軍少尉勳一等 邦壽王 恒憲王第一子 大正二年四月三日御誕生

御軍職 東部第八部隊附。

○久邇宮

東京市澁谷區宮代町一番地

伏見宮邦家親王第四子朝彦親王を祖と爲す。親王初め青蓮院宮中川宮賀陽宮と稱せられ明治八年久邇宮と改めらる。1 朝彦親王 (初尊稱) 2 邦彦王 3 朝融王

故邦彦王妃勳一等 倪子 故公爵島津忠義第七女 明治三年二月九日御誕生

海軍少將大勳位功四級 朝融王 故邦彦王第一子 明治三年二月二日御誕生

御軍職 海軍聯合航空隊司令官。

朝融王妃勳一等 知子女王 博恭王第三女 明治三十年五月八日御誕生
故多嘉王妃勳一等 靜子 故子爵水無瀬忠輔第二女 明治七年九月三日御誕生

○梨 本 宮

東京市澁谷區美竹町四一番地

伏見宮貞敬親王第七子守脩親王(初昌仁法親王) 慶應四年復飾、明治三年梨本宮を初めて稱さる。

1 守脩親王 2 守正王

元帥陸軍大將兼臨時神宮祭主大勳位(頸飾) 守正王 故朝彦親王第四子 明治七年三月九日御誕生

御軍職 元帥府。軍事參議官。

守正王妃勳一等 伊都子 故侯爵鍋島直大第二女 明治二年二月二日御誕生

○朝 香 宮

東京市芝區白金臺町二丁目二六番地

明治三十九年三月初香宮の稱號を賜はる。1 鳩彦王

陸軍大將大勳位功一級 鳩彦王 故朝彦親王第八子 明治三年二月二日御誕生

御軍職 軍事參議官。

陸軍少佐勳一等 孚彦王 鳩彦王第一子 大正元年二月八日御誕生

御軍職 東部第六部隊大隊長。

孚彦王妃勳二等 千賀子 伯爵藤堂高紹第五女 大正二年五月三日御誕生

○東 久 邇 宮

東京市麻布區市兵衛町一丁目一三番地

明治三十九年一月東久邇宮の稱號を賜はる。1 稔彦王

陸軍大將大勳位功一級 稔彦王 故朝彦親王第九子 明治三年二月三日御誕生

御軍職 軍事參議官。防衛總司令官。

稔彦王妃勳一等 聰子内親王 明治天皇第九皇女 (御稱號泰宮)

明治元年五月二日御誕生

陸軍大尉勳一等功四級 盛厚王 稔彦王第一子 大正五年五月六日御誕生

御軍職 陸軍野戰砲兵學校附、兼陸軍騎兵學校教官。

○北 白 川 宮

東京市芝區高輪南町一七番地

伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖と爲す。親王初め聖護院宮、後照高院宮と稱せられ明治三年一月北白川宮と改めらる。1 智成親王 2 能久親王 3 成久王 4 永久王

故成久王妃勳一等 房子内親王 (御稱號周宮) 明治三年一月六日御誕生

故永久王妃勳二等 祥子 男爵徳川義想第二女 大正五年八月六日御誕生

○竹 田 宮

東京市芝區高輪南町一七番地

明治三十九年三月竹田宮の稱號を賜はる。1 恒久王 2 恒徳王

陸軍少佐大勳位功四級 恒徳王 故恒久王第一子 明治三年三月四日御誕生

御軍職 某部隊大隊長

恒徳王妃勳二等 光子 公爵三條公輝第二女 大正四年二月六日御誕生

陸海軍に御修業中の皇族

海軍少尉候補生 久邇宮徳彦王

王 族 及 公 族

昌 徳 宮

京城府臥龍洞一番地(御本邸)
東京市麴町區紀尾井町一(東京邸)

陸軍中將大勳位功三級 李 王 垠 故李太王第七子 明治三十年一月三日御誕生

御軍職 航空軍司令部附 李 王 妃 勳 一等 方子女王 梨本宮守正王第一女 明治三十年二月四日御誕生
王 世 子 李 王 垠 第二子 昭和六年三月九日御誕生
故李王圻妃勳一等 尹 氏 侯爵尹澤榮第一女 明治七年九月九日御誕生

李 鑰 公

東京市澁谷區常磐松町一〇一(御本邸)
京城府寬勳町一九二番地(御別邸)

陸軍少佐大勳位 李 鑰 公 李垠第一子 明治三十年二月八日御誕生

御軍職 陸軍大學校研究部主事、兼同校兵學教官。

李 鑰 公 妃 勳 二等 誠 子 伯爵廣橋實光家族 (松平胖第一女) 明治三十年二月六日御誕生

大 勳 位 李 垠 故李太王第五子 明治三十年三月三日御誕生

李 垠 妃 勳 一等 金 氏 故男爵金思濬第一女 明治三十年三月三日御誕生

李 鍋 公

京城府雲泥町一四番地(御本邸)
東京市澁谷區常磐松町一〇一(御別邸)

陸軍少佐勳一等 李 鍋 公 李垠第二子 大正元年二月五日御誕生

御軍職 陸軍大學校研究部主事。

李 鍋 公 妃 勳 二等 贊 珠 侯爵朴泳孝孫 大正三年三月二日御誕生

故李鑰公妃勳一等 李 氏 故李麟九第一女 明治六年七月二日御誕生

故李垠公妃勳一等 金 氏 故金在鼎第一女 明治二年七月八日御誕生

皇族臣籍降下

海軍中將從二位 勳一等 侯 爵 小 松 輝 久 故北白川宮能久親王第四子 明治三年八月三日御誕生 明治三年七月二日降下

陸軍中尉正三位 勳一等 侯 爵 山 階 芳 麿 故山階宮菊麿王第二子 明治三年七月五日御誕生 大正九年七月二日降下

海軍少佐從三位 勳一等 侯 爵 華 頂 博 信 伏見宮博恭王第三子 明治六年五月三日御誕生 大正五年三月七日降下

從三位勳一等侯爵 筑 波 藤 麿 故山階宮菊麿王第三子 明治六年二月五日御誕生 昭和五年七月二日降下

海軍大尉正四位 勳一等 侯 爵 音 羽 正 彦 朝香宮鳩彦王第二子 大正三年一月五日御誕生 昭和二年四月一日降下

陸軍少佐正四位 勳一等 伯 爵 葛 城 茂 麿 故山階宮菊麿王第五子 明治四年四月九日御誕生 昭和四年三月二日降下

正四位勳一等伯爵 東 伏 見 邦 英 故久邇宮邦彦王第三子 明治三年五月六日御誕生 昭和六年四月四日降下

海軍大尉從四位 勳一等 伯 爵 伏 見 博 英 伏見宮博恭王第四子 大正元年二月四日御誕生 昭和二年四月一日降下

陸軍中尉從四位 勳一等 侯 爵 栗 田 彰 常 東久邇宮稔彦王第三子 大正九年二月九日御誕生 昭和五年二月五日降下

從四位勳一等伯爵 宇 治 家 彦 故久邇宮多嘉王第二子 大正三年三月七日御誕生 昭和七年二月五日降下

皇族、王族御公職

秩 父 宮 雍 仁 親 王 (日本瑞典協會總裁、華族會館名譽總裁、日本學術振興會總裁、日本タイ協會名譽總裁)

雍 仁 親 王 妃 勢 津 子 (結核豫防會總裁)

高 松 宮 宣 仁 親 王 (日本美術協會總裁、日土協會總裁、日丁協會總裁、日伯中央協會總裁、國際文化振興會總裁、帝國發明協會總裁、日伊協會總裁)

宣 仁 親 王 妃 喜 久 子 (東京慈惠會總裁)

閑 院 宮 載 仁 親 王 (大日本鐵道協會總裁、日本赤十字社總裁、濟生會總裁、偕行社總裁、帝國軍人後援會總裁、日佛協會總裁、東京地學協會總裁、皇典講究所總裁、孝明天皇奉祀奉養會總裁、帝國在鄉軍人會總裁、慶福會總裁)

故依仁親王妃周子 大日本婦人衛生會總裁

伏見宮博恭王 帝國水難救濟會總裁、日本海員救濟會總裁、水交社總裁、大日本水產會總裁、日故博義王妃朝子 本產業協會總裁、海防協會總裁、嶺南研究會總裁、理化學研究所總裁、日獨協會總裁

故邦彦王妃朝子 愛育會總裁

久邇宮朝融王 聖德太子奉讀會總裁、帝國軍用大協會總裁

梨本宮守正王 大日本農會總裁、大日本山林會總裁、伊學協會總裁、日佛協會名譽總裁、大日本武德會總裁、大日本飛行協會總裁、大日本警防協會總裁

守正王妃伊都子 東洋婦人教育會總裁、日本赤十字社篤志看護婦會總裁

朝香宮鳩彦王 軍人援護會總裁、大日本傷痍軍人會總裁

東久邇宮稔彦王 日本新聞協會總裁、泰東書道院總裁、熱田神宮奉贊會總裁、大日本忠靈顯彰會總裁

稔彦王妃聰子 陸海軍將校婦人會總裁、大日本婦人會總裁

竹田宮妃光子 婦人共立育兒會總裁

李王妃方子女王 淑明女子高等普通學校總裁

御歴代表、歴史年表

附 年號、皇紀、皇居、御陵、重要歴史年表

| 御歴代 | 帝號 | 年號(年數) | 皇紀 | 皇居 | 御陵 | 歴史 | 年表 |
|-----|----|--------|--------|----|------|---|----|
| 一 | 神武 | 年號ナシ | 一 | 大和 | 大和歌傍 | 神武天皇大和橿原に御即位○第三十回オリハビヤ祭○アツシリヤ王國滅亡(西紀前六〇六) | |
| 二 | 綏靖 | 同 | 八〇—一二三 | 同 | 大和歌傍 | 釋迦生る○孔子生る○ベルシヤ建國(西紀前五〇〇) | |

| | | | | | | |
|----|----|---|-----------|----|------|---|
| 三 | 安寧 | 同 | 一一—一五〇 | 大和 | 大和歌傍 | 埃及王國滅亡(西紀前五二五) |
| 四 | 懿德 | 同 | 一五一—一八四 | 同 | 大和歌傍 | ギリシヤ、ベルシヤとの戦争始まる(西紀前四四七)ギリシヤ、ベルシヤ戦争終る(西紀前四三五) |
| 五 | 孝昭 | 同 | 一八六—二六八 | 同 | 大和大正 | 波斯の滅亡(西紀前三三一) |
| 六 | 孝安 | 同 | 二六九—三七〇 | 同 | 大和掖上 | アレキサンダー印度征伐(西紀前三三四) |
| 七 | 孝靈 | 同 | 三七二—四四六 | 同 | 大和王寺 | 秦、天下を統一す○ローマ、イタリー統一(西紀前二七二)○第一ポエニ戦役起る(西紀前二四四)○第二ポエニ戦役起る(西紀前二二八) |
| 八 | 孝元 | 同 | 四四七—五〇三 | 同 | 大和歌傍 | 秦亡ぶ |
| 九 | 開化 | 同 | 五〇三—五六一 | 同 | 奈良市油 | 第二マケドニヤ戦争起る(西紀前一九〇) |
| 一〇 | 崇神 | 同 | 五六四—六三二 | 同 | 大和柳本 | 吳楚七國の亂 |
| 一一 | 垂仁 | 同 | 六三三—七三〇 | 同 | 大和都跡 | 第三ポエニ戦役起る(西紀前一四九) |
| 一二 | 景行 | 同 | 七三一—七九〇 | 同 | 大和柳本 | 新羅建國○高麗建國 |
| 一三 | 成務 | 同 | 七九二—八五〇 | 近江 | 大和平城 | 百濟建國○キリスト生る(西紀前四〇)漢再興す |
| 一四 | 仲哀 | 同 | 八五二—八六〇 | 周防 | 河内藤井 | ヴェスガイヤス噴火、ポンペイ市埋没す(西紀七九)○景行天皇熊襲親征○日本武尊蝦夷を征す |
| 一五 | 應神 | 同 | 八六〇—九七〇 | 大和 | 河内古市 | 支那とローマとの交通開かる |
| 一六 | 仁德 | 同 | 九七一—一〇五九 | 攝津 | 堺市大仙 | 仲哀天皇熊襲親征○神功皇后新羅征伐 |
| 一七 | 履中 | 同 | 一〇六〇—一〇六五 | 大和 | 堺市神石 | 赤壁の戦○晋天下を統一す |
| | | | | | | 仁德天皇御即位○高津宮遷都○湍水の戦 |
| | | | | | | ローマ帝國の東西分裂(西紀三九五) |

| | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|----|--------|---------------------------------|
| 四七 | 淳仁 | 寶天字平二八 | 一四八—一四三 | 同 | 淡路賀集村 | 新羅征討の爲め調練す |
| 四六 | ○孝謙 | 天平勝寶字一八九 | 一四九—一四一七 | 同 | | 安祿山の亂 法王領始めて起る(西紀七五五) |
| 四五 | 聖武 | 天平勝寶字一三六 | 一三八—一四〇九 | 同 | 運町 | (神龜四)渤海初めて入貢す、ツールの戰 |
| 四四 | ○元正 | 養老龜老字一八三 | 一三七—一三七七 | 同 | 奈良市奈良坂 | 縣守蝦夷を征す |
| 四三 | ○元明 | 和慶銅雲字一八五 | 一三六—一三七五 | 同 | 奈良市奈良坂 | 古事記成る 渤海興る |
| 四二 | 文武 | 慶大雲字一四四 | 一三六—一三六七 | 同 | 大和坂合村 | 武后の亂、章氏の亂 |
| 四一 | ○持統 | 年號ナシ | 一三五—一三五七 | 同 | 大和高市村 | 唐則天武后國號を周とす |
| 四〇 | 天武 | 白鳳字一四 | 一三三—一三四六 | 大和 | 大和高市村 | 壬申の亂 |
| 三九 | 弘文 | 同 | 一三二—一三三一 | 同 | 大津市別所町 | 新羅唐軍を逐ひ半島の統一を計る |
| 三八 | 天智 | 同 | 一三一—一三二一 | 近江 | 京都市山科 | 高麗滅ぶ |
| 三七 | ○齊明 | 年號ナシ | 一三〇—一三二二 | 大和 | 岡村 | 新羅百濟を滅す |
| 三六 | 孝德 | 白雉字一五六 | 一二九—一三〇〇 | 攝津 | 河内山田村 | 阿倍比羅夫蝦夷肅慎を伐つ○齊明天皇西幸百濟を扶け新羅を討ち給ふ |
| 三五 | ○皇極 | 同 | 一二八—一三〇五 | 同 | | ネハヴェンドの戰(西紀六四二) |
| 三四 | 舒明 | 同 | 一二七—一二八〇 | 同 | 大和城島村 | 蝦夷叛、ニネヴェの戰 |

| | | | | | | |
|----|-----|---|---------|----|---------|------------------------------|
| 一八 | 反正 | 同 | 一〇六—一〇七 | 河内 | 堺市三國ヶ丘町 | アラリック羅馬焚掠(民族移動) |
| 一九 | 允恭 | 同 | 一〇七—一二三 | 大和 | 河内道明寺村 | 晋滅び宋起る(これより南北朝) |
| 二〇 | 安康 | 同 | 一二三—一二六 | 同 | 大和伏見村 | カタラウヌムの戰 |
| 二一 | 雄略 | 同 | 一二六—一二九 | 同 | 河内高齋村 | 西ローマ帝國滅亡す(西紀四七六)○宋滅ぶ |
| 二二 | 清寧 | 同 | 一二九—一四〇 | 同 | 河内西浦村 | 億計弘計兩王迎へらる |
| 二三 | 顯宗 | 同 | 一四〇—一四七 | 同 | 大和下田村 | ソアソンの戰(西紀四八六) |
| 二四 | 仁賢 | 同 | 一四七—一五八 | 同 | 河内藤井寺町 | 魏主齊を討つ |
| 二五 | 武烈 | 同 | 一五八—一六六 | 同 | 大和志都美村 | 齊の滅亡(西紀五〇二) |
| 二六 | 繼體 | 同 | 一六六—一七二 | 河内 | 攝津三島村 | ユスチアニス法典出づ(西紀五二九) |
| 二七 | 安閑 | 同 | 一七二—一七五 | 大和 | 河内古市町 | ヴァンダル王國の滅亡 |
| 二八 | 宣化 | 同 | 一七五—一七九 | 同 | 大和畝傍 | 滑曲之戰 |
| 二九 | 欽明 | 同 | 一七九—一八二 | 同 | 大和坂合村 | 新羅の兵、任那の日本府を滅す |
| 三〇 | 敏達 | 同 | 一八二—一八五 | 同 | 河内磯長村 | 東ローマ、ペルシヤ開戦(西紀五七五) |
| 三一 | 用明 | 同 | 一八五—一八七 | 同 | 河内磯長村 | 西ゴート人ローマ教となる |
| 三二 | 崇峻 | 同 | 一八七—一九三 | 同 | 大和多武峰村 | 隋の天下一統 |
| 三三 | ○推古 | 同 | 一九三—二〇八 | 同 | 河内山田村 | 隋の煬帝高麗を征す、○モハメットの紀元元年(西紀五七一) |

| | | | | | | | |
|---|-----------|--------|--------------------------|-------|----------------|---------|-----------------|
| 六一 | 六二 | 六三 | 六四 | 六五 | 六六 | 六七 | 六八 |
| 朱 | 村上 | 冷泉 | 圓融 | 花山 | 一條 | 三條 | 後一條 |
| 延承 | 天德 | 天安 | 貞元 | 永元 | 寛永 | 長寛 | 長寛 |
| 長平 | 慶曆 | 和祿 | 元延 | 觀元 | 和觀 | 和弘 | 和弘 |
| 一一八 | 一一九 | 一一四 | 一一二 | 一一二 | 一一二 | 一一八 | 一一五 |
| 九八 | 一〇〇 | 一〇四 | 一〇三 | 一〇三 | 一〇三 | 一〇九 | 一〇六 |
| 一五九〇 | 一五九一 | 一五九二 | 一五九三 | 一五九四 | 一五九五 | 一五九六 | 一五九七 |
| 一五九一 | 一五九二 | 一五九三 | 一五九四 | 一五九五 | 一五九六 | 一五九七 | 一五九八 |
| 一五九二 | 一五九三 | 一五九四 | 一五九五 | 一五九六 | 一五九七 | 一五九八 | 一五九九 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 京都市醍醐 | 京都市鳴瀧 | 京都市鹿ヶ谷 | 京都市鳴瀧 | 京都市衣笠 | 京都市龍安寺 | 京都市衣笠 | 京都市吉田 |
| 高麗、新羅に代り韓半島を統一す○契丹、國を遼と號す○遼、後晋を滅す○(天慶四)平將門、藤原純友叛す | (天慶九)内裏焼く | 宋興る | オットー大帝、神聖ローマ皇帝となる(西紀九六一) | 僧兵起る | 太宋の天下一統(西紀九七九) | 宋、契丹と戦ふ | 高麗、遼に臣服す(西紀九九四) |
| 高麗、新羅に代り韓半島を統一す○契丹、國を遼と號す○遼、後晋を滅す○(天慶四)平將門、藤原純友叛す | (天慶九)内裏焼く | 宋興る | オットー大帝、神聖ローマ皇帝となる(西紀九六一) | 僧兵起る | 太宋の天下一統(西紀九七九) | 宋、契丹と戦ふ | 高麗、遼に臣服す(西紀九九四) |
| 高麗、新羅に代り韓半島を統一す○契丹、國を遼と號す○遼、後晋を滅す○(天慶四)平將門、藤原純友叛す | (天慶九)内裏焼く | 宋興る | オットー大帝、神聖ローマ皇帝となる(西紀九六一) | 僧兵起る | 太宋の天下一統(西紀九七九) | 宋、契丹と戦ふ | 高麗、遼に臣服す(西紀九九四) |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--------------|--------------|-------------------|-----------|-------------------------|-----------|--------|-------------------------------|-------------|------------|------------|-------------|
| 四八 | 四九 | 五〇 | 五一 | 五二 | 五三 | 五四 | 五五 | 五六 | 五七 | 五八 | 五九 | 六〇 |
| 〇稱 | 仁光 | 桓武 | 平城 | 嵯峨 | 淳和 | 仁明 | 文德 | 清和 | 陽成 | 光孝 | 宇多 | 醍醐 |
| 天寶 | 天德 | 天德 | 天德 | 天德 | 天德 | 天德 | 天德 | 天德 | 天德 | 天德 | 天德 | 天德 |
| 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 |
| 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 |
| 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 大和平城 | 大和田原 | 京都市桃 | 京都市北 | 京都市北 | 京都市北 | 京都市北 | 京都市北 | 京都市北 | 京都市北 | 京都市北 | 京都市北 | 京都市北 |
| ロンバルディア王國滅ぶ(西紀七七四) | 始めて天長節を舉行せらる | 平安奠都諸國に健兒を置く | (延暦一〇)坂上田村麻呂蝦夷を征す | 空海、高野山を開く | エグバート、イングランドを統一す(西紀八二七) | 新羅人の渡來を禁ず | 高岳親王入唐 | リユリック、ノヴゴロトに都シロシヤの基を開く(西紀八六二) | 黄巢の亂(西紀八七五) | 平氏賜姓(桓武平氏) | 菅原道真遣唐使を廢す | 唐の滅亡(西紀九〇七) |
| ロンバルディア王國滅ぶ(西紀七七四) | 始めて天長節を舉行せらる | 平安奠都諸國に健兒を置く | (延暦一〇)坂上田村麻呂蝦夷を征す | 空海、高野山を開く | エグバート、イングランドを統一す(西紀八二七) | 新羅人の渡來を禁ず | 高岳親王入唐 | リユリック、ノヴゴロトに都シロシヤの基を開く(西紀八六二) | 黄巢の亂(西紀八七五) | 平氏賜姓(桓武平氏) | 菅原道真遣唐使を廢す | 唐の滅亡(西紀九〇七) |

| | | | | | | |
|--------------------------------------|--|--------------------------------------|--|--------------------------------------|--|--|
| 八一 安 德 | 八〇 高 倉 | 七九 六 條 | 七八 二 條 | 七七 後 白 河 | 七六 近 衛 | 七五 崇 德 |
| 壽養治 永和承 一一四 一一四 二二五 | 治安承嘉仁 承元安應安 一一三 一一三 四三三 四三三 | 仁永 安萬 一一二 一一二 三三三 | 永長應永平保 萬寬保曆治元 一一三 一一三 三三三 三三三 | 保久 元壽 一一二 一一二 三三三 | 久仁久天康永 壽平安養治治 一一二 一一二 二四七 二四七 | 永保長天大天保 治延承承治治安 一一四 一一四 七四二 七四二 |
| 一八四〇 一八四二 一八四二 一八四二 一八四二 | 一八三九 一八三九 一八三九 一八三九 一八三九 | 一八二八 一八二八 一八二八 一八二八 一八二八 | 一八二五 一八二五 一八二五 一八二五 一八二五 | 一八一五 一八一五 一八一五 一八一五 一八一五 | 一八〇二 一八〇二 一八〇二 一八〇二 一八〇二 | 一七八三 一七八三 一七八三 一七八三 一七八三 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 下 關 市 | 京都市清 閑寺 | 京都市清 閑寺 | 京都市 | 京都市 | 京都市伏 見寺 | 讚 岐 松 山 村 |
| （壽永四）頼朝征夷大將軍となり幕府を鎌倉に開く | 源義經奥州に赴く | 藤原秀衡鎮守府將軍となる | 采石の戦（西紀二六一） （平治元）平治の亂 〇七月京都大地震 | （保元一）保元の亂 | 岳飛殺さる（南宋） | 遼の滅亡（西紀一二二五） 北宋亡び南宋起る（西紀一二二七） 平忠盛山陽南海の海賊平定 |

| | | | | | |
|--------------------------------------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 七四 鳥 羽 | 七三 堀 河 | 七二 白 河 | 七一 後 三 條 | 七〇 後 冷 泉 | 六九 後 朱 雀 |
| 保元永天 安永久永仁承 一一二 一一二 二二二 | 嘉長康承永嘉寬應 承治和德長保治德 一一三 一一三 二二二 | 應永承承延 德保曆保久 一一四 一一四 二二二 | 延治 久曆 一一四 一一四 二二二 | 治康天永寬 曆平喜承德 一一二 一一二 二二二 | 寬長長長 德久曆元 一一九 一一九 二二二 |
| 一七八八 一七八八 一七八八 一七八八 一七八八 | 一七八六 一七八六 一七八六 一七八六 一七八六 | 一七七一 一七七一 一七七一 一七七一 一七七一 | 一七三二 一七三二 一七三二 一七三二 一七三二 | 一七〇五 一七〇五 一七〇五 一七〇五 一七〇五 | 一六九六 一六九六 一六九六 一六九六 一六九六 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 見 京 都 市 伏 | 京都市龍 安寺 | 京都市伏 見寺 | 京都市龍 安寺 | 京都市龍 安寺 | 京都市龍 安寺 |
| 僧兵の亂行 | 後三年の役平定、白河上皇院中に政を聽き給ふ （院政の始） 第一次十字軍聖地に進軍す（西紀一〇九六） | 源義家陸奥守兼鎮守府將軍となる | 米軍安南に侵入す | ヘースチングスの戦（西紀一〇六六） | （康平五）安倍貞任誅に伏し前九年役終る |

| | | | | | | |
|----------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|----------------------|----------------------|--|----------------------|
| 八八 | 八七 | 八六 | 八五 | 八四 | 八三 | 八二 |
| 後嵯峨 | 四條 | 後堀河 | 仲恭 | 順德 | 土御門 | 後鳥羽 |
| 寛仁 元治 | 仁延 治應 | 嘉文 仁禎 | 天貞 福永 | 貞承 仁應 | 元貞 久仁 | 正建 久治 |
| 一一 四四 | 一一 三二 | 一一 二二 | 一一 二二 | 一一 三三 | 一一 四四 | 一一 五五 |
| 一九〇二 一九〇三 一九〇六 | 一九〇二 一九〇三 一九〇六 | 一九〇二 一九〇三 一九〇六 | 一九〇二 一九〇三 一九〇六 | 一九〇二 一九〇三 一九〇六 | 一九〇二 一九〇三 一九〇六 | 一九〇二 一九〇三 一九〇六 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 見京都市嵯峨 | 京都市今熊野 | 京都市今熊野 | 京都市伏見 | 山城大原村 | 山城海印寺村 | 山城大原村 |
| 蒙古軍歐洲内地に侵入す(西紀一二五四) | 金の滅亡 高麗蒙古に降る ワイルスタットの戦(西紀一二四一) | 蒙古軍ロシアに侵入す(西紀一二二四) 西夏の滅亡、チンギス汗の死 | 英國大憲章(西紀一二一五) | 西遼の滅亡 | チンギス汗の即位(西紀一二〇六) (承久二)承久の亂起る 親鸞浄土真宗を開く | 平氏壇浦に亡ぶ |

| | | | | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---|--|----------------------|
| 九五 | 九四 | 九三 | 九二 | 九一 | 九〇 | 八九 |
| 花園 | 後二條 | 後伏見 | 伏見 | 後宇多 | 龜山 | 後深草 |
| 文正 保和 | 應長 慶治 | 延慶 治元 | 德長 治元 | 正安 仁安 | 正安 仁安 | 正安 仁安 |
| 一一 二二 | 一一 二二 | 一一 二二 | 一一 二二 | 一一 二二 | 一一 二二 | 一一 二二 |
| 一九〇二 一九〇三 一九〇六 | 一九〇二 一九〇三 一九〇六 | 一九〇二 一九〇三 一九〇六 | 一九〇二 一九〇三 一九〇六 | 一九〇二 一九〇三 一九〇六 | 一九〇二 一九〇三 一九〇六 | 一九〇二 一九〇三 一九〇六 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 見京都市粟田口 | 京都市北白川 | 京都市伏見 | 京都市伏見 | 京都市嵯峨 | 京都市嵯峨 | 京都市伏見 |
| モルガルテンの戦(西紀一三一五) | 元再び征東行省を置く | 元僧一山を來朝せしめ和好を求む。 | 長門探題、鎮西探題を置く | 南宋滅ぶ(星山之海戦) (弘安四)元兵壹岐、太宰府を侵犯す マルコポーロ支那に來る(西紀一二七五) | 元の世祖即位 (文永二)元兵對島、壹岐に寇す 東ローマ帝國の再興(西紀一二六一) | 日蓮開宗 |

| | | | | | | | |
|---|--|--|---|---|--|--|--|
| 一〇三 | 一〇四 | 一〇五 | 一〇六 | 一〇七 | 一〇八 | 一〇九 | 一一〇 |
| 後土御門 | 後柏原 | 後奈良 | 正親町 | 後陽成 | 後水尾 | 〇明正 | 後光明 |
| 寛文應仁正 | 大永文明 | 弘天享大 | 天元永弘 | 慶文天 | 寛元慶 | 寛 | 承慶正寛 |
| 正徳享明仁正 | 應徳享明仁正 | 永正應 | 治文祿永 | 正徳祿治 | 長祿正 | 永祿一三〇 | 應安保永 |
| 一一五 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一九 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一六 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 |
| 二二四 二二六 二二七 二二七 二二七 二二七 二二七 二二七 | 二二六 二二六 二二六 二二六 二二六 二二六 二二六 二二六 | 二二八 二二八 二二八 二二八 二二八 二二八 二二八 二二八 | 二二七 二二七 二二七 二二七 二二七 二二七 二二七 二二七 | 二二六 二二六 二二六 二二六 二二六 二二六 二二六 二二六 | 二二七 二二七 二二七 二二七 二二七 二二七 二二七 二二七 | 二二八 二二八 二二八 二二八 二二八 二二八 二二八 二二八 | 二二九 二二九 二二九 二二九 二二九 二二九 二二九 二二九 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 見京都市伏 | 見京都市伏 | 見京都市伏 | 見京都市伏 | 見京都市伏 | 見京都市伏 | 見京都市伏 | 見京都市伏 |
| 應仁の亂起る、太田道灌江戸城を築く ゴロンブスのアメリカの發見(西紀一四九二) ダラスコダガマ印度航路發見(西紀一四九八) | 葡萄牙人ゴアを占領(西紀一五一〇) ムガール帝國の興起(西紀一五二六) | 葡萄牙人、種子島に漂着 | (永祿元)川中島の戰 (西紀一五六八) (永祿一〇)桶狭間の戰 (西紀一五六八) (天正一)賤ヶ岳の戰 (天正一)小牧長久 阪城の戰 大村の戰 有馬の使 羅馬に達す | 英、西班牙の無敵艦隊を全滅せしむ(文祿元) 秀吉、朝鮮を征す(慶長一) 征の師を發す(慶長一) 立す(西紀一六〇〇) | (慶長一)大阪冬の陣 (元和元)大阪夏の陣 (寛永元)和蘭人臺灣に據る | 鎖國令 リユツツエンの戰(西紀一六三二) 明の滅亡 | (寛永一)鳥原の亂 (慶安四)由比正雪に伏す |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| 一〇二 | 一〇一 | 一〇〇 | 九九 | 九八 | 九七 | 九六 |
| 後花園 | 稱光 | 後小松 | 後龜山 | 長慶 | 後村上 | 後醍醐 |
| 寛長康享寶文嘉永正 | 正應 | 應明元 | 元弘 | 弘天文建正 | 正興延 | 延建元元嘉正元元文 |
| 正祿正徳徳安吉享長 | 長永 | 永徳中 | 中和 | 和受中徳平 | 平國元 | 元武弘徳暦中亨應保 |
| 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 | 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 |
| 二〇八 二〇八 二〇八 二〇八 二〇八 二〇八 二〇八 二〇八 | 二〇八 二〇八 二〇八 二〇八 二〇八 二〇八 二〇八 二〇八 | 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 | 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 | 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 | 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 | 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 二〇九 |
| 同 | 同 | 京都 | 吉野 | 同 | 同 | 吉野 |
| 丹波山國 | 見京都市伏 | 見京都市伏 | 峨京都市嵯 | | 村河内川上 | 大和吉野 |
| 英國藩蔽戰爭始まる(西紀一四五五) (弘治元)嚴島の戰 | 解く(西紀一四二八) | 倭寇禁止令を下す | 李成桂朝鮮國を建つ (元中九)南北朝の和睦成る | 元滅び明興る | (延元一)楠木正成戰死 (英佛百年戰爭始まる(西紀一三九九) (正平三)楠木正行戰死 | (延元一)後醍醐天皇吉野に遷幸 (正成)正成千早に築城す |

| | | |
|--|--|--|
| 一一一 | 一一〇 | 一一九 |
| 孝明 | 仁孝 | 光格 |
| 弘嘉安萬文元慶 化永政延久治應 一一一一一一一 二二四二七七七五 | 天文文 化保政化 一一一一一 三三三三三三 | 天安寬天 明政和化 一一一一一 四四四四四四 |
| 二五〇六—二五〇八 二五〇八—二五〇九 二五〇九—二五〇九 二五〇九—二五〇九 二五〇九—二五〇九 二五〇九—二五〇九 二五〇九—二五〇九 二五〇九—二五〇九 | 二四七七—二四七八 二四七八—二四八九 二四八九—二四九〇 二四九〇—二四九〇 二四九〇—二四九〇 二四九〇—二四九〇 二四九〇—二四九〇 二四九〇—二四九〇 | 二四三九—二四四一 二四四一—二四四二 二四四二—二四四三 二四四三—二四四四 二四四四—二四四五 二四四五—二四五六 二四五六—二四五六 二四五六—二四五六 |
| 同 | 同 | 同 |
| 京都市今 熊野 | 京都市今 熊野 | 京都市今 熊野 |
| ワシントン米大統領就任(西紀一七八九) ○ナポレオン エジプト遠征(西紀一七九八) ○文化元 露使長崎に來り互市を請ふ トラファルガル海戦(西紀一八〇五) ○文化三 ロシヤ人樺太に寇す ○文化四 ロシヤ人蝦夷に寇す ○文化六 間宮林藏黒龍江地方を探索○電信機の發明(西紀一八〇九) 英國ニュージラントを取る(西紀一八一三) ナポレオン、モスコに遠征(西紀一八一三) ワテレルロの戦(西紀一八一五) ロシヤ、ペルシヤと和してトルコと開戦(西紀一八二八) ベルギーの獨立承認(西紀一八三一) 阿片戦争 ○弘化三 米艦浦賀に來り交易を求む フランス二月革命(西紀一八四八) 長髮賊の亂 ○嘉永五 明治天皇御降誕 米國提督ペリー來朝○露使プチャーチン長崎に來る○ロシヤ、トルコ開戦(西紀一八五三) 英佛同盟、露に宣戦す(クリミア戦争始まる) (西紀一八五四) ○安政二 江戸大地震 セバストポールの陥落(西紀一八五五) 英佛聯合軍廣東を砲撃占領す ロシヤ黒龍江以北を占領(愛璉條約) フランス、サイゴンを占領 ○萬延元 櫻田門の變○英佛聯合軍北京を占領○ ロシヤ沿海州占領 伊王國建設(西紀一八六一) ○文久三 英艦鹿島に入寇 ○元治元 長州征伐○長髮賊の亂鎮定○プロシヤ オーストリア及びデンマークと戦ふ○萬國赤十 | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一八 | 一一七 | 一一六 | 一一五 | 一一四 | 一一三 | 一一二 | 一一一 |
| 後桃園 | ○後櫻町 | 桃園 | 櫻町 | 中御門 | 東山 | 靈元 | 後西 |
| 安明 永和 一一七 一八九 | 明寶 和曆 一一二 一七四 | 寶寬延 曆延享 一一四 二四五 | 延寬元享 享保文保 一一一 二〇二 | 享正寶 保徳永 一一六 二〇八 | 寶元貞 永祿享 一一四 二七五 | 貞天延寬 享和寶文 一一一 二九三 | 寬萬明承 文治曆應 一一一 三〇四 |
| 二四三〇—二四三三 二四三二—二四三九 | 二四三三—二四三四 二四三四—二四三〇 | 二四〇七—二四〇七 二四〇八—二四〇一 二四〇一—二四〇二 二四〇二—二四〇三 二四〇三—二四〇七 | 二四九六—二四九六 二四九六—二四九六 二四九六—二四九六 二四九六—二四九六 二四九六—二四九六 | 二四七九—二四七九 二四七九—二四七九 二四七九—二四七九 二四七九—二四七九 二四七九—二四七九 | 二四四八—二四四八 二四四八—二四四八 二四四八—二四四八 二四四八—二四四八 二四四八—二四四八 | 二四三三—二四三三 二四三三—二四三三 二四三三—二四三三 二四三三—二四三三 二四三三—二四三三 | 二四二五—二四二五 二四二五—二四二五 二四二五—二四二五 二四二五—二四二五 二四二五—二四二五 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 京都市今 熊野 | 京都市今 熊野 | 京都市今 熊野 | 京都市今 熊野 | 京都市今 熊野 | 京都市今 熊野 | 京都市今 熊野 | 京都市今 熊野 |
| ロシヤ、クリミアを占領す(西紀一七七二) アメリカ獨立戦争始まる(西紀一七七五) | プロシヤ、オーストリアと和して七年戦役終る (西紀一七六三)○ナポレオン生る | 七年戦役始まる(西紀一七五六) | プラツシーの戦(西紀一七五七) | ペーリング海峡發見(西紀一七二八) (享保一七)我國にて大砲を鑄造す | 英國名譽革命(西紀一六九八) | ニュートン引力説を公にす(西紀一六九六) | (明曆三)光圀「大日本史」編纂に着手す |

| | | | | | |
|------|------|------|--|--|--|
| 1111 | 大 | | | | |
| 2222 | 正 | | | | |
| 3333 | 大正 | | | | |
| 4444 | 大正 | 1111 | | | |
| 5555 | 大正 | 2222 | | | |
| 6666 | 東京 | | | | |
| 7777 | 東京府南 | | | | |

(明治四四)支那革命起
 (大正元)明治天皇崩御○大正天皇踐祚、大正と改元○清朝滅び中華民國となる

(大正二)第一次世界大戦始まる○青島陥落○パナマ運河開通(西紀一九一八)

我艦隊地中海に出動○米國對獨宣戦○ロシア革命起る○ケレンスキー政府倒れ、レーニンの過激派政府代る(西紀一九一九)

(大正七)我軍シベリヤに出兵○獨逸に革命起り獨帝和蘭に亡命、共和國成る○世界大戦休戦條約成る(西紀一九一八)

(大正八)パリ講和會議グエルサイエ條約調印○寛城子事件勃發○愛蘭獨立宣言○伊國フアシスト團成立(西紀一九一九)

(大正九)尼港事件○第一回國勢調査○日本の南洋群島委任統治正式決定

(大正一〇)皇太子殿下歐洲外遊のため三月御出發、九月御歸朝○東宮殿下、十一月攝政に御就任○ワシントン會議開催(西紀一九〇五)

(大正一一)山東還附調印○エジプト獨立○愛蘭自由國創立○フアシスト黨首領ムツソリニ、羅馬に進入し内閣組織○ロシア勞農社會主義聯邦組織(西紀一九〇六)

(大正一二)極東オリソニック大會(關東地方大震災)

(大正一四)宣統帝の北京脱出と芳澤公使の日本態度聲明○ヒンデンブルグ元帥獨逸大統領に當選(西紀一九二五)

(大正一五)大正天皇崩御○今上天皇踐祚、昭和と改元

ジュネーヴ軍縮會議開會(リンドバーク飛行機に於て大西洋横断(西紀一九二七))

昭和三年今日上陸即位式○第一回普選行はる

○濟南事變勃發○不戰條約調印(西紀一九二八)

○昭和四年我國國民政府を承認

| | | | | | |
|------|------|------|--|--|--|
| 1111 | 明 | | | | |
| 2222 | 治 | | | | |
| 3333 | 明慶 | | | | |
| 4444 | 治應 | 3333 | | | |
| 5555 | 治 | 4444 | | | |
| 6666 | 東京 | | | | |
| 7777 | 京都桃山 | | | | |

字社生る(西紀一八六四)

南北戦争終結(西紀一八六五)

米國アラスカを買収(西紀一八六七)

(明治元)鳥羽伏見の役

スエズ運河開通(西紀一八六九)

普佛戰爭(西紀一八七〇)

(明治五)徵兵令發布○陸海兩相設置

(明治七)軍旗親授式○佐賀の亂○台灣征伐

(明治八)江華島事件

(明治一〇)西南の役○ロシア、トルコ戰役(西紀一八七七)

(明治一一)大久保利通暗殺さる○郡區町村編制法制定○陸軍參謀本部設置

(明治一二)東京招魂社を靖國神社と改む

(明治一五)國歌「君が代」作曲

(明治一五)軍人に勅諭を賜ふ○海軍兵學校及海軍大學校條例制定

清佛戰爭(明治一九)六師團設置

(明治二二)帝國憲法發布○東海道本線開通

(明治二二)金鷲勳章創設

シベリヤ鐵道起工

(明治二六)大本營條例公布○ハワイ革命、王政を廢し共和政設立(西紀一八九三)

(明治二七)東學黨の亂○清國に宣戦の詔勅下る

(明治二八)下關條約締結

(明治二八)膠州灣を租借す

(明治三一)元帥府設置○ハワイ米國に合併さる

○米、スペイン戰爭(西紀一八九八)

義和團匪起る○南阿戰爭始まる(西紀一八九九)

(明治三三)北清事變

(明治三五)日英同盟○(明治三七)露國に對し宣戦布告

○シベリヤ鐵道開通

(明治三九)日英新同盟○ポーツマス講和會議

(明治三九)南洋鐵道及韓國拓殖會社創設

(明治四一)樺太日露境界測定文書交換

| | | | | |
|-----|---|---|----|---|
| 二四 | 今 | 上 | 昭和 | 一 |
| 三六 | 六 | 一 | | |
| 一 | | | | |
| 二 | | | | |
| 三 | | | | |
| 四 | | | | |
| 五 | | | | |
| 六 | | | | |
| 七 | | | | |
| 八 | | | | |
| 九 | | | | |
| 十 | | | | |
| 十一 | | | | |
| 十二 | | | | |
| 十三 | | | | |
| 十四 | | | | |
| 十五 | | | | |
| 十六 | | | | |
| 十七 | | | | |
| 十八 | | | | |
| 十九 | | | | |
| 二十 | | | | |
| 二十一 | | | | |
| 二十二 | | | | |
| 二十三 | | | | |
| 二十四 | | | | |
| 二十五 | | | | |
| 二十六 | | | | |
| 二十七 | | | | |
| 二十八 | | | | |
| 二十九 | | | | |
| 三十 | | | | |
| 三十一 | | | | |
| 三十二 | | | | |
| 三十三 | | | | |
| 三十四 | | | | |
| 三十五 | | | | |
| 三十六 | | | | |
| 三十七 | | | | |
| 三十八 | | | | |
| 三十九 | | | | |
| 四十 | | | | |
| 四十一 | | | | |
| 四十二 | | | | |
| 四十三 | | | | |
| 四十四 | | | | |
| 四十五 | | | | |
| 四十六 | | | | |
| 四十七 | | | | |
| 四十八 | | | | |
| 四十九 | | | | |
| 五十 | | | | |
| 五十一 | | | | |
| 五十二 | | | | |
| 五十三 | | | | |
| 五十四 | | | | |
| 五十五 | | | | |
| 五十六 | | | | |
| 五十七 | | | | |
| 五十八 | | | | |
| 五十九 | | | | |
| 六十 | | | | |
| 六十一 | | | | |
| 六十二 | | | | |
| 六十三 | | | | |
| 六十四 | | | | |
| 六十五 | | | | |
| 六十六 | | | | |
| 六十七 | | | | |
| 六十八 | | | | |
| 六十九 | | | | |
| 七十 | | | | |
| 七十一 | | | | |
| 七十二 | | | | |
| 七十三 | | | | |
| 七十四 | | | | |
| 七十五 | | | | |
| 七十六 | | | | |
| 七十七 | | | | |
| 七十八 | | | | |
| 七十九 | | | | |
| 八十 | | | | |
| 八十一 | | | | |
| 八十二 | | | | |
| 八十三 | | | | |
| 八十四 | | | | |
| 八十五 | | | | |
| 八十六 | | | | |
| 八十七 | | | | |
| 八十八 | | | | |
| 八十九 | | | | |
| 九十 | | | | |
| 九十一 | | | | |
| 九十二 | | | | |
| 九十三 | | | | |
| 九十四 | | | | |
| 九十五 | | | | |
| 九十六 | | | | |
| 九十七 | | | | |
| 九十八 | | | | |
| 九十九 | | | | |
| 百 | | | | |

皇室祭祀

元始祭 一月三日
 紀元節祭 二月十一日
 春季皇靈祭 春分日

春季神農祭 春分日
 神武天皇祭 四月三日
 秋季皇靈祭 秋分日
 秋季神農祭 秋分日
 新嘗祭 十月十七日
 十一月二十三日より二

先帝祭 十四日に互る
 先帝以前三代の式年祭 毎年崩御日に相當する日
 崩御日に相當する日

皇妣たる皇 崩御日に相當する日
 后の式年祭 [大祭に準じて祭典を行ふ場合]
 一、皇室又は國家の大事を神宮賢所皇靈殿神武天皇山陵先帝山陵に報告するとき
 二、神宮の造營に因り新宮に奉遷するとき
 三、賢所皇靈殿神農の造營に因り本殿又は假殿に奉遷するとき
 四、天皇太皇太后皇太后の靈代を靈殿に奉遷するとき

(小祭)
 歳旦祭 一月一日
 祈年祭 二月十七日
 明治節祭 十一月三日
 賢所御神樂 十二月中旬
 天長節祭 毎年天皇の誕生日に相當する日
 先帝以前三代の例祭 毎年崩御日に相當する日
 先帝の例祭 毎年崩御日に相當する日

皇妣たる皇 崩御日に相當する日
 皇后の例祭 毎年崩御日に相當する日
 綏靖天皇以下先帝以前四代に至る歴代天皇の式年祭 [小祭に準じて式典を行ふ場合]
 皇后皇太子皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王妃女王の靈代を皇靈殿に遷すとき
 此の場合に於ては特旨に由るの外拜禮を行はず

宮 城
 御門 宮城正門—元西丸大手門、坂下門—元西丸坂下門—(宮内省正門)。(通用門)(乾門)(代官町)。
 吹上東門—(乾門宮内省通路西側)千里門(元吹上約橋西南參集所東北)。(道灌門—(元吹上約橋西北)吹上門(半藏門内)吹上一の門(吹上門内左方廣芝に通ず)。
 表宮殿 正殿、鳳凰之間、桐之間、化

註之間、葡萄之間、豐明殿、千種之間、牡丹之間、竹之間、南溜、東溜、西溜化粧一之間、化粧二之間、東一之間、二之間、西一之間、二之間、左廂、右廂、御車寄、東御車寄、北御車寄其の他の總稱。
 正殿 皇室國家の大典並に軍旗親授式等を本殿に行はせ給ふ。即ち紫宸殿の如く萬の御儀式を行はせられる。
 鳳凰之間 勳章親授式、文武官拜謁、外國使節謁見、御講書始、御歌會等を本殿に行はせ給ふ。
 桐之間 皇居宮内謁見所。寶冠章親授式、内外臣僚使節拜謁等を本殿に行はせ給ふ。
 葡萄之間 皇族御休所
 豐明殿 饗宴所。國賓並に内外臣僚使節に本殿に於て饗宴を賜ふ。
 千種之間 牡丹之間、竹之間と共に後席の間と稱し饗宴後の御室なり。
 奧宮殿 御座所、御寢殿の二あり。
 平家建檜白木造りなり。
 表御座所 十間四方四間、西南を出御

の御間、西北を近侍の控所とす。賢所 神鏡を奉安せられ内侍所とも申さる。檜白木破風造の神殿なり。皇靈殿 神武天皇を始め奉り御歴代の皇靈及皇后皇妃皇親の御霊を鎮祭し給ふ所、賢所と竝んで其の西にあり。

神殿 神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神及天神地祇を祀らせ給ふ。賢所と竝んで其の東にあり。

神嘉殿 新嘗祭を行はせ給ふ所にして賢所の西にあり。

御 府 (宮城内)

- 振 天 府
- 懷 遠 府
- 建 安 府
- 倅 明 府
- 顯 忠 府

宮城内に御建造になつてゐる軍事關係の記念館であつて、明治天皇の思召

による振天府、懷遠府及建安府、大正天皇の倅明府、今上天皇の顯忠府の五府である。

何れも皇室の軍事及皇軍將兵の上に垂れさせ給ふ御軫念のほどが拜察せらるゝ秘府であるが、臣民特に遺族等には時に拜觀を仰せ付けられてゐる。以下各府別に其の御模様の謹記する。

振天府 (明治二十七年、八年戦役)

明治二十八年日清及征露の役終るや明治天皇此の戦役に於て戦、病歿せる我が忠勇なる將兵の英靈を長へに慰めんとの大御心より、特に宮城内吹上御苑の南三角矢來と稱する地に一府を御建造遊ばされ、振天府と御命名陣歿將校の寫眞を掲げ、殉國將兵の姓名を録し、併せて凱旋將士の勳績を偲ばせられ之を後尾千載に傳へさせ給ひしものである。

此の府を御建造遊ばさるるに方り、其の設計より意匠陳列の御模様に至る迄悉く 明治天皇の御指圖に依れるも

のと漏れ承るも長いきはみである。御府は總て檜の白木造にして、本館中央正面には楯上に故小松宮彰仁親王勅を奉じて書き給へる「振天府」の額あり、額の裏面に振天府記を録せられてゐる。

振天府の位置は櫻田門と參謀本部との中間、御溝沿ひの街路よりも仰がるる建物で特に此役威海衛の防材を以つて建造せられた有光亭の如きは明らか

懷遠府 (明治三十三年北清事變)

明治三十三年北清團匪の亂平定の後振天府と同様の思召を以て吹上御苑錦亭の北に一府を營まれ之を懷遠府と號づけ給ふ。御府内楯上に掲げらるる「懷遠府」の額は故伏見宮貞愛親王勅を奉じて書し給ふ所、額の背面に懷遠府記を録せられてゐる。

御府の御模様の拜するに、此の事變に陣歿せる陸海軍將校二十五名の寫眞を掲げ、戦病歿將校以下の姓名録を載め給ふ様は振天府と同じである。

建安府 (明治三十七、八年戦役)

明治三十七、八年日露の戦役後振天懷遠の二府と同様此の役に従ひ戦病歿せる陸海軍將兵を憐ませ給ふ大御心より、吹上御苑の南振天府の乾の方に一府を營ませられ之を建安府と號づけ給ふ。御建物の布置意匠より内部の排列順序等に至る迄、他の御府と同様皆聖旨に依れるものと漏れ承るのである。

本館は其の御模様の略々振天府に同じく、楯の上に掲ぐる「建安府」は載仁親王勅を奉じて書し給ふ所額の背面に建安府記を録せられてゐる。

倅明府 (大正三年乃至九年戦役)

長くも 大正天皇に於かせられては青島の役に於ける我が將士の忠勇を嘉し給ひ、同役關係の品々を御納せられ永く之を御記念遊ばさるる御思召を以て 明治天皇の御遺範に據り御府御造營の御沙汰を賜はり、大正六年六月起工、同七年五月に至り落成、同年六月倅明府と御命名遊ばさる。而して世界

大戦の永引くに連れ我が海軍は遠く南洋、南北亞米利加沿岸、印度洋、濠洲沿岸、南亞弗利加沿岸、地中海及「オホック」海方面にも出動し、又陸軍は西比利亞方面にも出兵することとなりしを以て之に關係ある品をも此處に御納せられし由に承る。則ち同府には大正三年乃至九年戦役關係の陸海軍戦利品及參考品、准士官以上の戦病死者の寫眞、將校以下の戦病死者の名簿其の他の參考品を御收藏遊ばされてゐる。

同府は振天、建安の諸府と相接する所に設けさせられ、正面に掲げられたる扁額は故東伏見宮依仁親王勅を奉じて書かせ給へるもので、額の背面に倅明府記を録せられてゐる。

顯忠府 (昭和三年濟南事變、滿洲事變、上海事變)

長くも 今上天皇に於かせられては昭和三年の濟南事變及滿洲事變、上海事變に於て一身を君國に捧げたる將兵の忠勇を嘉せられ戦病死將兵全員の名簿寫眞並に戦死者及殊勳者等の使用せ

る軍服兵器、携帶品は其の主要なるものを御手許に永遠に御收藏遊ばさるる思召を以て、昭和七年十月御府御造營の御沙汰を賜はり爾來三年餘の日子を費して、昭和十一年十二月十六日完成したものであつて特に此御府御造營にあたらせられては戦死者の寫眞は下士官兵の分迄全部集めよとの有難き仰せを賜はりし由に漏れ承るのである。

昭和十年十月特に顯忠府と御命名遊ばされたが、顯忠の二字は尙書「忠」の「忠」の文あり、孔安國の註に「忠則顯之」「良則進之明王之道」とある所より採らせ給へるものと漏れ承るのである。

建安府の南側中庭を隔てて本館を拜すると正面二階の外壁には閑院宮載仁親王勅を奉じて書かせ給へる「顯忠府」の額を掲げられ、額の背面に顯忠府記を録せられてゐる。

宮 中 席 次

高等官、有勳者、有爵者、有位者及

び優遇者が宮中に於て與へられる席次で、大正十五年皇室令第七號皇室儀制令に於て定められ、特旨によるものを除くのは左の順位による。

- 【第一階】 第一 大勳位（一菊花章頸飾、二菊花大授章）▽第二 内閣總理大臣▽第三 樞密院議長▽第四 元勳優遇の爲大臣の禮遇を賜はりたる者▽第五 元帥、國務大臣、宮内大臣、内大臣▽第六 朝鮮總督▽第七 内閣總理大臣又は樞密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者▽第八 國務大臣、宮内大臣又は内大臣たる前官の禮遇を賜はりたる者▽第九 樞密院副議長▽第十 陸軍大將、海軍大將、樞密顧問官△第十一 親任官▽第十二 貴族院議長、衆議院議長▽第十三 勳一等旭日桐花大授章▽第十四 勳一級▽第十五 親任官の禮遇を賜はりたる者▽第十六 公爵▽第十七 從一位▽第十八 勳一等（一旭日大綬章、二寶冠章、三瑞寶章）

- 【第二階】 第十九 高等官一等▽第二十 貴族院副議長、衆議院副議長▽第二十一 磨香間祇候▽第二十二 侯爵▽第二十三 正二位

- 【第三階】 第二十四 高等官二等▽第二十五 勳二級▽第二十六 錦鷄間祇候▽第二十七 勳任待遇▽第二十八 伯爵▽第二十九 從二位▽第三十 勳二等（一旭日重光章、二寶冠章、三瑞寶章）▽第三十一 子爵▽第三十二 正三位▽第三十三 從三位▽第三十四 勳三級▽第三十五 勳三等（一旭日中綬章、二寶冠章、三瑞寶章）▽第三十六 男爵▽第三十七 正四位▽第三十八 從四位

- 【第四階】 第三十九 貴族院議員、衆議院議員▽第四十 高等官三等▽第四十一 高等官三等の待遇を享くる者▽第四十二 勳四級▽第四十三 勳四等（一旭日小綬章、二寶冠章）▽第四十四 正五位▽第四十五 從五位
- 【第五階】 第四十六 高等官四等▽第

- 四十七 高等官四等の待遇を享くる者▽第四十八 勳五級▽第四十九 勳五等（一雙光旭日章、二寶冠章、三瑞寶章）▽第五十 正六位

- 【第六階】 第五十一 高等官五等▽第五十二 高等官五等の待遇を享くる者▽第五十三 從六位▽第五十四 勳六等（一單光旭日章、二寶冠章、三瑞寶章）

- 【第七階】 第五十五 高等官六等▽第五十六 高等官六等の待遇を享くる者▽第五十七 正七位

- 【第八階】 第五十八 高等官七等▽第五十九 高等官七等の待遇を享くる者▽第六十 從七位▽第六十一 勳六級

- 【第九階】 第六十二 高等官八等▽第六十三 高等官八等の待遇を享くる者

- 【第十階】 第六十四 高等官九等▽第六十五 奏任待遇▽第六十六 正八位▽第六十七 勳七級▽第六十八 勳七等（一青色桐葉章、二寶冠章、

三瑞寶章）▽第六十九 從八位▽第七十 勳八等（一白色桐葉章、二寶冠章、三瑞寶章）

一、同順位の者の間に在りては本章に別段の定ある場合を除くのはか、その身位を得たる日の前後に従ひ、その前後なきときはその日に有したる席次の順序に従ひ、その日に席次を有せざりしときは年齢の順序に従ふ同爵者間の席次は位階による。

一、大臣の禮遇または前官の禮遇を賜はりたる者にして、その順位を超えたる官に任ぜられ退官の後さらに前に賜はりたる禮遇と同順位の禮遇を賜はりたるときは、前に禮遇を賜はりたる時有したる席次により、後の禮遇前の禮遇の下なる時は第三十四條の例による。

一、親任官にして國務大臣に任ぜられ退官の後二年以内にさらに前と同順位の親任官に任ぜられたるときは前に有したる席次により、前の順位より降りたる官に任ぜられたるときは

第三十四條の例による。

一、退官退職の日より二年以内に前官職と同順位に就きたるときは前に有したる席次による。

一、轉官轉職の場合においてその官職同順位なるときは前に有したる席次により、前の順位より降りたるときはその順位の首席とす（第三十四條）

一、休職または退職の文官および豫備役後備役または退役の者は各相當順位の下席とす。

一、同一人にして二個以上の身位を有するときはその高きに従ふ、ただし特定の身位により席次を定むる必要あるときはこの限りにあらず。

内外人主催ノ集會ニ於ケル席次

本邦駐劄各外國大使、各大勳位、内閣總理大臣、外務大臣、次ニ本邦駐劄各外國全權公使ト樞密院議長

大臣禮遇（元勳優遇ノ爲大臣ノ禮遇ヲ賜リタル者但シ順位ハ官中席次令ニ依ル）

元帥、國務大臣、宮内大臣、内大臣

（以上順位ハ官中席次令ニ依ル）

國務大臣禮遇（順位ハ官中席次令ニ依ル）

朝鮮總督

前官禮遇（内閣總理大臣又は樞密院議長タル前官ノ禮遇ヲ賜リタル者但シ順位ハ官中席次令ニ依ル）

前官禮遇（國務大臣、宮内大臣又は内大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜リタル者但シ順位ハ官中席次令ニ依ル）

トヲ交互シ本邦駐劄外國全權公使ヲ首席トス

習 志 野

明治六年四月二十九日 明治天皇には御親ら近衛兵を指揮引率し給ひ午前六時宮城御出門千葉街道成田街道を経て千葉縣千葉郡大和田村に御着の上操練を天覽あらせられたのみか長くも露營の御經驗を親しくし給ふた。
同時に此地の舊稱小金ヶ原を將來講武の地として習志野と名付け給ふた。

臺灣神社、臺南神社、附蒙疆神社

近衛師團長として臺灣征討に従はせられ遂に明治二十八年十月二十七日臺南に於て薨去あらせられた故北白川宮能久親王殿下の御英靈は大國魂命、大己貴命、少名彥命と共に臺北市西圓山に鎮座あらせられた。官幣大社臺灣神社即ちち之である。尙薨去の地臺南市の御遺跡にも殿下を奉祀する一社が創建せられ、官幣中社臺南神社と稱せられる。
更に故殿下の御令孫に當らせられる、永久王殿

下が昭和十五年九月五日戦地に於て飛行機事故により御戦死遊ばされたことは國民の哀痛まだ生々しいことであるが、地元官民はとりあへず御戦死の地に蒙疆神社を創建してゐることは南方鎮護の臺灣神社と對し誠に恐惶感激の極みである。

相 武 臺

陸軍士官學校所在地の神奈川縣高座郡座間村一帯の賜名で、昭和十二年十二月二十日同校第五十期生徒卒業式行幸の砌、陸軍大臣、教育總監を御前に召され御沙汰を賜はり大臣等は恐懼感激して拜受した佳名である。

此の賜名は古事記「日本武尊御東征之條」に相武國(さがむのくに)即ち後世の相模國の字句があり、尊の御武勇に因みある意義深き賜名である。

修 武 臺

昭和十六年三月埼玉縣豐岡町の陸軍航空士官學校に行幸の砌の賜名で、前記の相武臺と相並び航空將校搖籃の地にふさはしき好個の地名と仰ぎ奉るものである。

皇 室 典 範

勅 語

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歷代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム
御名 御璽
明治二十二年二月十一日

皇室典範

第一章 皇位繼承

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルニ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
- 第六條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於シ最近親ノ皇族ニ傳フ
- 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於シ最近親ノ皇族ニ傳フ
- 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡

- ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
- 第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得
- 第二章 踐祚即位
- 第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク
- 第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
- 第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ
- 第三章 成年立后立太子
- 第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
- 第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
- 第十五條 備嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ備嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス
- 第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツル

トキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス
 第四章 敬 稱
 第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
 第十八條 皇太子皇太子妃皇太后皇太孫妃親王妃親王王妃親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス
 第五章 攝 政
 第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク
 天皇久キニ互ルノ故障ニ由ル大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク
 第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス
 第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス
 第一 親王及王
 第二 皇 后
 第三 皇太后
 第四 太皇太后
 第五 內親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス
 第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル
 第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ
 第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重恩アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得
 第六章 太 傳
 第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傳ヲ置キ保育ヲ掌ラシム
 第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傳ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス
 第二十八條 太傳ハ攝政及其ノ子孫之

ニ任スルコトヲ得ス
 第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傳ヲ退職セシムルコトヲ得ス
 第七章 皇 族
 第三十條 皇族ト稱スルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王王妃親王王妃女王ヲ謂フ
 第三十一條 皇子ヨリ皇支孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ內親王トシ五世以下ハ男ヲ女王女王トス
 第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姊妹ノ女王王タル者ニ特ニ親王內親王ノ號ヲ宣賜ス
 第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公布ス
 第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記錄ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス
 第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス
 第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス
 第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナ

キ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ
 第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル
 第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル
 第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル
 第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス
 第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス
 第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ
 第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ
 第八章 世傳御料
 第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公布ス
 第九章 皇室經費(本文略)
 第十章 皇族訴訟及懲戒(本文略)
 第十一章 皇族會議
 第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム
 第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シ議長タラシム(下略)
 皇室典範增補(要旨)
 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシメ又ハ華族ノ家督相續人トナリ又ハ養子トナルコトヲ得
 皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

公 式 令

(明治四十年十月三十一日勅令第六號)

第一條 皇室ノ大事ヲ宣誥シ及大權ノ施行ニ關スル勅旨ヲ宣誥スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ大事ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ内閣總理大臣ト俱ニ之ニ副署ス其ノ大權ノ施行ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス
 第二條 文書ニ由リ發スル勅旨ニシテ宣誥セサルモノハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外勅書ヲ以テス
 勅書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ事務ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス其ノ國務大臣ノ職務ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

第三條 帝國憲法ノ改正ハ上諭ヲ附シ

テ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ樞密顧問ノ諮詢及帝國憲法第七十三條ニ依ル帝國議會ノ議決ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第四條 皇室典範ノ改正ハ上諭ヲ附シ

テ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第五條 皇室典範ニ基ツク諸規則宮内

官制其ノ他皇室ノ事務ニ關シ勅定ヲ經タル規程ニシテ發表ヲ要スルモノハ皇室令トシ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス國務大臣ノ職務ニ關連スル皇室令ノ上諭ニハ内閣總理大臣又ハ内閣總理大臣及主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

署名ス

皇族會議及樞密顧問又ハ其ノ一方ノ諮詢ヲ經タル皇室令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第六條 法律ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布

ス前項ノ上諭ニハ帝國議會ノ協贊ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル法律ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第七條 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布

ス

前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル勅令及貴族院ノ諮詢又ハ議決ヲ經タル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載シ帝國憲法第八條第一項又ハ第七十條第一項ニ依リ發スル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

ス

帝國議會ニ於テ帝國憲法第八條第一項ノ勅令ヲ承諾セサル場合ニ於テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スル勅令ノ上諭ニハ同條第二項ニ依ル旨ヲ記載ス

第八條 國際條約ヲ發表スルトキハ上

諭ヲ附シテ之ヲ公布ス前項ノ上諭ニハ樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第九條 豫算及豫算外國庫ノ負擔トナ

ルヘキ契約ヲ爲スノ件ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

第十條 閣令ニハ内閣總理大臣年月日

ヲ記入シ之ニ署名ス前項ノ上諭ニハ帝國議會ノ協贊ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

宮内省令ニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

第十一條 皇室令、勅令、閣令及省令

ハ別段ノ施行時期アル場合ノ外公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ經テ之ヲ施行ス

第十二條 前數條ノ公布スルハ

官報ヲ以テス

第十三條 國書其ノ他外交上ノ親書、

條約批准書、全權委任狀、外國派遣官吏委任狀、名譽領事委任狀及外國領事認可狀ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ主任ノ國務大臣之ニ副署ス外務大臣ニ授クル全權委任狀ニハ内閣總理大臣之ニ副署ス

第十四條 親任式ヲ以テ任スル官ノ官

記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス内閣總理大臣ヲ任スルノ官記ニハ他ノ國務大臣又ハ内大臣、宮内大臣ヲ任スルノ官記ニハ内大臣年月日ヲ記

入シ之ニ副署ス

前二項ニ依ルモノノ外勅任官ノ官記ニハ御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

奏任官ノ官記ニハ内閣ノ印ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シテ之ヲ宣

ス宮内官ニ付テハ宮内省ノ印ヲ鈐シ

宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十五條 親任式ヲ以テ任シタル官ヲ

免スルノ辭令書ニハ御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス内閣總理大臣ヲ免スルノ辭令書ニハ他ノ國務大臣又ハ内大臣、宮内大臣ヲ免スルノ辭令書ニハ内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

前二項ニ依ルモノノ外勅任官ヲ免ス

ルノ辭令書ニハ内閣總理大臣年月日

ヲ記入シ之ヲ奉ス

宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記

入シ之ヲ奉ス

入シ之ヲ奉ス

入シ之ヲ奉ス

入シ之ヲ奉ス

入シ之ヲ奉ス

入シ之ヲ奉ス

第十六條 爵記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐

シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

第十七條 一位ノ位記ニハ親署ノ後御

璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス二位以下四位以上ノ位記ニハ御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス五位以下ノ位記ニハ宮内省ノ印ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十八條 爵位ノ返上ヲ命シ又ハ允許

スルノ辭令書ニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

勳記ニハ勳章ノ種別ニ從ヒ號數ヲ附シ簿冊ヲ記入スル旨ヲ附記シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ賞勳局書記官之ニ署名ス

第二十條 記章ノ證狀並外國勳章及記章ノ佩用免許ノ證狀ニハ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ之ニ署名セシム

歴代宮内大臣

- 伊藤博文 土方久元
田中光顯 岩倉具定
渡邊千秋 波多野敬直
中村雄次郎 牧野伸顯
一木喜徳郎 湯淺倉平
松平恒雄

軍旗

明治七年一月二十三日近衛歩兵第一及第二兩聯隊に、明治天皇より「汝等に軍旗一統を授く」との勅語と共に日比谷練兵場に於て御親授あらせられたのを最初とし、其後も軍旗は親授せらるる例となつて居り、其當日は聯隊長は旗手及護衛下士官二名と共に参内、宮中正殿に於て親臨の下に侍從武官長より軍旗及勅語を拜受、奉答文を上つて其部隊に奉戴することとなるのである。

軍艦旗

軍艦旗は日本帝國海軍の艦船たることを表はす旗章で、我が國權の存在を確定するものである。軍艦旗は艦船碇泊中は午前八時に後部の旗竿に掲揚し日没時之を降下し、航海中は晝夜の別なく常に之を掲揚する。艦中に方りて後部の旗竿は大砲の射撃を妨害するを以て、後橋の中央附近に在る斜桁と橋頭に掲揚する。此の軍艦旗を特に戰艦旗と稱す。軍艦旗の掲揚、降下の際には全員嚴肅なる敬禮を行ふ。

靖國神社、護國神社

附、靖國神社附屬遊就館 別格官幣社一覽

靖國神社

一、起源

維新の大業大成に方り、忠憤義烈の偉丈夫を失つたことは頗る多い。是に於て 孝明天皇いたく此等殉難死節の士の功を嘉し且之を慰ませ給ひ、民間に於ても亦志士等は國難に殉じた士を深く追念して靈祭の舉行を願し、文久二年十二月、福羽美靜、古川躬行其他六十有餘名は京の平安靈山に會合して私祭を學ぶに至つた。

此頃諸藩の中にも、私祭を行ふものがあつた。長門國櫻山、周防國下宇野令の招魂社は實に元治元年に設置されたものである。而して此等各藩の分を通じ現在では社數百〇五に達してゐる之が官祭招魂社と云はれてゐるもので

あるが、昭和十四年三月調では全國に百三十一の招魂社があつた。

其後五年を経て、明治元年有栖川宮熈仁親王殿下親しく東征大總督として東國を鎮撫し給ふや、同年四月陣歿者の爲に招魂祭を行ふ旨の令旨を賜ひ、六月二日江戸城内西丸大廣間に於て壯嚴なる祭典を行ひ、有栖川大總督宮を始め奉り三條實美其他の諸卿大夫、各藩隊長司令官等列座の間に威儀整齊として大に神靈を慰め且諸士の心を安んぜしめ給うた。之が抑々東京招魂社の起源であると云はれてゐる。

又京都におかせられては同年五月十日、嘉永六年以來の殉難者の靈を東山に祭祀する旨仰せ出され、七月十、十一日の兩日に互り河東練兵場に於て祭典を行はせられた。之が京都招魂社の

始めである。

かくの如く招魂祭は江戸及京都の兩地で行はれたが、翌明治二年三月東京に奠都遊ばざるや、更に招魂社建設の議起り、時の軍務官知官事仁和寺宮嘉彰親王勅を奏し副知官事大村益次郎以下數名をして社地を相せしめ給うた。而して社地の選擇に就ては始め上野又は江戸見坂(現今の芝區内)を以て其地に擬せられたが、九段坂上は宮城の乾に位し且高燥の良地であると云ふので、大村氏自ら出張して選定したものである、易書に曰く「乾は西北にして天に屬す、其德無量福祐の氣あり」と。

かくて明治二年六月十九日起工、日ならずして假殿を竣成することが出来た。茲に於て朝廷に於かせられては、六月二十九日より七月三日まで祭典の儀を仰せ出され、鎮祭の式を挙げさせられたのである。

次で知官事嘉彰親王祭主として祝詞を讀み給ひ、畢りて参列の官員、華族、各藩人をして拜禮せしめられた。

又翌三十日より七月三日までは、祝部をして祭典に當らしめ、角力煙火等の餘興あり、又各隊をして順次に祝砲を發せしめられた。而して人民より供物餘興等を奉納せんとするものは之を許し、且祭典中参拜者には神酒を賜ひ、特に戦死者を出した各藩には神饌を分かち與へた。之が遺族待遇の始めである。

以上が靖國神社鎮祭の起源であつて忠魂を慰むる爲に神社を建てて永く祭祀せむとの懷慮に依て起つたものであることに就ては特に銘記する必要がある。

明治十二年社號を賜ひ社格を附せられ、長へに祭祀の典を擧げしめられ、長くも萬乗の尊を以てして特に崇敬の體を加へさせ給うたのである。

二、名稱

靖國神社は始め招魂社と稱へられ又草創に際して招魂祠或は招魂場などと

呼ばれたこともある。

招魂場とは神靈を招く所場(神をいつき祭るところ)の名であり、招魂社又は招魂祠とは招きたる神靈を祭祀する祠社の意義であるから其間に自ら區別がある。故に本神社には別に招魂場が設けられてあつて、神靈を合祀せんとする時には先づ其神靈を招魂場に招き奉り、而して後神殿に遷して鎮祭するのが通例である。

元來招魂社なる稱號は國事多端の際に起つた名であつて、字句の解釋上よりすれば、如何にも在天の神靈を一時招寄する所であるかのやうに聞え、萬世不易に神靈のまします所の社號としては稍々妥當を失するの感がないでもない。そこで明治十二年六月四日別格官幣社に列せらるると共に靖國神社と改稱せられたのである。靖國の字は春秋左氏傳にあるのであるが、祭神の偉勳に據り國家を平和に治むるの義であることは御祭文中に、
一汝命等の赤き直き眞心を以て家を

忘れ身を擲て各も各も身死りにし其大き高き勳功に依りて大皇國をば安國と知食すことぞと思ほし召すが故に靖國神社と改め稱へ別格官幣社と定め奉りて御幣帛奉り齋ひ參らせ給ひ今より後彌遠永に怠事なく祭り給はんとす。

と宣らせ給へるに見るも明かである。

我が國は古來正義と平和を以て其國是とする。從て上、皇祖列聖常に安國たれと天下をしるしめさんことを御軫念あらせ給ひ、下萬民も亦 聖旨を奉戴して正義と平和の爲一身を犠牲にし死するも猶護國の神となり正義と平和を擁護せんことを希つてゐる。靖國の名稱は實に我が國體國是に相應はしいものであると云はねばならぬ。

三、祭神と御靈代

靖國神社祭神生前の官職身分等に就て云へば、陸軍の所屬あり、海軍の所屬あり、維新前後の殉難死節の士あり、地方官警察官あり、從て公卿、藩主、

士、卒、神職、僧侶、婦人、農工商等

苟くも帝國臣民にして國家の爲に忠節を抽んで、高潔なる大精神を發揮して國の神となりませる人々は皆本神社の祭神として網羅せられてゐるのであつて、朝鮮、臺灣の人も含んで居て今や祭神の總數は十八萬餘柱の多きに上り神位燦として輝き、餘光遠く異域にまでも及んでゐる。

本神社の御靈代は神劍及神鏡である。而して神劍は明治二年六月栗原筑前の鍛造する所、神鏡は明治元年六月江戸城内大廣間に於ける招魂祭の時、神籬に奉懸せられた靈鏡である。

内殿左右の靈床には副靈臺として、官位姓名を列記せる巻物及腰冊が奉安せられてある。巻物は明治五年五月始めて之を内陣に納め、爾來合祀祭の度に納められたのであるが、明治三十八年第三十一回の合祀祭より之を腰冊に改められた。而して別に一本を社務所に藏してある、所謂祭神帳が之であつて現在數は二千餘冊に及んでゐる。

四、皇室の御尊嶺

皇室に於かせられては靖國神社を尊崇し給ふこと大方ならず、君國の爲に殉じたる士も誠に死して餘榮ありといふべきである。

明治天皇は明治七年一月二十七日特に御親祭あらせられ赤地青地の大和錦を備へさせ、同時に長れ多くも左の御製を給ひ、御慶筆の額一面を納め給うた。此額面は今神社に寶藏されてある。

明治七年一月二十七日招魂社にいたりて、

我國の爲をつくせる人々の

名もむさし野にとむる玉かき

明治十年十一月四日行幸御拜の時は御幣物として大いなる御鏡を捧げられ、其後も屢々親しく御参拜あらせられ、其都度此御鏡の前まで進ませられて御拜あらせられた。

明治三十九年の御製には

靖國の社に齋く鏡こそ

大和心の光なりけれ

と仰せられた。

爾後毎年の大祭及臨時大祭には、勅使を立てさせらるるは勿論、天皇皇后兩陛下親しく御参拜あらせられ給ふことも屢々で、幣帛並祭樂料の御下賜は既に數十回に上つてゐる、又皇族の御参拜並御奉納等は數百を以て算ふるに及んでゐるのである。以て皇室の殊遇を拜察することが出来るであらう。

明治天皇御製

世と共にかり傳へよ國のため

命をすてし人のいさをを

(明治三十七年)

外國にかばねさらしませらるるを

魂も都にけふ歸るらむ

(明治三十八年)

國の爲命を捨てますらをの

魂祭るべき時近つきぬ

(明治三十九年)

照憲皇太后御参拜の節の御歌

神垣に涙たむけて拜むらし

歸るを待ちし親も妻子も

今次事變關係殉國者の合祀祭がとり行はれるようになった昭和十三年以後

は、春秋二季の兩回、必ず兩陛下の御親拜を見るのはいよ／＼長ききはみである。

五、祭典

靖國神社の祭典は之を例大祭、恒例諸祭、合祀祭、臨時諸祭の四種に大別することが出来る。以下此等諸祭の概要を摘記して見よう。

1、例大祭

例大祭は今日では年二回即ち四月三十日（明治三十九年陸軍凱旋大觀兵式の日）と十月二十三日（明治三十八年海軍凱旋大觀艦式の日）に行はれる大祭である。

例大祭が始めて行はれたのは明治二年九月二十一日で、當日は長き邊から特に勅使を御差遣あらせられた。其後數度改變ありて大正元年十二月現在の如く定められたのである。當日は勅使の參向あり、武官には休暇を賜り、皇族を始め文武百官の參拜、幣帛供物の奉納、陸海軍隊の正式參拜、遺族及各團體學校生徒其他一般國民の禮拜等引

きもきらず、眞に盛況を呈するのである。例大祭には時に合祀祭を併せ行はれることがあるが、此場合には一層盛況を極める。

例大祭は社格が制定せらるるまでは、勅を奉じて武官が之を執行してゐた、即ち祭主軍務官仁和寺宮の奉仕せられたのを始めとし、陸海軍長官又は其代理者が之に當つてゐたのであるが明治十二年六月社格制定以來は官司が之を祭ることとなり、陸海軍長官は唯玉串を奉奠することになった。

例大祭當日に於ける遺族の待遇は町重を極め、昇殿を許し、神酒神饌を載かせ、餘興觀覽の便を與ふる等掛官諸員の擧措は頗る懇到である。掛官は陸海軍兩省から出張し清成式大祭直會の祭儀に參列し兩省を代表して拜神し屬僚を奉りて庶事に執掌するのを常例とする。

恒例諸祭

靖國神社恒例諸祭中には、大祭としては右の例大祭の外、祈年祭及新嘗祭

の兩祭あり、中祭には歳旦祭、元始祭紀元節祭、天長節祭、明治節祭、先帝遙拜式、神武天皇祭遙拜式、神嘗祭遙拜式、春秋二季皇靈祭遙拜式等の諸祭がある。

又本神社の小祭としては、陸海軍兩記念祭、本神社創立記念祭、煤拂祭、除夜祭其他月々三回の月毎祭等がある。

右に述べた中小祭の外、本神社に於ては明治十二年八月一日以降日々神饌三膳を供し一日と雖も神に仕へまつるの務を缺かすことはない、尙此際に於て命日に相當せる祭神名を宣別けて英靈を奉獻してゐる。

3、合祀祭

合祀祭と云ふのは聖旨に基き靖國神社に祀らんとする人々の靈を新に同神社に合せ祀る祭典のことである。

此祭典は明治七年佐賀の亂の戦死者を合祀したのが其第二回目である。爾來臺灣、熊本、山口、福岡、鹿児島諸役、京城事變、維新前後に於ける諸藩の殉難者、日清戦役、北清事變、日

露戰役、韓國暴徒鎮壓事件、大正三年乃至九年戦役、濟南出兵事件、滿洲事變、日支事變等に於ける戦病死者を合祀し、合祀の回数昭和十五年四月まで五十六回に達してゐる。

就中最も多數の合祀は、明治三十八年五月二日の合祀祭であつて、神數は實に三萬八百八十三柱に及び、其最も少なかつたのは、明治八年七月三日及同九年一月二十六日の各一柱である。

維新前の殉死者は、明治元年京都招魂社に合祀せられたのであるが、當時に於ては祀るべき志士を未だ悉く網羅することは出来なかつた。そこで明治八年一月に至り、京都招魂社の神靈を東京招魂社に合祀する旨仰せ出さるると同時に、各府縣の招魂社に祀られてあつた神靈並未だ何處にも祀られてない靈を調査するやう御命じになり、前後十數回の合祀祭に互り悉く合祀せらるるに至つたのである。

合祀祭は、近年の例に依れば、合祀すべき神靈の數多きときは之を臨時大

祭と稱し、少數なるときは之を臨時祭と稱へられてゐる。

臨時大祭には祭典委員長及委員を設けられ、臨時祭には陸海軍省より掛官若干名を差し置かれ慎重を極むるのである。

以下少しく合祀祭の次第を述べて見よう。

合祀祭の前日には清成式を、更に其夜は招魂式を行ひ、後一日には直會祭が行はれる。

招魂式の次第は招魂場に祭壇を設け左右には帷舎をしつらへ、正面に鳥居を建て、其兩側に五色絹を附せる眞禰を樹て、庭燎を焚き、陸海軍將校、各省總代及軍隊警固の裡に官司が願宜以下を率ゐて神靈を招祭し、幣帛神饌を供へ、之を終れば招祭せる神靈を本殿に遷して鎮祭するのである。

而して其翌日は臨時の祭典を行ふのであるが、之を合祀祭と申すのである。合祀祭執行の日には、必ず勅使參向

せられて祭文を告せらる。殊に明治八年七月三日と同九年一月二十六日の兩度に於ては各一名の合祀者の爲に莊重なる祭典を行はせられたのであつて、祭神に對する敬慮の厚きこと拜祭するに餘りあり、合祀祭は例大祭に併せて同日に行はれ、又は臨時に行はれたのであるが、春季の例大祭に之を行ふのが近來の例となつてゐる。

4、臨時諸祭

臨時諸祭とは、臨時に舉行せられる奉告祭又は記念祭等を云ふのである。

靖國神社創建以來、臨時に執行せられた祭典の中でも、明治五年の正遷座式が最も盛大嚴肅な祭儀であつた。

臨時祭に於て、幣帛料を供進遊ばされたのは、改號昇格奉告祭、近衛記念祭、警視局臨時祭、憲法發布皇皇室典範御治定奉告祭、宣戰奉告祭等で、又神饌料のみ供進あらせられたのは御成婚滿二十五年奉告祭等である。

祭神數を合祀別にすると實に左表の如くである。（昭和十六年四月迄）

靖國神社の歌

- 一、日の本の光に映えて
盡忠の雄魂祀る
宮柱ふとく燦たり
あゝ大君のぬかづき給ふ
榮光の宮 靖國神社
- 二、日の御旗斷乎と守り
その命國に捧げし
ますらをの御魂しづまる
あゝ國民のおろがみ稱ふ
いさをしの宮 靖國神社
- 三、報國の血潮にもえて
ちりませし大和をみな
清らけき御魂やすらふ
あゝはらからの感謝はかをる
櫻咲く宮 靖國神社
- 四、幸御魂さちはえまして
千木高く輝くところ
皇國とはに殿たり
あゝ一億の畏み祈る
國護る宮 靖國神社

靖國神社附屬 遊就館

所在地 東京市九段靖國神社境内

設立の趣旨

遊就館は戦役事變等に關する記念品
及武器の沿革を知るべき物件を蒐集保
存し、軍事上の參考に供し、且國防精
神の作興及軍事知識の増進に資する爲
之を公衆の觀覽に供する所である。

沿革の概要

明治十一年、招魂社(現靖國神社)祭
神の英靈を慰め且神徳を欽仰する爲繪
馬堂を兼ねて祭神の遺物並に古今の武
器を陳列する議が山縣陸軍卿によつて
提唱され、西南戦役恤兵金の一部を以
て起工十四年五月竣工した。其の後は
日清、日露の兩戦役により陳列品は激
増し、四十一年増築して七百餘坪とな
り、更に大震災後復舊工事にかゝり昭
和六年十月、宏壯な東洋風建物が完成
した。建坪千八百餘坪である。

陳列品

今上陛下の御物 大正天皇 明治天

國防館

附屬國防館は滿洲事變以來舉國統後に
盡くした國民の赤誠を旌表し、併せて
國防知識の普及に資せんとするもの
で、館内には各種の愛國獻品の模型、
資料並に恤兵品慰問品を始とし、我が
陸軍の最新科學に基く現代兵器の粹を
蒐めて其の機構を動力運轉又は断面、
模型、デオラマ等にて示す外都市の防
空要領等がある。

年中無休で、觀覽料大人十錢小兒五
錢、團體、學校生徒は割引、軍人、軍
人遺族、傷痍軍人、金鷄勳章佩用者は
無料である。

| 年 別 | 回 數 | 祭神數 | 年 別 | 回 數 | 祭神數 | 年 別 | 回 數 | 祭神數 |
|----------|------|--------|-----------|-------|--------|----------|-------|---------|
| 明治二年六月 | 第一回 | 三、五八柱 | 明治二十一年十一月 | 第二十五回 | 二、六三柱 | 大正十五年四月 | 第一十四回 | 六〇柱 |
| 同 七年八月 | 第二回 | 二〇七柱 | 同 二十二年五月 | 第二十六回 | 四〇〇柱 | 昭和四年四月 | 第四十五回 | 一六七柱 |
| 同 八年二月 | 第三回 | 一三三柱 | 同 二十三年五月 | 第二十七回 | 八三三柱 | 同 七年四月 | 第四十六回 | 五三三柱 |
| 同 九年一月 | 第四回 | 一柱 | 同 三十四年五月 | 第二十八回 | 五三三柱 | 同 八年四月 | 第四十七回 | 一、七二二柱 |
| 同 十年十一月 | 第五回 | 六、六〇柱 | 同 三十五年十一月 | 第二十九回 | 一、二二二柱 | 同 九年四月 | 第四十八回 | 一、六八八柱 |
| 同 十一年七月 | 第六回 | 二〇〇柱 | 同 三十七年五月 | 第三十回 | 八九九柱 | 同 十年四月 | 第四十九回 | 八二四柱 |
| 同 十二年六月 | 第七回 | 三六六柱 | 同 三十八年五月 | 第三十一回 | 五、八八三柱 | 同 十一年四月 | 第五十回 | 九七四柱 |
| 同 十三年五月 | 第八回 | 三三三柱 | 同 三十九年五月 | 第三十二回 | 三、九九九柱 | 同 十二年四月 | 第五十一回 | 一、一四八柱 |
| 同 十四年五月 | 第九回 | 〇柱 | 同 四十年五月 | 第三十三回 | 二、六七五柱 | 同 十三年四月 | 第五十二回 | 四、五三二柱 |
| 同 十五年五月 | 第十回 | 四七柱 | 同 四十一年五月 | 第三十四回 | 一、九五〇柱 | 同 十四年四月 | 第五十三回 | 一〇、三三三柱 |
| 同 十六年五月 | 第十一回 | 六六柱 | 同 四十二年五月 | 第三十五回 | 八七七柱 | 同 十五年四月 | 第五十四回 | 一〇、三九九柱 |
| 同 十七年五月 | 第十二回 | 六二五柱 | 同 四十四年五月 | 第三十六回 | 一四二柱 | 同 十六年四月 | 第五十五回 | 一〇、三九七柱 |
| 同 十八年五月 | 第十三回 | 一、四六〇柱 | 同 四十五年五月 | 第三十七回 | 六三二柱 | 同 十七年四月 | 第五十六回 | 二二、七九九柱 |
| 同 十九年五月 | 第十四回 | 六二柱 | 同 大正二年八月 | 第三十八回 | 六九柱 | 同 十八年四月 | 第五十七回 | 一四、四〇〇柱 |
| 同 二十年五月 | 第十五回 | 一、二七二柱 | 同 四年四月 | 第三十九回 | 一、三三三柱 | 同 十九年四月 | 第五十八回 | 一四、九七六柱 |
| 同 二十一年五月 | 第十六回 | 〇柱 | 同 五年四月 | 第四十回 | 一〇九柱 | 同 二十年四月 | 第五十九回 | 一五、〇一三柱 |
| 同 二十二年五月 | 第十七回 | 八柱 | 同 六年四月 | 第四十一回 | 一、六五五柱 | 同 二十一年四月 | 第六十回 | 一五、〇七七柱 |
| 同 二十三年五月 | 第十八回 | 一、四六柱 | 同 七年四月 | 第四十二回 | 一、四九七柱 | 同 二十二年四月 | 第六十一回 | 一五、〇二二柱 |
| 同 二十四年五月 | 第十九回 | 九七柱 | 同 八年四月 | 第四十三回 | 七〇三柱 | 同 二十三年四月 | 第六十二回 | 二五、八二七柱 |
| 同 二十五年五月 | 第二十回 | 九七柱 | 同 九年四月 | 第四十四回 | 七〇三柱 | 計 | | |

全國護國神社一覽

(昭和十七年三月末日現在)

△指定護國神社(一道府縣崇敬區域)

- 北海道護國神社 旭川市近文
- 札幌護國神社 札幌市南十條
- 函館護國神社 函館市汐見町
- 京都靈山護國神社 京都市東山區
- 大阪護國神社 大阪市住吉區
- 兵庫縣神社 神戶市磯區王子町
- 兵庫縣神社 姫路市本町
- 兵庫縣神社 長崎市城山町一丁目
- 長崎縣護國神社 大宮市大宮町
- 埼玉縣護國神社 高崎市乘附
- 群馬縣護國神社 千葉市亥鼻町
- 千葉縣護國神社 水戸市外絲岡村櫻山
- 茨城縣護國神社 宇都宮市相生町
- 栃木縣護國神社 奈良縣添上郡東市村
- 奈良縣護國神社 津市大字下部田
- 三重縣護國神社 名古屋市西區
- 愛知縣護國神社 靜岡市北番町
- 靜岡縣護國神社 甲府市岩堀町
- 山梨縣護國神社 彦根市尾末町
- 滋賀縣護國神社

- 岐阜縣護國神社 岐阜市御手洗町
- 濃飛護國神社 大垣市郭町
- 長野縣護國神社 松本市大字桐
- 宮城縣護國神社 仙臺市字川内壹番
- 福島縣護國神社 福島市駒山
- 岩手縣護國神社 盛岡市志家
- 青森縣護國神社 弘前市大字下白銀町
- 山形縣護國神社 山形市宮町
- 秋田縣護國神社 秋田市上中城町
- 福井縣護國神社 福井縣吉田郡
- 石川縣護國神社 金澤市出羽町
- 富山縣護國神社 富山市安野屋町
- 鳥取縣護國神社 鳥取市上町
- 松江護國神社 松江市殿町
- 濱田護國神社 島根縣濱田市
- 岡山護國神社 岡山市門田
- 廣島護國神社 廣島市基町
- 山口縣護國神社 福山市三之丸町
- 和歌山縣護國神社 山口市宮野區宮野下
- 德島縣護國神社 和歌山市一番丁
- 香川縣護國神社 德島市德島町
- 愛媛縣護國神社 香川縣仲多度郡松山市新立町

- 高知縣護國神社 高知縣長岡郡
- 福岡縣護國神社 福岡市大名町
- 大分縣護國神社 大分縣大分郡
- 佐賀縣護國神社 佐賀市松原町
- 鹿兒島縣護國神社 鹿兒島市山下町
- 沖繩縣護國神社 那霸市通堂町
- 計 四八社
- △指定外護國神社
- 江差護國神社 北海道檜山郡
- 福山護國神社 同 松前郡福山町
- 藥師山護國神社 京都府北桑田郡
- 夕陽丘護國神社 大阪市大正寺區
- 山口護國神社 兵庫縣朝來郡
- 佐古護國神社 長崎市市佐古
- 梅ヶ崎護國神社 長崎市梅ヶ崎
- 大村護國神社 長崎縣東彼件郡
- 平戶護國神社 同 北松浦郡
- 鳥原護國神社 同 鳥原市
- 新瀨護國神社 新潟市旭通一番町
- 館林護國神社 群馬縣邑樂郡
- 黒羽護國神社 栃木縣那須郡
- 大田原護國神社 同 那須郡大田原町
- 箱森護國神社 同 下都賀郡箱森村

- 小林護國神社 奈良縣吉野郡小森村
- 飛騨護國神社 滋賀縣膳所町
- 岩村護國神社 高山市大字登町
- 松代護國神社 長野縣北佐久郡
- 須坂護國神社 同 埴科郡清野村
- 上田護國神社 同上高井郡須坂町
- 田口護國神社 上田市大字上田
- 諏訪護國神社 長野縣南佐久郡 諏訪市
- 上伊那護國神社 同上伊那郡伊那町
- 信濃護國神社 長野市大字長野
- 天童護國神社 山形縣東村山郡
- 新庄護國神社 同 最上郡新庄町
- 鶴岡護國神社 同 鶴岡市馬場町
- 本庄護國神社 同 秋田縣由利郡
- 矢嶋護國神社 同 由利郡矢嶋町
- 足羽山護國神社 福井縣木田町
- 大野護國神社 福井縣大野郡
- 久賀護國神社 山口縣大島郡
- 岩國護國神社 同 岩國市
- 麻郷護國神社 同 熊毛郡麻郷村
- 室積護國神社 同 熊毛郡室積町
- 花岡護國神社 同 熊毛郡室積町
- 同 下松市花岡

- 湯野護國神社 湯野郡湯野村
- 富田護國神社 同 都濃郡富田町
- 防府護國神社 防府市三田尻
- 宮野護國神社 山口市宮野
- 宇野令護國神社 山口市下宇野令
- 天神山護國神社 山口縣吉敷郡
- 小郡護國神社 同 吉敷郡小郡町
- 秋穂二島護國神社 同 吉敷郡
- 船木護國神社 同 厚狹郡船木町
- 宇部護國神社 同 宇部市中宇部
- 萬倉護國神社 山口縣厚狹郡
- 厚狹護國神社 同 厚狹郡厚狹町
- 須佐護國神社 同 阿武郡須佐町
- 土原護國神社 同 萩市土原
- 榛東護國神社 萩市榛東
- 櫻山護國神社 下關市
- 福岡護國神社 福岡縣筑紫郡
- 高畑護國神社 同 山門郡三橋村
- 伊田護國神社 同 田川郡伊田村
- 八景山護國神社 同 京都府城鄉村
- 山川護國神社 同 三井郡山川村
- 白杵護國神社 同 大分縣北海部郡
- 熊本護國神社 同 熊本市漢手町

- 廣瀨護國神社 宮崎縣廣瀨村
- 福岡護國神社 同 南那珂郡
- 都城護國神社 同 都城市宮丸町
- 高岡護國神社 同 東諸縣郡
- 小山田護國神社 同 東諸縣郡
- 高鍋護國神社 同 兒湯郡高鍋町
- 綾護國神社 同 東諸縣郡
- 谷山護國神社 同 鹿兒島縣鹿兒島郡
- 加世田護國神社 同 川邊郡世田町
- 東南方護國神社 同 川邊郡机崎町
- 川邊護國神社 同 川邊郡川邊町
- 知覺護國神社 同 川邊郡知覺村
- 串木野護國神社 同 日置郡串木野村
- 東市來護國神社 同 日置郡東市來村
- 伊集院護國神社 同 日置郡伊集院町
- 伊作護國神社 同 日置郡伊作町
- 松下護國神社 同 薩摩郡高城村
- 出水護國神社 同 出水郡出水町
- 阿久根護國神社 同 出水郡阿久根村
- 西長島護國神社 同 出水郡西長島村
- 加治木護國神社 同 同 始良郡加治木町
- 鹿屋護國神社 同 鹿屋市
- 計 八十三社

全國護國神社一覽

(昭和十七年三月末日現在)

△指定護國神社(一道府縣崇敬區域)

- 北海道護國神社 旭川市近文
- 札幌護國神社 札幌市南十條
- 函館護國神社 函館市汐見町
- 京都靈山護國神社 京都市東山區
- 大阪護國神社 大阪市住吉區
- 兵庫縣神社 神戸市灘區王子町
- 兵庫縣姫路護國神社 姫路市本町
- 長崎縣護國神社 長崎市城山町一丁目
- 埼玉縣護國神社 大宮市大宮町
- 群馬縣護國神社 高崎市乘附
- 千葉縣護國神社 千葉市亥鼻町
- 茨城縣護國神社 水戸市外線岡村樓
- 栃木縣護國神社 宇都宮市相生町
- 奈良縣護國神社 奈良縣添上郡東市村
- 三重縣護國神社 津市大字下部田
- 愛知縣護國神社 名古屋市西區
- 靜岡縣護國神社 靜岡市北番町
- 山梨縣護國神社 甲府市岩城町
- 滋賀縣護國神社 彦根市尾末町

- 岐阜縣護國神社 岐阜市御手洗町
- 濃飛護國神社 大垣市郭町
- 長野縣護國神社 松本市大字桐
- 宮城縣護國神社 仙臺市字川内壹番
- 福島縣護國神社 福島市駒山
- 岩手縣護國神社 盛岡市志家
- 青森縣護國神社 弘前市大字下白銀町
- 山形縣護國神社 山形市宮町
- 秋田縣護國神社 秋田市上中城町
- 福井縣護國神社 福井縣吉田郡
- 石川縣護國神社 金澤市出羽町
- 富山縣護國神社 富山市安野屋町
- 鳥取縣護國神社 鳥取市上町
- 松江護國神社 松江市殿町
- 岡山縣護國神社 岡山市門田
- 廣島護國神社 廣島市基町
- 山口縣護國神社 福山市三之丸町
- 和歌山縣護國神社 山口市宮野區宮野下
- 德島縣護國神社 和歌山市一番丁
- 香川縣護國神社 德島市德島町
- 愛媛縣護國神社 香川縣仲多度郡松山市新立町

- 高知縣護國神社 高知縣長岡郡
- 福岡縣護國神社 福岡市大名町
- 大分縣護國神社 大分縣大分郡
- 佐賀縣護國神社 佐賀市松原町
- 鹿兒島縣護國神社 鹿兒島市山下町
- 沖繩縣護國神社 那霸市通堂町
- 計 四八社
- △指定外護國神社
- 江差護國神社 北海道檜山郡
- 福山護國神社 同 松前郡福山町
- 藥師山護國神社 京都府北桑田郡
- 夕陽丘護國神社 大阪府大王寺區
- 山口護國神社 兵庫縣朝來郡
- 佐古護國神社 長崎市字佐古
- 梅ヶ崎護國神社 長崎市梅ヶ崎
- 大村護國神社 長崎縣東彼件郡
- 平戶護國神社 同 北松浦郡
- 島原護國神社 同 島原市
- 新潟護國神社 新潟市旭通一番町
- 館林護國神社 群馬縣邑樂郡
- 黒羽護國神社 栃木縣那須郡
- 大田原護國神社 同 那須郡大田原町
- 箱森護國神社 同 下都賀郡箱森村

- 小林護國神社 奈良縣吉野郡小森村
- 隨所護國神社 滋賀縣隨所町
- 飛騨護國神社 高山市大字空町
- 岩村護國神社 長野縣北佐久郡
- 松代護國神社 同 埴科郡清野村
- 須坂護國神社 同上高井郡須坂町
- 上田護國神社 上田市大字上田
- 田口護國神社 長野縣南佐久郡
- 諏訪護國神社 同 諏訪市
- 上伊那護國神社 同上伊那郡伊那町
- 信濃護國神社 長野市大字長野
- 天童護國神社 山形縣東村山郡
- 新庄護國神社 同 最上郡新庄町
- 鶴岡護國神社 同 鶴岡市馬場町
- 本庄護國神社 秋田縣由利郡
- 矢嶋護國神社 同 由利郡矢嶋町
- 足羽山護國神社 福井縣木田町
- 大野護國神社 福井縣大野郡
- 久賀護國神社 山口縣大島郡
- 岩國護國神社 同 岩國市
- 麻郷護國神社 同 熊毛郡麻郷村
- 室積護國神社 同 熊毛郡室積町
- 花岡護國神社 同 下松市花岡

- 湯野護國神社 同 都濃郡湯野村
- 富田護國神社 同 都濃郡富田町
- 防府護國神社 防府市三田尻
- 宮野護國神社 山口市宮野
- 宇野令護國神社 山口市下宇野令
- 天神山護國神社 山口縣吉敷郡
- 小郡護國神社 同 吉敷郡小郡町
- 秋穂二島護國神社 同 吉敷郡
- 船木護國神社 同 厚狹郡船木町
- 宇部護國神社 宇部市中字部
- 萬倉護國神社 山口縣厚狹郡
- 厚狹護國神社 同 厚狹郡厚狹町
- 須佐護國神社 同 阿武郡須佐町
- 土原護國神社 同 萩市土原
- 椿東護國神社 萩市椿東
- 櫻山護國神社 下關市
- 福岡護國神社 福岡縣筑紫郡
- 高畑護國神社 同 山門郡三橋村
- 伊田護國神社 同 田川郡伊田村
- 入景山護國神社 同 京都郡祓郷村
- 山川護國神社 同 三井郡山川村
- 臼杵護國神社 同 大分縣北海部郡
- 熊本護國神社 同 熊本市橫手町

- 廣瀨護國神社 宮崎縣廣瀨村
- 福岡護國神社 同 南那珂郡
- 都城護國神社 同 都城市宮丸町
- 高岡護國神社 同 東諸縣郡
- 小山田護國神社 同 東諸縣郡
- 高鍋護國神社 同 兒湯郡高鍋町
- 綾護國神社 同 東諸縣郡
- 谷山護國神社 同 鹿兒島縣鹿兒島郡
- 加世田護國神社 同 川邊郡世田町
- 東南方護國神社 同 川邊郡机崎町
- 川邊護國神社 同 川邊郡知覽村
- 知覽護國神社 同 川邊郡知覽村
- 串木野護國神社 同 日置郡串木野村
- 東市來護國神社 同 日置郡東市來村
- 伊集院護國神社 同 日置郡伊集院町
- 伊作護國神社 同 日置郡伊作町
- 松下護國神社 同 薩摩郡高城村
- 出水護國神社 同 出水郡出水町
- 阿久根護國神社 同 出水郡阿久根村
- 西長島護國神社 同 出水郡西長島村
- 加治木護國神社 同 始良郡加治木町
- 鹿屋護國神社 同 鹿屋市
- 計 八十三社

別格官幣社一覽

| 社名 | 祭神 | 祭日 | 鎮座地 | 常務神社 | 源光園、同齊昭 | 水戸市常務町 |
|-------|--------------|------|---------------|-------|-----------------|-----------------|
| 談山神社 | 藤原鎌足 | 二、七 | 奈良縣磯城郡多武峯村 | 照國神社 | 源 齊彬 | 一〇・六 鹿兒島山下町 |
| 護王神社 | 和氣清磨、同廣島 | 四・一 | 京都御所西 | ○靖國神社 | 明治維新前後殉國者及戦歿者 | 四・三〇 東京市麹町區富士見町 |
| 小御門神社 | 藤原師賢 | 四・元 | 千葉縣香取郡小御門村 | 雲山神社 | 源親房、同顯家、同顯信、同守親 | 四・三 福島縣伊達郡靈山村 |
| 菊池神社 | 菊池武時、同武重、同武光 | 五・五 | 熊本縣菊池郡隈府町 | 梨木神社 | 三條實萬、同實美 | 一〇・〇 京都御所東 |
| 湊川神社 | 楠 正成 | 七・三 | 神戸市多聞通 | 東照宮 | 源 家康 | 四・七 静岡市久能町 |
| 名和神社 | 名和長年 | 五・七 | 鳥取縣西伯郡名和村 | 四條暖神社 | 楠 正行 | 二・二 大阪府北河内郡四條暖村 |
| 阿倍野神社 | 北畠親房、同顯家 | 一・三 | 大阪市住吉區住吉町 | 唐澤山神社 | 藤原秀郷 | 一〇・三 栃木縣安蘇郡田沼町 |
| 藤島神社 | 源 義貞 | 八・三 | 福井市岩堀町 | 上杉神社 | 上杉謙信 | 四・元 米澤市 |
| 結城神社 | 結城宗廣 | 五・一 | 津市八幡町 | 尾山神社 | 前田利家 | 四・七 金澤市西町 |
| 豊榮神社 | 大江元就 | 一〇・一 | 山口市 | 野田神社 | 毛利敬親 | 五・五 山口市 |
| 建勳神社 | 平 信長 | 七・一 | 京都市船岡山 | 北畠神社 | 北畠顯能 | 一〇・二 三重縣一志郡多氣村 |
| 豊國神社 | 豊臣秀吉 | 九・八 | 京都市東山區大和大路一條上 | 佐嘉神社 | 鍋島直正 | 一〇・三 佐賀市松原町 |
| 東照宮 | 源 家康 | 六・一 | 栃木縣日光町 | 山内神社 | 山内豊信 | 一・一〇 高知市鷹匠町 |

位階勳功

位階令要旨

舊來用ひられた大寶令の位階は親王四階（一品、二品、三品、四品）諸王諸臣三十階（正從一位、正從二位、正從三位、正從四位各上下、正從五位各上下、正從六位各上下、正從七位各上下、正從八位各上下、大小初位各上下）であつたが、明治二十年新たに敍位條例制定せられ、正一位より從八位に至る十六階となされた。大正十五年位階令制定、同時に敍位條例は廢止となつたけれども、大體には變りはない。

位は（一）國家に勳功あり又は表彰すべき功績ある者、（二）有爵者及爵を襲ぐことを得べき相續人、（三）在官者及在職者之に敍せられ、一位は親授、二位以下四位以上は勅授、五位以下は奏

授である。有位者は其の位に相當する禮遇を享ける。

有位者左の各號に該當するときは其の禮遇を失ふ。

- (一) 禁治産者及準禁治産者
 - (二) 破産者にして復権を得ざるもの
 - (三) 刑事の訴を受け拘留又は保釋若くは責付中に在る者
 - (四) 禁錮以上の刑の宣告を受けたるときより其の裁判確定するに至る迄の者
- 有位者死刑、懲役又は無期若くは三年以上の禁錮に處せられたるときは其の位を失ふ。
- 有位者左の各號の一に該當するときは情狀に依り其の位を失はしむ。

- (一) 三年未滿の禁錮に處せられたるとき
 - (二) 懲戒の裁判又は處分に依り免官又は免職せられたるとき
- 有爵者人員
昭和十六年八月 九四八
- 有位者人員
昭和十六年八月 三五七、七四二
- 帶勳者人員（金鷄章以外）
昭和十五年末 一、〇六九、四五一
- 金鷄勳章人員
昭和十五年末 五四、六六九

勳章

勳章は勳績及功勞ある者を賞するため、明治八年初めて設定されたもので、一等より八等に至り、當初は今日云ふ所の旭日章（及桐葉章）一種だけであつたが、翌年大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章追定せられ、超えて同二十一年勳一等旭日大綬章の上に勳一等旭日桐花大綬章が追加せらるゝと共に勳一

等より勳八等に至る瑞寶章、同じく寶冠章（婦人の勳勞あるものに賞賜せらる）制定せられ、且大勳位に敘せられたるものに特賜せらるる大勳位菊花章頸飾が制定された。同二十三年には、更に神武天皇登極紀元二千五百五十年に到達せるの故を以て、將來武功拔群なるものに授與し、永く天皇の威烈を光にし、且忠勇を獎勵せんとの趣旨を以て金鷄勳章が創設された。

金鷄勳章創設の詔

(明二三、二、二一日)

朕惟ミルニ 神武天皇皇業ヲ恢弘シ繼承シテ朕ニ及ヘリ今ヤ寶ニ登極紀元ヲ算スレハ二千五百五十年ニ達セリ朕此期ニ際シ 天皇裁定ノ故事ニ徴シ 金鷄勳章ヲ創設シ將來武功拔群ノ者ニ授與シ永ク天皇ノ威烈ヲ光ニシテ以テ其忠勇ヲ獎勵セントス汝衆庶此旨ヲ體セヨ

本勳章は功一級より功七級に至り將官の初級は三級、佐官は四級、尉官は五級、准士官及下士官は六級、兵は七級であつて、武功を累ぬるに従ひ佐官は逐次二級に至り、尉官は三級、准士官、下士官は四級、兵は五級に至るを得。(昭和十七年改正)

昭和十六年及十七年金鷄勳章制度改正要領左の如し。

一、武功拔群者の果功を旌表あらせられるため金鷄勳章に限り二回以上叙賜せられたる者には、勳章の併佩を差許される。(同級又は異級共)

二、金鷄勳章附隨の年金を廢止し一時賜金を賜る、尙一時賜金は二十年後償却の記名公債である。

三、陣歿者に金鷄勳章を敘賜される場合從來は五箇年間年金を下賜されてゐたが今回支那事變より生存者と同額の一時賜金を下賜され、既に發令を見た者に對しても更に賜金を追賜される。

昭和十七年九月 大東亞戰進涉に伴ひ更に改正を加へられたが、其改正要項は本章末に掲記してある。

勳章の種類

大勳位 菊花大綬章、大勳位菊花章頸飾

旭日章 (勳功ある者に授けらる)

勳一等 (旭日桐花大綬章、同副章)

勳二等 (旭日大綬章) 勳三等 (旭日重光章)

勳四等 (旭日中綬章) 勳五等 (旭日小綬章)

勳六等 (雙光旭日章) 勳七等 (單光旭日章)

勳八等 (青色桐葉章) 勳九等 (白色桐葉章)

寶冠章 (婦人の勳勞ある者に授けらる)

勳一等寶冠章 勳八等寶冠章

瑞寶章 (勳勞者及婦人に授けらる)

勳一等瑞寶章 勳八等瑞寶章

學校、病院、建設、道路、河渠、堤防、橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水産の繁殖、農商工業の發達に關し公益の利益を興し、成績顯著なるもの、又は公共の事務に關し功勞顯著なるものに授與せらる

金鷄勳章 (武功拔群なる者に賜ふ)

功一級 功七級

文化勳章 (文化の發達に關し勳績卓絶なる者に賜ふ一種勳章)

記章の種類

憲法發布、戰役其他を記念する爲に設けられたもので、現在種類左の如し。

| 名 | 制定年月 |
|----------------|--------|
| 明治七年從軍記章 | 明治七 |
| 明治廿七、八年從軍記章 | 同 二七・一 |
| 明治三十三年從軍記章 | 同 三三・四 |
| 明治卅七、八年從軍記章 | 同 三七・三 |
| 大正三年乃至九年從軍記章 | 大正 三・三 |
| 昭和六年乃至九年事變從軍記章 | 昭和 六・七 |
| 憲法發布記念章 | 明治 三・八 |
| 大婚二十五年祝典之章 | 同 二七・三 |
| 皇太子渡韓記念章 | 同 四三・三 |
| 韓國合併記念章 | 同 四三・三 |
| 大正大禮記念章 | 大正 四・八 |
| 戰捷記章 | 同 九・九 |

第一回國勢調査記念章

昭和 一〇・六

昭和大禮記念章 昭和 一七・七

帝都復興記念章 同 一五・八

朝鮮國勢調査記念章 同 一七・七

支那事變從軍記章 同 一四・七

紀元二千六百年記念章 同 一五・七

支那事變記念章(本篇末別記)

褒章の種類

紅綬、綠綬及藍綬は明治十四年の制定、紺綬は大正七年九月の追加に係り、黃綬は明治二十年の臨時制定に係る。褒章は本人に限り終身之を佩用するを得。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず人命を救助したるものに授與せらる

綠綬褒章 孝子、順孫、節婦、義僕の類にして德行卓絶なるもの、又は實業に精勵し衆民の模範たるべきものに授與せらる

藍綬褒章 學術技藝上の發明改良著述、教育、衛生、慈善、防疫の事業、

勳一等寶冠章 勳八等寶冠章

學校、病院、建設、道路、河渠、堤防、橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水産の繁殖、農商工業の發達に關し公益の利益を興し、成績顯著なるもの、又は公共の事務に關し功勞顯著なるものに授與せらる

紺綬褒章 公益の爲私財を寄附し功績顯著なるものに賜與せらる

黃綬褒章 當時海防の急に際し、資を獻じて其の事業を贊助したるものに對し臨時に賜與せられたるものである

飾版 已に褒章を賜りたるもの再度以上同様の實行ある時は其の都度飾版一箇を賜與し其の綬に附加せしめる

褒狀 表彰せらるべきもの團體なるときは褒狀を賜はり、其の死亡したるときは遺族に賜はるか又は追賞さるることあり。又褒章に準ずべき奇特の行爲にも褒狀を授けらる

賜杯賜金 場合に依り褒狀に代へ、又は褒賞と併せて金銀木杯又は金員を賜はることあり

勳章記章及略綬佩用心得

勳章記章 一等勳章は總て大綬を以て右肩より左脇へ垂れ(功一金鷄は之と反對)副章を左脇へ帶ぶ。二等、三級は勳章を右肋に、同副章及三等、三級は喉下に、四等、四級以下は左肋に佩ぶ。(勳二端は副章なし)。別種勳章は併佩するを得但し勳一等の大綬章に限り併佩せず。

勳章記章褒章は男子は大禮服、通常禮服(燕尾服)婦人は大中小禮服着用のとき佩ぶ。但し功三級勳三等以下の勳章記章褒章は宮中關係の事項につき特に示されたる場合を除く外、時宜により通常服(フロックコート又はモーニング)又は紋附羽織袴、女子は通常服(ロープモンタント)又は白襟紋服着用の節衣服の左肋に佩用が出来る。文化勳章も同様で胸部中央に之を佩用する。軍服に於ては正裝禮裝、通常禮裝、軍裝に佩用し、略綬に在りても佩用することをを得、菊花頸飾及大綬を以て佩ぶ。勳章は正裝、禮裝の時のみ佩用し其の他の服装には副章のみを佩用する。通常服、軍裝に在りては、勳章を表する最上級勳章又は金鷄勳章又は其の一種のみを佩用することが出来る。

服着用の節左襟見返しの鈕孔に掛けて佩ぶ。(婦人は左肋)時宜により男子は紋附羽織袴婦人は白襟紋服着用の節にも佩ぶることを得、(三)勳章記章褒章の綬を勳章記章佩用順に聯結せる略綬は大禮服又は正裝を除くの外制服着用の節左肋に佩用し得但し軍服にありては戦地演習等の場合に限られて居る。

勳章、記章及略綬佩用に關する件陸軍一般へ通牒

陸普第三六〇三號 注意 海軍よりも同一通牒を發せらる

勳章、記章及略綬佩用に關し左記の通實施する儀とテ知相成度

- 一 正裝、禮裝着用の場合 勳章、記章全部佩用す
二 通常禮裝着用の場合 (一) 勳章記章以上の上の者 等に指定する場合は外最高勳章の副章一個を佩用す

- (一) 勳二等以下の者 勳章、記章全部を佩用す
三 軍裝着用の場合 陸軍服裝令第五條第一號乃至第四號の場合勳章、記章全部佩用とし其の他勳章佩用を要する場合は最高勳章(勳一等以上の者に在りては副章)一個佩用するを通常とす。
四 軍裝を以て正裝、禮裝、通常禮裝に代ふる場合に於ける勳章、記章の佩用は各正裝、禮裝、通常禮裝着用の場合に同じ但し勳一等以上の勳章に在りては副章のみを佩用するものとす
五 下士官兵に在りては前各號の場合に於て勳章、記章全部を佩用す
六 戦地、事變地又は演習地に在りては略綬を佩用す
七 通常禮裝又は軍裝にて最高勳章一個を佩用する場合に於ても金鷄勳章を有する者は之を併佩するものとす
八 特別の場合に於ける勳章、記章の佩用に關しては當該衛戍司令官又は

部隊長之を指定することをを得

有勳者心得及届

勳等功級に敘せられ又は記章褒章を授與せられたる族籍、氏名を變更したときは其の旨を第二號書式により速に賞勳局に届出づるのである。

變更後未だ届出ない者も亦同じ。

前項の者死亡したるときは家督相続人、戸主又は親族は第一號書式に依り今次事變該當者を除き市町村役場(外地に在りては戸籍事務を取扱ふ官公署)に對し死亡届又は死亡埋葬認許證下付申請と同時に、族籍、氏名を變更したる者は第二號書式に依り届出づべきである。

第一號書式 死亡届 本籍地 現住所 位勳功爵氏名 右 年 月 日 病氣(何々)ノ爲 死亡候ニ付大正三年内閣告示第六號第

二項ノ規定ニ依リ此段及御届候也

住所 右遺族(何々)氏名 賞勳局 御中 族籍(氏名)變更届 位勳功爵氏名

舊本籍地 新本籍地 舊氏名 新氏名 右ノ通 年 月 日 族籍(氏名) 變更ニ付大正三年内閣告示第六號第一項ノ規定ニ依リ此段及御届候也 住所 右氏名 賞勳局 御中

軍人傷疾記章

軍人として公務の爲傷疾を受け又は疾病に罹りたる者に陸、海軍大臣より授與される大正十三年制定の軍人傷疾記章は昭和十三年八月改定せらる。

種類 甲種は戦闘又は戦闘に準ずべき公務の爲、乙種は普通公務の爲傷疾を受け又は疾病に罹りたる者で現役軍人以外の者は本人の願出により授與される。又記章には現役軍人には軍人傷疾記章授與證書を其の他には軍人傷疾記章授與證書と傷疾軍人證を併せて授與される。

授與者 (一)恩給法に依る増加恩給傷病年金、若は傷病賜金の受給權の確定した者、又は大正十二年公布恩給法附則に謂ふ従前の規定に依る賑恤金若は之に相當する一時金を給せられた者。(二)右該當者の外恩給法に規定する退職した軍人で陸、海軍大臣に於て

其の固定した症状恩給法施行令第二十四條の二又は第三十一條に規定する傷病程度に達するものと認むるもの。(三)公務の爲傷疾を受けた現役軍人で陸、海軍大臣に於て其の固定した症状恩給法施行令第二十四條に規定する傷疾の程度に達するものと認むるもの。罰則 懲役若しくは禁錮の刑に處せられたる者には其の佩用を停止される。又不正に使用し又は受章者たる面目を著しく毀損したるときは佩用停止或は褫奪せられることがある。

下附手續 「初めての出願」 前記該當者中(一)相等者は願書に増加恩給、傷病年金、若しくは傷病賜金若は之に類する恩給證書又は裁定通知書寫を添附し(二)該當者は現認證明書、病床日誌寫の類に軍醫又は軍醫科士官の診斷書を添附し居住地の市町村長又は之に準ずる者を経て陸、海軍大臣に、現役軍人にして記章を有する者退職せる場合には異動届に前記添附書類を授與證書と共に居住地市町村長に、現役以外の軍

人にて増加恩給、傷病年金の改定又は傷病賜金を受けたる者増加恩給若しくは傷病年金を給せられるに至り授與證書及軍人證の訂正を要する場合は授與證書及軍人證訂正願に授與證書及軍人證を添附し、又記章種類變更には記章引換願に記章並に授與證書、軍人證を添附し居住地の市町村長に提出すべし。授與證書、軍人證を毀損し引換を要するとき、身分の異動に依る訂正亦右に準ず但し氏名變更届には戸籍抄本を要す。記章、授與證書又は軍人證を亡失したときは願書に居住地市町村長又は警察官若しくは憲兵の證明を要する。

記章の取扱 記章は之を右肋に佩び現役軍人以外の者は其の佩用中は必ず傷疾軍人證を携帯するものである。現役者にして死亡したときは遺族は其の記章を所屬部隊長(所屬長官)を経て、其の他の者にて國籍を失ひ又は死亡したときは記章及傷疾軍人證を本人居住地の市町村長を経て陸、海軍大臣に返納するものである。



様式一例

軍人傷疾記章授與願 官等級(元官等級)位勳功 氏名 年月日 傷病ノ起因及症狀 何々戰役(何々事變)ニ於テ 何年何月何日何地攻撃ノ際右腰部ニ骨折統創ヲ受ケ遂ニ膝關節以下ヲ切斷シ(公務ノ爲何病ニ罹リ何々ノ機能障礙ヲ貽シ)何年何月何日兵役免除目下義足ヲ用ヒ歩行ニ支障ナシ云々

備考 傷病の起因及症狀は増加恩給、傷病年金又は傷病賜金を受領するに至りたる傷病の起因及目下外願に現はれたる病状を正確に記述すべし。特に人目に觸るべき著しき病状は具體的に記述すべし。氏名には振假名を附し且舊氏名を記載すべき者は戸籍抄本を添附すべし。

軍人遺族記章

護當者 軍人遺族記章は名譽ある戦傷病死者軍人の遺族たることを表彰するため設けられたるものにして其の授與資格は大別して、(一)戦地(之に準ずる事變地を含む以下之に同じ)に於て戦死したる軍人の遺族。(二)戦地に於て傷病を受け又は疾病に罹りたる軍人にして之が爲三年以内に死亡したる者の遺族。(三)陸軍大臣又は海軍大臣に於て前二號に相當する者と認むる軍人の遺族。

記章の下附 軍人遺族記章は遺族の願出に依り陸軍大臣又は海軍大臣之を授與し其の範圍及順位は死亡したる軍人の屬したる家と同一の家に在る寡

婦、子、父、母、祖父、祖母、孫の範圍及順位に従ひ其の一人に之を授與せらる。尙前記遺族のないときは同一の家にある兄弟、姉、妹の中一人に其の年長の順序に従ひ授與せらる。但し遺族が禁錮以上の刑に處せられたる者なるときは拜受、繼承又は佩用の資格がない。又

其の家を去りたるときも同様である。記章の取扱 軍人遺族記章は之を右肋に佩用し其の佩用中は軍人遺族記章授與證書を携帶しなければならぬ。授與願 軍人遺族記章の授與願は本籍の市區町村長(六大都市は區長)に就き問合せて作製し其の奥書證印を受



正面

附圖

裏面



け戸籍抄本を添へ直接陸海軍大臣に宛

て之を差出すのである。

戦果を收めると共に皇國を泰山の安きに置くべく鐵桶の護りを固める皇軍將兵の忠勇をいたく御満悦あらせ給ひ、その武功を嘉せられて遍く論功行賞の御沙汰あらせられたが、この五ヶ年に

互る支那事變が更に大東亞戰爭に進展、開戦劈頭ハワイ海戰の九軍神をはじめ歴戦殊勳を累ねるものよ、多きを加へるに際し、拔群の武功を更に、
〳〵に厚く恩賞し給ふ有難き恩召を以

金鷄勳章叙賜條例中改正

昭和十七年九月
畏くも 天皇陛下には御稜威の下南方に、北邊に、勇戦力闘、赫々たる大

て樞府に御諮詢の上この度金鷄勳章叙賜條例その他改正の件を御裁可、下士官は従来の功五級を功四級に、兵は功六級までを功五級にそれ〳〵極限功級(將兵の身分に相當する各最高金鷄勳章)を一級づつ上げさせられ、また従来の極限功級までの果進制を改め極限功級の叙賜は殊勳中更に卓越せる武功、或は重要な職にある者に對する優賞とし、また將官に限らず拔群の武功に對しては特旨を以て一階極限功級を叙賜の途を開き、更に將兵を通じて武功を累ねる毎に既に受有する功級の勳章を重ねて加授せられて歴戦累功の榮譽を顯彰あらせられる等、忠勇なる將兵に遍く恩賞の途も御治定、廿六日勅令を以つて公布、大東亞戰勃發の昭和十六年十二月八日以後の日附による行賞より適用せしめられることとなつた。

勅令第六五五號

金鷄勳章叙賜條例中左の通改正す

第二條 初級は將官は功三級佐官は功

四級尉官は功五級准士官及下士官は功六級兵は功七級とし武功を累ねるに従ひ逐次進級せしめ佐官は功二級尉官は功三級准士官及下士官は功四級兵は功五級に至ることを得但し將官を功一級佐官を功二級尉官を功三級准士官及下士官を功四級兵を功五級に進級せしむるは武功卓越にして優賞すべしと論定したる場合又は重要な職に當り武功拔群なる場合とす
第三條 武功卓越にして優賞すべしと論定したる者又は重要な職に當り武功拔群なる者は前條初級の例に依らず一等上級に叙賜することあるべし
第四條 特旨に依り前二條の例に依らず將官に功一級佐官に功二級尉官に功三級准士官及下士官に功四級兵に功五級を叙賜することあるべし
第五條中「及海軍少尉候補生」を「海軍少尉候補生及海軍見習尉官」に改む
第七條 金鷄勳章を叙賜せられたる者拔群の武功を累ねたる場合に於て其

の功級を進級せざるときは現に受有する功級の金鷄勳章を加授す
附 則
本令は昭和十六年十二月八日以後の日附に係る行賞に之を適用す
昭和十六年勅令第七百二十六號金鷄勳章併佩に關する件中改正勅令
勅令第六五七號
金鷄勳章を有する者更に同級の金鷄勳章を賜はりたる時はこれを併佩すべし
附 則
本令は公布の日よりこれを施行す
明治二十三年勅令第十一號金鷄勳賞の等級製式佩用式中改正の件
勅令第六五六號
明治二十三年勅令第十一號改正
金鷄勳章製式中功二級副章の欄竝に圖中「功二級金鷄副章」及「功二級金鷄副章」を削る
金鷄勳章佩用式第二號中「佩し其ノ副章ヲ中綬ヲ以テ喉下ニ」を削る
附 則
本令は公布の日より之を施行す但し金

勳章製式及圖の改正規定は昭和十六年十二月八日以後の日附に係る行賞に付之を適用す

支那事變記念章

本章は其の第三條にある如く事變關係者中從軍記念章を授與せらるる者以外に賜はるものである。

勅令第六五八號

第一條 支那事變記念の表章として特に記念章を設く

第二條 記念章の圖式左の如し

章 青銅圓形徑三釐とし表面に菊御紋及櫻花の圖を表し裏面に支那事變記念章の文字を識す

環 青銅圓形とす

綬 織地幅三釐六耗とし中央赤色、其の左右内側より各紅色、香色、納戸色、濃桔梗色とす

記念章は綬を用ひて左肋に佩ぶ

第三條 記念章は支那事變遂行に關し特別の貢獻を爲したる者に之を授與す但し支那事變從軍記念章を授與せら

るる者には之を授與せず

第四條 左の各號の一に該當する者は記念章を授與せず但し處刑免官又は免職の後前條の規定に該當する者に付てはこの限に在らず

一、禁錮以上の刑に處せられたる者
二、懲戒の裁判又は處分により免官又は免職せられたる者

第五條 記念章を授與せらるべき者に對してはその授與前死亡したるときと雖も仍之を授與す

第六條 記念章は本人に限り終身これを佩用し遺族これを保存することを許す

國葬

大正十五年十月二十一日勅令を以て國葬令公布さる。

| | |
|-------|-------|
| 大久保利通 | 明治十一年 |
| 岩倉具視 | 同 一六年 |
| 島津久光 | 同 二〇年 |
| 三條實美 | 同 二四年 |
| 熾仁親王 | 同 二八年 |
| 能久親王 | 同 二八年 |
| 毛利元德 | 同 二九年 |
| 島津忠義 | 同 三〇年 |
| 彰仁親王 | 同 三六年 |
| 伊藤博文 | 同 四二年 |
| 威仁親王 | 大正 二年 |
| 大山巖 | 同 五年 |
| 李太王 | 同 八年 |
| 山縣有朋 | 同 一一年 |
| 貞愛親王 | 同 一二年 |
| 松方正義 | 同 一三年 |
| 李王 | 同 一五年 |
| 東郷平八郎 | 昭和 九年 |
| 西園寺公望 | 同 一五年 |

大東亞戰

詔書及勅語、大東亞戰爭一箇年の戦果
陸海軍大臣戦況報告演說筆記
(第七十九、八十、及八十一帝國議會に於ける)
第一、大本營公報(昭和十七年一月—十二月)
第二、支那方面戦況
第三、上聞、感狀授與者及部隊一覽
第四、經過曆(昭和十二年蘆溝橋事件以後)
大東亞戰域各地氣温及降水量表

詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有眾ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ眾庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ舉ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ
抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ

借ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト覺端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未タ牆ニ相閱クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ增強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲驟然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根

ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御 名 御 璽

昭和十六年十二月八日

- | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|-------------|
| 鐵道大臣 | 商工大臣 | 大藏大臣 | 逓信大臣 | 外務大臣 | 海軍大臣 | 司法大臣 | 厚生大臣 | 拓務大臣 | 農林大臣 | 國務大臣 | 文部大臣 | 內閣總理大臣兼陸軍大臣 |
| 八田嘉明 | 岸信介 | 賀屋興宣 | 寺島健德 | 東鄉茂郎 | 嶋田繁太郎 | 岩村通世 | 小泉親彦 | 井野碩哉 | 鈴木貞一 | 橋田邦彦 | 東條英機 | |

勅語

曩ニ支那事變ノ發生ヲ見ルヤ朕カ陸海軍ハ勇奮健闘既ニ四年有半ニ彌リ不逞ヲ膺懲シテ戰果日ニ揚ルモ禍亂今ニ至リ尙收マラス朕禍因ノ深ク米英ノ包藏セル非望ニ在ルニ鑑ミ朕カ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ解決セシムトシタルモ米英ハ平和ヲ顧念スルノ誠意ヲ示ササルノミナラス却テ經濟上、軍事上ノ脅威ヲ増強シ以テ帝國ヲ屈服セシメント圖ルニ至レリ

奉答文

臣 英 機
臣 繁 太郎

誠恐誠懼謹テ奏ス帝國未曾有ノ難局ニ方リ優渥ナル勅語ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ堪ヘス臣等協力一致死力ヲ盡シ誓テ 聖旨ニ應ヘ奉ランコトヲ期ス臣英機臣繁太郎誠恐誠懼陸海軍ヲ代表シ謹テ奉答ス

昭和十六年十二月八日

陸軍大臣 東條英機
海軍大臣 嶋田繁太郎

大東亞戰爭一箇年の戦果

陸軍

大本營發表(十二月七日)大東亞戰爭開始以來最近までに收めたる帝國陸軍の綜合戦果中主要なるもの並びに我方の損害左の如し

| | | |
|----------------|----------------|------------|
| 一、南方及びアライシヤン方面 | 二、支那方面 | 三、我方の損害 |
| (イ)交戦兵力 約六十萬 | (イ)交戦兵力 約三百六十萬 | 戰死 二一、一七〇名 |
| (ロ)遺棄死體 約五萬一千 | (ロ)交戦回数 約二萬五千回 | 戰傷 四二、五七六名 |
| (ハ)俘虜 約三十萬三千 | (ハ)遺棄死體 約二十八萬 | 合計 六三、七四六名 |
| (ニ)鹵獲品 | (ニ)俘虜 約十二萬三千 | 飛行機 三九九機 |
| 各種火砲 三、六二〇門 | (ホ)鹵獲品 | 船舶 六二隻 |
| 重輕機 一一、三〇〇挺 | 各種火砲 八四六門 | |
| 其他銃器 二〇六、〇〇〇挺 | 重輕機 三、二〇〇挺 | |
| 戰車 一、四四〇臺 | 其他銃器 一五九、一〇〇挺 | |
| 自動車 三一、七〇〇輛 | 自動車 一二九輛 | |
| 鐵道車輛 一一、二〇〇輛 | | |
| (ホ)飛行機 | | |
| 擊破 七三一機 | | |
| 擊墜 九九三機 | | |

(註) 本戦果中飛行機、船舶に關するものは十一月末日までに、その他は十月末日までに判明せるものなり

海軍

開戦以來十二月七日までの大本營發表による綜合戦果

| 驅逐艦 | 巡洋艦級 | 巡洋艦級 | 航空母艦 (水母を含む) | 戰艦 | | 艦種別 戰果 | |
|-----|--|---|---|-----------------|-----------------------|---|--------|
| | | | | 4艦 | 6艦 | | |
| 三三 | 21甲巡又ハ乙巡 | 13 オオアウサボマヒオ ーハスインーユガ ガマトチララヘト スタヤ型シドツ タ型型ス型 コ型 | 7 ホエフヨサレ ーンスーラキ ネッブクトシ トブタガシ ブライウンレ イズン | 3 大特新 型設式 | 4艦 型 | 6 オアリメ クゾーリ ラゾーラ ホナラ マ型ド ニヤ 型型 | 米 擊 |
| | | 3 アホキ ーリ ー ト ズ 型 | 6 オロコ ーンス トウ ラ リ ヤ 型 | 母母型 | 1 ハ ー ミ ス | 2 レ バ ル ス エ ー ル ズ ・ オ ブ ・ | |
| 一一 | | | | | 四 | | |
| 四 | 4 ト ロ ン ブ イ テ ル ジ ヤ バ 型 | | | | | | 沈 蘭 |
| 四八 | | | | | | | 計 |
| | 四七 | | 一一 | | 一一 | | |

| 戰艦 | 艦種 | | 飛行機 | 船 | 艦型未詳 | 特設艦船 | 其他小艦艇 | 魚雷艇 | 掃海艇 | 敷設艦 | 砲艦 | 潜水艦 | 特務艦 |
|--------------------------------|-----|-------|-----|----|------|------|-------|-----|-----|-----|----|-----|----------|
| | 別 | 果 | | | | | | | | | | | |
| 7 艦型未詳 イノ型 キナ型 サス型 | 米 | 大 | 擊破 | 擊破 | | | | | | | | | 三(ユタを含む) |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 2 ベク型 スキン エリザ | 英 | 中 | 破 | 破 | | | | 九 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 九 | 計 | 破 | | | | | | | | | | | |
| | 米 | 拿捕 | | | | | | | | | | | |
| | 英 | | | | | | | | | | | | |
| | 蘭 | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | |
| | 沈没 | 我方の損害 | | | | | | | | | | | 一 |
| | 大中破 | | | | | | | | | | | | 九三 |
| | | | | | | | | | | | | | 四 |

| 航空母艦 (水母を含む) | 甲洋艦級 | 乙洋艦級 | 驅逐艦 | 特務艦 | 潜水艦 | 砲艦 | 敷設艦 | 掃海艇 | 魚雷艇 | 其他小艦艇 | 特設艦船 | 艦型未詳 | 船 舶 |
|-----------------|---------------------------|------------------------|-----|-----|----------|----|-----|-----|-----|-------|------|------|-----|
| 4新中大 艦型未詳 | ノザンブトン 14型 | コナン フランシス 甲巡又は乙巡 | 一八 | 二 | 五八 | 六 | 二 | 一 | 二 | 二 | 二 | 三 | 三 |
| 4 | 3 リアンダー アレスター ザ型 | 二一 イトロンブ 型 | 五 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 三 |
| 四 | 一八 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 三 |
| 三 | 三 | 三 | 一四 | 一 | 特潜 八八 | 一 | 一 | 六 | 一 | 二 | 二 | 二 | 六五隻 |
| 二 | 二 | 二 | 九 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 |

拿捕五〇三隻
(二一〇、〇〇〇噸)

沈没損傷 六五隻

飛行機

自爆及未歸還
五五六機

第七十九議會に於ける陸海兩相戦況報告

(昭和十七年三月十二日)

陸軍大臣戦況報告

その後の戦況について報告します。

昭南島方面

昭南島方面におけるシンガポール攻
略部隊は同市接收後直に次期作戦に移
り一部は昭南島南方のバタム島、ピン
タン島を占領し主力は既にそれ々々新
たる任務についてゐる。

スマトラ方面

スマトラ島方面にては我が落下傘部
隊のブレンバン奇襲に呼應した地上部
隊が、海軍との緊密なる協同の下一部
を以て二月十五日スマトラ島南部の東
に在るパンカ島の要地を占領し、主力
はムシ河を遡り同日夜より逐次ブレ
ンバン附近に到着して挺進せる落下傘部

隊と完全に合體し同部隊が収めた戦果
特に同地附近の燃料關係施設等を確保
した。

同方面の部隊は各一部を以て南方お
よび西方に進撃し、二月二十日より
二十四日の間においてスマトラ島南
部の各要地を占領して同、地方を截
定するとともにスマンカ灣の敵海軍
基地を掃滅した。

またブレンバンより西北進した部隊
は、長驅二百キロを前進して二十六日
サロランタンを、二十八日には更にそ
の西北方百二十キロのムアルボンゴウ
を攻略し、三月四日にはジャンビーを
占領して同地附近の油田地帯を確保し
た。

ジャバ島方面

ジャバ島方面においては一部の部隊
は、二月十九日先づジャバ島の東隣に
在るバリ島を攻略してジャバ島と小
スダ列島とを分断し、又我航空部隊は
二月十九日頃より、連日有力なる部隊
を以て困難なる渡洋作戦を行ひ、ジャ
バ島各地の軍事諸施設就中敵航空基地
を空襲した。

二月十九日同二十四日の如きはそれ
々々敵機四十五機、または四十二機
を撃墜もしくは炎上撃破する等の戦
果を挙げ敵航空勢力をほとんど撃滅
したのみならず、この間敵巡洋艦
四、驅逐艦一等に直撃弾を與へ、帝
國海軍の善戦健闘と相俟つてわが上
陸兵團の輸送ならびに爾後の作戦に
遺憾なからしめた。

我が上陸部隊は海軍と相協同して、
三月一日未明ジャバ島西北端アウラン
岬附近バタビヤ東方パトロール附近お

よびスラバヤ西北方ケラガン附近の敵前上陸を敢行した、西方に上陸した部隊は頑強なる敵の抵抗を撃破しつつ三日夕にはチサダネ河の線に進出した。

この方面の敵は徹底的に道路橋梁を破壊して、我前通を阻止したのであるが我が部隊は、五日既に敵首都バタビヤを占領した。

又他の部隊は同日夜有力なる敵の軍事基地バイテンゾルグを夜襲して之を占領し、直にバンドン要塞に向ひ敵を急追した、東方に上陸した部隊は二日既にケラガン周辺のレンパン、チエブ、ツパンを攻略し、主力は五日スラバヤ西南方約六十キロのジョンパンを占領し、七日午後スラバヤに突入するに至つた。

又この方面の一部は克く敵中深く挺進して、五日ジヨクジャカルタの敵を屠り引續き海岸道を突進、ジャバ島南岸における敵最大の退却路たるチラチャツブに迫つた。
中央パトロール附近に上陸した一部

隊は逸早くその先遣隊を以てカリジャチ飛行場を奇襲してこれを奪取し、わが航空部隊をこれに躍進せしめると共に、さらにその一部は挺進所在の敵の逆襲を撃破しつつ五日には早くも敵がジャバ島最後の複郭と持んだバンドン要塞の北側に迫り、極めて優勢なる敵に對し敢然之を攻撃した、約二萬の兵を擁し各種堅固なる防禦施設をなしてゐたバンドン要塞守備軍も、この一部隊が進んで危地に投じて敢行した神速なる攻撃に懼伏したのであらう、七日夜遂に敵守備軍司令官自ら我が第一線に來り停戦を乞ふに至つた。

我が第一線部隊長は敵をして直に抵抗を止むべきこと並に明八日時刻を定めて更に會見すべき旨を告ぐると共に、現地最高指揮官に報告指示を請ふ所があつた、ここにおいて我が現地最高指揮官は蘭印總督自らカリジャチ飛行場に來り交渉に當るべきことを要求した。
八日午後三時五分に至り蘭印總督

はその陸軍長官以下を隨へカリジャチ飛行場に到着したが、彼等はわが現地最高指揮官の全面的無條件降伏要求に對し、バンドン附近のみの局地的降伏を主張して譲らず、よつて我が方は依然武力解決を要する場合あるを顧慮し萬般の準備を進めた、翌九日午後二時蘭印總督も遂に我が要求に服し、十萬に近き蘭印軍および英米海軍は全面的無條件降伏をなすに至り、飽くまで抵抗を呼號した蘭印は上陸以來旬日を出でずして我が手に歸した。

チモール島方面

チモール島、ポルトガル領は昭和十六年十二月以來英蘭海軍が自衛に名を藉り不法占據して居り、ポルトガル、英國間に紛争を生じたのであるが解決を見るに至らず、我が軍は自衛上この地域に作戦せざるを得なかつた、しかしながら帝國は極めて公明正大なる措置をとりポルトガル側が中立的態度を保障する限り領土保全を保障し、自衛上の目的達成の上は同島より撤退する

旨を明にし、ポルトガル側も十分これを了解した、ここにおいて我が一部隊は二月二十日チモール島ポルトガル領の要衝デリーおよび蘭領クーバンに敵前上陸を敢行し、同島の英蘭海軍を降伏せしめ、もつて蘭印濠洲間交通連絡の遮断に成功した。

ビルマ方面

次にビルマ方面作戦中の部隊はマルタバン占領後、我が航空部隊との緊密なる協同の下、嚴に企圖を秘匿しつつ進撃し、二月十六日乃至十九日の間ピリン河畔において一師團強の敵を捕捉撃滅して、シッターン河の線に進出し、三月二日夜以降逐次同河の敵前渡河を決行し、七日午後要衝ベグーの敵を撃破してこれを占領し、八日午前十時遂に敵首都ラングーンを陥れ、ビルマ援蔣路を完全に遮断した。

南方の総合戦果

南方における戦況は概ね以上の通りであるが、開戦以來三月十日迄に判明した南方における総合戦果に就て主要

なるものを申上げると、俘虜は累計二十一萬を超え、敵に與へた飛行機の損害は約千六百機に達し、鹵獲したものは、火炮約二千百門、小銃、機關銃、拳銃等約十九萬挺、戰車、自動車、鐵道車輛等約二萬八千輛等莫大な數に達する見込である、右の外ラングーン攻略に伴ふ戦果は、いまだ判明して居ないが、この戦果もまた相當多數に上るものと豫想せられる、なほ蘭印の諸施設および資源には一部の損壞はあるが、その大部は無事これを接收し得る見込で、破壊せられた諸施設についても蘭印側は日本軍指導の下誠意を以てこれが復舊を實施すべき旨申出でて居る。

北邊の護りまた嚴

曩に香港、マニラを屠り、シンガポールを陥れ、今又ジャバ島の蘭印軍をして我が軍門に降らしめビルマの首都ラングーンを攻略して、御稜威の下皇軍の威武愈々宣揚せられつゝあることは洵に御同慶の至りに存じ、又此の間支那に於ては連續不斷の討伐を實施し

て治安は逐次回復し、我が北邊の護りまた嚴として、いよいよ聲きを加へつつある、皇軍の作戦は着々として進み緒戦の戦果また極めて大なるものがあるが、大東亞共榮國建設の大事業は將に今後にあることに想を致して、軍は毫も小成に安んずることなく、いよいよ志氣を昂揚し、至嚴の軍紀を保ち、以て完全にその重責を果さんことを期して居る、ここに開戦以來の貴き陣歿將兵の英靈に對し衷心感謝の至情を捧ぐると共に、統帥一億國民各位の寄せられた熱誠なる御後援に對し、重ねて深く感謝します、今後においても國民各位と共に益々團結を鞏くし、戰爭目的完遂に邁進致したいと念願致す次第である。

海軍大臣戦況報告

開戦以來帝國陸海軍部隊は緊密なる協同の下に、雄渾なる作戦と果敢なる進撃とにより、敵海上兵力並びに航空兵力を撃滅しつつ、敵の要地を攻略し、

迅速かつ確實に所期の戰略的地歩を固めてきたが、今回のジャバ島攻略およびビルマの首都ラングーンの占領は、印度洋方面を含む廣大なる西南地域の制海空權獲得を完成し、もつて大東亞戰爭の戦局にさらに一大段階を進めたものである、開戦三箇月早くも斯く有利なる態勢を築き上げ得たことは、まことに御稜威に輝く皇國日本の面目を顯示するものであつて、感激に堪へない所である。

東印度諸島方面

先づ東印度諸島方面においては、シナガポール陥落後敵聯合軍はジャバ島を最後の據點と恃み、海上および航空兵力の大部をこれに集中し、なほ後方より米英兩軍を増派して最後の抵抗を期した、これに對し我海軍の有力なる海上並に航空部隊は、廣くこの方面の海域を制壓しつゝ敵の航空兵力、海上兵力並に軍事施設を破壊すると共に、遠く敵の後方連絡路を遮斷し、包圍態勢に依りジャバ島方面敵聯合軍を孤立

に陥らしめ、次第にこれを壓縮して捕捉殲滅を期した、今これに付て少しく解説すると、

西に於ては、二月十五日陸海軍部隊協同の下に先づパンカ島を攻略して據點を占め、引續き海上部隊を以てスマトラの要衝バレンバンに通ずる水路を啓開して、陸軍輸送船團を護衛する遡江作戰に成功し、勇敢なる陸軍部隊の奮闘に依り、二月十七日バレンバンを完全に占領した。

これと同時にジャバ島方面に對し、殆ど連日大規模なる空襲を決行して敵本據の主要兵力を破壊し、また東方チモール島並に濠洲の要衝ポートダーウインを空襲して、敵聯合軍の後方連絡並に補給の機能を失はしめたのである。

即ち二月十九日海軍航空部隊の行つたポートダーウイン空襲は、敵の艦船十四隻を撃沈し、所在の飛行機二十六機全部を撃墜撃破したが、この戦果自體の外にこれが敵聯合軍南方

正面の策源地たる濠洲本土に對する我軍最初の大規模なる攻撃として、敵側に與へたる有形無形の打撃は蓋し甚大なるものがあつた。

次で陸海軍部隊は緊密なる連繫の下に、二月十九日、二十日それ／＼バリ島およびチモール島に果敢なる上陸作戰を敢行し、迅速に要地を占領してこの方面作戰上の有力なる地歩を占めた。

米蘭艦隊を撃破

右作戰中、二月二十日夜バリ島東口シボク水道において、我驅逐艦二隻は巡洋艦および驅逐艦より成る有力なる敵米蘭聯合艦隊に對し、勇敢なる夜戰を決行し、一擧にして敵驅逐艦四隻を撃沈し、巡洋艦二隻および驅逐艦一隻大破の大戦果を擧げた、かくてジャバ島に對する包圍態勢の完成を見たので、帝國海軍部隊は陸軍輸送船團を護衛し、大規模なるジャバ島上陸協同作戰を決行したのである。

敵聯合艦隊撃滅

本作戦は敵側において夙に豫期した所であり、長期に亘り堅固なる備へを整へ全兵力を集中して最後の決戦に出でること固より想像せられた所である、果してわが艦隊が二月二十七日東西兩方面より輸送船團を護衛してジャバ島に接近するや、敵の有力なる艦隊が行手にあつて反撃の姿勢を執つてゐるのを發見したので、わが部隊は直にこれが撃滅の擧に出で、一方には輸送船團の安全をも計りつゝ二月廿七日薄暮より三月一日午前迄約一晝夜半に亘りスラバヤ沖、パタビヤ沖に於て晝夜壯烈なる海戰を行ひ、敵の聯合艦隊を一擧に全滅せしめたのである、この戦闘において我が損害は掃海艇一隻沈没、驅逐艦一隻小破したのに對し、我軍の撃沈した敵艦は米國甲巡ヒューストン、英國甲巡エクスター、濠洲乙巡ベイス及びホバート、和蘭乙巡デロイテル及びジャバ合計六隻を初めとし、潜水艦七隻、驅逐艦八隻及び砲艦、掃海艇各一隻總計二十三隻である。

敵脱出企圖を封鎖

かくして三月一日未明豫定の上陸作戰は、極めて順調に實施せられた上、陸軍の急速なる進撃に呼應し、海軍部隊は機を失せず、ジャバ島周辺の廣大なる區域に亘り、殘敵ならびに救援または脱出を企圖する敵艦船の掃蕩を行ひ、三月一日より八日に亘る期間において米國乙巡マーブルヘッドを始め、驅逐艦二隻、砲艦一隻を撃沈し、掃海艇二隻を捕獲した外、敵商船五十二隻約二十一萬噸を撃沈した、この間又濠洲本土に對しても有力なる海軍航空部隊を以て長驅ブルーム、ウインダム等敵軍事上の要地に對し爆撃を加へ敵を震駭せしめた、斯くてジャバ島における敵聯合軍をして全く孤立無援たらしむることを期したが、我神速果敢なる陸軍部隊の進撃に依り上陸後僅九日にして遂に無條件降伏の已むなきに至らしめたのである。

敵遺棄作戦粉砕

以上この期間における顯著なる作戦

について申上げたのであつて、右のごとき我方の進撃に對し敵もまた頻に遊撃作戰を試みて二月一日マーシャル群島方面をはじめわが、南洋方面に對し數次の攻撃を加へて來たが、我海軍部隊は常に周到迅速なる作戰に依り、その都度大攻撃を加へて之を撃攘してゐる、即ち去る二月廿一日ニューギニア東方洋上に於て我南洋群島方面に向ふ有力なる敵部隊を發見するや、我航空部隊は機を失せず、之に殺到し敵戰鬥機群と壯烈なる空中戰を交へ、一部のものは猛襲敵艦に體當りを行ふといふ様な勇猛果敢なる攻撃を加へ、新式中型航空母艦一隻を撃沈し他の一隻にも大損害を與へ敵飛行機十機を撃墜し、敵をして來襲の企圖を斷念し反轉逃避の已むなきに至らしめた。

ついで二月二十四日大島島(ウエーキ島)方面に、また三月四日南島島に對し同様に敵は攻撃を加へて來たが、いづれもわが反撃により飛行機および艦艇に少からざる損害を被つ

て敗退してゐる。

布哇・米本土攻撃

かくの如く進撃部隊の目醒ましき進
攻作戦と表裏一體の關係において、至
嚴なる防衛の衝に當る關係將兵の勞苦
は洵に大なるものありと考へる、轉じ
てハワイ方面においては、眞珠港は敵
が類勢挽回の有力なる根據地として日
夜その修復に努めて居るが、帝國海軍
航空部隊は三月四日夜半同港を急襲し
て海軍工廠を爆撃し、又米本土沿岸に
おいても、帝國潜水艦は去る二月廿四
日夜加州沿岸サンタバーバラ附近の軍
事施設に對し、大膽なる砲撃を加へと
もに敵國に對し多大の衝動を與へてゐ
る。

開戦以來の戦果

以上はシンガポール陥落以後におけ
る帝國海軍作戦の主なるものであるが
開戦以來今日までに挙げた戦果を綜合
すると擊沈したものが、

- 戦艦 七隻
- 航空母艦 三隻

- 巡洋艦 十二隻
- 驅逐艦 二十二隻
- 潜水艦 四十四隻
- 其他の艦艇 四十二隻
- 合計 百三十隻

となり、大破又は中破したものは戦
艦四隻および巡洋艦以下各種艦艇合せ
て七十二隻である、商船においては撃
沈一二八隻六八萬トン、大破九二隻三
〇萬トンの外に拿捕致したものの大小五
〇二隻二一萬トンがあり、飛行機にお
いては擊墜撃破合せて一、五五四機に
達してゐる。

我が方の損害

之に對して我方の損害は驅逐艦四
隻、潜水艦四隻、特殊潜航艇五隻、特
務艦一隻、掃海艇五隻、運送船二七隻
が沈没し、又飛行機の損失は一二二機
に過ぎぬ、先に申上げた甲巡、乙巡各
一隻の損傷は孰れも輕微であつて已に
修理完成してジャバ作戦に参加し赫々
たる戦果を擧げてゐる、然るに敵が今
なほ我方の艦船損失に付て荒唐無稽な

る宣傳をなしあるやに聞くが、わが損
害は右の通であつて帝國の發表は常に
正確を期してをるのである、重ねて申
上げるが巡洋艦以上の損失は今日まで
一隻もない、以上の如く帝國海軍作戦
は極めて有利に展開しつゝあるが、こ
れを大東亞戦争の全局より觀るとき今
日までの作戦は基礎を固めたるに過ぎ
ないと申すべきであつて、敵が銳意戦
力増強に努め類勢挽回を期し居る事實
に鑑み、眞に戦争の勝敗を決するは懸
つて今後に在りと考へる、海軍將兵は
常に聖旨を奉體し士氣益々旺盛、苟く
も今日の戦捷に安んずることなく、既
得の戦果を基礎とし益々積極的作戦
を進め、飽くまで敵の擊滅屈服を期し
必ずこの戦争を勝ち抜かんの不動の信
念を以て、一切の困難を克服し戦争最
終目的の達成に邁進せんことを固く期
して居る、終に臨み君國に殉じた忠烈
なる將兵に對し、衷心哀悼の誠を捧げ
その遺家族に對し深甚の同情を表す。

第八十回臨時議會に於ける首相及
陸海兩相報告演説

(昭和十七年五月二十七日)

東條首相演説

大東亞戦争の勃發以來、未だ半歳に
満たざる、短期間において、皇軍は隨
所に敵兵力を撃摧し、大東亞における
要域は、悉く皇軍の占有する所とな
り、米英の海上部隊は、脆くも太平洋
及び印度洋より驅逐せられ、茲に戰勝
御嘉尚の優渥なる勅語を拜すること
は、實に入回到に及べり、斯くの如く、
相次ぐ無上の光榮に浴し、國威を世界
に宣揚したことは、洵に前古未曾有の
事蹟である、而もこの世界に類例なき
連戦連勝と並んで、各方面ともに盛大
なる新建設が行はれ、今や大東亞戦争
の目的は着々として達成せられつゝあ
る。

而して、南方における作戦に策應し、

在支皇軍の活躍は、愈々重慶軍の勢力
を滅殺せしめつゝあり、更に又北方の
守り儼として磐石の堅きを加へつゝあ
る、是れ偏へに、御稜威の下、皇軍の
善謀力戦の賜であつて、私は全國民と
共に皇軍將兵各位に對し、深甚なる謝
意を表し、幾多忠勇義烈の英靈に對し、
謹んで敬弔の誠を捧ぐる次第である。

斯くて、從來米英等の桎梏の下に呻
吟してゐた大東亞の諸民族は、今や、
八紘爲宇の大精神に包擁せられて、各
々その本然の姿に復歸し、新しき世界
秩序建設の一翼を擔當して、新生の第
一步を踏み出すに至つたことは洵に御
同慶に堪へない。

この外征の偉業に策應し、國內防衛
の備へは、愈々充實強化せられてゐる、
而して一億國民の義勇奉公の精神は、

日と共に昂揚せられ、大東亞戦争を飽
くまで戦ひ抜くの不屈不撓の決意が、
質實剛健なる實生活の上に、具現せら
れつゝある事實に對しては、眞感激の
至りに存する次第である。

戦争指導の要諦

然しながら、この内外共に有利なる
現在の態勢も、戦争完遂の上において
は、勝利の端緒を打開し得たるに過ぎ
ないのであつて、對米英戦における勝
敗の決が、正に今後における總力戦の
結果に存することは、更めて言を俟た
ざる所である、世界制覇を徒に夢見た
る米英兩國の勢力を根底より崩壊せし
むるにあらざれば斷じて正義の戈を收
めざることは長くも、宣戦の 大詔を
拜し奉りましたる開戦當初より終始一
貫渝らざる一億同胞の牢固たる決意で
あり、不動の信念であると確信致すの
である。

こゝにおいて、今後における戦争指
導の要諦は、世界の驚異の的となつて
ゐる陸海協同作戦の妙をいよ／＼發揮

し、飽くまでも、敵を求めて必ずこれを撃滅し、ます／＼緒戦の戦果を擴充すると共に、この豪壯なる積極作戦に呼應し、雄大なる建設を敢行し、もつて、國家總力の飛躍的向上を圖り、これによりいよ／＼、必勝の態勢を強化せんとするにあるのである、政府は、これがために常に不拔の信念と不動の決意をもつて、一億國民の陣頭に立ち、夙夜全力を竭し、常に周到なる準備を完結しつゝ、同時に内外の情勢に即應して果敢なる實行に出で、もつて輔弼の重責を全うし、國民の信頼に副はんことを期してゐる次第である。

國民の熱意に應ふ

曩に大東亞戦争の眞只中において、敢て總選挙の施行を奏請致したる所以のものも亦ここに在るのである、而して今回の總選挙を契機として、國民の盛り上る熱意は、只管大東亞戦争完遂、翼賛政治體制確立を目指す、澎湃たる機運となり、全國津々浦々に漲つたのである、而してこの全國國民の眞底から

の政治的意欲は遂に結晶して翼賛政治會の創立となり、ここに多年に亘る全國國民の願望である、新らしくも逞しき政治力の結集を見るに至つたことは、邦家のため誠に欣快に堪へない所である。

また一方、政府はこの澎湃たる國民の熱意に應へ、各種國民運動は出來得る限りこれを眞剣なる國民の自發的運動に委ね、以てその健全なる發展を期待すべく擧げてこれを大政黨會の傘下に集め、かくて大政黨會は擴充せられたる使命に應じて、その機能刷新し意氣を新にし、以て萬民翼賛、臣道實踐の國民運動中核體として一路邁進すること相成つたのである、しかして政府はこれに照應し、行政各廳の事務を能ふ限り簡素強力ならしめその人員餘剰は擧げて、これを大東亞全般に亘つて活躍する我國人士の充實に資せんと致して居るのである。

今や、一億國民總進軍の國內態勢成り、全國國民の士氣、愈々旺盛にして、

諸計畫を策定すると共に、之が實現のため必要なる各般の措置を採つてをる次第である。

食糧長期戦に十分

なほ政府は國民生活の安定確保特に食糧確保が總力戦遂行上絕對緊要事項の本質に鑑み、大東亞全域の物資を活用し、大東亞各住民の民生とも彼此照合しこれが萬全を期せんとしてゐる、即ち本年度よりは新たに生活必需品に關する物資動員計畫を樹立し、これが遂行に關しては陸海軍よりも、格別なる協力を受けてゐる、固より戦時經濟の本質としてこれを局部的に、或は短期的に見る時は不便不足は眞に已むを得ざるものがある、然し乍ら之を大局上から見た場合、今後如何なる長期戦に對しても國民生活の上には斷じて不安なしと言明し得ることは私の洵に欣快とする所である。

諸民諷近來朝

日、滿、華及びタイの四國が戦争目的を完全に同じく相互の國交は、益々

官民一體米英撃滅のため完璧の陣容を以て邁進し得ることになつたのである、邦家のため眞に御同慶に堪へない次第である。

強靱なる帝國經濟

この際、特に帝國の經濟力について一言申上げたい、抑々帝國の經濟は、從來米英依存の傾向が強く、これがた常に米英によつて掣肘と脅威とを蒙つてゐたのである、政府は夙にこゝに省み支那事變發生以來かくの如き帝國の經濟的弱點を極力補正し、重要國防物資の自給態勢を確立致すことを決意し、一方においては支那事變を遂行しつゝ、他方においては四ヶ年計畫を立て、國防上絕對必要なる物資の増強を計つて参つたのである、かくて、大東亞戦争開始直前においては、既に米英の壓迫に對處し敢て大東亞戦争を斷行し得る經濟力を確立するに至つたのである、これ國民各位の粒々辛苦の結晶であつて、この勞苦に對しては深甚なる感謝の意を表する次第である、更に

緊密の度を加へてゐることは、洵に力強く頼もしき限りである、眞に日、滿、華、タイ四國が政治上、財政上に經濟上に將たまた軍事上に、愈々相寄り相扶けて、互にその強靱性を加へ相與に提携して、大東亞共榮國確立の推進力たらんとする烈々たる同志の氣魄を表し、茲に、帝國政府は、全國國民と共に、斯くの如き團結強固なる大東亞の情勢に對し衷心より祝福の意を表するものである、なほ中華民國國民政府を代表し訪日特派大使として諸民諷氏が近く來朝せらるゝこととなつた。

盟邦と作戦緊密化

歐洲方面においては、獨、伊その他の諸友邦が、共同の戦争目的のために帝國と益々協力一致して、幾多の艱難を克服し、愈々不屈不撓の健闘を續け偉大なる戦果を擧げられつゝあることは、茲に帝國政府として深甚なる敬意を表明するものである、帝國は大東亞戦争における不斷の勝利を以て盟邦獨伊の米英兩國に對する善戰健闘に呼應

大東亞戦争開始以來の皇軍の赫赫たる戦果は、南方諸地域における石油、ゴム、錫その他の重要國防資源を悉くわが手に收め、わが國經濟の自主、自給性は從來の努力と相俟つて、益々強靱となつたのである、即ち日滿支の物資と南方地域の物資とを併せて帝國の自給生産の基礎は完全に確立せられ、わが戦時經濟は、武力戦に伴ふ消耗を完全に補填充足し得ると共に、今後の戦力擴充を確固不動の基礎の上に置くに至つたのである、帝國經濟の前途實に洋々たるものがある、加之敵國側に對しては從來彼等の依存し來れる重要國防資源の供給を遮斷するの結果となり、これが敵國側に與へつゝある打撃は頗る重大なるものがある、政府は、以上の新事態に即應して、大東亞全域の綜合經濟力を遺憾なく發揮し、戦争遂行力を急速に増強することを主眼として、本年度物資動員計畫及び生産力擴充計畫を確定し、これを中核として、輸送、勞務、交易及び資金等に關する、

し、今後益々全力を擧げて兩者の綜合戦果を擴充せんとするものであつて、特に必然的に作戦上の密接なる連繫を圖り盟邦相携へて、新たな世界の秩序を確立せんとするものである、米英兩國が相次ぐ敗戦と前途の不安とに焦躁し、今次の戦争を目して所謂人種戦なりと枉げて呼號しつゝあるが如きは彼等が常に踏襲する謀略的宣傳に他ならないのであつて、正義の上に協力せる吾等福軸國の堂々たる結束が、陰險なる米英のこの種策謀に因りて苟くも微動だにするものに非ざること、既に今日世界周知の事實である。

由來他民族の犠牲において自己の發展と安逸を圖る米英傳統の惡辣なる政策は、今や世界に遍く暴露せられたのである、この秋に方り、皇軍の果敢なる進撃によりて清掃せられたるビルマにおいては、皇軍の正義に基づく平和的指導の下に、全地域のビルマ人が翕然として起ち、光榮ある獨立の機運を自ら促進しつゝあることは誠に頼もし

き限りである。

印度人よ決然起て

かくて、英帝國の印度防衛の前進根據地は、盡く皇軍の占據する所となり、印度人宿望の颯起獨立すべき絶好の機會は正に到來致したのである、英國の國運尙書クリップスを繞る英印會談が、何等の成果を擧げることなく、遂に決裂致したことは、印度が已に精神的に、英國より獨立せることを表明するものと考へられるのである、即ち、英國の印度領有の精神的基礎は既に消滅したといふべく印度獨立の歴史的的第一步は正に始まつたのである、しかしながら、今日なほ印度には英國領有の形骸を存し、軍事施設は嚴存し、その兵力は、増強せられてゐるのである、帝國は米英の兵力が印度に残存する限りにおいては、これを徹底的に破碎せんとする牢乎たる決意を有するものである、これがために無辜の印度民衆に禍の及ぶこともまた誠に止むを得ないところである、この際、私は印度民衆

が一段の勇猛心を奮ひ起し、立つて米英軍を驅逐し、米英の勢力を完全に排除し、もつて祖國獨立の實を全うせられんことを期待するものである。帝國のビルマ戡定に伴ひ、重慶政權は遂に孤立し、没落の一途を辿りつゝある、在支皇軍の努力により歸順投降し、中華民國國民政府に忠誠を誓ふもの愈々多く、重慶軍の戦意は日を逐うて低下しつゝある、自己の非なるを知りつゝ敢て悛めざる者の末路はかくの如く憐むべく、しかも帝國は該政權の抗戦に對し、最後の膺懲の鐵槌を下さんとするものである。

太平洋の孤兒濠洲

わが精銳なる陸海軍の緊密なる協同作戦により、西南太平洋は全く我に偪伏し、濠洲は所謂太平洋の孤兒となつたのである。殊に最近濠洲の周邊において展開せられたる珊瑚海海戦により、濠洲防衛の海上勢力は潰滅し、今や皇軍の前に濠洲を守るものは、何物もないのである、この際濠洲の指導者

に對し、私が曩に本議場に於て申述べた所に思ひを致し、國際的情勢を洞察し、その地理的環境を考慮し、以て勇斷、速かにその最も重大な舉措を、決せられんことを、私は改めて茲に要望するものである。

憐むべき米英國民

今や、インドは動搖し、重慶は没落せんとし、濠洲は孤立した、飄つて香港、昭南島、比島その他の要域は、何れも治安と秩序の回復に伴ひ着々として新建設國の據點と成り、更生の巨歩を進めてゐるのである、また太平洋印度洋におけるわが海上權は日一日と擴大せられてゐる、これに反して英國は重要な海外の領域を失ひ、資源確保の途を奪はれ、その國內整備また進捗せず、今や重大なる破局に直面してゐるのである、しかしてまた、敗戦相次ぐ米國は致命的打撃を徒らに隱匿して捏造を事とする宣傳謀略に因り、國內に蜂起せる非難と中立諸國の離反を防ぐに汲々たる實情にあるのである、可

憐なる部下將兵を戰場に放棄して逃避せる指揮官を重く用ふるが如き、或は無益瑣末なる海上擾亂戦を誇大に宣傳して敗戦を糊塗せんと努むるが如き、斯かる指導者の下に戦争を行ひつゝある米英國民に對し、私は憐憫の情に堪へない次第である。

今や、帝國は聖戰最後の勝利を確信し、世界に比類なき雄渾周密なる作戦を益々果敢に進展せしめてゐるのである、こゝに政府は全國民と俱に渾然一體となり舉國總力の向上充實を圖りいよ／＼兜の緒を締めて、皇國傳統の犧牲報國の精神を益々發揮し速に征戰の目的を完遂し以て、聖慮を安んじ奉らんことを深く期してをる次第である。

陸軍大臣戰況報告

前回申上げた以後の戦況について報告する、三月中旬より今日までの戦況を大別すると、その第一はビルマ進攻作戦の續行であり、その第二は敵殘存勢力の徹底的殲滅作戦、その第三は武

力戡定地域の建設と觀ることが出来る。

ビルマ

ビルマの面積は約六十萬平方キロ帝國領土の約九割に相當するし、ラングーンとビルマ北部の鐵道端末のミイトキーナ間の路上距離は約千二百キロ餘りであつて、これは丁度青森から京都迄の鐵道距離に相當する。

このビルマには英國兵、印度兵、英國に強ひられたビルマ兵のほか蔣介石が精銳を誇つた二個軍六ヶ師を基幹とする重慶軍も參加致して執拗なる抵抗をなしたのであるが、この方面のわが陸軍部隊は海軍と協力し、ラングーン攻略後僅に約二ヶ月の間にビルマ全域の敵を擊摧し更にビルマ、雲南の國境をも突破前進して敵の心膽を寒からしめてゐるが、この間の進撃速度をミイトキーナを奪取した部隊について觀るとこの部隊はラングーン附近出發後、毎日平均約廿六キロを前進致してゐる、峻峻な

る地形において酷熱と敵の焦土戰術と戦ひ、また水にも困る地方に作戰致した部隊の辛苦は誠に察するに餘りある。

トンギー坑道戰

三月廿六日ラングーンの殆ど真北にあるトンギーを完全に占領致したが、このトンギー附近には重慶軍が進出し、陣地は村落を利用して堅固に設備せられ、山砲等ではこれを破壊することが困難なため坑道を掘つて敵に近迫し遂にこれを占領したのである。坑道戰と申すのは日露の役旅順攻略の際初めて用ひた手である。

エナンジョン油田

エナンジョンはマンダレー西南方約二百キロ、イラワヂ河に沿つたところに在り、この地方の油田は良質の石油を産するのである、この方面には主として英國兵インド兵をつたのであるが、わが軍は敵に遺棄死體のみでも約二千を超える大打撃を與へ、四月廿日遂に油田地帯を完全に占領したのである。

る、敵は退却に方り徹底的破壊を企て相當の損壞火災はあつたのであるが、産油地區の櫓等は大部分異狀なくわが手に歸した、この油田の占領がわが國防に大なる寄與を致すことは申すまでもなく、他方必要なる石油の約七割をこの油田によつてゐたインドの新興工業は完全にこれを失つたのである。

ビルマの綜合戰果

ビルマ進攻作戦開始以來、五月十六日までの戦果の主なるものを綜合すると、

俘虜は約五千、敵の遺棄死體約二萬に達し、確實に擊墜破致した敵飛行機は四百五十機、外に不確實なるもの約百十機ある、鹵獲品としては火砲約七百門、戰車、自動車、鐵道車輛類約六千百輛、銃機類八千五百挺である。

殘敵覆滅

各方面の敵殘存勢力覆滅作戦の主なるものは、フィリッピン方面の諸作戦、北部スマトラの擬定作戦、アングマン

群島の占領等である。

建設

陸軍が占領地軍政を擔任してゐる地域は、主要なるものゝみにて面積約百七十萬平方キロ、帝國領土の約二倍半に相當し、人口また稍古い統計によつても八千萬を超えてをる、占領地軍政の實施については海陸軍は中央現地共に緊密に協力し、眞に一體となつてこれに當つてをり、作戦の迅速なる進展と官民各方面の協力とにより行政機構も一通り整ひ、逐次活動を開始してをる狀況である、經濟建設もまた豫定の如く進捗しつゝある。

住民協力、治安良好

多年米英、蘭人の桎梏下に呻吟してゐた各地の原住民は皇軍の進出を歓迎し、皇軍を絶對に信頼し進んでわが建設に協力するの態度を示してゐる、従つて治安は概ね良好であつて、敗殘兵も今や殆ど全部掃蕩を終つた、華僑のうち戦前抗日行爲の特に甚だしかった者に對しては、嚴然たる態度をもつて

臨んだが、善良なる者に對しては生業を與へわが施策に協力せしめてをる。重要産業施設は一般に相當の破壊を受けてゐるが、その復舊は順調に進捗中であつて、今年度豫期してゐた重要物資は概ね取得し得る見込である。

石油開發 石油の開發は目下軍が直營致してをるが、占領當時大部の油田が破壊せられてゐるにも拘らず、採油部隊の眞剣なる活動に依り復舊作業大いに進捗し、本年度中には開戦當初豫期してゐた原油取得量の約十倍に達することはほぼ確實となつた、又スマトラのパレンバン精油所はわが落下傘部隊の挺進に依り、二工場の中一工場は敵に大なる破壊の暇を與へずして、之を占領し得たのと技術者等も逐次進出して、早くも操業を開始する運びに至つてゐる。

物資輸送 南方占領地より内地への物資輸送に關しては軍の徵用船を全幅的に活用してをり、現地軍も必需物資

の輸送には實に涙ぐまじき活動を續けてをつて銃後國民各位の熱意に應へんことを期してをるのである。陸軍の徵用船が四月末日までに南方地域より輸送したものは、米を主として既に約七十萬トンに達してをり、今後も極力輸送に努力を續けるが、物資の供給が増加することはなほ遽に期待出来ない。

邦人進出 一般邦人の進出についてはこれを抑制して來たが、建設に必要な人員は銓衡の上逐次進出せしむることとしてをる。

俘虜

擊墜破せる敵飛行機 約廿九萬人
鹵獲火砲 約千八百機
小銃、機關銃、拳銃等 約三千五百門
戰車、自動車、鐵道車輛類 約卅萬挺

約四萬五千輛
等に達してゐる。

これに對し開戦以來四月卅日までのわが方の貴き戦死者は、將校以下約九千人、戦傷者は約二萬名で、一般の衛生狀況も豫想に比し、極めて良好である、特に傳染病患者發生統計について一言すると、十二月が八十三名、一月が二百七十七名、二月が百卅七名、三月が二百六十二名で既往の各戦役に比し極めて良好なる状態にある。

海軍大臣戰況報告

前回説明致した以後の海軍作戦の概要について申上げる、戦線はいよいよ廣大となりわが部隊は太平洋及びインド洋の隨所に活潑なる行動を續けてゐる、その中この期間において特に顯著なるものは、インド洋方面に對する作戦、フィリッピン及び東インド諸島擬定作戦及び濠洲方面に對する作戦であつて、以下これ等主要作戦につき大要説明する。

印度洋方面

先づインド洋方面に對しては、ジャ

バ島攻略後機を逸せず、残敵の捕捉撃滅と敵海上交通遮断の配備を執つたのであるが、特にわが有力なる潜水艦部隊は、インド及びビルマ沿岸方面に作戦し、コロンボ、マドラス及びラングーン等各方面において多数の商船を撃沈し、敵輸送路に甚大なる打撃を與へ、三月廿三日には陸海軍部隊協同してアンドン諸島に奇襲上陸を敢行し、英軍をして無條件降伏せしめて、ベンガル灣方面に對する有力なる基地を獲得し、また三月卅一日にはジャバ島南方にある燐礦石で知られたクリスマス島を急襲占領した。

かくて陸軍部隊のビルマ作戦に呼應して、わが有力なる艦隊は四月五日進んでインド東岸に肉薄し、コロンボ方面、ベンガル灣方面及びインド東岸方面に亘り、主として航空部隊を以て大規模なる同時強襲を實施した、コロンボ空襲においては忽ち敵飛行機六十機を撃墜し、港内の敵船十六隻を撃破すると共に、飛行機格

納庫その他重要な軍事施設多数を大破炎上せしめ、英國がインド洋において最大の恃みとする軍事據點に對し一撃克くその機能の大部を喪失せしめた、同時にベンガル灣方面洋上においても航行中の敵商船を攻撃して、一擧に廿一隻約十四萬トンを撃沈、七隻約四萬トンを大破し、またインド東岸の重要軍事據點を襲つて、所在の船舶及び軍事施設に大損害を興へた、更に同日午後には、セイロン島の南方三百數十海里を高速逃避中の英國大型巡洋艦ロンドン型一隻及びコーンウォール型一隻を發見したので、直ちに航空部隊を以て追撃を加へ同時にこれを撃沈した。

次いで四月九日更に目標を轉じて、セイロン島の軍港ツリンコマリ方面を大舉空襲し、同港南東方洋上を南下中の英航空母艦ハームス並に驅逐艦一隻を發見するや忽ちこれを撃沈し、更にツリンコマリにおいては、英國中型巡

洋艦リアンダー型一隻を大破し、商船三隻を撃沈した外、飛行機六十機を撃墜、撃破し、その他重要軍事施設の大部に對し大損害を與へ、特にその飛行場施設はこれを壊滅した。

この間同方面におけるわが潜水艦もまた敵船七隻を撃沈、一隻を大破し、前述の空中攻撃による損害と合せ敵商船を撃沈したるもの合計卅五隻、撃破したもの廿四隻に上つてゐる、この作戦を通じわが方の損害は飛行機十七機を失つたが艦艇には何等損害はない、本作戦により東部インド洋は完全にこれを制壓し、その敵軍に與へた打撃は極めて大なるものがあるが、同時にインド民衆に及ぼしたる影響もまた少なくないと思ふ。

比島方面

次にフィリッピン方面においては、陸軍部隊の勇戦奮闘により四月十一日バタアン半島を完全に占領し、引續きコレヒドール島に對し攻撃を集中したが、この間海軍部隊は主として海上よ

りの協力と航空機をもつてする攻撃とに努め、五月五日陸海軍部隊は緊密なる協力の下にコレヒドール島要塞に對する強行上陸に成功し、かくて米國が東亞における最後の堅壘と持みたるマニラ灣口諸要塞は五月七日をもつて凡てわが軍の攻略する所となつた、この期間フィリッピン南方方面においても陸海軍部隊は緊密なる協力をもつて、四月十日セブ島上陸に成功、これを敲定し同十六日にはパナイ島の占領となり、更に四月末より五月初頭にかけてミンダナオ島の諸要地を逐次敲定し、こゝに米國が據に名のみを残してゐたフィリッピンの軍事要地は悉くわが軍の攻略する所となつた。

東印度方面

轉じて東印度諸島方面においては、海軍部隊を以て、三月卅一日セラム島のブラに上陸し、更に四月七日にはテルナテに上陸、何れもこれを敲定した。またニューギニアに對しては海軍部隊を以て四月一日、先づ西端の要地フ

アクアアクを占領し、以後各地に對し次々と上陸作戦を行ひ、五月十九日ホランジャの上陸を最後としてこゝにニューギニア西半部の要地は悉く敲定した。

更に小スンダ列島各島の敲定は、五月九日ロンボク島上陸を初めとし、スンバワ島、アレス島に逐次海軍部隊を上陸せしめ、五月十四日スンバ島の占領によりこゝに東印度諸島主要地域の敲定を終了した。

濠洲方面

ジャバ島占領以後敵は濠洲をもつて最有力なる反撃の據點と持み、急速なる兵力増強に努め、また屢々我に對し航空機をもつてする遊撃戦に出て參るので、帝國海軍部隊は濠洲本土に對し終始連続果敢なる航空戦を反復してゐる。

即ちその西部においては、ポートダイウインを主としダービー、ブルーム、ウインダム等軍事上の要地に對し不斷の爆撃を加へ、また東部にお

いてはニューギニア南端の要衝ポート・モレスビー方面、濠洲北端のホーン島その他の要地に對し殆ど連日果敢なる爆撃を行ひ、何れも多大の損害を與へてゐる、敵飛行機もまた屢々わが占領地に來襲し、頻りに遊撃戦を繰返してゐるが、その都度わが反撃によつて大なる損害を受けつつ撃退されてゐる、三月十日以後今日まで濠洲方面においてわが軍の撃墜撃破した飛行機は、四百五十五機の多きに上り、敵が米英本國より精銳なる航空兵力を絶えず増強してゐるに拘らずわが軍は終始敵を制壓してゐる。

珊瑚海海戦

かやうにして彼我の活潑なる作戦が次第に戦機を進め、遂に珊瑚海海戦を見るに至つた。即ちニューギニア島方面に作戦中の帝國海軍部隊は、五月六日戦艦三隻を基幹とし、航空母艦及び巡洋艦以下若干を含む有力なる米英聯合艦隊

を發見するや、直ちにこれが捕捉撃滅の作戦に出て翌七日の海戦にわが有力なる航空部隊はこれに勇猛果敢なる攻撃を加へ、米戦艦カリフォルニア型一隻を即時に撃沈し、又米大型巡洋艦ポートランド型一隻及び驅逐艦一隻を撃沈し、同時に英戦艦ウオスバイト型並に二萬トン級新式油艦各一隻に至大の損害を與へた、翌八日わが軍は引續き敵を急追し、航空部隊の猛烈なる攻撃により更に米航空母艦サラトガ型及びヨークタウン型計二隻を一擧に撃沈し、又米戦艦ノース・カロライナ型一隻に大損害を與へた、その際わが一飛行機は魚雷を抱いたまま敵巡洋艦の一隻に體當り自爆を遂行し、同艦を大破傾斜せしめ、大火災を發して敵闘力を失はしめた状況を僚機において確認した。

このやうに兩日の戦闘において、わが航空部隊の攻撃は洵に壯烈を極めたるものであつて以上敵艦艇の撃沈撃破を發見するや、直ちにこれが捕捉撃滅の作戦に出て翌七日の海戦にわが有力なる航空部隊はこれに勇猛果敢なる攻撃を加へ、米戦艦カリフォルニア型一隻を即時に撃沈し、又米大型巡洋艦ポートランド型一隻及び驅逐艦一隻を撃沈し、同時に英戦艦ウオスバイト型並に二萬トン級新式油艦各一隻に至大の損害を與へた、翌八日わが軍は引續き敵を急追し、航空部隊の猛烈なる攻撃により更に米航空母艦サラトガ型及びヨークタウン型計二隻を一擧に撃沈し、又米戦艦ノース・カロライナ型一隻に大損害を與へた、その際わが一飛行機は魚雷を抱いたまま敵巡洋艦の一隻に體當り自爆を遂行し、同艦を大破傾斜せしめ、大火災を發して敵闘力を失はしめた状況を僚機において確認した。

の外敵飛行機九十八機を彼我上空において撃墜致し、わが方もまた歸還せざる飛行機卅一を生じ、七日には小型航空母艦一隻沈没して開戦以來初めて軍艦の損失を見たのである。

本海戦は陣容漸く整つたばかりの濠洲方面敵聯合艦隊主力を全く壊滅せしめ、これにより濠洲朝野の狼狽は固より米英兩國の受けたる衝撃は甚大なものがある、米英當局はこの損害をひた隠しに隠してゐるが、何れはその真相が知れ渡ること必然であつて、その時こそは暹のインド洋の戦果と併せ米英兩國が國民を擧げて一層悲痛なる衝動に打たれることは明かである。

| | |
|-----|-----|
| 驅逐艦 | 廿四隻 |
| 潛水艦 | 五十隻 |
| 戰艦 | 五隻 |
| 巡洋艦 | 十二隻 |
| 驅逐艦 | 十一隻 |
| 潛水艦 | 廿九隻 |

計約三十二萬トンに及び、その他小艦艇四十隻である、商船においては百六十九隻九十三萬四千トン、百二十九隻四十八萬五千トン、船五百三隻約二十二萬トンがあり、飛行機においては撃墜撃破を合せて二千二百八十五機に達してゐる、これに對してわが方の喪失したものは、

| | |
|--------|----|
| 小型航空母艦 | 一隻 |
| 水上機母艦 | 一隻 |
| 敷設艦 | 一隻 |
| 驅逐艦 | 六隻 |
| 潛水艦 | 六隻 |

その他小艦艇 十四隻
の外海軍關係輸送船十七隻六萬二千トン並に飛行機二百四十八機である、大東亞戰爭開始以來かくの如き大規模

第八十一議會に於ける陸海兩相 戦況報告演説

(昭和十七年十二月二十七日)

陸軍大臣戦況報告

陸軍の戦況を御報告致す前に特に申し上げたい。
畏くも大元帥陛下におかせられましたは、去る十二日 聖駕を伊勢路に進めさせ給ひ、神宮に御参拜遊ばされ皇祖大神の大御前に 御親ら開戦以來の曠古の大戦果を御奉告あらせられ、神恩奉謝の誠を致させ給ひ、かつこの戦局愈々重大なるの秋に當り御躬を以て民を率ゐさせ給ふと供に、更に 皇祖神靈の御加護を御祈念あらせ

な作戦を敢行し、豫想外の小被害を以て雄大顯著なる戦果を擧げ得たことは偏に御稜威の然らしむる所であつて洵に感激に堪へぬ。

給うたと洩れ承るのである 觀慮深遠洵に 畏き極みである、陸軍大臣は直にこの趣を全軍將兵に傳へ、かつ訓示を與へたが、陸軍將兵一同は恐懼感激措くところを知らず只々死を鴻毛の輕きに比し、皇國を富強の康きに置き、誓つて、宸襟を安んじ奉るの聲き決意に燃えてゐる次第である、過去一年に亘る陸軍の戦況を顧みるとその前半と後半とは大いに様相を異にしてゐる、即ち香港、シンガポール、コレヒドール等の攻略ジャワ、比島、ビルマ等の戦定等々相次いで銃後を沸き立たせた

快速なる作戦は悉く前半期に屬し、最近の約半年間における諸作戦は執拗強なる決戦の様相を呈してゐる、これ大東亞戦争が約半年にして奇襲、電撃に充ちた緒戦の域を脱し、愈々本格的段階に進んだことを物語るものであつて、緒戦において完全に敗戦を嘗めた敵はその豊富なる物質力を持つて軍備の擴張に狂奔し、我が南方占領地の奪回、支那方面における航空勢力の増強、ソロモン、ニューギニア及びアリエーシャン方面等よりする反攻を企圖しつつあるものの如く仔細に觀察すると極めて重大なる意義を有する作戦が諸方面に行はれ、また行はれんとしつゝあり「戦は正にこれからなり」との感を深くするのである。

第一に南方方面では先づビルマ方面であるが、目下印度に在る敵軍は印度軍と併せ地上兵力約百萬、飛行機約六百機と稱せられ、尙逐次増強されつつある模様である、ビルマ方面の我が陸

軍部隊は西部國境方面でこれと接觸し、東北方では概ね怒江の線で十數個師の重慶軍と相對峙してゐるのみならず、東部印度、雲南方面を基地として殆ど連日十數機内外を以て來襲する米英空軍を邀撃すると共に、好機に乗じ戰爆連合の大編隊を以て敵航空根據地等を攻撃し、敵に多大の損害を與へてゐる、即ち十月廿五日には印緬國境西方のテンスキヤ、チッタゴン等を襲ひ、敵機四十數機を撃墜破し、又十二月五日及び十日にはチッタゴンを猛襲して飛行機約十機を撃墜破し、船舶廿數隻を撃沈又は撃破し、停車場その他軍事施設に直撃彈を與へ、更に十五日、十六日におたりチッタゴンおよびフエニイ兩飛行場を攻撃して敵機二十數機を撃墜したのである、なほ去る二十日以降數次にわたりカルカッタその他を奇襲し豫期以上の戰果を收めた。

一方ビルマの治安は我が軍政下における新政府の誕生に伴ひ、益々良好となり、ビルマ人を以て組織せるビルマ防衛軍も既に堅實なる發足をしたのである、かくしてこの方面の我が部隊は敵の空軍を以てするビルマ内部攪亂ならびにその兵力増強の企圖を撃擯すると共に更に將來の作戰準備に萬遺憾なきを期してゐる、佛印、比島、マライ、ジャワ、スマトラ、ボルネオ方面に在る諸部隊は比島における一部の討伐を除き治安確保の支點となると共に、今後の自主的企圖に備ふる積極的準備の完璧を期してゐる。

次にソロモン群島方面においては、わが海軍の僅少なる部隊が占領してゐた、ガダルカナル島附近に對し、本年八月上旬米軍が大舉上陸してきたのに端を發し、わが陸軍部隊は海軍との緊密なる協同の下極めて困難なる上陸作戰を敢行し輸送、揚陸、給養、衛生等に亘る幾多の悪條件の下にあらゆる困難と障礙とを克服しつゝ敵と對戦中である、この方面の敵は整備せる航空基地を有し、その制空權下に上陸並に海上補給を行ふことは、容易の業ではなく、眞に陸海の一體的作戰が展開せられてをり、我が將兵の艱苦亦洵に大なるものありと存せられる。

支那方面

第二に支那方面であるが、支那派遣軍は、全支に亘り長遠なる戰線を構成して、約三百萬の重慶軍と約六十萬の共産軍とに對し、絶えず好機を捕捉して、大小幾多の戰鬪を繼續し、敵戦力の撃擯と、占據地域の治安確保とに進んでゐる、その主要作戰は中支における浙贛作戰を始め北、南支並に蒙疆の各地域にわたり、實に二百五十回におよび肉獲品その他の戰果、また極めて大なるものがある、次に在支米空軍は、重慶在來の空軍と合せ唯今のところ、約三百機内外と推定せられ、北、中、南支の我が占據地域に對し六月以來、約三十回にわたり、遊擊的に來襲し、地上反攻の無氣力を糊塗せんとし、また我が本土空襲の機を窺つてゐるが、その損害は極めて輕微で我が方は

或は浙江、福建方面の敵航空基地を覆滅し、或は移動する敵航空基地を求めて反復強襲を加へ、又敵機を激撃して痛打を與ふる等、機を先んじてその活動封殺に努めつゝあり、在支米空軍は、目下の處専ら我が航空部隊の銳鋒を回避してゐるかにも觀察せらるるのである、しかしながら我が本土との地理的關係、將來における敵航空勢力の増加と飽くなき不逞企圖とを察するとき、我が方としては敵の我が本土空襲に對する十分なる準備が肝要である。

北方方面

第三に北方方面であるが、アリユーシヤン方面は、敵が帝國の北邊を脅威する重要な一進攻路であるが、我が方は去る六月八日、陸海軍協同してその西部數島に上陸してこれを確保し、敵の機先を制してこの方面よりする脅威を未然に封止した、敵はダツチハイパーその他より殆ど連日のごとく空中攻撃を反復してをり、寒風吹き荒ぶ絶海の孤島の守備に任じある部隊の辛苦

は蓋し想像に餘りある。

滿洲方面においては、日夜黙々として、防衛に、警戒に、また訓練に邁進し、變轉常なき世界情勢の下嚴平として北方の護りを堅くし、我が大東亞戰爭遂行に磐石の基礎を成形してゐる。

帝國本土内にある諸部隊もまた、第一戰部隊の活躍に呼應し、或は官民諸機關と協力して、日夜を分たず、寸時も油断せず、以て防空に遺憾なからしめ或は複雑困難なる外征部隊の戦力推進に又將來の戦局進展に應ずる準備に不斷の努力を傾けてゐる。

南方軍政

第四に、南方占領地における軍政の現状であるが、陸軍の擔任してをる占領地の軍政は、海軍はもちろん官民各方面の絶大なる協力により、今や銳意、本格的軍政施行に邁進中である、今次の軍政は、帝國として歴史的大事業であるが、その施策は作戰に膺接し、これと表裏一體となり克く作戰初期の任

務を達成し得た、而して、今や軍政施行の本格的段階に進んだが、益々軍政の特徵たる簡明直裁なる統治を行ふと共に、逐次、政務各般の施行に便なる如く、軍政機構を整備強化せられてゐる。

尙この際特に各地域の特質に應ずる制度を採用すると共に、特に内地より簡拔派遣したる文武官を中心にして、原地民を活用して、現地最高指揮官の一元的指揮の下、潑刺たる運営を期してゐる、刻下軍政の施行に於ては、各般の施策を擧げて大東亞戰爭完勝の一點に集中すると共に、治下諸民族の心底に觸れる政策を行ふことが緊要であり、民心の把握指導に關してはあらゆる工夫と努力とを傾注してゐる、治安は各方面とも引續き良好で、コレヒドール要塞政略後比島内の深山、群島等を根據として蠢動してゐた敗殘兵乃至匪賊のごときも、既に多くは肅清せられ、その他も日ならずして掃蕩を完了し

得るものと信じてゐる。

經濟開發

經濟開發に關しては、重要國防資源の急速なる取得を目標として努力中であり、重要物資の開發は戰禍による破壊部分の復舊もすでに大部を終り、これら資源は今日における我が戦力増強に大なる貢獻をなしある狀況である。礦物資源については、石油ボーキサイトを始め、鐵礦、タンダステン礦、錫等においては豫期以上の成果を収め銅礦、鉛礦等、亦着々我が物動期待の生産量に到達しつつある、農林資源に關しては、南方は實に世界の寶庫であり、食糧は數量において大東亞の所要を満し得るのみならず、ゴム、キナ、チーク材、マニラ麻、コブラ等の生産量は世界市場における獨占的地位を占むるものである、これらに對しては、敵方への流出を防止するは勿論、將來の世界經濟戰に備ふるため積極的に新しき用途の開拓、貯藏等に遺憾なきを期してゐる。

る。

唯茲に大いに注意を要することは、この南方資源が帝國の戰爭完遂、大東亞建設の眞の力となるためにはこれら資源が適時所望の地域に輸送せられることが、特に必要な點であり、帝國海上輸送力の増強が極めて緊要なるに鑑み、南方にある現地軍においても、港灣能率の向上、木造船の建造、沈船の引揚、民船の活用等あらゆる工夫と努力とを傾注してゐる、物資輸送に關しては、陸軍徵備船の空積を全幅的に活用し、その量は十月末日迄に既に百八十餘萬トンに達し、一年間を通じて計量の十七倍に達する見込である、併しながら重要國防物資以外の内地供給を増加することは、今日なほ十分期待し難いのであつて、この點特に御留意を願ひたい。

この間、戰陣に殺せられたる幾多護國の英靈に對し、哀悼奉謝の念更に新たなるを覺えるとともに、その遺家族の方々ならびに戦傷病將兵に對

海軍大臣戰況報告

大東亞戰爭開始以來、五月中旬までの作戦によつて、西太平洋の戰略要地および南西方面の主要地域はことごとくこれを我手に收め、戰爭遂行上極めて有利なる基礎を確立し得たが、爾來

御稜威の下帝國海軍隊は陸軍部隊と緊密なる協同の下に、益々積極的に作戦を進めあくまでも敵を急追してこれが撃滅を期し戦線は極めて遠隔なる地域に進められ作戦規模すこぶる雄大となつた。

印度洋方面

まづ印度洋方面においては、ビルマ、アンダマン諸島、ニコバル諸島およびスマトラの線を占領することによつて、われは極めて堅確なる基礎を得て作戦を容易ならしむるに至つたので、帝國海軍部隊は敵を索めて印度洋は固より、遠く南アフリカ方面までも活動してゐる、即ち五月卅一日マダガスカル北端の要港デエゴ・スワレズに對し、特殊潜航艇をもつて急襲し、英戦艦タキーン・エリザベス型一隻ならびに巡洋艦アレクサ型一隻を撃破し、敵側に多大の衝動を與へたのを始めとして、印度洋および南アフリカ方面において帝國潜水艦の撃沈した商船は卅五隻約二十七萬噸におんでゐる。

濠洲方面

つぎに濠洲方面においては、その西岸方面に對しては、有力なる航空部隊をもつて、ポートメーウインその他の要地に連続爆撃を加へ、七月三十日には遠く西岸中部の要衝ポートヘッドランドにも攻撃を敢行して、敵航空兵力の撃滅並に船舶軍事施設等の破壊に努めたその間、アラフラ海のアル諸島、ケイ諸島並にタニバル諸島を攻略して敵をして露動の餘地なからしめた、ニューギニアおよび濠洲東岸方面は南太平洋作戦と密接に關聯する地域であり終始活潑なる作戦が行はれてゐる、特にポートモレスビー方面およびタウンズビルにおよぶ濠洲北部方面に對する航空作戦は激烈を極め、この期間敵に與へたる損害はニューブリテンおよびソロモン方面を併せ、撃墜撃破した飛行機のみでも九〇五機に上る、また海上に於ては潜水艦その他の兵力をもつて終始濠洲を周る海域に作戦してをり敵交通線の破壊および後方擾亂に多大

太平洋方面

の戦果を擧げてゐるが、特に五月三十一日の特殊潜航艇のシドニ港突入襲撃はこれにより敵軍艦一隻を撃沈し、敵側に大なる衝動を與へた。轉じて太平洋方面においては、帝國海軍部隊は米本國にいたる太平洋の全域にわたり、飽迄敵を追及して撃滅を期してをり、この期間の重要な海上作戦は殆ど凡てこの方面で行はれた、先づ六月初めに、北太平洋および中部太平洋方面においては敵が前進據點として重視するアリューシャン群島のダツチハーバーとハワイ方面のミッドウェイの兩基地に對し、わが有力なる部隊を以て急襲攻撃を加へ、敵の兵力並に基地に大なる損害を與へた、右の作戦に引續き六月七日には、アリューシヤン列島西方の要地キスカ島を、翌八日、同西端アツツ島を相次いで占領した、これら島嶼は、太平洋北邊の要地で、わが軍占領以來敵は航空部隊その他をもつて、絶えず執拗な反撃を繰返

すが、所在帝國陸軍部隊は終始緊密なる協同の下に酷寒を冒しつゝ善戰奮闘、よく太平洋北方戦線の護りを固めてゐる、なほわが潜水艦の一部は遠く米國太平洋方面に行動し、敵海上交通線の破壊および要地攻撃を實施してゐる。

ソロモン方面

次に最も壯烈を極める南太平洋方面の作戦に就て申上げる、この方面の戦局は、我軍のソロモン群島方面占領以來、敵に大なる脅威を與へ、一層その重大性を加へて來て、既に五月初旬にはゆる珊瑚海海戦を見たが、八月七日敵は我占領地の尖端たるソロモン群島南端に對し、大規模なる反撃に出て來て、有力なる米英聯合艦隊は十數隻の海送船を伴つてツラギおよびガダルカナルの兩島に大舉侵入した、帝國海軍部隊はこれに殺到し、八月七日より九日にわたり連続空襲を加へ、八日夜半には最も壯烈果敢に敵に突進夜戦を決定して、米英の巡洋艦合せて十三隻、

驅逐艦その他二十二隻合計三十五隻を撃沈するの大戦果を挙げ、その他艦艇飛行機に多大の損害を與へた、これはゆる第一ソロモン海戦で、この際我方の損害は飛行機二十一機のほか巡洋艦二隻が戦闘航海に支障なき程度の輕微なる損害を受けた、この作戦は敵側最初の大規模なる反撃で、右のごとく敵海上部隊に大損害を與へたが、敵陸戦部隊はツラギおよびガダルカナルに上陸して、我守備兵と對峙し、敵航空部隊またこれに加はるに至つたので、爾後この局地を繞つて彼我の作戦は一層執拗となり、大小幾多の海戦相次いで起るに至つた。

敵はこれらの相次ぐ敗戦の實情をひた隠しつゝ、一意頑勢の挽回を圖つてゐたが、十月下旬残存勢力を以てまたもヤサンタクルーズ北方洋上に現はれ十月二十六日所謂南太平洋海戦を見るに至つた、我艦隊はこの敵に對し同日黎明より夜間に亘り勇猛果敢なる攻撃を加へ、激戦一日にして敵艦一隻、

航空母艦三隻、巡洋艦三隻および驅逐艦一隻合計八隻を撃沈すると共に、爾餘の艦艇六隻を大破または中破し、さらに敵機二〇〇機以上をも喪失せしめ、この際我方は僅かに航空母艦二隻および巡洋艦一隻が小破したのみである、敵艦隊は以上の如く大敗したがガダルカナル方面陸上部隊に對する増援補給は敵として、作戦上の要求大なるとその背後距離に策源地を有するの利點をもつて、その後も執拗に強行侵入を反復し、われまた機に投じてこれを攻撃、十一月に入つても第三次ソロモン海戦ルンガ沖夜戦等相次いで起つた。

即ち十一月十二日より十四日に亘り相次いでガダルカナル方面に現はれたる有力なる敵艦隊に對し、我が艦隊は晝夜に亘り肉薄攻撃を加へ、特に十四日夜ガダルカナル島の西北方に於て艦隊を基幹とする有力なる敵増援部隊を捕捉し、之と激戦を交へ連続勇戰奮闘の結果、敵艦二隻、

巡洋艦十一隻を撃沈し、その他艦艇飛行機多數を屠つた、併しながら我方もまた晝夜數次に亘る激戦によつて戦艦、巡洋艦各一隻および驅逐艦三隻を失ひ、戦艦一隻大破の損害を見た。

次で十一月三十日夜、帝國水雷戦隊はガダルカナル島、ルンガ沖において再び敵艦隊を含む有力部隊を捕捉し、勇猛壯烈なる夜戦により忽ち戦艦一隻、オーガス型巡洋艦一隻、並に驅逐艦二隻を撃沈し、我夜戦部隊の實力を發揮した、かく南太平洋方面作戦は極めて有利に進展し、連續多大の戦果を挙げつゝも、我方また以上の如き損害があつて従軍將士の苦心は並々ならぬものがあるが、海軍部隊は陸軍部隊と眞に水も漏らさぬ協力を行ひ、飽までも作戦目的達成に勇戰邁進してゐる。

綜合戦果

以上各方面における顯著な作戦につき大要申述べたが、帝國海軍部隊はそ

の他内外の各地域各海面においてもそれゝ重大なる任務をもつて、戰略態勢は愈々堅確を加へつゝある、この機會に開戦以來一箇年間我海軍の擧げた戦果を綜合すると、撃沈したもの、
◇戦艦一一隻◇航空母艦一一隻(内水上機母艦一隻)◇巡洋艦四六隻◇驅逐艦四八隻◇潜水艦九三隻
で、その他の艦艇五四隻がある、潜水艦以上の撃沈は總計約百十萬噸に達し、戦前敵米英蘭綜合勢力の約三割八分に當る、また大破したもの、
◇戦艦九隻◇航空母艦四隻◇巡洋艦一九隻◇驅逐艦二三隻◇潜水艦六〇隻

その他の艦艇

その他の艦艇三九隻である、商船においては四二四隻二二七萬噸を撃沈してゐる、拿捕したものは艦艇九隻と商船五〇三隻約二二萬噸、飛行機においては撃沈撃破を合せて三、八五三機に達してゐる、かくの如き莫大なる損害を受けながら敵國がその國民に對し銳意これを秘匿致してゐることは、それ目

體において如何に深刻な打撃を痛感してゐるかを示すものと申さなければならぬ、諒つて我方の喪失したものは、
◇戦艦一隻航空母艦三隻◇巡洋艦四隻◇驅逐艦一五隻◇潜水艦九隻◇その他艦艇二〇隻
の外海軍關係船舶六五隻約二十萬噸並に飛行機五六八機である、又艦艇の大破したもの、
◇戦艦一隻◇航空母艦二隻◇巡洋艦三隻◇驅逐艦九隻◇潜水艦一隻
その他の艦種十隻である。

決戦の段階

今や戦局は漸く決戦の段階に入り、敵はその誇りする生産力を持ち、今後各方面に對し反撃を試みるものと思はれる、この敵を隨所に各個に徹底的に撃破し、更に雄大なる作戦を遂行し以てこれを屈服せしめんには、凡ゆる困苦を忍びて國家總力をこの決戦に集結することは、正に帝國刻下の緊切事と申すべきである、海軍將兵は常に聖旨を奉戴し、國民の熱誠溢るる後援を後

盾として、益々旺盛なる士氣と必勝の信念とを以て、如何なる困難をも克服し、飽迄も敵を撃滅して戦争最終目的の達成に邁進せんことを固く期してゐる、終に臨み壯烈君國に殉じたる忠勇なる將兵に對し、衷心より哀悼の誠を捧げ、その遺家族に對し深厚なる同情の意を表する。

第一、大本營公報(其二) (昭和十七年一月一日以降)

(支那方面は別記し主として作戰關係のみを掲ぐ)

對米方面南北作戰地



〇一月一日

聖戰第一年綜合戰果 帝國陸軍部隊

は引續き各方面に兵力を増派し、空陸緊密なる協同の下に、隨所に敵を粉碎進撃中にして、全戦局はさらに一段の進展を見つゝあり。開戦以來十二月廿六日までの綜合戰果左の如し。

- 一、鹵獲品 飛行機十六機、各種大砲(香港要塞砲を含まず)一〇六門、機關銃二二三挺、銃器四、一九五挺、銃砲彈七九、九五五發、戰車(裝甲車輛を含む)七六輛、自動車一、三八九輛、鐵道車輛三〇一輛、各種器材、糧秣等多數別に莫大なる燃料を鹵獲せり
- 二、擊墜(破)飛行機 爆撃機一三五機、戰鬥機四〇六機、計五四一機
- 三、擊沈(破)艦船 大型三三隻、小型四隻、計三七隻
- 四、遺棄死體 約三千、俘虜約九千
- 五、わが軍の損害 戰死七四三名、戰傷一、七九九名、飛行機四九機、船

| | | | |
|-------|----------------|-------|----------------|
| 各種船舶 | 五〇以上 | 各種船舶 | 五〇以上 |
| 大型船舶 | 五 | 大型船舶 | 一 |
| 武裝商船 | 一 | 武裝商船 | 一 |
| 船種 | 拿捕 | 船種 | 拿捕 |
| △船舶舟艇 | 一 | △船舶舟艇 | 一 |
| 特務艦 | 一 | 特務艦 | 一 |
| 掃海艇 | 一 | 掃海艇 | 一 |
| 哨戒艇 | 一 | 哨戒艇 | 一 |
| 魚雷艇 | 六 | 魚雷艇 | 六 |
| 砲艦 | 二 | 砲艦 | 二 |
| 潜水艦 | 一六(他に未確認のもの多數) | 潜水艦 | 一六(他に未確認のもの多數) |
| 驅逐艦 | 二 | 驅逐艦 | 二 |
| 巡洋艦 | 二 | 巡洋艦 | 二 |
| 戰艦 | 七 | 戰艦 | 七 |
| 艦種 | 沈(轟) | 艦種 | 沈(轟) |
| | 大破 | | 大破 |
| | 中破 | | 中破 |
| | 拿捕 | | 拿捕 |

船沈没四隻、損傷一二隻
なほ香港要塞攻略の戦果に關しては廿六日までに判明せるもののみを掲げたるが調査完了の上は要塞砲、俘虜その他鹵獲品更に増大する見込みなり。
海軍非公式發表

各種舟艇 四〇七以上
△飛行機(艇) 擊墜一四九以上(内大型二二、飛行機九)
擊破七二四以上(内大型七八、飛行機二〇)
計 八七三機以上

◇同期間内における我方の損害

| | |
|------|---------------|
| △艦艇 | 輕巡洋艦 小破一 |
| | 驅逐艦 沈没四 |
| | 掃海艇 沈没二 大破一 |
| | 潜水艦 沈没一 |
| | 特種潛航艇 未歸還五 |
| △船舶 | 輸送船 沈没二 |
| △飛行機 | 損失 四六(未歸還を含む) |

クワンタン占領 マレー東海岸方面を進撃中の帝國陸軍部隊は昨卅一日午前十時廿分東部マレーの要衝クワンタンを占領せり。

◇帝國陸軍航空部隊はマレーおよび

比島方面において數日來極めて果敢なる進撃を續行しあり、地上部隊の戰鬥に密接に協力しつゝあるのほか左の戰果を收めたり。

マレー方面 (一)十二月廿八日マラッカ海峡の敵艦船を攻撃し三千トン級汽船二隻を破壊炎上せしむると共にクラン西方約四十キロの海上において敵潜水艦二隻を發見急降下爆撃によりその一隻を擊沈し、又廿九日クラン西方海上において敵驅逐艦を急襲しこれに必中彈一を浴びせ大なる損害を與へたり。

(二)十二月廿九日および卅日深夜選抜せる部隊を以てシンガポールを奇襲し北部燃料油槽群五ヶ所を發火炎上せしめ飛行場施設を破壊せり。

比島方面 (一)十二月廿九日正午爆撃機大編隊を以てコレヒドール島要塞中樞部を猛爆しこれに鐵錘的打撃を與へ、かつ卅日マニラ灣西方バタアン半島の要衝マリベレスを爆撃しその軍事諸施設を潰滅せり。

(二)十二月卅一日バタアン半島方面に滑走中の敵自動車群約百輛を反覆攻撃し之に多大の損害を與へ全機無事歸還せり。

〇一月二日

マレー方面に活躍中の帝國陸軍航空部隊は一月一日左のごとき戦果を収め

たり。
一、マラッカ海峡方面に出動せる爆撃機隊は敵輸送船團を攻撃、二千トン級一隻を炎上、三千トン級一隻を大破せしめ、さらに同海峡を北上中の快速魚雷艇群を發見、果敢な急降下爆撃を加へその一隻を撃沈、三隻を航行不能に陥らしめたり。

二、〇〇方面の上空に飛來せる敵マーチン一三九W型爆撃機を發見直にこれを撃墜せり。
(註)マーチン一三九W型爆撃機は蘭印の飛行機である。
〇一月三日
マニラ完全占領 帝國陸軍比島攻略



部隊は二日午後首都マニラを完全に占領し、更にコレヒドール島要塞及びバタアン半島の要害に據る敵に對し攻撃を續行中なり。

帝國陸軍部隊は昨日午後以來續々マニラ市内に進入しつゝあり。

〇一月四日

比島方面における帝國海軍の現在までの綜合戦果は左の通り。

- 一、飛行機撃墜一〇三(内大型一五、飛行艇四)撃破二五七(内大中型七)
- 二、飛行艇二二(總合計三六〇)
- 三、艦艇および船舶(イ)撃沈 驅逐艦四、潜水艦七、船舶五(ロ)大破 特務艦一、船舶三〇(ハ)中破 驅逐艦一、小型哨戒艇二、船舶四(ニ)拿捕船舶一

〇一月五日

帝國海軍航空部隊は、一日夜半および三日黎明大學シンガポールを空襲し、同軍港テンガー飛行場、センバワ

ン飛行場など敵主要軍事施設を爆撃し、四箇所以上に大火災を生ぜしめたり。
ハワイ諸島攻撃 帝國海軍艦艇は、舊臘三十一日カフルイ港(カウアイ島)及びナウイリワイ港(カウアイ島)を急襲主要軍事施設を破壊炎上せしめたり。なほ本攻撃に於てヒロ港埠頭に横付け中の敵艦艇一隻を大破せり。

比島方面帝國海軍航空部隊は全力をもつて一日以來連日にわたりコレヒドール要塞、オロンガボ要港およびマロス航空基地等に對し猛烈なる攻撃を反復し、殘敵の殲滅に努めつゝあり。
英領ボルネオ上陸 帝國陸軍部隊は舊臘三十一日ブルネイを、たま一日ブルネイ灣口を扼すラブアン島を占領せり。

〇一月六日

我が空軍の活動 帝國陸軍航空部隊は連日各方面において活躍し多大の戦果を収めつゝあり、その状況左のごと

し。

マレー方面 (一)選抜せるわが精銳なる爆撃機は、二日夜シンガポールテナガー飛行場を奇襲、超低空爆撃を敢行し格納庫を爆碎三箇所より火災を生ぜしめたり。(二)二日マラッカ海峡の敵艦船を攻撃せる部隊は、モリブ岬沖において大型貨物船一隻を爆撃、瞬時にこれを撃沈せり、また他の一部はカソバル、デコン間の地區において敗走中の敵自動車群を急襲しその多數を爆碎炎上せしめたり。(三)一昨四日午後敵爆撃機クラン飛行場に進出せるを認むるや機を失せずこれを急襲し全機を捕捉撃滅せり、同日夜シンガポールを奇襲せる部隊は市内軍事施設を爆碎するとともに、攻撃し來れる敵戦闘機と空中戦を交へその一機を確實に撃墜せり、我に損害なし。

比島方面 二日以来バタアン半島方面の追撃戦に協力し、特にリマイ、ランガスビツク等の要所に集結せる敵を連爆するとともに車輛部隊および船

船を攻撃し自動貨車百四十六輛破壊、船十隻を撃沈せり。

○一月七日

香港要塞の戦果 帝國陸軍部隊香港要塞攻略の戦果並に開戦以來一月三日までに判明せる綜合戦果左の如し。

◇香港要塞攻略の戦果

(一) 鹵獲品 飛行機五機、銃器九百八十八挺、機關銃一千二十挺、火炮百二十二門、内譯各種小口径火炮五十八門、高射砲十九門、重砲十サンチ榴彈砲八門、同加農砲六門、十二サンチ白砲三門、十五サンチ榴彈砲八門、十五サンチ加農砲十二門、二十四サンチ加農砲八門、各種砲彈一萬八千三百發、戰車(輕裝甲車を含む)十輛、自動車一千四百七十輛、鐵道車輛三百九輛、魚雷艇二隻、燃料揮發油、潤滑油、石油、その他各種油多量、その他糧食建築材料、軍用器材多數。

(二) 撃墜(破)飛行機 十四機

(三) 撃沈(破)艦船 砲艦四隻、船舶十三隻。

(四) 俘虜 一萬一千二百四十一名、遺棄死體一千五百五十五。

(註)右戦果は十二月三十一日までに判明せるものにしてその後の調査により相當増加する見込みなり。

(五) 我軍の損害 戦死六百七十五、戦傷一千四百四。

◇一月三日迄に判明せる綜合戦果

(一) 鹵獲品 飛行機十七、機銃器五千八百八十三挺、機關銃一千六百六十五挺、火炮二百六門(うち重砲四十五門)、重砲彈九萬八千二百五十五發、戰車(裝甲車輛を含む)八十一輛、自動車二千八百卅輛、鐵道車輛三百三十六輛、魚雷艇二隻、燃料、揮發油、潤滑油、石油其他各種油多量、其他糧食、建築材料、軍用器材多數。

(二) 撃墜(破)飛行機 五百五十九機、内譯戰闘機四百十六機、爆撃機百四十三機。

(三) 撃沈(破)艦船 五十四隻、内譯

軍艦、驅逐艦二隻、潜水艦一隻、砲艦九隻、魚雷艇四隻、輸送船三十八隻。

(四) 俘虜 一萬三千八百六十四、遺棄死體二千五百五。

(五) 我が軍の損害 戦死七百五十二、戦傷一千八百三十五、飛行機八十一機、船舶沈没五隻、損傷十六隻。

(註)比島方面の戦果(航空を除く)は含まれあらず。

(一) 比島方面 帝國海軍航空部隊は一月四日、五日コレヒドール及びマリベレスに對し猛烈なる攻撃を反復し敵軍施設に大損害を與へたるほか、敵水上機母艦らしきもの一隻を大破し、敵飛行機五機を撃破、同一機を撃墜せり。

(二) わが巡洋艦〇〇は一月四日ダヴァオ沖の戦闘において敵飛行機の爆撃により輕微なる損傷を蒙りたるも戰闘航海に支障なし。なほ太平洋某方面において潜水艦一隻を失へり。

(註)戰闘航海とは戰闘に差し支へなき航海の意味なり。

○一月八日

新嘉坡連日の空襲 帝國陸軍航空部隊は連日マレーおよびビルマ方面において果敢なる攻撃を反復し多大の戦果を収めつゝあり、その状況左のごとし。

一、ビルマ空襲 一月四日午後強力なる我戰闘隊はビルマ領ミンガラドン飛行場(ラングレン近郊)を襲撃し在空せる敵スピットファイヤー六機と激烈なる空中戦を交へて忽ちにしてその全機を撃墜したる後我方無事歸還せり。一月五日より六日にわたり或は黎明に乗じて前記飛行場を反復急襲し飛行場諸施設、格納庫および附屬設備等に大火災を生ぜしめたり。

二、シンガポール空襲 十二月二十九日以降連日シンガポールを夜間奇襲し、テンガーカラン、センバワン等シンガポール近郊の飛行場に反復攻

撃を加へ燃料庫その他飛行場諸施設等を爆撃して敵に多大な損害を與へつゝあり。

○一月九日

米艦ラングレー撃沈

一、帝國海軍潜水艦は一月八日ジョンストン西南方洋上において米國軍艦ラングレーを撃沈せり。

二、一月七日早朝伊豆半島沖において第一豐海丸は敵潜水艦の魚雷攻撃を受け船體に損傷を蒙りたるも同船乗員は全部無事なり。

一、マレー西海岸方面の帝國陸軍部隊は一昨七日トロラク(クアラ・ルムブル北方九十キロ)北方地區に堅固に陣地を占領せる有力なる敵機械化部隊を兩翼より包圍攻撃し、これに殲滅的打撃を與へたる後、引續き南方に向ひ果敢なる追撃を續行中にして、その先鋒は八日タタンジョン・マリムを通過せり、前記トロラク附近における戦果左の如し。

1、鹵獲品 重砲(十二徑榴彈砲)十三門、對戰車砲二十門、迫撃砲十五門、自動砲二十門、輕裝甲車五十輛、自動二輪車三輛、自動車五百輛、2、俘虜約二百、遺棄死體約三百、3、我軍の損害 戦死十七名、戦傷六十名。

○一月十日

香港の海軍戦果 香港方面帝國海軍の一月八日迄の綜合戦果左の通り。

一、撃沈艦艇 驅逐艦一、砲艦四、魚雷艇七、給油船一、敷設艇二、哨戒艇八。

觸雷沈没せり。

(註)拘束處分とは驅逐艦、掃海艇その他により機雷を拘束し、これを爆破して処分することをいふ。

〇一月十一日

マレー西海岸方面の帝國陸軍部隊はクアラ・ルムプール附近を混亂状態をもつて退却中なる敵に對し依然空地呼應して果敢なる追撃を續行中にして有力なる先鋒部隊は十日夕にはモリブ、クランおよびラワン附近に進出し、また航空部隊は潰走中の敵集團に殲滅的攻撃を加へつゝありて、十日午前クアラ・ルムプール北方において敵の自動車二十三、戦車、装甲車七を、カジヤン(クアラ・ルムプール東南約十一キロ)附近において敵兵を満載せる二列車をそれぞれ粉碎し、かつ連日シンガポールに對する夜間奇襲を敢行し、敵軍事諸施設並びに飛行場を爆破しつゝあり。

〇一月十二日

比島オロンガホ港占領 六タアン半島を猛攻中の帝國陸軍部隊は一昨十日午前十時スピック灣東岸の要衝オロンガボを占領せり。
クアラ・ルムプール占領 マレー西海岸方面を追撃中の帝國陸軍先鋒部隊は昨十一日午前十一時三十分クアラ・ルムプールに突入せり。

マレー方面の帝國陸軍航空部隊は一昨十日午後マラッカ海峡の敵船團を急襲して大型輸送船一隻(三千トン級)を爆破炎上せしむると共に潜水艦二隻を大破せしめたり。また他の一隊は地上部隊の戰鬥に協力して敗退する敵に猛烈なる爆撃を加へ、タムピン附近において退却中の英軍を満載せる列車を顛覆せしむると共に自動車、装甲車二十四輛を粉碎せり。
蘭印に上陸作戦 帝國陸軍部隊は緊密なる協同の下に一月十一日未明蘭

帝國政府聲明

領ボルネオ、タラカンに、又帝國海軍特別陸戦隊はセレベス島メナドにそれぞれ敵前上陸に成功し、十二日タラカンの敵は我に降伏しメナドは我軍に占領せられたり。右は我が比島方面及び英領ボルネオ方面の戡定作戦を妨害する敵航空基地並に海軍基地を奪取せんとするものなり。
さきに帝國は、米英兩國に對し、開戦するに至りたるも、オランダに對しては、能ふれば戰禍を蘭印住民に及ばざらしめんとするの考慮より、敵對的措置を差控へたる所、オランダ政府は、帝國がオランダと緊密不可分の關係にある米英兩國に對し戰端を開きたるにより日蘭間に戰爭状態存在するに至りたるものと認むる旨、帝國政府に通告越したるのみならず、爾來現實にオランダ軍は帝國に對し、各種の敵對行為に出で、更に最近蘭印を米英蘭の對日抗戰の基地と爲すに至れり。

帝國においては、無辜の蘭印住民に對しては何等敵意ある次第に非ざるも、オランダの敵對行為を破砕すると共に、帝國臣民の生命財産を擁護するため、遂に帝國陸軍は一月十一日オランダ軍に對し戰鬥を開始するに至れるものなり。

〇一月十三日

戰機連合の帝國陸軍航空部隊は昨十二日大編隊をもつて二回にわたりシンガポール飛行場を攻撃し多大の戦果を収めたりその状況左の如し。
正午頃攻撃せる部隊はシヨホール上空において敵バツファロー戦闘機十五機と遭遇激烈なる戰鬥を交へ確實にその十機を撃墜するとともに、引續きシンガポール飛行場を襲撃し飛行場諸施設を爆破し、かつブレンハイム一機を撃墜したるのちわが方全機無事歸還せり。
更に同日午後二時攻撃せる有力なる一隊はセレター上空において退避せんとす敵バツファロー戦闘機十機を殺

見、直ちにこれに猛烈なる攻撃を加へその五機を確實に撃墜せり。
和蘭軍艦を撃沈
一、タラカン方面帝國海軍艦艇は、十三日タラカンを脱出せんとする和蘭軍艦プリンスファンオラニエ(一千二百九十一トン)を撃沈せり。なほ同方面帝國海軍航空部隊は十二日蘭印の双發爆撃機一機B十七爆撃機一機を撃破せり。

二、メナドを占領せる帝國海軍特別陸戦隊は所在の敵を撃破しメナドに進撃ケマに上陸せる別動のわが特別陸戦隊と合同し、本十三日カカス飛行場を占領せり。右作戦に参加せる帝國海軍航空部隊は同方面において敵ロックヒード・ハドソン重爆撃機四機はか敵重爆撃機三機を撃墜せり。

〇一月十四日

病院船哈爾寶丸沈没 病院船哈爾寶丸は一月十日朝南支那海において敵

潜水艦の攻撃を受け沈没せり。乗組員および患者の大部は救助せられたるも大名はなほ行方不明なり。右は明治四十五年一月十二日ヘトグに於て締結せられたる『ジェネエヴァ條約の原則を海戰に應用する條約』に違反せる非人道行為にして、帝國の最も遺憾とするところなり。

帝國陸軍航空部隊は、一昨十二日シンガポール周辺の敵飛行基地を二回にわたり大爆撃を敢行したるところ、同日夕刻さらに有力なる戰機連合の大部隊をもつて第三次空襲を決定し、シンガポール軍事諸施設を粉碎すると共に、前二回にわたるわが猛攻に士氣沮喪急遽退避せんとせるバツファロー戰鬥機六機を捕捉しこれに痛烈なる猛攻を加へ、その四機を確實に撃墜せり。

米航母レキシントン型撃沈 帝國潜水艦は十二日夕刻ハワイ西方洋上において米國太平洋艦隊所屬航空母艦レキシントン型一隻(三萬三千トン)を雷

撃魚雷二本命中を確認したところ、敵驅逐艦の制壓をうけ潜没せるため該航母艦の沈没を確認するに至らざりしも、潜没中二回にわたる大爆發を聴音せるをもつて同艦は沈没せること確實なるものと認む。

(註)潜没とは潜水艦の必要に應じ急速に潜望鏡もろとも潜航する動作をいふ。

○一月十五日

蘭印の戦果擴大

メナド方面帝國海軍特別陸戦隊は昨日までにセレベス島北部ミナハサ州一帯の敵要地を攻略し、敵航空基地を占領せり。同作戦において戦車、野砲、機銃、小銃及び爆彈その他軍需品多數を肉獲せり。

一、帝國海軍航空部隊は、十二日セレベス島中部東岸トモリ灣コロネダレ水上航空基地を攻撃し飛行機格納庫大小九個、兵舎二群その他を爆破炎上せしめ、その一部隊はシロロ島テ

ルナテを攻撃し大倉庫二個を爆破五ヶ所に大火災を生ぜしめたり。

二、帝國海軍航空部隊は本十五日までにニューギニアの西部バボ、ソロン、モルツカ諸島のアンボン、ニューブリテン島のラポール等に對し數次の攻撃を敢行し、その重要軍事施設を炎上又は爆破せり。

一、帝國海軍艦艇は九日我が航空部隊と協力し○○方面に於て敵潜水艦二隻を撃沈せり。

二、蘭印方面行動中の帝國潜水艦は本十五日までに敵船四隻計二萬七千トン撃沈せり。尙ほ同方面帝國海軍艦艇は商船三隻計四千トンを拿捕せり。

○一月十六日

シンガポール大空襲

戦爆連合の帝國陸軍航空部隊は昨日十五日晝間第四次シンガポール強襲を敢行し左の如き戦果を收めたり。

合計百九隻三十六萬二千トン。
二、帝國船舶損失累計 陸海軍民用合計十一隻四萬八千八百トン、なほ開戦以來帝國船舶にして拿捕せられたるものなし。

マレー方面帝國海軍航空部隊は昨日五日マレー半島一帯の密雲を肩し大編隊を以て第十五次シンガポール長距離偵察並に爆撃を敢行し、シンガポールテンガー飛行場、ジョホールバル北西方スクダイ飛行場及びクルアン飛行場等を急襲し、その重要軍事施設に大損害を與へたり。當時敵の防禦砲火熾烈なりしも我方損害なし。

マレー方面帝國陸軍航空部隊は、昨日午後戦爆連合の大編隊をもつて、午前引續き密雲を衝いて再度シンガポール大空襲(第五次)を敢行、その上空において遁走せんとする敵戦闘機群を捕提して壯烈なる空中戦を展開し、忽ちバツファロー戦闘機八機を

一、重爆撃隊は午前十一時四十五分シンガポール上空に進入し同市並びにセレター市街の重要軍事施設を反覆爆撃しこれに大火災を生ぜしめたり。同行せる我戦闘隊は爆撃隊に協同してテンガー飛行場を低空攻撃し陸上にありし爆撃機七機を徹底的に銃撃破せり。

二、後續せる他の有力なる戦闘隊は四千米の上空においてわが威力に俯伏し遁走せんとする敵バツファロー戦闘機十三機を發見、これに猛烈なる攻撃を加へ瞬時にしてこの七機を撃墜せり。我に損害なし。

海軍の撃沈、拿捕船舶 一月十日までにおける帝國海軍の撃沈、拿捕せる敵船舶並に帝國船舶の損失累計左の如し。

一、敵船舶撃沈、拿捕累計 (イ)撃沈 潜水艦によるもの二十隻十萬二千トン、飛行機によるもの十隻五萬七千トン右以外によるもの一隻二千トン (ロ)拿捕 七十八隻十七萬トン、總

マラツカ港攻略 マレー方面の帝國陸軍部隊は昨日十五日正午頃マレー西方の要衝マラツカを攻略し引續き敵を急追中なり。

○一月十八日

戦爆連合の帝國陸軍航空大部隊は昨日十七日、前日に引續きシンガポールに大空襲を敢行し、重要軍事施設ならびに市街周辺の飛行基地に對し甚大なる損害を與へたり。その状況左の如し。

一、我が有力なる爆撃隊は折からの快晴を利用し午後零時十五分シンガポール上空に進入、英東亞軍司令部その他市街中樞部の重要軍事施設に多量の大型爆彈を投下、これに命中せしめ大火災を生ぜしめると共に、ついでセレター水上飛行基地を強襲し大型(四發)飛行艇(シヨートサンダーランド)四機を炎上、同一機を大破せしめたり。

二、他の有力なる一隊は午前十時二十五分テンガー飛行場を大襲撃し、

○一月十七日

一、帝國海軍特別陸戦隊は、十二日陸軍部隊と協力し、タラカン飛行場を占領せり。

二、我が占領下のタラカン泊地哨戒中の帝國海軍航空部隊は、十三日敵双發爆撃機四機を撃墜せり。

三、タラカン方面作戦において我方掃海艇二隻を失へり。

すでに戦意を失ひて地上に屏息しありし大(中)型機十一機を爆撃、これを撃破せり。
三、我が軍の損害は友軍戦線内に不時着せるもの一機なり。

○一月十九日

日獨伊軍事協定調印 昨十八日伯林において日獨伊三國間の軍事協定調印せられたり。該協定は主として三國共通の敵に對する三國協同の作戦指導の要綱を決定せるものなり。署名者は日本側參謀總長軍令部總長、各代理獨側は國防軍總參謀長、伊側は總軍參謀本部代表なり。

シンガポール連續空爆 帝國陸軍航空大部隊は昨十八日、晝間前に引續き戰爆連合して大舉シンガポールを空襲し、これに甚大なる損害を與へると共に有力なる部隊をもつて地上部隊の果敢なる追撃作戦に協力し多大の戦果を收めたり。その状況次の如し。
一、多數の戦闘機に護衛せられたる重

爆撃隊は午後一時三十分熾烈なる防空砲火を賣してシンガポール上空に進入し市街中樞部の重要軍事諸機關を猛爆するとともにセンバワン南部地區の油槽群を爆撃し大火災を生ぜしめたり。

二、同行せるわが有力なる戦闘隊は同市上空において遁走せんとする敵バツファロー戦闘機十數機を猛襲し、忽ちにしてその十機を撃墜せり。また他の一隊は同市北方地區において敵バツファロー戦闘機五機と遭遇、その一機を撃墜せり。

三、地上部隊の追撃作戦に協力中なりし有力なる戦闘隊は午前九時五十分、マラッカ附近においてブレインハイム爆撃機一機を撃墜するとともに午後二時三十分さらに、同地附近に飛來せるバツファロー戦闘機二機、ロツクヒード爆撃機二機より成る敵編隊を發見、遁走する該敵を急追して、シンガポール上空にこれを捕捉し、その三機(ロツクヒード機

二、バツファロー機一)を確實に撃墜せり。
四、この日における帝國陸軍航空部隊の綜合戦果は撃墜敵機、爆撃機三、戦闘機十二、計十五機なり。

マレー方面帝國軍航空部隊は十六日、十七日シンガポール第十六次、第十七次長距離爆撃を敢行し、テンガー飛行場上空において、バツファロー機を撃墜、地上においてブレインハイム七機、ロツクヒード一機を銃撃破、他の一部隊はセンバワン飛行場を急襲し營伏せる敵大型機群ならびに軍事施設に對し猛烈なる攻撃を加へて敵大型機の數機及び格納庫一棟を炎上又は爆破し敵戦闘機一機を撃墜せり。

一、比島方面帝國海軍航空部隊は十六日ダヴァオ南方マリタ及びグラン電信所を爆破、十八日セブ島在泊船舶を攻撃三千トン級一隻、一千トン級二隻、五百トン級一隻に命中弾を與

へたる外、十八日までに數次にわたリコレヒドール要塞を攻撃し戦果をあげたり。

二、帝國海軍航空部隊はニューギニア・ラバウル飛行場およびウナカナウ飛行場を攻撃、ウナカナウ飛行場においては滑走路及び施設に全弾命中二箇所に大火災を生ぜしめたり。
三、帝國海軍特別陸戦隊は十六日セレベス島北端リクバンを占領し附近要地の敵を掃蕩せり。
香港占領地總督親補 今回香港占領地總督部を設置せられ、香港占領地總督には陸軍中將磯谷廉介親補せられたり。

○一月二十日

十八日帝國海軍航空部隊第十八次シンガポール爆撃において、わが爆撃隊を援護し歸途につけるわが戦闘機隊九機は、コタチンギ上空において追跡し來れる敵二十數機と斷雲を縫ひつゝ猛烈なる空中戦を交へ敵バツファロー十

五機を撃墜せり。我方二機雲下に突入せるまゝ未だ歸還せず。本爆撃隊攻撃によりシンガポール軍港西部施設ならびに重油槽群爆撃せられ、重油槽炎上中。

○一月二十一日

ビルマ進撃、ダウオイ占領 帝國陸軍部隊は一月十七日カウメイダン(タダオイ東北方二八キロ)附近に陣地を占領せる約六百の敵を夜襲これを潰滅し、更に同十九日未明タダオイ附近の敵陣地を攻撃して午後七時三十分タダオイを完全に占領せり。タダオイ附近攻略の戦果左の如し。

鹵獲品 山砲二門、機關銃十一挺、銃器三百十八挺、各種銃彈約十萬發、自動車十輛、その他鹵獲品多數、俘虜百五十一、遺棄死體五百七十

(現地軍發表)軍は泰、ビルマ國境を突破せり。南部においては既に一月十九日タダオイ攻略、北部においてはモールメン東北地區に進出し引續き進撃

中なり。

帝國陸軍航空部隊は昨二十日戰爆連合の大編隊を以てシンガポール大空襲を敢行、熾烈なる防禦砲火を賣して偉大なる戦果を收めたり。その状況左の如し。

(一)午前十時四十五分シンガポール上空に進入せる重爆撃隊は市内軍事政治の中樞部に巨弾を連續投下その全弾を命中せしめ他の輕爆撃隊は同十時四十九分セラター飛行機組立工場を襲撃七ヶ所より火災を生ぜしめたり。

(二)重爆撃隊を掩護中のわが戦闘隊は挑戦し來れる敵戦闘機ホーカー・ハリケーン十機と交戦その七機を撃墜せり。

(三)わが方戦闘機一機未だ歸還せず。

○一月二十二日

海峽關印各地爆撃

一、帝國海軍航空部隊は十五日以降連

日にわたり蘭印方面一帯に分散せる敵機を求めてバリツクババン(ボルネオ島)マカツサル、パロポ、コロネダレ、ケンダリー(セレベス島)、テルナテ、ラプハ(ハルマヘラ島)、アンボン(セラム島)などを攻撃、所在機合計十機(内飛行艇六)を撃墜破し各基地施設を爆破せり。

〇一月二十三日

帝國海軍航空部隊は二十一日第二十次シンガポール大爆撃を敢行せり。戦果左の通り。
一、シンガポール軍事、政治中樞部に全弾命中、数箇所に大火災を生ぜしめたり。
二、同港在泊中の敵船二隻を爆撃し一隻を爆沈、他の一隻を大破せり。

三、テンガー飛行場施設を爆砕し敵大型機十一機を炎上又は爆破せる外、挑戦し来れる敵スピットファイアー機を撃墜せり。なほ本爆撃において我が方一機目爆せり。

〇一月二十四日

一、帝國海軍航空部隊は二十日、廿二日第十九次、第二十一次シンガポール大爆撃を敢行せり。戦果左の通り。
(一) シンガポール飛行場を爆撃し敵機二十八機(内大型四)を地上撃破せり。
(二) シンガポール上空において猛烈な空戦により敵新鋭十八機を撃墜せり。
(三) 同港在泊中の特務艦一隻を爆沈せるほか工場地帯、船渠附近施設二箇所並に格納庫一棟を炎上せしめたり。なほ本攻撃に於て我方一機を失へり。
二、帝國海軍航空部隊は二十日、二十一日スマトラ島方面を索敵攻撃し、

ベナン島附近において二千トン級敵船一隻を破壊ラプハデリー港において四千トン級、六千トン級敵船各一隻を撃沈せる外、同港油槽倉庫を炎上せしめたり。

ビスマルク群島上陸

一、帝國陸海軍部隊は緊密なる協同のもとに、一月二十三日未明敵の抵抗を排除してニューギニア島東方ニューブリティン島ラバウル附近の上陸に成功し、着々戦果擴大中なり。
二、帝國海軍特別陸戦隊は同日未明ニューアイルランド島カビエンダの前上陸に成功せり。
陸軍ビルマ蘭印に活躍 帝國陸軍航空部隊は一月二十一日以來マレー、蘭印およびビルマ方面に果敢なる空襲を敢行し多大の戦果を収めたり。その状況次の如し。
一、一月二十一日 戦爆連合の大部隊は大舉シンガポールを空襲し市街中樞部テンガー飛行場、セラター工場地帯を爆撃し、七箇所より火災を生

ぜしめるとともに、當時哨戒中なりし敵バツファロー戦闘機十機と交戦その六機を撃墜せり。
二、一月二十三日 一、ビルマ方面陸軍航空部隊はラングトン周辺の飛行場を襲撃しビルマ空軍に對し多大の損害を與へたり。その戦果次の通り。

有力なる戦闘隊は午前十一時四十分ラングトン上空において敵戦闘機トマホーク、スピットファイヤーなど十機と交戦その七機を撃墜せり。又戦爆連合の大部隊は午後二時ミンガラドン飛行場を襲撃しその滑走路を爆砕するとともに、戦闘隊は敵トマホーク十機と交戦その十二機を撃墜せり。さらに他の有力なる戦闘隊は挑戦し来れる約三十機の敵戦闘機群と猛烈なる空中戦を展開し、その三機を確實に撃墜せり。我が方自爆一機未だ歸還せざるもの二機。
2、マレー方面 陸軍航空部隊は有力なる部隊をもつてバレムバンお上

〇一月二十六日

バリツクババン上陸 帝國陸海軍部隊は緊密なる協同のもとに一月二十四日未明敵の抵抗を排除してボルネオ島バリツクババンの上陸に成功し戦果擴大中。
ケンダリー上陸
一、帝國海軍特別陸戦隊は一月二十四日未明、セレベス島ケンダリーの敵前上陸に成功し、目下所在の敵を掃蕩中なり。
二、二十三日カビエンダに上陸せる帝國海軍特別陸戦隊は、二十四日同地を完全に占領せり。

〇一月二十七日

帝國潜水艦はスマトラ、ジャバ方面に活躍し二十二日までに敵船十三隻計八萬八千トンを撃沈せり。撃沈敵船左の通り。
一萬五千トン級一隻(大型武装商船)
八千トン級三隻(油槽船、商船、貨

びセラター飛行場を攻撃し次の戦果を収めたり。
バレムバン攻撃部隊は長驅千餘キロを翔破して午後零時九分バレムバン飛行場を襲撃し地上にありしボーイングB一七型一機を炎上せしむるとともに、挑戦し来れるカーチスホークP三大型戦闘機五機を撃墜したるのち全機無事歸還せり。またセラター攻撃部隊は午前十一時十七分セラター組立工場及び滑走路に多数弾を命中せしむるとともに、大型爆撃機二機を炎上、同一機を大破せしめたり。同行中の戦闘隊はホーカーハリケン及びバツファロー敵戦闘機十二機と交戦、その十一機を撃墜せり。我が方損害なし。
3、この日における総合戦果は撃墜敵機三十八機、撃破四機計四十二機なり。
(註) トマホークとは米國製四十型にして英國に譲渡後改名せるものをいふ。

物船各一)五千トン級二隻(輸送船、貨物船各一)四千トン級二隻(商船、貨物船各一)その他五隻(三萬一千トン)

帝國陸軍航空部隊は一月二十六日マレー、ビルマ方面において敵機五十機(うち不確實十機)を撃墜し、近時増強を見つゝある敵空軍に對し、鐵槌的打撃を與へたり。その状況左のごとし。

- 一、午後四時三十分頃マレー東岸エンダウ附近上空において、わが船團の攻撃を企圖せる戦機連合の敵大編隊(ロックヒード、ハドソン爆撃機九機、雷撃機十數機、コンソリデーテッド哨戒爆撃機若干、ホーカー・ハリケーン戦闘機若干、バッファロー戦闘機四、五機)を反撃しその雷撃機十二機(うち不確實一)コンソリデーテッド爆撃機一機(不確實)ロックヒード・ハドソン爆撃機三機(うち不確實一)ホーカー・ハリケーン

戦闘機三機(うち不確實一)バッファロー戦闘機五機、計二十四機(うち不確實四)を撃墜せり。

- 二、午後七時頃さらにエンダウ附近上空において爆撃機と判断せらるゝもの十五、六機、ホーカー・ハリケーン一機の敵編隊群を急襲してその十五機(爆撃機らしきもの十四機、ハリケーン一機)を確實に撃墜せり。
- 三、正午ごろ第三十三次シンガポール大空襲を敢行し、テンガー飛行場を猛撃大火災を生ぜしむると共に哨戒中の敵機二機のうちホーカー・ハリケーン一機を撃墜せり。
- 四、午前十一時四十分ごろ、ラングーン上空において挑戦し來れるスピットファイヤー十二、三機と激烈なる空中戦を交へ、その十機(不確實六機)を撃墜せり。
- 五、この日におけるわが軍の損害、歸還せざるもの一機、友軍戦線内に不時着せるもの一機なり。

- 一、帝國海軍航空部隊は一月二十二日以降數次にわたりバリツクバベン、サマリンダ、パンジエルマシ、アムボン、ナムレア(蘭印方面)、ラバウル(ニューギニア方面)などの大爆撃を敢行し敵機四十五機(うち飛行機二)を撃墜破し、各地砲臺、高角砲陣地、兵舎など諸軍事施設に大損害を與へたり。本攻撃において我方二機を失へり。
- 二、帝國軍艦搭載機(水上偵察機)一機は十七日比島サランガニ上空において敵機と壯烈なる空中戦を交へ敵双發爆撃機一機を撃墜せり。
- 三、二十四日バリツクバベン攻略において我輸送船團護衛艦艇は敵驅逐艦、潜水艦及び航空兵力と激烈なる交戦の結果敵潜水艦一隻を撃沈せるも我方また輸送船四隻を失へり。

マレー西海岸方面帝國陸軍部隊が一月二十日バクリ及びバリトスロン附近の戦闘において收めたる綜合戦果左の

如く、我と交戦せし敵獨立第四十五旅團の全滅せしこと略々確實なり。

- 一、交戦せる敵兵力累計八千二百、遺棄死體千八百十、俘虜千百、なほ俘虜の言によれば敵の旅團長は二十日バクリにおいて戦死せり。
- 二、鹵獲品 野砲九、十サンチ加農砲一、追撃砲二十一、速射砲九、自動砲九、重機關銃四十二、輕機關銃百九、小銃一千三百三十、輕裝甲車二十九、自動貨車四百、乗用車十四、地雷二十四箱火焰壕百、彈藥その他多數。

○一月二十八日

帝國陸軍部隊は一月二十五日午前一時蘭領ボルネオバリツクバベンを完全占領し、ひきつゞき殘敵を掃蕩中にし、敵は遂次我軍に投降しつゝあり。

○一月二十九日

英驅逐艦撃沈 二十七日帝國驅逐艦

二隻は我輸送船團攻撃を企圖しシンガポールを出撃せる英驅逐艦サネット及びバンバイヤー二隻をマレー東岸エンダウ沖に發見、直ちに攻撃、ここに二對二の同等勢力の驅逐艦戦を展開し、敵サネットを撃沈、その乗員若干を捕虜としバンバイヤーを逃走せしめたり我に一彈一片の被害なし。

マレー西海岸方面の帝國陸軍部隊は、一月二十五日センガラン(バトバハ南方約二十キロ)附近において約四千の敵を包圍攻撃し、これに潰滅的打撃を與へたり。本戦闘においてわが軍は戦車三十九輛、中小口径火砲百六十四門、自動車二百四十三輛、その他多數の兵器資材を鹵獲せり。

- 一、帝國海軍航空部隊は二十六日、二十七日マカツサル海、セラム海、モルッカ海、フロレス海、バンダ海の廣海域を制壓しボルネオ島、セレベ

ス島、セラム島、ブル島等の敵重要航空基地に對し反復攻撃を敢行し、敵機四十五機を撃墜破(内不確實四)せり。本攻撃において我方未だ還らざるもの四機なり。

○一月三十一日

一、帝國海軍航空部隊は二十七日熾烈なる地上砲火を冒しシンガポールを攻撃し、所在機五機を地上撃破、數機に損傷を與へたる外、飛行場軍事施設を破壊せり。尙同港在泊中の敵船一隻を撃破せり。

- 二、帝國海軍航空部隊は二十七日、二十八日スマトラ島バダシ港敵輸送船團を爆撃せり。戦果左の通り。
- 一萬トン級輸送船一隻直撃弾命中大火災、六千トン級輸送船三隻炎上(内一隻小破)、四千トン級輸送船二隻爆沈破(爆沈一隻、大破一隻)、二

千トン級輸送船一隻大破、その他小型船四隻爆沈。

一、有力なる帝國陸軍部隊は、海上機動により一月二十七日拂曉西部蘭領ボルネオ北端バマンカット附近の上陸に成功したる後、長驅要衝サンパスを衝き同日午後三時完全にこれを占領せり。

二、英領ボルネオクチン方面よりシルアスを経て南下中なりし帝國陸軍部隊は右部隊に策應しサンガウ附近の敵を撃破して同日午前十時レド飛行場(サンガウ西南二十二キロ)を占領せり。

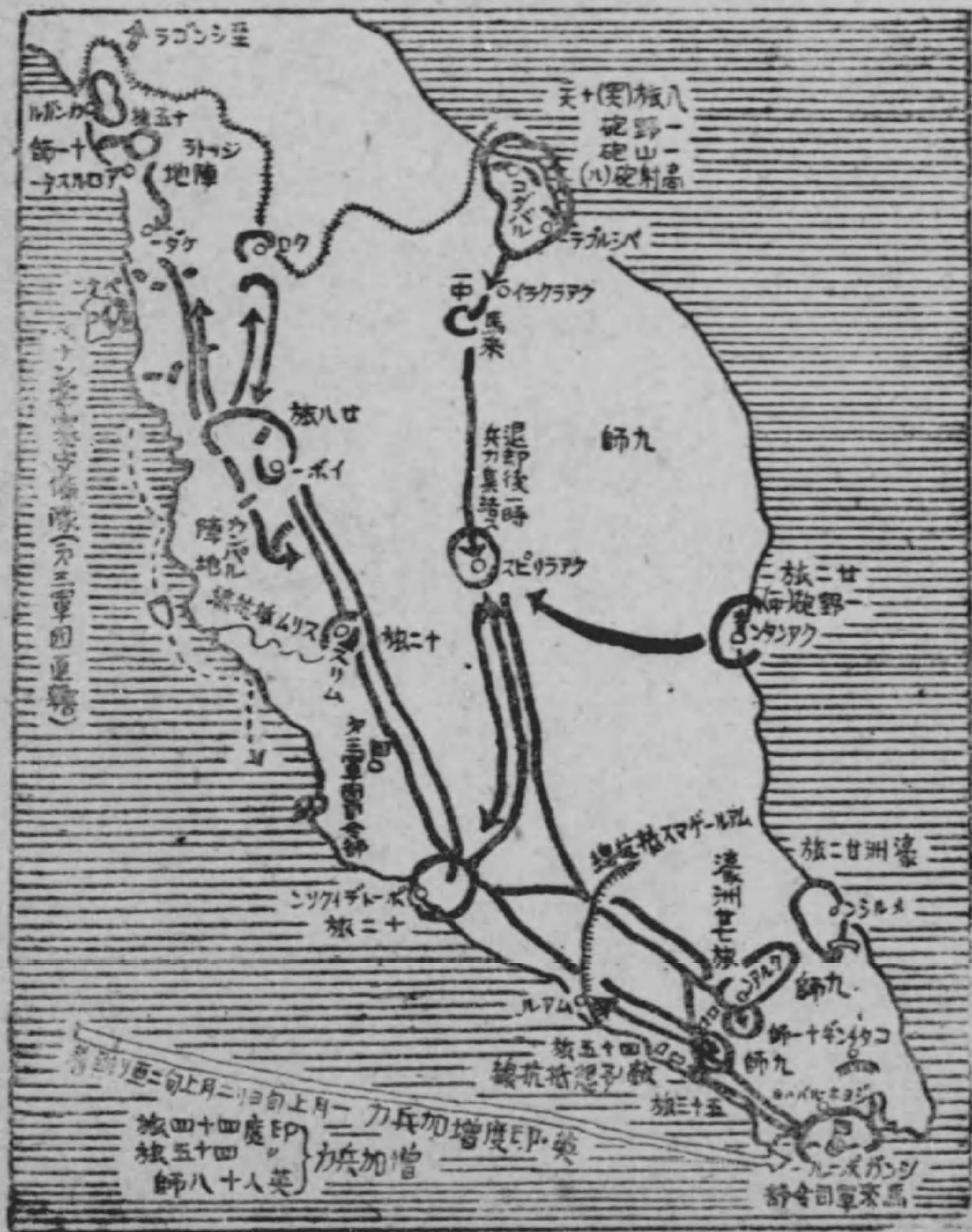
帝國海軍航空部隊は前日に引續き、二十九日シンガポールを攻撃しセレダ飛行場格納庫群並に滑走路に全弾を命中せしめ、七箇所を炎上、附近施設を概ね壊滅せしめたり。なほわれに挑戦し來れる残存敵機二機を撃墜せり。

○二月一日

西部蘭領ボルネオ方面に作戦中の帝國陸軍部隊は一月二十九日要衝ポンチアナツクを完全に占領せり。
ジョホール・バル占領 マレー半島

を進撃中なる帝國陸軍部隊は昨一月三十一日夕その先鋒を以てシンガポール島對岸に進出せり。上陸以來五十五日、踏破行程約千キロ、舟艇機動約六百

マライ半島作戰經過圖



五十キロ、橋梁修理約二百五十、この間主力の交戦實に九十二回に及べり。その戦果の主なるもの左の如し。

鹵獲品(破壊せるものを含む)火砲約三百三十門、機關銃約五百五十挺、戦車(装甲車を含む)約二百五十輛、自動車約三千六百輛、糧秣、燃料軍自活に十分なる量、俘虜約八千、遺棄死體約五千。
概ね二個師團の兵力を潰滅せり。

○二月二日

アンボン敵前上陸 帝國陸海軍部隊は緊密なる協同の下に一月三十一日未明バンダ海の要衝アンボン附近の敵前上陸に成功し着々戦果擴大中なり。

ビルマのモールメン占領 ビルマ方面帝國陸軍部隊は豪雨を冒して敵の抵抗を撃破し、一月三十一日夕モールメンを完全占領せり。

一、帝國海軍航空部隊はアンボン攻略に策應、卅日大舉バンダ海方面の敵

航空基地アンボン、ナンレア、クイバンコルパノを索敵攻撃し敵機七機を撃墜すると共にアンボン軍事施設を破壊せり。
二、帝國海軍航空部隊は三十日、シンガポール南方スマトラ島東岸バンカ海峡方面の敵輸送船團に對し攻撃を加へ八千トン級、六千トン級、五千トン級各一隻を大破し、沈没又は航行不能ならしめたり。

マレー方面の帝國陸軍航空部隊は、一月三十一日午後大舉シンガポールを攻撃しセレター飛行場、重要諸施設を爆砕すると共にシンガポール島上空において、ハリケーシ十九機及びバツファロー二機と交戦し、その十三機(うち不確實三)を撃墜せり。我方自爆せるもの戦闘機一なり。

敵艦隊マーシャル群島出現 二月一日未明航空母艦、甲巡、驅逐艦等よりなる敵部隊マーシャル群島方面に出現したるも我は直ちにこれを反撃撃退

せり、本戦闘において敵甲巡一隻を爆撃大火災を生ぜしめ、敵飛行機十一機を撃墜したる外、他の艦艇に若干の損害を與へたり。我方は小型特設艦船一隻中破したる外、その他の艦船ならびに陸上施設に輕微なる損傷を蒙り、合計二十八名の死傷者を生じたり。

○二月三日

一月三十日左の如く發令せられたり。
從三位勳二等 永田秀次郎
從三位 村田 省藏
正五位勳三等 砂田 重政
從二位勳三等侯爵 徳川 義親
陸軍省の事務を囑託す。

○二月四日

英領ボルネオ完全制壓 帝國陸軍部隊は一月二十四日北部英領ボルネオの要衝タワオを完全に占領し、邦人五百八十七名を救出せり。

○二月五日

一、マレー方面帝國陸軍航空部隊は戦

爆連合の大部隊をもつて二月三日二回にわたりシンガポール大爆撃を敢行し、埠頭諸施設およびキングストン附近を爆撃し大火災を生ぜしめ、かつ碇泊中の輸送船団を猛襲し大型輸送船一隻を炎上せるとともに、大型一隻、中型三隻その他中(小)型敵船多数に多量の命中弾を與へ全機無事歸還せり。この日敵機隊は敵機の片影をも認めず悠々制空の後歸還せり。

二、ビルマ方面帝國陸軍航空部隊は同日二回にわたり戦爆連合の大部隊を以てビルマ領トングー南飛行場を急襲し大型爆撃機一機、戦闘機六機を爆撃せり。我に損害なし。

三、二月四日有力なる我陸軍航空部隊は大編隊をもつて午後一時ラングーオンを空襲しラングーオン市街軍事施設を爆撃せり。また他の一隊は午後二時二十三分レグ飛行場を急襲し飛行場諸施設に多数の敵弾を投下せり。ジャバ空軍大半撃滅 マカッサル海、

ジャバ海、フロレス海、モルツカ海、バンドラの全海面を制壓中の帝國海軍航空部隊は、二月三大舉ジャバ島の主要航空基地スラバヤ、マラン等に對し大空襲を遂行、敵機八十五機(内不確實六)を撃墜破し、所在敵航空兵力の大半を撃破せり。本攻撃において我方自爆一機、いまだ還らざるもの三機なり。また一方二月一日より三日間に亘りジャバ海西部を索敵攻撃し、敵船六千トン級、三千トン級、二千トン級各々一隻を撃沈せり。

○二月六日

ジャバ沖海戦 帝國海軍航空部隊は前日の蘭印空軍撃滅戦に引續き敵艦隊を案敵中二月四日驅逐艦數隻を伴ふ敵艦隊主力をジャバ海カンゲアン島南方三十哩海上に發見、機を失せずこれに猛攻を加へ、戦闘數刻にして敵蘭巡ジャバ型一隻を撃沈、蘭巡デ・ロイテルを大破間もなく沈没、蘭巡ジャバ型一

隻並びに米巡マーブルヘッド型一隻を中破し五千トン級敵船一隻を撃沈せり。本海戦により開戦以來西南太平洋に策動しつゝありし敵艦隊就中蘭印艦隊主力はこゝに事實上殆んど壊滅するに至れり。本海戦において我方一機を失へり。

- 從三位勳二等 藤原銀次郎
- 正四位勳二等 竹内 可吉
- 從四位勳三等 大野 龍太
- 正五位勳三等 山崎 巖
- 藤山愛一郎

○二月七日

開戦以來一月三十一日までに帝國海軍の確實に撃沈せる敵潜水艦累計二十九隻、敵船舶累計五十二隻(三十一萬トン)なり。

帝國陸軍部隊の開戦以來南方および

香港方面における、二月六日までに判明せる綜合戦果左の如し。

- 一、鹵獲品 飛行機二十四機、戦車(裝甲車を含む)二百二十四輛、火炮五百八門、機關銃一千四百九十二挺、銃機一萬九千三百一挺、自動車三千七百五十六輛、鐵道車輛一千三十七輛、船舶三百七隻、その他各種軍用器材、燃料糧秣等多數。
- 二、撃墜破飛行機 (撃墜確實なるもの) 四百四十四、その他不確實なるもの相當數あり。撃破四百七十機、計九百十四機。
- 三、撃沈破艦船 九十二隻。
- 四、俘虜 二萬二千三百七十一、遺棄死體七千七百。

五、わが軍の損害 戦死傷三千八百八十二(マレー方面は調査未了につきこれを除く) 飛行機百五十三機、輸送船沈没十隻、破損十六隻(うち六隻修理完了すでに就航しあり) ジャバ海戦果擴大 その後の詳報に依ればジャバ沖海戦戦果發表中の米巡

マーブルヘッド型一隻中破は米甲巡一隻大破、蘭巡ジャバ型一隻中破は蘭巡ジャバ型一隻大破なるほか、さらに蘭輕巡トロンブ型一隻を大破せること判明せり。

帝國潜水艦は二月五日ジャバ海方面において敵大型驅逐艦一隻を撃沈せり。

帝國陸軍航空大部隊は昨六日悪天候を衝いてバンカ島(シンガポール東南方約四百キロ)ムントク飛行場を大舉強襲敵機二十八機を撃墜破しマレー方面より敗退せる敵空軍の大半を撃滅せり。我に損害なし。

○二月八日

ビルマ方面帝國陸軍航空部隊は、二月六日大舉四次にわたりミンガラドン飛行場に反復進攻し、敵機二十二と交戦その十二機を撃墜しかつ飛行場重要諸施設を炎上破壊せり。

帝國海軍航空部隊は二月五日第二次スラバヤ大空襲を敢行し蘭機十五機、米機十一機を撃墜破し、またバリ島チンパン飛行場を攻撃し敵機八機を撃墜破せり。

○二月九日

スマトラ空軍撃滅

一、マレー方面帝國陸軍航空部隊は二月七日、八日の兩日にわたりスマトラ島パレンバン飛行場その他を大舉強襲し敵機六十七機(七日五十機、八日十七機)を撃墜破し、英蘭空軍に殲滅的打撃を與へたり。

二、ビルマ方面帝國陸軍航空部隊は前日にひきつゞき二月七日さらに數次にわたりミンガラドン飛行場に進攻し敵機十一を撃墜破せり。

ジョホール水道渡過

マレー方面帝國陸軍部隊は昨八日以來敵の抵抗を排除してジョホール水道の渡過に成功し堅壘シンガポール島要塞に對し攻撃を

開始せり。

マレー方面陸軍最高指揮官は陸軍中將山下奉文なり。

○二月十日

シンガポール島要塞を猛攻中の帝國陸軍部隊は執拗なる敵の抵抗を撃砕して昨九日午後七時テンガー飛行場を完全占領せり。

○二月十一日

シンガポール突入 シンガポール島要塞猛攻中なる帝國陸軍部隊は本十一日紀元の佳節を迎へ士氣いよ／＼昂揚、激戦のち今朝シンガポール島の最高地ブキ・テマの要衝を奪取し敗退に混亂せるシンガポール市街を指呼の間に俯瞰睥睨しつゝ銳意攻撃を續行中なり。

本十一日早朝來執拗なる敵の抵抗を撃砕しつゝ進撃を續行中なる帝國陸軍部隊は午前八時シンガポール市街に突

入敗殘英軍を隨所に捕捉蹂躪しつゝあり。

○二月十二日

シンガポール島要塞を攻陥中なる帝國陸軍部隊は昨十一日ブキ・テマ方面より敵陣深くシンガポール市街に楔入して要塞の死命を制すると共に更に強力なる部隊を以て北方正面より敵陣地を席捲し各方面空陸相呼應して本十二日拂曉來貯水池周辺の敵軍主力に對し大殲滅戦を展開中なり。

マルタバン占領

ビルマ方面帝國陸軍部隊は敵の抵抗を排除し、二月十日午後一時サルウィン河岸の要衝マルタバンを完全に占領せり。

パンジェルマシ占領

蘭領ボルネオ方面帝國陸軍部隊はタナーゴゴト上陸後陸路四百キロの悪路を踏破し二月十日正午ボルネオ島南岸の要衝パンジェルマシを完全に占領せり。

バタヴィア初空襲

帝國海軍航空部隊は二月九日蘭印の首都バタヴィアを

大空襲し、チリリタン、カマヨラン、タンジョンプリオク各飛行場を攻撃敵機二十機を撃墜破し諸軍事施設を爆破せり。

マカツサル占領

帝國海軍特別陸戦隊は二月九日セレベス島南端の要衝マカツサルならびにニューブリテン島南側の要地ガスマタを完全に占領せり。

○二月十三日

マレー方面帝國陸軍航空部隊は前日に引きつゞき昨十二日その全力を以てシンガポール島要塞貯水池周辺地區の大殲滅戦に協力すると共に大擧して退避準備中の敵艦船群を襲撃し一萬トン級(兵員滿載)一隻撃沈、三千トン級一隻炎上、七千トン級乃至一千トン級九隻に多數の命中弾を與へたり。我に損害なし。

○二月十五日

帝國海軍部隊は十四日未明シンガポール・セレター軍港に進入し同日正午

これを占領せり。

我が落下傘初出現

帝國海軍落下傘部隊は去る一月十一日セレベス島メナド攻陥戦に参加し、赫々たる戦果を収めたり。

強力なる帝國陸軍落下傘部隊は二月十四日午前十一時廿六分蘭印最大の油田地たるスマトラ島バレンバンに對する奇襲降下に成功し敵を撃破して飛行場その他の要地を占領確保するとともに更に戦果を擴張中なり。陸軍航空部隊は本作戦に密接に協力するとともにすでにその一部は本十五日午前同地飛行場に躍進せり。

シンガポール方面帝國艦隊はシンガポール脱出を企圖せる敵艦艇ならびに輸送船團を同島南方海面およびパンカ海峽附近に捕捉攻撃し、二月十日より十四日までの間に合計三十二隻を撃沈破または擱挫せしめたり。その戦果左の通り。

(一)撃沈

アレスーサ型輕巡(又は大破)一、特設巡洋艦一、潜水艦一、砲艦二、敷設艦一、特務艦一、三萬トン級輸送船一、八千トン級輸送船一、五千トン級輸送船四、三千トン級輸送船二。

(二)撃破

蘭國巡洋艦一、驅逐艦一、特務艦二、輸送船十、魚雷艇一。

(三)擱挫

敷設艦一、輸送船一。シンガポール降伏 馬來方面帝國陸軍部隊は本十五日午後七時五十分シンガポール島要塞の敵軍をして無條件降伏せしめたり。

南方方面帝國陸軍最高指揮官は陸軍大將伯爵寺内壽一、同總參謀長は陸軍中將塚田攻なり。

○二月十六日

新嘉坡攻陥御嘉尚 大元帥陛下には本日陸海軍幕僚長を召させられ南方方面陸軍最高指揮官並に聯合艦隊司令長官に對し左の勅語を賜りたり。

勅語

馬來方面ニ作戰セル陸海軍部隊ハ緊密適切ナル協同ノ下ニ困難ナル海上護衛並輸送ト果敢ナル上陸作戰トヲ斷行シ炎熱ニ耐ヘ瘴癘ヲ冒シ長驅靈擊隨所ニ勁敵ヲ破リ神速克ク新嘉坡ヲ攻陥シ以テ東亞ニ於ケル英國ノ根據ヲ覆滅セリ朕深ク之ヲ嘉尚ス

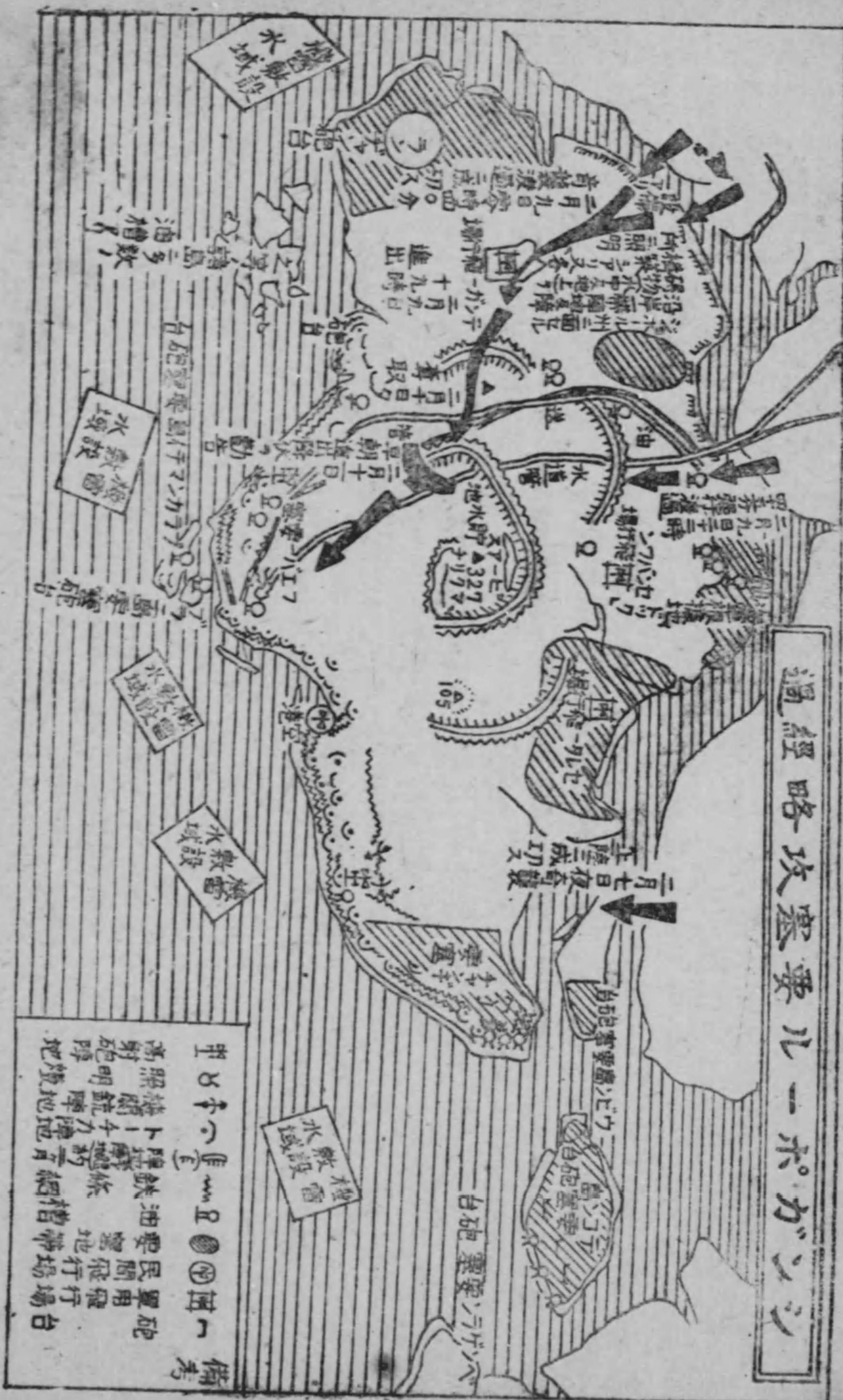
○二月十七日

シンガポール改め昭南島 シンガポール島(港)は爾今、昭南島(港)と呼稱することに定められたり。

○二月十八日

【帝國政府聲明】

天津および廣東の英國租界に對しては大東亞戰爭勃發と共に兵力を進駐し帝國軍においてこれが管理に當り來れるところ我が方においては右租界の行政



通略攻要ルーパーガンジ

を國民政府の管理に移すこととなり、その旨國民政府に通報せり。

○二月二十日

スマトラ、ジャバ方面を制壓中の帝國陸軍航空部隊は昨十九日西部ジャバ、バイテンゾルグ飛行場(バタヴィヤ南方)を強襲し米蘭敵機二十七機を撃墜破せり。我に損害なし。

チモール島上陸 帝國陸軍海軍部隊は緊密なる協同のもとに二月二十日未明チモール島クーパーン及びデリー方面に敵前上陸を敢行せり。

帝國政府聲明

客年十二月十七日英蘭兩國軍は葡領チモール總督の拒否に不拘同領に侵入し、これを占據するの措置に出でたり。爾來英葡兩國間に撤兵方の交渉開始せられ、葡國政府は事態改善のため努力したる模様なるも事態は何ら變更を見ずして今日に至れるところ今般蘭領チモールに對する我方作戰の進展に伴ひ

自衛上帝國軍は葡領チモールに在る英蘭軍兵力を驅逐するの必要に迫らるゝに至れり。英蘭兩國の國際信義を無視せる行爲のため多大の迷惑を受くるに至りたる葡國の立場は帝國の十分諒とするとともにして帝國政府は葡領チモールの領土保全を保障しかつ葡國政府が中立の態度を維持する限り、自衛上の目的達成の上は速かに兵力を撤收せんとするものにして帝國は葡國に對し何ら他意ある次第に非ざることをこゝに闡明す。

濠洲ト・ダーウイン空襲

帝國海軍航空部隊は二月十九日濠洲本土北岸敵最大の海軍軍基地ポート・ダーウインに對し大舉大攻撃を敢行し所在敵航空兵力ならびに在港敵艦艇船舶を覆滅更に陸上重要軍事施設の大半を爆破せり。戦果左の通り。

- 一、撃墜破機II所在敵機全部(二十六機)
- 二、擊沈艦艇船舶II六千トン級特設巡洋艦一、驅逐艦二、驅潜艇一、輸送

船九、驅逐艦一(大破)

- 三、爆破または炎上せる陸上施設II東西兩飛行場格納庫全部(三棟)、兵舎(二棟)海軍司令部、官廳衙、棧橋、本攻撃において、わが方二機を失へり。

(註)同港在泊中の病院船には攻撃を加へず。

ジャバ島大空襲

帝國陸軍航空部隊は、昨十九日ジャバ島バイテンゾルグ飛行場の攻撃に引續き、さらに午後五時大舉してバンドン西飛行場を猛襲し米蘭敵機十九機を撃墜破せり。この日におけるジャバ方面の綜合戦果は撃墜破敵機四十六機にしてジャバ島米蘭聯合空軍に對し潰滅的打撃を與へたり。わが方未だ二機歸還せず。

○二月二十一日

- 一、帝國海軍航空部隊は二月十八日スラバヤ大空襲を敢行し、米新銳機十三機を撃墜し、更に同港潜伏中の敵驅逐艦五隻に命中弾を浴びせ、大損

害を與へたり。本攻撃において我方二機未だ歸還せず。

二、帝國海軍航空部隊は二月十七日チモール島クレーブンを空襲し敵砲臺ならびに兵舎倉庫群二十棟を爆砕し同方面所在の敵船三千トン級一隻を撃沈せり。

三、帝國海軍艦隊は二月十七日、十八日スマトラ島方面において敵特務艦一隻を撃沈し、英驅潜艇一隻、掃海艇一隻、および英蘭船各一隻を拿捕せり。

シンガポール攻略戦果 馬來方面帝國陸軍部隊のシンガポール島要塞攻略戦において收めたる戦果の主なるもの左の如し。

(一)俘虜軍司令官以下總數約七萬三千(將官級二十八名)、なほ負傷兵約八千は市内主要ホテルに收容治療を加へつゝあり。

(二)鹵獲品中大威力重砲その他各種火砲約三百門、機關銃二千挺以上、小銃約五萬挺、(戰車裝甲車を含む)約

二百輛各種自動車約一萬臺、自動二輪車約二百臺、彈藥、大威力重砲彈のほか極めて多數、その他軍需資材多數、船舶一萬トン級汽船一隻、五千トン級タンカー三隻、その他大小舟艇多數。

(三)我軍の損害は目下調査中なるもシヨホール水道渡過後の戦死傷者は約三千の見込なり。

帝國陸軍航空部隊は昨二十日引續き西部ジャバ、カリジャチ飛行場を大舉攻撃し米蘭機二十七機を撃破し、かつ飛行場諸施設を爆砕炎上せしめたり。

バリ島沖の海戦 バリ島方面海陸協同作戦實施中、帝國海軍水雷戰隊所屬〇〇驅逐隊驅逐艦二隻は二月二十日午前零時同島東方ロンボク水道において、巡洋艦二隻、驅逐艦三隻より成る敵米蘭聯合部隊に遭遇するや直ちに攻勢に轉じ、午前零時四十分砲火を開き、戰鬪十分にして敵驅逐艦二隻を撃沈し、他の一隻を大破せしめ、更に逃

走を企てたる敵巡洋艦二隻を急追、午前三時十五分にいたり再度これと交戦せり。又分離行動中の同隊驅逐艦二隻も急遽南下し來り、この敵を攻撃せしが、敵は我砲雷撃により損害を受け惶惶として夜陰にまぎれ我視界外に遁走せり。本戰鬪において我方驅逐艦一隻損害を受けたるも、戰鬪航海に支障なし。

〇二月二十二日

パンカ島敵前上陸 帝國陸軍部隊はわが海軍部隊と緊密なる協同の下に二月十五日未明、パンカ島ムントク附近の敵前上陸に成功し同日夕、同島東岸の要衝パンカルピナンを占領し更に戦果擴大中なり。

スマトラ島經路 強力なる帝國陸軍新銳部隊は二月十五日早朝ムシ河を遡江して、さきにパレンパン飛行場を占領せる陸軍落下傘部隊と協同し同十七日南部スマトラ島の要衝パレンパンを完全に占領せり。

〇二月二十三日

スマトラ、ジャバ、ビルマ各方面に航空撃滅戦を續行中なる帝國陸軍航空部隊は、二月二十一、二十二の兩日におたり、ジャバ島バイテンゾルグ、カリジャチ、バンドン、ビルマ領トンゲー、ベセイン各飛行場を大舉攻撃し、米英蘭機三十九機を撃墜破せり。我が軍の損害未歸還一機、大破一機なり。

帝國陸海軍部隊は緊密なる協同のもとに、二月十九日バリ島南部の要地デンプサルを完全に占領せり。

〇二月二十四日

帝國海軍落下傘部隊は再び二月二十日チモール島クレーブン附近に奇襲降下し、目下所在の敵を撃破しつゝ進撃中なり。

帝國陸軍部隊は二月二十日朝スマトラ島東南端の要衝タンジユンカランを

占領せり。

〇二月二十五日

我潜水艦米國本土砲撃 帝國潜水艦は昨二十四日夜間米國カルフォルニア州沿岸の軍事施設を砲撃し大なる戦果を收めたり。

ジャバ島空襲 二月十九日來西部ジャバ方面に航空撃滅戦を續行中の帝國陸軍航空部隊は昨二十四日前日に引續き數次に亘りジャバ島主要航空基地たるバンドン、バイテンゾルグ、チリリタン、バタヴィヤ各飛行場を反復強襲し、敵機六十八機を撃墜破し残存米蘭聯合空軍に對し致命的打撃を與へたり。

本空襲間バタヴィヤ港を攻撃せる部隊は敵艦船群に猛攻を加へ輕巡一隻、三千噸級汽船二隻に多數の命中彈を與へたり。我軍の損害大破一機なり。

〇二月二十六日

敵航空母艦爆撃 帝國海軍航空部隊は二月二十一日ニューギニア島北東方

數百哩の洋上に航空母艦を含む有力なる敵部隊を發見、機を逸せず敵上空に殺到、敵戰鬪機群と壯烈なる空中戰鬪を交へ、その一部は猛烈機體もるとも體當りを以て敵航空母艦を大破、大火災を生ぜしめ他の軍艦一隻にも大損害を與へ、敵戰鬪機十機を撃墜破せり。本攻撃に於て我方未歸還九機なり。

(註)右の航空母艦はその被害情況等より察し撃沈せられたるものと認めらるゝも、その終焉まで見届くるに至らざりしを以て沈没確實ならず。

西部ジャバ方面に航空撃滅戦を續行中の帝國陸軍航空部隊は昨二十五日さらにかりジャチ飛行場を強襲し残存敵機三十七機を撃墜破せり。

〇二月二十七日

バリ島沖海戦の戦果

(一)その後の詳報に依ればバリ島沖海戦の戦果左の通りなること判明せ

驅逐艦四隻(米二隻、蘭二隻)撃沈、
巡洋艦二隻、驅逐艦一隻大破。
(二)帝國海軍航空部隊は二月二十二日
チモール島附近において蘭敷設艦ヤ
ンファンブラーゲル型一隻、三千ト
ン級敵船一隻を爆破炎上せしめ、二
萬トン級敵船一隻を撃沈せり。

ビルマ方面帝國陸軍航空部隊は一昨
二十五日マンダレー及びミンガラドン
飛行場を大舉襲撃し敵機三十四機を撃
撃せり。我軍の損害未だ歸還せざるも
の三機なり。

曩に米英蘭聯合空軍の大半をスラバ
ヤ方面に撃滅せる帝國海軍航空部隊は
さらに十八日以来二十五日まで蘭印
全土ならびにニューニヤ島に残存する
敵機九十九機を撃墜破せり。

スマトラ方面帝國陸軍部隊は二月二
十四日夕、南部スマトラ西岸の要衝ベ

ンクレンを完全に占領せり。

○二月二十八日

ジャバ沖の海戦 我蘭印方面所在艦
隊主力は二十七日午後六時ジャバ海に
おいて敵西南太平洋聯合艦隊主力を捕
捉し激戦を展開敵巡洋艦一隻、驅逐艦
三隻を撃沈し、目下殘敵追撃中。

大鳥島の敵襲撃退 大鳥島(舊ウエ
ーキ島)海軍部隊は、二月二十四日未
明、敵航空母艦一隻、巡洋艦二隻、驅
逐艦六隻を發見、同島陸上砲臺は直ち
にこれを砲撃し敵巡洋艦一隻に火災を
生ぜしめ驅逐艦一隻の艦尾に命中弾を
與へまた同方面所在海軍航空部隊は敵
大型巡艦一隻の後甲板に爆弾を命中せ
しめたる外敵機五機を撃墜し、さらに
所在航空部隊の總力をもつて、これが
撃滅を期し發進せるも、敵は逸早く遁
走し、洋上遠く遁晦せり。本戦闘にお
いて我方監視艇一隻沈没、陸上施設に
輕微なる損害を蒙り、數名の死傷者を
生じたり。

○三月一日

ジャバ方面兩海戦戦果

一、ジャバ方面海戦において三月一日
早朝までに判明せる戦果左の通り。
(一)スラバヤ方面海軍作戦部隊は二
月二十七日薄暮より二十八日未明
までに敵米英蘭聯合艦隊に屬する
巡洋艦三隻、驅逐艦六隻を撃沈、
巡洋艦四隻を大破せり。

(註) 本海戦をスラバヤ沖海戦と
呼稱す。
(二)バタビヤ方面海軍作戦部隊は三
月一日早朝米大巡一隻、濠巡一隻
を撃沈せり。

(註) 本海戦をバタビヤ沖海戦と
呼稱す。
二、この兩海戦において我が蘭印方面
所在艦隊は西南太平洋方面敵艦隊主
力を概ね撃滅し、なほ殘敵掃蕩中な
り。
三、わが方の損害は驅逐艦一隻小破せ
るも戦闘航海に差し支へなし。

帝國陸軍航空部隊は二月二十七、二
十八日の兩にわたりその主力をもつて
西部ジャバ海の敵艦隊を求めて攻撃
し、スンダ海峽において三千トン級軍
艦一隻を爆破炎上せしむるとともに、
巡洋艦二隻、驅逐艦一隻に各々確實に
直撃弾を命中せしめこれに多大の損害
を與へたり。

○三月二日

ジャバ島敵前上陸 新銳帝國陸軍大
部隊は我海軍部隊護衛の下に昨一日未
明空陸海より敵の猛反撃を押しつ
つジャバ島東部、中部、西部各方面の
強行上陸に成功し引續き戦果擴大中な
り。本上陸作戦における我諸團の損害
判明せるもの沈没一隻、擱坐三隻なる
も揚陸過半終了せるものにして、これ
が人員の損害殆んど皆無なり。

マレー方面陸軍綜合戦果 マレー方
面帝國陸軍部隊のマレー上陸以來シン
ガポール島要塞攻略までに收めたる綜
合戦果次のごとし。



一、敵に與へたる損害 俘虜九五、〇〇〇、遺棄死體約一五、〇〇〇、撃墜破飛行機五五一機、撃墜破艦艇および船舶一〇一隻、肉獲品 飛行機一七機、戰車(裝甲車を含む)四五〇輛、大威力重砲その他各種火炮六三〇門、機關銃二、五五〇挺、自動小銃および小銃五二、〇六二挺、各種自動車一三、八三〇輛、鐵道車輛八三二輛、大小船舶その他兵器、彈藥、資材多數。

二、我軍の損害 戦死三、二八三名、戦傷六、一〇一名、飛行機自爆八、未歸還二八、不時着その他損傷三六、計七二機。

英國甲巡以下三隻撃沈 殘敵掃蕩中のスラバヤ方面海軍作戦部隊は更に三月一日午前十一時クラガン北方海面逃走中の英甲巡一隻並に驅逐二隻を撃沈せり。

〇三月三日

敵西南太平洋聯合艦隊撃滅 蘭印方面

面所在帝國海軍作戦部隊は二月二十七日より三月一日に至るスラバヤ沖、パタビヤ沖兩海戦において同方面敵艦隊を撃滅せり。その戦果左の通り、

一、撃沈せる敵艦隊主力ヒューストン(米甲巡)エクゼター(英甲巡)、パイ(米甲巡)、ホバート(米甲巡)、ス(米甲巡)、ホバート(米甲巡)、ス(米甲巡)、デ・ロイテル(蘭乙巡)ジャバ(蘭乙巡)。

二、その他撃沈せるもの 潜水艦七隻、驅逐艦八隻(内二隻大損傷擱坐)砲艦一隻、掃海艇一隻。

三、本海戦においてわが掃海艇一隻沈没、驅逐艦一隻小破せり。

(註)

一、ジャバ沖海戦において撃沈と傳へられたるヒューストン型一隻はオーガスタ撃沈なりしこと判明せり。

二、ジャバ沖海戦において大破間もなく沈没と發表せるデ・ロイテルはトロンプなりしがごとし。

三、さきにスラバヤ沖海戦において巡洋艦四隻大破と發表せしこと

る、内二隻はその後パタビヤ沖海戦において撃沈せられたるもの、他の二隻は夜暗激戦中驅逐艦又は砲艦などを巡洋艦と誤認せるものなること判明せり。

〇三月五日

南島島敵艦撃退(初空襲警報)

(一)三月四日未明、敵機約三十機南島島上空に出現、われ直ちに攻撃を加へ、敵機七機を撃墜、交戦約一時間にしてこれを撃退せり。本戦闘において我方建物一棟炎上、死傷八名を生じたり。

(二)三月五日早朝、本州東方洋上に敵味方不明の飛行機發見の報ありたるを以て、空襲警報に依り帝都ならびに所要地域の警戒を嚴にせるも右は味方機なること確認せられたり。

(註)敵機は未だ直接わが本土に出現せざるも今後一層警戒を要する状況にあり。

ジャバ島南方印度洋に進出中の帝國海軍部隊は三月二日ジャバ島チラテヤツプ沖において英驅逐艦ストロングホルドを、また翌三日米砲艦アセヴィルを捕提交戦少時にしてそれれ撃沈せり。本戦闘において我方損害無し。

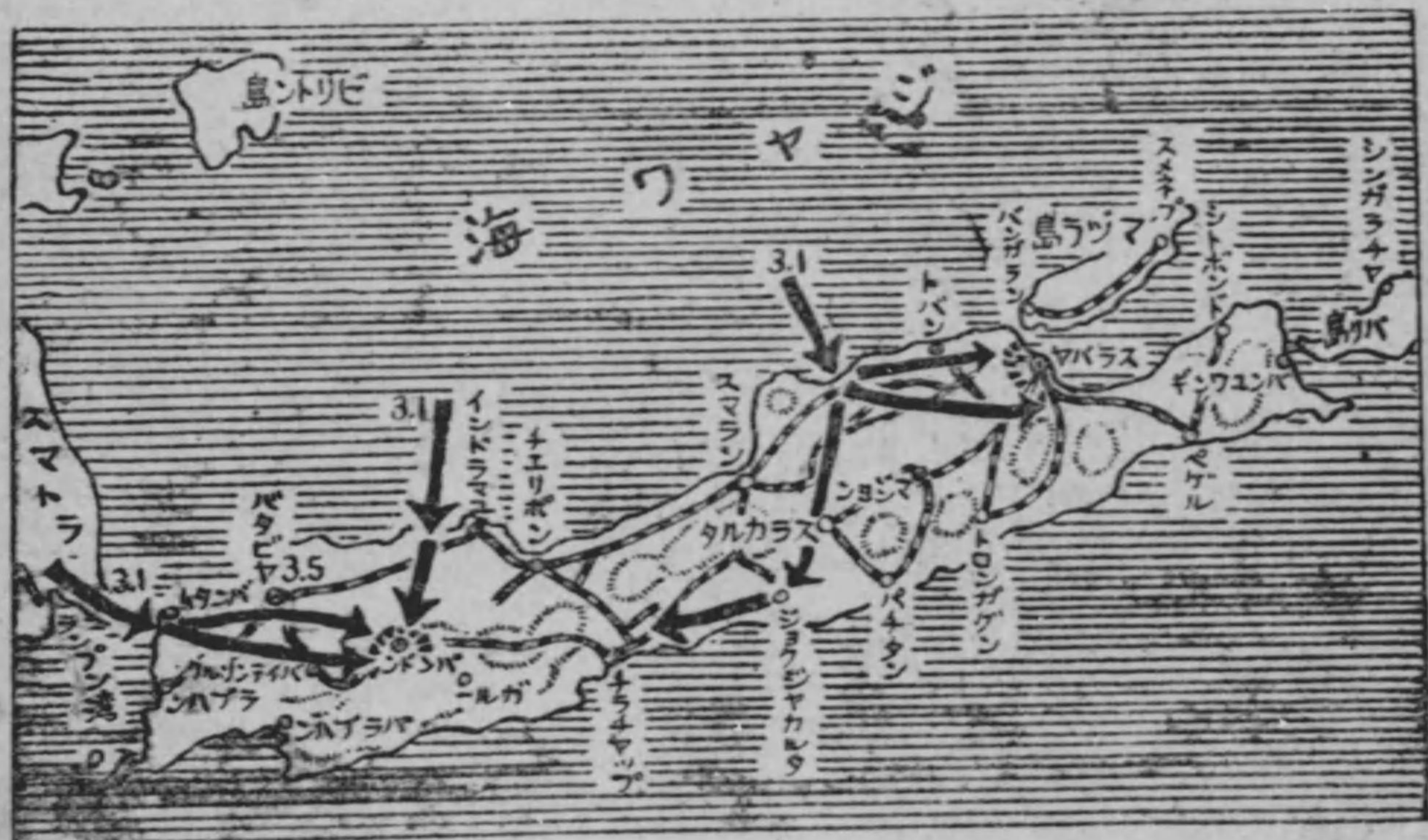
比島方面帝國海軍部隊は、三月二日ミンダナオ島西端の要衝サンボアング敵前上陸に成功、所在の敵を撃破しこれを完全に占領せり。

〇三月六日

濠洲北西海岸爆撃

一、帝國海軍航空部隊は三月三日濠洲本土西北岸の要衝ブルームを急襲し發進準備中の敵最新飛行機群その他を攻撃し、所在機全部二十八機を撃破せり。本攻撃に並行し他の一隊はウインダムを襲ひ敵輸送機一機および格納庫一棟を銃撃炎上せしめたり。

二、帝國海軍航空部隊は三月一日、二



日東部ジャバ島及び同島以東スンダ列島各敵航空基地を徹底的に攻撃し殘存機新來機合計二十六機を撃墜破せり。

三、帝國海軍航空部隊は三月四日大學ジャバ島バンドンを強襲し敵機十八機を撃墜破せり。

パタビヤ占領 ジャバ方面帝國陸軍部隊は隨所に敵の抵抗を撃破しつゝ進撃を續行し昨五日午後九時卅分敵首都パタビヤを完全に攻略せり。

〇三月七日

敵中型航空母艦沈没確實

一、巖にニューギニア島北東方洋上において我決死の攻撃を受けたる敵航空母艦は沈没確實ならずと發表せるも、その後寫眞その他當時

の情況より察し沈没確實なること判明せり。なほ本航空母艦は中型新式航空母艦なり。

(註)特設航空母艦は三十ノット以上の高速を持ち、攻防において航空母艦には劣るが搭載能力は中型航空母艦に匹敵する優秀客船を改造せるものである。

特設航空母艦撃沈

一、帝國海軍航空部隊は二月二十七日スラバヤ沖海戦に先立ちベリ島附近海上において敵特設航空母艦を攻撃し、命中弾六發を以て大火災を起さしめ同艦艦上待機中の敵三十機および格納庫搭載中の飛行機全部を爆破炎上せしむると共に同艦に致命的損害を與へたり。同艦は間もなく左舷に大傾斜し速力急速に減退せるを視認せられたり。なほ附近に警戒中なりし大型飛行艇二機を撃墜せり。

比島方面帝國海軍部隊は二月二十八日より三月一日にわたり比島周邊海面

において二千トン級乃至五百トン級敵船八隻、監視艇一隻を撃沈し、二千トン級および八百トン級敵船各一隻を拿捕せり。

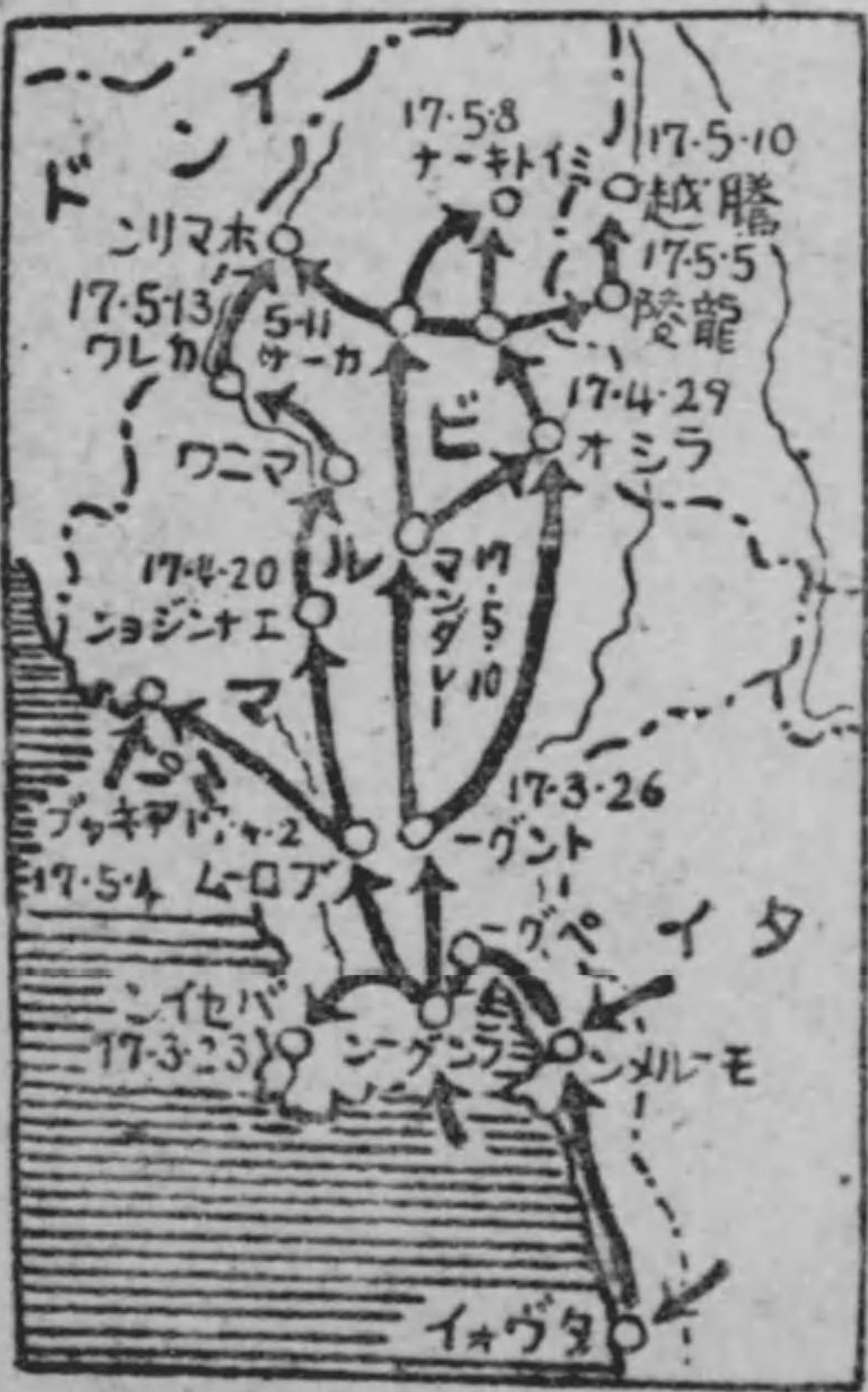
〇三月八日

南スマトラ一帯戡定 スマトラ方面帝國陸軍部隊はムアラテボ附近に敗敵を捕捉、撃滅して四日午後五時中部スマトラの要衝ジャンビを占領すると共に同地南方一帯の油田地帯を確保し、五日南部スマトラ一帯の戡定を完了せり。

〇三月九日

ハワイ真珠灣再空爆政行 帝國海軍航空部隊は、三月四日夜半、ハワイ真珠灣を奇襲し同港復舊工事に狂奔中の敵海軍工廠に数トンの命中爆彈を浴びせ、その

マルビ作戦経過圖



重要箇所を爆破せり。我方敵の照射砲撃を受けたるも被害なし。

ビルマ首都ラングーン占領 ビルマ方面帝國陸軍部隊は、メグー及び蘭貢附近に於て敵軍主力を撃滅し七日午後ベグーを、八日午前十時蘭貢を完全に占領せり。

(註)ビルマ方面陸軍部隊は二月十日マルタバンを占領後、我が企圖を秘匿しつつ所在の敵を撃破して果敢なる進撃を續行し、二月十六日乃至十九日に至る間ピリン河畔において執拗なる抵抗を續けし一師

團強の敵を撃破し更に急追してシタタン河以東の地區にこれを捕捉殲滅し、三月二日夜以降逐次シタタン河を敵前渡河し三月三日夜より蘭貢攻略を開始せるものにして、蘭貢攻略に依りこゝにビルマ方面作戦の主目的を達成するに至れり。

ビルマ方面陸軍最高指揮官は陸軍中將飯田祥二郎なり。

ジャバ島攻略作戦に行動中の帝國海軍部隊は、三月一日より三月八日においてジャバ島周邊海上ならびに印度洋に脱出または救援企圖中の敵船五十二隻約二十一萬トンを撃沈破砕し、その殆んど全部を覆滅せり。

(註)ジャバ島攻略戦に活躍しつつある我が海軍部隊は同島周邊海上から印度洋にわたり飛行機、水上艦艇、潜水艦などの精銳をもつて海上に水ももらさぬ封鎖陣を張りシ

ジャバ島から脱出をはかり、または同島救援に赴かんとする敵武装商船、輸送船、油槽船等を片はしからし、しらみつぶしに撃沈し、三月一日から八日までの八日間に一萬八千トン級をはじめ、八千トン級以上を十隻、四千トン級の中型二十隻その他小型を合計五十三隻約二十一萬トン撃沈破砕したが、これにより敵の輸送船の殆んど全部が覆滅したわけである。

全蘭印無條件降伏

蘭印方面帝國陸軍部隊はジャバ島の敵軍主力をスラバヤ及びバンドン附近に兩斷包圍してこれに猛攻を加へ上陸後僅かに九日にして蘭印軍約九萬三千、米英濠軍約五千をして全面的無條件降伏せしめたり。時に三月九日午後三時なり。

九日午後三時、軍司令官一行はカリジャチに到着、同地で蘭印總督、軍司令官はか要人四名と會見、蘭印軍の全面的降伏を要求せるも敵は躊躇、パン

ドン地區での降伏のみに應じありしが、遂に我が要求に應じ、全面的降伏を承認し、本九日午後十時までにラジョをもつて全島に停戦を命ずることを約せり。

〇三月十日

蘭印方面陸軍最高指揮官は陸軍中將今村均なり。大元帥陛下には本日陸海軍幕僚長を召させられ南方軍總司令官並に聯合艦隊司令長官に對し左の勅語を賜りたり。

勅 語

東印度諸島方面ニ作戰セル陸海軍部隊ハ緊密適切ナル協同ノ下ニ長途幾多ノ困難ヲ克服シテ勇戰奮闘シテ敵航空兵力及艦隊ヲ撃滅スルト共ニ諸方面ニ至難ナル上陸作戦ヲ斷行シ隨所ニ勁敵ヲ破摧シテ神速果敢悉ク其主要根據地ヲ覆滅シ以テ敵勢力ヲ一掃セリ 朕深ク之ヲ嘉尚ス

○三月十一日

米巡マールヘッド撃沈
 一、帝國海軍巡洋艦隊は三月二日、濠洲西方印度洋上において、濠洲方面に遁竄中の米巡マールヘッドを長驅捕捉し、これを撃沈せり。
 二、帝國海軍驅逐艦は三月九日未明バリ島ロンボク水道附近に於て、蘭掃海艇ヤン・ファン・アムステルを撃沈せり。

帝國海軍艦隊は三月七日早朝、ジャバ島南方クリスマス島を砲撃し、その軍事施設に大損害を與へたり。
 ジャバ攻略戦大戦果 蘭印方面帝國陸軍部隊のジャバ攻略作戦において收めたる戦果の主なるもの左の如し。

(註)本數量は敵の無條件降伏に當り提示し來りしものなるを以て實際において若干の差異あるべし。
 一、俘虜 九萬三千(内將校二千)、内譯在ジャバ部隊六萬、在外領部隊一

萬八千、義勇軍一萬五千。

一、肉獲品 飛行機百五十二機(内譯爆撃機廿四機、戦闘機四十五機、その他八十三機) 戦車(裝甲車を含む)三百六十七輛、火炮七百卅二門、機關銃(主として航空機用)千五百六十七挺、銃器九萬七千三百八十四挺、爆彈四千五百五個、爆藥十二萬函、各種砲彈廿三萬發、手榴彈三萬四千發、各種銃彈七千二百卅一萬七千八百。

○三月十二日

ニューギニア敵前上陸 帝國陸海軍部隊は緊密なる協同のもとに、三月八日未明、ニューギニア島東岸の要衝サラモア竝にラエの敵前上陸に成功、十日敵約六十機の反撃ありしも四機を撃墜してこれを撃退、目下戦果を擴大中なり。本戦闘において我方の損害左のごとし。
 一、沈没擱坐 徴用船二隻、輸送船一隻。
 二、損傷 巡洋艦一隻(小破)、驅逐艦

二隻(中、小破)、徴用船三隻(小破)
 (註)輸送船は上陸完了後にして、戦死一名のほか人員の損傷なし。

○三月十三日

ポートモレスビー大爆撃
 一、帝國海軍航空部隊はニューギニア島ポート・モレスビーに對し、三月十日までに數次の大爆撃を敢行、同地潜伏中の敵機十六機を撃破炎上し、その重要軍事施設を燬碎せり。
 二、帝國海軍驅逐艦はジャバ海殘敵掃蕩中三月五日英掃海艇一隻を撃沈せり。

○三月十六日

我潜水艦米本土沿岸に作戦 米本土西岸方面に作戦中の帝國潜水艦は三月一日サンフランシスコ沖合において一萬トン級油槽船一隻、同二日メンドシノ近海において七千トン級貨物船一隻を撃沈せり。

○三月十七日

印度洋上にて敵船撃沈 帝國海軍潜水艦は目下印度およびビルマ沿岸方面に作戦し、敵海上交通に甚大なる打撃を與へつゝあり。三月十六日までに撃沈せる敵船左の如し。
 (一)コロソボ方面 武装商船二隻六千五百トン、油槽船二隻二萬トン。
 (二)マドラス方面 武装商船三隻二萬四千トン、油槽船一隻七千トン。
 (三)ラングーン方面 武装商船二隻一萬九千トン、貨物船一隻五千トン。

○三月十八日

一、帝國海軍航空部隊は三月十三日ニューギニア島ポート・モレスビーを強襲し、敵増援機十一機を撃破、更にソロモン諸島フロリダ島およびワナナ島附近の敵要地を爆撃せり。
 二、帝國海軍航空部隊は三月十四日濠洲本土北端ホーン島敵航空基地を急襲し敵機十四機を撃破せり。

○三月二十四日

帝國海軍航空部隊は三月十七日以来連日濠洲本土北部、ニューギニア島、ソロモン諸島竝にベンガル灣、アンダマン諸島一帯を制壓、敵要地を爆撃し、その軍事施設を破壊せり。主なる爆撃箇所次の如し。
 ポート・ダーウィン、ダービー、ブルーム、ウインダム、ホーン島(濠洲) ポート・モレスビー(ニューギニア島) ツラギ(ソロモン諸島) ポート・ブレア(アンダマン諸島)。

○三月二十六日

アンダマン島上陸作戦 帝國陸海軍部隊は三月二十三日未明、南アンダマン島ポート・ブレアに奇襲上陸を敢行し、同島英軍をして無條件降伏せしめたり。

○三月三十一日

英機我病院船を襲ふ 帝國病院船朝

日丸は三月二十六日午前七時五十三分、チモール島クーパー灣を單獨航行中、突如英國所屬の飛行機ロツクヒーD型一機の襲撃をうけ、爆彈五個同船左舷後方百米に炸裂せり。當時同船の二湮圍内には他に船舶なし。

○四月一日

(一)帝國海軍航空部隊は三月二十八日ポート・ダーウインを爆撃、諸軍事施設を破壊し、擬裝艦隊中の敵機三機を炎上せしめ歸途米増援戦闘機七機の追撃をうけ敢然これと空中戦を交へ、その四機を撃墜せり。更に三十日同地を襲撃し我が戦闘機隊は敵戦闘機十機と交戦數合にして九機を撃墜、攻撃機隊は飛行場ならびに諸軍事施設に全弾命中せしめこれを破壊せり。

(二)帝國海軍航空部隊は三月二十四日より二十八日まで連日ポート・モレスビーを攻撃敵戦闘機六機を撃墜し、飛行場、高角砲陣地、兵舎等を

爆破せり。

○四月二日

帝國海軍航空部隊は三月二十四日以
來三十一日までコレヒドールに對し連
日數次の大爆撃を敢行し、同要基高角
砲陣地を覆滅し、その機能を喪失せしめ
たるほか飛行場兵舎並に中央官舎地帯
その他主要箇所を徹底的に破壊せり。

○四月四日

ビルマ方面に活躍中の帝國陸軍航空
部隊は敵航空兵力を略々撃滅すると
もに敵主要軍事施設を徹底的に破壊せ
り。

三月二十一日より同月三十一日まで
の間において撃墜破せる敵機は百三機
なり。

(註)この敵機は主としてラングリン
陥落以後英本國および西亞方面よ
り増援せられたるものなり。

○四月六日

砲等五百八十八門、(3)重輕機關銃
四千二百二十八挺、(4)小銃および
拳銃八萬七百七十八挺、(5)照空燈
五千五百五十三臺、(6)彈藥火砲彈藥
百七十二萬八千五百八十五發、機關
銃および小銃貫包八千九百七萬一千
八百二十發、爆彈三萬六千個、(7)
車輛、戰車、裝甲車および特殊車輛
一千五十九輛、自動車九千五百輛、
鐵道車輛七千八百八輛、(8)藥物十萬
人分の約一箇年分。
本期間における我軍の損害 戦死八
百四十五名、戦傷千七百八十四名。

○四月九日

印度洋戰果(英甲巡二隻撃沈) さき
に發表せし帝國海軍部隊の印度洋作戦
における四月七日までの戦果左の如
し。

- (一)艦艇撃沈 英甲巡ロンドン型一
隻、同コンウォール型一隻。
- (二)船舶撃沈 二十一隻、約十四萬ト
ン、大破 二十三隻、約十二萬トン。

我が海軍コロソボ強襲 帝國海軍部
隊は四月五日印度洋上英國最大の軍事
據點コロソボ、その他を攻撃し同方面
の所在敵艦艇、船舶、航空兵力ならび
に重要軍事施設に大損害を與へつゝあ
り。

○四月七日

スマトラ全島蕪定

一、蘭印軍スマトラ總指揮官オブヒア
ーカー少將は三月二十七日クタラジ
ヤにおいて帝國陸軍部隊に降伏せ
り。こゝに赫々たる戦果を以て全ス
マトラを蕪定せり。

二、北部および中部スマトラ方面にて
獲得せる俘虜左の如し。

蘭印兵約一千、英國兵約九百、その
他一千二百、合計三千一百名。

右のうち英國兵はシンガポールより
乗船逃亡中船舶撃沈せられスマトラに
辛うじて上陸せるものにして、航空將
校中佐以下三十名を含みあり。

(註)オブヒアカー少將は本年一月

(三)飛行機撃墜六十機。

(四)陸上施設 飛行機格納庫三棟、修
理工場一棟、その他重要施設數ヶ所
破壊。

右作戦に於て我方飛行機五機を失へ
るほか艦艇に損害なし。

○四月十日

クリスマス島占領 帝國海軍部隊は
三月三十一日印度洋上クリスマス島を
占領せり。

バタアン半島總攻撃 比島方面帝國
陸軍部隊は四月三日神武天皇祭を期し
バタアン半島要塞によれる米比軍に對
し、一齊に總攻撃を開始し戦況有利に
進展中なり。

英航母ハーミス撃沈 印度洋に作戦
中の帝國海軍部隊は四月九日セイロン
島ツリンコマリ方面を強襲せり。同方
面の新戦果左の如し。

- 一、艦艇(撃沈) 英航母艦ハーミ
ス、驅逐艦一隻、哨戒艇一隻、(大
破)英乙巡リアンダー型一隻。

スマトラ總指揮官として派遣せら
れたるものなるが、帝國陸軍部隊
の上陸をみるや部下とともに山中
に遁入せるものなり。

○四月八日

ジャバ島陸軍の戦果 蘭印方面帝國
陸軍部隊の三月二十五日までに瓜哇島
内のろにおいて收めたる戦果の主なる
もの左のごとし。

一、俘虜(總計)八萬二千六百十八名
(内譯)オランダ軍六萬六千二百十
九名、濠洲軍四千八百九十名、英國
軍一萬六百二十六名、米國軍八百八
十三名、右のうちオランダ軍は三月
九日無條件降伏の時我軍に提示せる
人員より六千餘名多し。また米英濠
洲軍は翌三月十日降伏を申出でたる
ものなり。

- 二、鹵獲品(一)飛行機百七十七機、
(二)火砲總計九百四十門(内譯)重
砲百八門、野山砲百六十一門、高射
砲八十三門、機關砲、速射砲、追撃

二、船舶撃沈六隻。

三、飛行機撃墜五十六機、地上炎上四
機。

四、その他軍事施設に大損害を與へた
り。

右作戦において我方飛行機十機を失
へるほか艦艇の損傷なし。

○四月十一日

北ボルネオ最高指揮官 今般新に北
部ボルネオ方面陸軍最高司令部を設置
せられ、その最高指揮官には陸軍中將
侯爵前田利爲親補せられたり。

○四月十三日

印度洋の綜合戦果 四月五日以來印
度洋に作戦中の帝國海軍部隊の戦況な
らびに綜合戦果左の如し。

- (一)コロソボ方面(四月五日)航空部隊
をもつてコロソボを急襲しスピット
ファイヤー、ハリケーン、スウォー
ドファイツシュ、デアファイアント等敵
五十七機を撃墜、港内敵船十六隻を

擊破すると共に飛行機格納庫三棟、修理工場一棟その他軍事施設數箇所を大破または炎上せしめたり。なほ附近洋上において敵大型飛行艇ビ

一、ビー・ワイ二機およびアルバコア一機を撃墜せり。
(二)コロソ方面洋上四月五日セイロン島南方三百數十哩の洋上において高速進退中の英甲巡ロンドン型一隻およびコンウォール型一隻を發見、機を失せず航空部隊をもつてこれを攻撃し忽ち兩艦を撃沈せり。

(三)ベンガル灣方面四月五日コロソ方面の攻撃に呼應しベンガル灣に進攻せる部隊は同方面航行中の英國船二十一隻約十四萬トンを撃沈、七隻約四萬トンを大破せり。

(四)印度東岸方面四月五日印度東岸の英國重要軍事據點ビザガバタム、コカナダ等を奇襲し所在の船舶、諸軍事施設に大損害を與へたり。

(五)ツリンコマリ方面四月九日航空部隊をもつてツリンコマリを襲撃し

ハリケーン、ブレナム、スーパーマリン等四十一機を撃墜、四機を地上炎上し、さらに英乙巡リアンダー型一隻を大破、敵船大型二隻、小型一隻を撃沈、海軍工廠、大型飛行機格納庫二棟、火藥庫兵舎、油槽群等敵重要軍事施設を爆破し、特にその飛行場施設を潰滅せり。

(六)ツリンコマリ方面洋上四月九日ツリンコマリ東南洋上を南下中の敵航空母艦ハミリスならびに驅逐艦一隻を發見航空部隊をもつて直に之を攻撃撃沈、また航空部隊の一部は附近航行中の敵船四隻を撃沈せり。

なほ同方面作戦中敵スピットファイヤー、ブレナム等十五機を撃墜せり。
(七)その他本作戦中帝國潜水艦は敵船七隻を撃沈、一隻を大破せり。

右諸作戦中コロソおよびツリンコマリ方面において我が方十七機を失へるほか艦艇には微塵の損傷なし。
バタアン半島完全攻略 比島方面帝國陸軍部隊は堅固なる要塞に據れる米

比軍主力を撃滅し、四月十一日バタアン半島を完全に攻略せり。總攻撃開始以來八日なり。

比島方面陸軍最高指揮官は陸軍中將本間雅晴なり。

○四月十四日

バタアン半島戰果 比島方面帝國陸軍部隊のバタアン半島要塞總攻撃開始以來、四月十二日までに判明せる戰果の主なるもの左の如し。

一、俘虜 少くも四萬を下らず、内バタアン軍司令官キング少將、第一軍團長ジョンズ少將、第二軍團長バーク少將、比島軍司令官フランシスコ少將および師團長ら將官十數名を含む。なほ米國軍は六千七百名あり。

二、鹵獲品 重砲およびその他の火炮百九十六門、機關銃約三百二十挺、自動小銃約五百挺、小銃約一萬挺、戰車(裝甲車を含む)百二十四輛、

自動車約二百二十輛、その他彈藥資材等多數。

○四月十七日

セブ島及びパナイ島上陸 比島方面帝國陸軍部隊は四月十日セブ島に同十六日パナイ島の上陸に成功、且下兩島の戡定作戦は有利に進展中なり。

○四月十八日

ビルマ方面綜合戰果 ビルマ方面帝國陸軍部隊はラングーン攻略後英、印、蔣聯合軍をその所在に撃破し、果敢なる進撃を續行中なり。三月十日以後四月十四日に至る綜合戰果左の如し。

一、交戦兵力四萬乃至五萬、内蔣軍二萬五千乃至三萬。
二、遺棄死體四千五百二十一、俘虜五百。

三、撃墜破せる飛行機百二十機。
四、鹵獲品 戰車六十二、火炮三十七、重輕機八十一、小銃八百八十、自動車二百三十八、鐵道車輛四百四十九。

本期間に於ける我軍の損害 戰死百六十一、戰傷四百廿九。

○四月二十日

米機我が帝都其他に來襲 一、四月十八日未明航空母艦三隻を基幹とする敵部隊本州東方洋上遠距離に出現せるも我が反撃を恐れ敢て帝國本土に近接することなく退却せり。

二、同日帝都その他に來襲せるは米國ノース・アメリカンB二五型爆撃機十機内外にして各地に一乃至三機宛分散飛來しその残存機は支那大陸方面に遁走せるものあるが如し。

三、各地の損害はいづれも極めて輕微なり。

○四月二十一日

瀋洲の敵空軍撃破 帝國海軍航空部隊は四月一日以後ポート・モレスビーおよびポート・ダーウインに對する數次の攻撃ならびに味方基地に飛來せる

敵機との交戦により四月二十日までに敵機六十六機を撃墜、二機を撃破せり。この間我方六機を失へり。

○四月二十三日

バタアン半島綜合戰果 四月三日より二十日までの戰果左の如し。

鹵獲品 △飛行機四△戰車裝甲車四
五△自動貨車四五〇△乗用車二二〇△牽引自動車一六△火炮八吋加農一△十五糧加農三一△野山砲以上で十糧加農までのもの二五〇△高射砲五〇△速射砲、高射機關砲二一△迫撃砲一五△自動車裝載砲二八△高射機關銃五八△重機七〇〇、輕機七一〇△自動小銃二九〇〇〇餘△拳銃四六〇〇。

遺棄死體 五〇〇〇。
捕虜 五三四〇〇(内米兵九五三三) 病院收容兵一六七七(内米兵九六八)。
その他 通信車、方向探知機、衣服、彈丸等の鹵獲多數。

○四月二十八日

ニューギニア北半制壓 帝國海軍部隊は三月三十一日モルツカ諸島並に西部ニューギニア北半の攻略作戦を開始し、四月十九日同方面諸要點を完全に占領せり。

○四月二十九日

ミンダナオ島平定戦 有力なる帝國軍は本二十九日朝四時過ぎミンダナオ島コタバト附近の上陸に成功し戦果を擴張中なり。

○五月二日

マンダレー攻略 ビルマ方面帝國陸軍部隊は三月下旬以降、英重慶聯合軍を隨所に撃滅しつつありしが、五月一日ビルマの要衝マンダレーを攻略し、その軍事據點を完全に崩壊せしめたり。

○五月六日

洋艦一隻(艦型不詳)に對し雷撃機の體當りを以てこれに大損害を與へ、又驅逐艦一隻を撃沈せり。一方七日以來彼我上空に於て敵機八十九機を撃墜せり。この間我方小型航空母艦一隻沈没、飛行機三十一機未だ歸還せず。



アキヤブ飛行場占領 ビルマ方面帝國陸軍部隊は五月四日緬印國境附近のアキヤブ飛行場を占領せり。

○五月七日

コレヒドール島要塞陥落 比島方面帝國陸軍部隊は五月五日午後十一時十五分コレヒドール島要塞に對する強行上陸に成功、五月七日午前八時同島及びその他マニラ灣口諸島の全要塞を完全に攻略せり。

比島方面戦績御嘉尚

大元帥陛下には本日陸海軍幕僚長を召させられ南方方面陸軍最高指揮官並聯合艦隊司令官に對し左の勅語を賜りたり。

勅 語

比律賓方面ニ作戦セル陸海軍部隊ハ緊密適切ナル協同ノ下ニ開戦初頭敵航空戦力ヲ撃摧スルト共ニ諸方面ニ困難ナル上陸作戦ヲ敢行シ勇戦奮闘迅速ニ首都馬尼刺ヲ占領シ又險要ヲ恃ミテ抵抗セル頑敵ヲ掃蕩シ以テ東

(註)沈没せる小型航空母艦は給油船を改造せるものなり。

○五月十一日

ミイトキーナ占領(ビルマ) ビルマ方面帝國陸軍部隊は、敗敵を隨處に撃滅しつつ、五月六日雲南省怒江東岸に進出し、八日ミイトキーナを完全に占領せり。

ビルマ印度洋作戦御嘉尚

大元帥陛下には本日陸海軍幕僚長を召させられ南方方面陸軍最高指揮官並聯合艦隊司令官に對し左の勅語を賜りたり。

勅 語

緬甸及印度洋方面ニ作戦セル陸海軍部隊ハ長驅異域ニ進攻シ或ハ炎熱ヲ冒シ險峻ヲ度リ神速克ク敵ヲ勦滅シテ對支補給路ヲ遮斷シ或ハ敵海軍軍ヲ隨處ニ撃破セリ朕深ク之ヲ嘉尚ス

ミンダナオ島降伏 ヴィサヤ、ミンダナオ軍司令官シャープ少將は十日午

亞ニ於ケル米國ノ根據ヲ覆滅セリ朕深ク之ヲ嘉尚ス

○五月八日

ビルマ皇軍雲南省突入 ビルマ方面帝國陸軍部隊は敵軍を急追して四月二十九日ラシオを、五月三日バーモを攻略、更にその先鋒は雲南省境を突破して五月五日龍陵を占領せり。

珊瑚海の米英艦隊撃滅

ニューギニア島方面に作戦中の帝國海軍部隊は五月六日同島南東珊瑚海に米英聯合の敵有力部隊を發見捕捉し、同七日これに攻撃を加へ米戦艦カリフォルニア型一隻を轟沈、英甲巡キヤンペラ型一隻を大破し、英戦艦ウオスバイト型一隻に大損害を與へ、更に本八日米空母サラトガ型一隻およびヨークタウン型一隻を撃沈し目下尙攻撃續行中なり。

珊瑚海の戦果擴大

珊瑚海方面に於て攻撃續行中の帝國海軍部隊は更に巡

後九時三十分ヴィサヤ諸島をも含み、その指揮下部隊の無條件降伏を日本軍に誓約し、その命令を下達したるをもつて日本軍はこれを承認し、その誠意ある實行を監視しつつあり。

○五月十二日

珊瑚海海戦の綜合戦果 五月七日、八日珊瑚海海戦における綜合戦果左の如し。

- 一、艦艇 米空母サラトガ型一隻撃沈、米空母トクタウン型一隻撃沈、米戦艦カリフォルニア型一隻轟沈、英戦艦ウオスバイト型一隻大破、英甲巡キヤンペラ型一隻大破、巡洋艦(艦型不詳)一隻大損害、驅逐艦一隻撃沈、給油艦(二萬トン級)一隻大破。
- 二、飛行機 九十八機撃墜。
- 三、我方損害 小型航空母艦(給油船を改造せるもの)一隻沈没、飛行機三十一機未だ歸還。

瀋洲方面敵機百六十三機撃墜破 帝

國海軍航空部隊はポート・モレスビー及びポート・ダーウインに對する攻撃ならびに同方面味方基地上空における交戦により四月二十一日より五月十日までに敵機百十二機を撃墜、五十一機を撃破せり。この間我方十二機を失へり。

珊瑚海大捷御嘉尚 大元帥陛下には本日海軍幕僚長を召させられ聯合艦隊司令官に對し左の勅語を賜はりたり。

勅語 聯合艦隊航空部隊へ再戰奮闘珊瑚海ニ於テ大ニ米英聯合ノ敵艦隊ヲ撃破セリ 朕深ク之ヲ嘉尚ス

○五月十六日 我潜水艦の撃沈船舶 帝國海軍潜水艦の開戦以來五月十日までに撃沈せる敵船舶累計左の如し。 一、太平洋、ハワイ方面 十五隻、十萬一千七百トン

○五月二十五日

珊瑚海々戦々果追加

(一) 巖に發表せる珊瑚海海戦々果中に米戦艦ノース・カロライナ型一隻中破及び同甲巡ボイランド型一隻撃沈を追加す。

(二) 同海戦において大損害を受けたる艦型不詳の巡洋艦は米甲巡ルイスビル型なること判明せり。

長崎丸觸雷沈没 東亞海運汽船日華連絡船長崎丸は五月十三日午後二時八分長崎港外において味方機雷に觸れて沈没、船客及び乗員の大多數を救助せるも死者十三名、行方不明者廿六名の犠牲者を出せり。

○五月二十七日

タイ國軍ケンタン占領

泰同盟條約に基き大東亞共榮圈建設の目的をもつて共同作戦を開始、北部國境線(タイアイ聯邦またはシャン・ステート)を越え迅速に進撃中なりしが二十六日ケンタンを占領せり。

二、西南太平洋方面 十五隻、九萬六千トン
三、印度洋方面 三十五隻、二十四萬六千三百トン
合計 六十五隻、四十四萬四千トン

- 比島方面帝國陸軍部隊のコレヒドール島およびマニラ灣口諸島要塞攻略作戦において收めたる戦果の主なるもの左の如し。
一、俘虜 一二、四九五(大部分は米國兵なり)
二、遺棄死體 六四〇
三、鹵獲品
(1) 火 砲 二四六門 (うち十四吋砲を始め重砲八十三門を含む)
(2) 重輕機および自動銃 六八五
(3) 小銃拳銃 五、二二〇
(4) 自動車類 二七〇
(5) 飛行機 八
(6) 砲 彈 十萬三千發
(7) 機關銃彈 八十九萬發

陸軍部隊南方占領地概況

| | | | | |
|---------|------------|------------------|-------|---|
| 比律賓 | 1,000,000 | 略本州、九州を合せるものと同じ | 1,000 | 軍政を施行「ヴァルガス」を長とする行政府を組織せしめ概ね戦前の機構を以て行政を實施中に於て殆んど戦前の情態に復しあり |
| マライ | 1,100,000 | 本州より東部を除きたるものと同じ | 500 | 軍政を施行、軍に軍政部、各州には知事(司政長官)を配置しあり、治安良好にして資源開發豫定の如く進行中なり |
| 緬甸 | 6,000,000 | 略日本全土と同じ | 1,000 | 軍政を施行、中央行政機關設立準備中にして治安概ね恢復し資源開發その緒につけり |
| ジャワ島 | 1,100,000 | 本州より東部を除きたるものと同じ | 1,100 | 軍政を施行、軍政部の行政要員は軍隊と共に上陸し其他の要員も逐次充足しあり、住民の對日感情も頗る良好にして開發豫定通り進捗しあり |
| スマタ島 | 4,000,000 | 略本州と朝鮮を合せるものと同じ | 700 | 軍政を施行、各州には知事(司政長官)以下所要の行政要員を配置すべく目下逐次進行中にして治安頗る良好資源の開發も豫期以上に進捗しあり |
| ボルネオ島其他 | 8,000,000 | 日本全土の二倍強 | 600 | 行政要員逐次到着し建設は豫定の如く進捗中なり |
| 合計 | 22,500,000 | 日本全土の三倍強 | 9,000 | 上、面積(方料) 下、人口(萬人) |

○五月十七日

ビルマの英軍主力撃滅 印緬國境方面に作戦中なる帝國陸軍部隊は五月十三日カレワ附近にて約二萬の英軍主力を撃滅し更に殘敵掃蕩中なり。戦果左の如し。
遺棄死體 一千二百
鹵獲品 1、自動車二千輛 2、戰車百十三輛 3、火砲四百二十一門、4、銃器七百廿二挺

(註) カレワはマンダレーの西北約二百五十キロ、チンドウイン河岸にありて印度に通ずる山徑の要點なり。

○六月五日

特殊潜航艇マダガスカル奇襲 帝國海軍部隊は特殊潜航艇を以て五月卅一日未明マダガスカル北端の要港デエゴ・スワレズを奇襲し英戦艦クキン・エリザベス型一隻並に乙巡アレスーサ型一隻を撃破せり。

シドニー港に強襲突入 帝國海軍部隊は特殊潜航艇を以て五月三十一日夜濠洲東岸シドニー港を強襲し港内突入に成功、敵軍艦一隻を撃沈せり。本攻撃に参加せる我が特殊潜航艇中三隻未だ歸還せず。

○六月六日

敵ゲリラ潜水艦四隻撃沈 帝國海軍部隊は五月下旬竝に六月上旬東京灣、潮岬南方海面及九州西南方面海面に出没中の敵潜水艦四隻を撃沈せり。

○六月十日

アリユーシヤン、ミッドウエー戦

東太平洋全海域に作戦中の帝國海軍

部隊は六月四日アリユーシヤン列島の敵據點ダッチハーバー並に同列島一帯を急襲し四日、五日兩日に亘り反覆之を攻撃せり。一方同五日洋心の敵根據地ミッドウエーに對し猛烈なる強襲を敢行すると共に、同方面に増援中の米國艦隊を捕捉猛攻を加へ敵海上及航空兵力並に重要軍事施設に甚大なる損害を與へたり。更に同七日以後陸軍部隊と緊密なる協同の下にアリユーシヤン列島の諸要點を攻略し目下尙作戦續行中なり。現在迄に判明せる戦果左の如し。

一、ミッドウエー方面

(イ)米航空母艦エンタープライズ型一隻及ホーネット型一隻撃沈

(ロ)彼我上空に於て撃墜せる飛行機約二十機

(ハ)重要軍事施設爆碎

二、ダッチハーバー方面

(イ)撃墜せる飛行機十四機

(ロ)大型輸送船一隻撃沈

アリユーシヤン西要地圖



(ハ)重油槽群二ヶ所、大格納庫一棟爆破炎上

三、本作戦に於ける我が方損害

(イ)航空母艦一隻喪失、同一隻大破、巡洋艦一隻大破

(ロ)未歸還飛行機三十五機

○六月十五日

(一)轟に發表せるミッドウエー強襲における戦果中に米甲巡サンフランシスコ型一隻及米潜水艦一隻撃沈を追加す。

(二)右強襲において撃墜せる飛行機は約百五十機なること判明せり。

○六月十八日

ダッチハーバー爆撃 轟に發表せるダッチハーバー急襲の詳報に依れば帝國海軍部隊は六月四日、五日同方面特有の荒天を衝き攻撃を敢行、敵機二十一機を撃墜すると共に敵重要軍事施設の大半を壊滅せること判明せり。

タイ國へ借款供與 泰國の金融上お

よび經濟上の地位を強化するため本邦より二億圓の借款を供與する交渉は先般來大藏省當局と泰國ワニット經濟使節との間に進行中であつたが、本日日本銀行および泰國大藏省間に契約の調印を見るに至つた。

○六月二十日

ボート・ダウイン連爆 帝國海軍航空部隊は六月十三日以来四日間に亘りボート・ダウインを空襲し敵機四十六機を撃墜すると共に敵残存軍事施設に大損害を與へたり。本攻撃に於て我が方二機を失へり。

○六月二十五日

アリユーシヤン兩島占領 アリユーシヤン列島方面に作戦中の帝國陸海軍部隊は六月七日キスカ島を、同八日アツツ島を奇襲占領し爾後引續き附近の諸島を掃蕩中なり。

○七月十八日

西印度洋南阿方面に作戦中の帝國潜水艦は六月上旬より七月上旬に亘り敵船二十五隻約二十萬噸を撃沈せり。

帝國海軍の開戦以來七月十日迄に撃沈せる敵船舶累計左の如し。

飛行機に依るもの 百九十四隻、八十二萬九千噸

潜水艦に依るもの 九十九隻、七十九萬四千噸

艦艇その他に依るもの 七十三隻、三十八萬二千噸

合計 三百六十隻、百九十三萬五千噸

○七月十九日

帝國海軍の開戦以來七月十日迄に撃沈せる敵潜水艦累計左の如し。

撃沈 五十九隻、撃破 三十八隻

合計 九十七隻

○八月一日

陸軍航空部隊は七月三十、三十一の

陸軍航空部隊は七月三十、三十一の

陸軍航空部隊は七月三十、三十一の

陸軍航空部隊は七月三十、三十一の

陸軍航空部隊は七月三十、三十一の

兩日敵の空軍前進の根據地たる湖南省衡陽を攻撃し米空軍戦闘隊と猛烈なる空中戦を交へ、その十三機を撃破して大陸戦線に對する敵空襲ゲリラ戦の企圖を封殺せり。

○八月四日

帝國海軍航空部隊は七月三十日未明濠洲西岸中部の要衝ポート・ヘッドランドを攻撃し敵航空基地ならびに同施設各所に損害を與へたり。

○八月六日

アラフラ海諸島占領 帝國海軍部隊は七月三十日アラフラ海北方アル諸島、ケイ諸島並にタニンバル諸島各要地を攻略せり。

○八月八日

廣東米機來襲撃退 本八日午前八時十分頃アメリカ空軍爆撃機五機は戦闘機數機援護の下に廣東に來襲し飛行場を襲撃せんとせるもわが至嚴なる警戒

のため目的を達せず龍潭附近を盲爆し華人苦力に數名の死者および二十數名の負傷者を生じたり。わが戦闘機は直ちにこれを追撃し三水上空において果敢なる攻撃を加へ敵機二機を確實に撃墜せり。

○八月九日

第一次ソロモン海戦 帝國海軍部隊は八月七日以來ソロモン群島方面に出現せる敵米英聯合艦隊に對し猛撃を加



へ敵艦隊並びに輸送船團に潰滅的損害を與へ目下尙攻撃續行中なり。本日までに判明せる戦果左の如し。
一、撃沈艦船二隻、戦艦型未詳一隻、甲巡アストリア型二隻、オーストラリヤ型二隻、巡洋艦型未詳三隻以上、驅逐艦四隻以上、輸送船十隻以上
二、撃破艦船二隻以上、輸送船一隻以上
三、空戦による撃墜飛行機二機以上、二機以上、戦闘兼爆撃機九機以上
尙本攻撃における我方損害飛行機自爆七機、巡洋艦二隻輕微なる損傷を受けたるも戦闘航海に差支へなし。
(註)本海戦をソロモン海戦と呼稱す。

○八月十日

アリユージャン敵撃退 アリユージャン列島方面帝國海軍部隊は八月八日同方面に出現せる敵有力部隊を撃退せり。

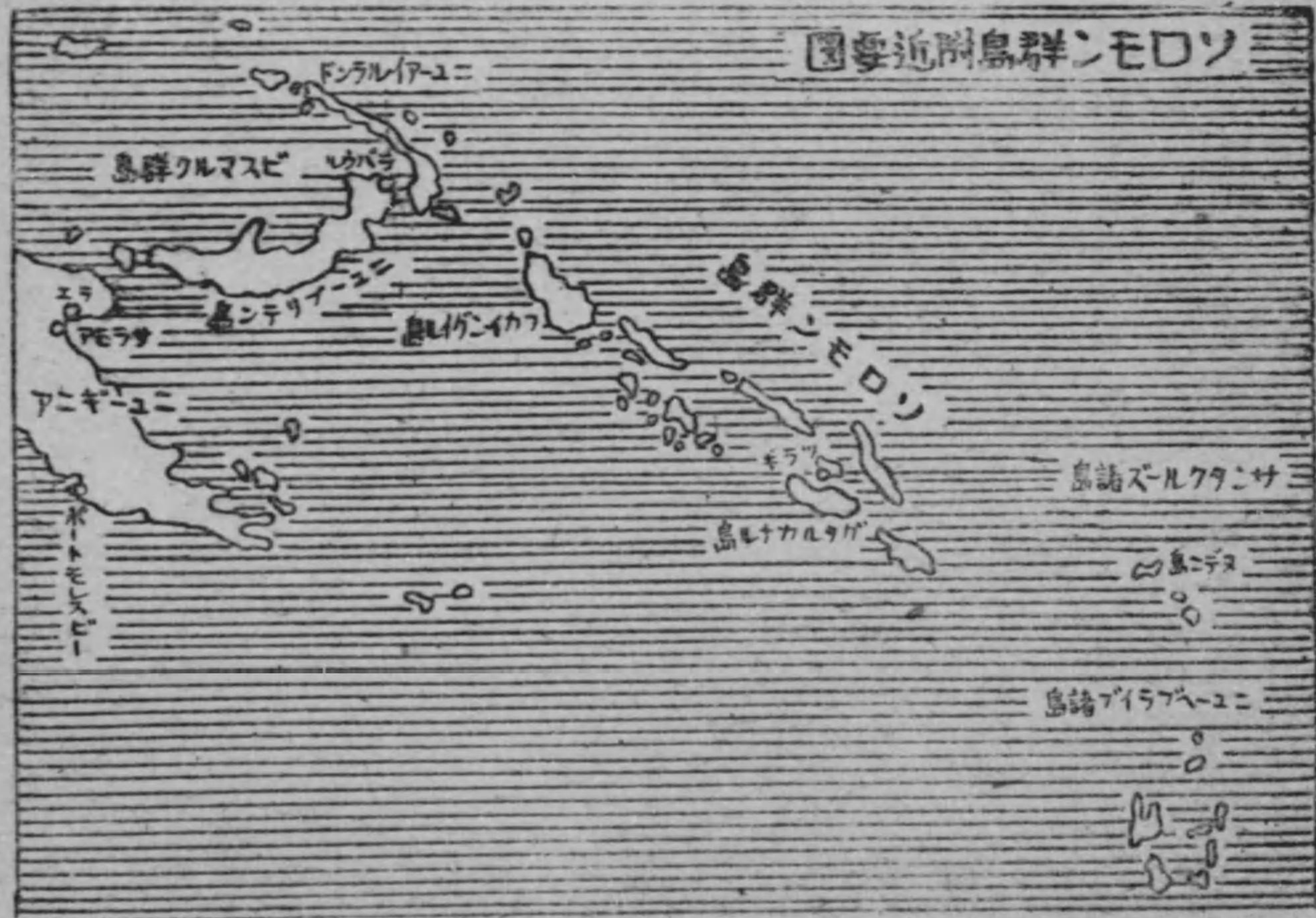
○八月十四日
ソロモン海戦々果 八月十四日迄に判明せるソロモン海戦の綜合戦果左の如し。

- 一、撃沈艦船
 - 米甲巡 ウイチタ型 一隻(旗艦)
 - 米甲巡 アストリア型 五隻
 - (内)一隻(旗艦)
 - (内)一隻(轟沈)
- 英甲巡 オーストラリヤ型 二隻
 - (内)一隻(轟沈)
- 英甲巡 艦型未詳 一隻(轟沈)
- 米乙巡 アキリーズ型 一隻
- 米乙巡 オマハ型 一隻
- 乙巡 艦型未詳 二隻
- 驅逐艦 九隻
- 潜水艦 三隻
- 輸送船 一〇隻
- 二、撃破艦船
 - 甲巡 艦型未詳 一隻(大破)
 - 驅逐艦 三隻(大破)
 - 輸送船 一隻(大破)

三、撃墜飛行機 四十九機
戦闘兼爆撃機 九機
尙本海戦に於ける我方損害 飛行機自爆 廿一機
巡洋艦二隻輕微なる損傷を受けたるも戦闘航海に差支なし
(註)轟に發表せる艦型未詳の戦艦は巡洋艦アキリーズ型なりしこと判明せるに付訂正す。

○八月十七日

濠洲周邊海域に



作戦中の帝國潜水艦は七月下旬より八月月上旬に亘り敵船十隻約九萬噸を撃沈せり。

○八月二十日

開戦初頭占領せる英領ギルバート諸島北端マキン島に對し八月十七日未明米奇襲部隊來攻、米兵約二百名上陸せるも同島我守備隊は猛反撃により寡兵克く之を完全に驅逐せり。

○八月二十七日

第二次ソロモン海戦 ソロモン群島方面帝國海軍部隊は、八月二十四日敵米増援艦隊を同群島東方洋上に捕捉直ちに航空部隊を以て急襲し、これに大損害を與へ同方面より撃退せり。本日まで判明せる新戦果左の如し。

- 米空母新大型 一隻大破
- 同 中型 一隻中破
- 米戦艦ベンシルバニヤ型 一隻中破

本海戦における我方の損害、小型空母一隻大破、驅逐艦一隻沈没。
(註)本海戦を第二次ソロモン海戦と呼稱す。

○九月二十三日

アリユージャン戦果 アリユージャン列島方面帝國潜水艦は八月三十一日アトカ島ナザン灣を奇襲し米甲巡ノーズンブトン型一隻に大損害を與へ更に帝國驅逐艦は九月中旬同方面に於て敵潜水艦二隻を撃沈せり。
(下圖、アラスカ公路四線)



大本營陸軍報道部長談 去る四月十八日帝國本土を空襲し我方に捕へられたる米國機搭乗者中取調の結果人道を無視したる者は今般軍律に照し嚴重處分せられたり。日本國領土を空襲し我が權内に入る敵航空機搭乗員にして暴虐非道の行為ありたる者は軍律會議に附し死又は重罰に處す。滿洲國又は我が作戦地域を空襲し我が權内に入りたる者亦同じ。
昭和十七年十月十九日 防衛總司令官

○十月二十六日

帝國陸軍航空部隊は十月廿五日午後インド東部における敵の航空基地テンスキア及びチツタゴンを急襲せり。本攻撃において敵機四(うち不確實一)を撃墜し地上にありし敵機卅九以上(うち大型機十八)を炎上若しくは破壊せり。わが方の損害一機なり。

○十月二十七日

南太平洋海戦

一、帝國艦隊は十月二十六日黎明より夜間に亘りサンタクルーズ諸島北方洋上において敵有力艦隊と交戦、敵航空母艦四隻、戦艦一隻、艦型未詳一隻を撃沈、戦艦一隻、巡洋艦三隻、驅逐艦一隻を中破し、敵機二百機以上を撃墜その他により喪失せしめたり。

我方の損害 航空母艦二隻、巡洋艦一隻小破せるも何れも戦闘航海に支障なし、未歸還機四十數機。

(註)本海戦を南太平洋海戦と呼稱す

二、第二次ソロモン海戦以後南太平洋海戦直前まで即ち八月二十五日より十月二十五日に至る間におけるソロモン群島方面の帝國海軍部隊の戦果左の如し。

- (一)艦艦撃沈 米航空母艦ワスプ、巡洋艦三隻、驅逐艦五隻、潜水艦六隻、輸送船六隻、掃海艇一隻、大破 戦艦一隻、航空母艦一隻、巡洋艦一隻、潜水艦一隻、輸送船二隻、掃海艇一隻、中破 航空母艦一隻。
- (二)飛行機撃墜 四百三機、地上撃破九十七機、その他敵B一七型、大型爆撃機十九機に對し大損害を與へたり。

我方の損害(一)艦船沈没 巡洋艦二隻、驅逐艦二隻、潜水艦一隻、輸送船五隻、大破 驅逐艦一隻、輸送船三隻、中破 巡洋艦一隻、驅逐艦二隻、潜水艦一隻、輸送船二隻。
(二)飛行機自爆二十六機、大破三十

一機、未歸還機七十八機。

○十一月七日

一、帝國海軍部隊は七月下旬以降十月下旬迄に敵潜水艦二十一隻を撃沈せり。この間我方船舶二十九隻十二萬二千五百噸を失へり。

二、帝國海軍部隊は右期間に於て敵船舶三十四隻二十五萬二千四百噸を撃沈せり。この間我方潜水艦二隻を失へり。

今般上海方面陸軍最高指揮官として新に陸軍中將下村定親補せられたり。

○十一月十一日

アリユージャン方面帝國陸軍部隊は、大月上旬諸要地占領以來緊密なる協同の下にこれを確保し、六月十二日以降十月三十一日迄に敵機と八十一回に亘り交戦其の三十二機を撃墜せり。我方の損害左の如し。

驅逐艦一隻沈没、輸送船二隻大破、

水上機十五機自爆及未歸還、其の他軍事施設に若干の損害あり。

○十一月十四日

帝國海軍航空部隊は十一月十二日夜夜ソロモン群島ガダルカナル島所在敵艦艇、輸送船に對し攻撃を敢行、ついで同日夜間わが有力なる攻撃部隊は之に肉薄突入し所在敵艦艇船舶の大半を撃破、なほ熾烈なる戦闘續行中なり。現在までに判明せる戦果左の如し。

- 一、晝間航空部隊の戦果 撃沈 新型巡洋艦一隻(轟沈)乙級巡洋艦一隻、大破炎上 輸送船三隻、撃墜飛行機十九機。
- 二、夜間攻撃部隊の戦果 新型巡洋艦二隻(轟沈)大型巡洋艦二隻、驅逐艦一隻、大破 巡洋艦二隻、驅逐艦三隻。
- 三、我方の損害 戦艦一隻、大破 驅逐艦二隻沈没、飛行機十數機未歸還。

○十一月十六日

彙に發表せる南太平洋海戦戦果に關し其の後に達せる詳報に依り調査の結果左の如く判明せり。

- 一、敵艦船
 - 【撃沈】 戦艦 一隻
 - 航空母艦 エンタープライズ
 - 同 ホーネット
 - 大型航空母艦 一隻
 - 巡洋艦 三隻
 - 驅逐艦 一隻
- 【大破又は中破】 艦型未詳 三隻
- 驅逐艦 三隻
- 二、敵飛行機 敵上空空戦に依り撃墜せるもの五十五機以上、味方上空空戦並に艦隊砲撃に依り撃墜せるもの二十五機その他敵航空母艦沈没に伴ふ喪失機数を合し總計二百機以上。
- (註)ミッドウエー強襲に於て撃沈と發表せるホーネット型はヨークタウンなりしこと、又エンタープライズ型に損傷を受けたること、な

らびに珊瑚海海戦に於て撃沈と發表せるヨークタウン型は特設航空母艦なりしこと判明せり。

○十一月十八日

第三次ソロモン海戦 十二日以来戰鬥續行中の帝國海軍部隊は十三日夜間ガダルカナル島敵航空基地を猛撃飛行場及其の施設に大損害を與へ、更に翌十四日敵機の猛烈なる反撃を排除しつつ味方輸送船團を護送中、同日夜間同島の西北方に於て戦艦二隻、大型巡洋艦四隻以上を基幹とする敵増援艦隊に遭遇、之と激戦の結果、其の補助部隊の大部を潰滅し、戦艦二隻に重大なる損傷を與へ之を南方に敗走せしめたり。

現在迄に判明せる十二日以来十四日迄の綜合戦果並に我方の損害左の如し。

- 一、艦 船
 - 【撃沈】 巡洋艦 八隻
 - (内新型三隻、内五隻轟沈)

- 驅逐艦 四隻乃至五隻
- 輸送船 二隻
- 【大破】 巡洋艦 三隻
- 驅逐艦 三隻乃至四隻
- 輸送船 三隻
- 【中破】 戦艦 二隻
- 二、飛行機 六十三機
- 【撃墜】 十數機
- 【撃破】
- 三、我方の損害
 - 戦艦 一隻 沈没
 - 巡洋艦 一隻 大破
 - 驅逐艦 一隻 沈没
 - 驅逐艦 三隻 沈没
 - 輸送船 七隻 大破
 - 飛行機 三十二機 自爆
 - 同 九機 未歸還

○十一月二十八日

その後の詳報に依れば第三次ソロモン海戦に於て更に左の戦果を収めあり

- しこと判明せり。
- 一、十二日夜戦に於て我艦隊は敵巡洋艦三隻を撃沈し、驅逐艦三隻を中破せしめたり。
- 尙轟に撃沈と發表せる驅逐艦一隻は之を削除す。
- 二、十四日夜戦に於て我艦隊は敵戦艦一隻を撃沈し、戦艦一隻を大破(沈没略確實)せしめたり。
- 尙轟に發表せし敵戦艦中破二隻を一隻に改む。
- (註)第三次ソロモン海戦の綜合戦果中艦船の部を左の通り改む。
- 【撃沈】 戦艦 二隻
- 巡洋艦 十一隻
- 驅逐艦 三隻乃至四隻
- 輸送船 一隻
- 【大破】 巡洋艦 三隻
- 驅逐艦 三隻乃至四隻
- 輸送船 三隻
- 【中破】 戦艦 一隻
- 驅逐艦 三隻

○十二月三日

ルンガ沖夜戦 帝國水雷戦隊は十一月卅日夜間ガダルカナル島ルンガ沖の敵有力部隊に對し強襲を敢行せり、其の戦果左の如し。

- 戦艦 一隻 撃沈
- オーガスタ型巡洋艦 一隻 轟沈
- 驅逐艦 二隻 撃沈
- 驅逐艦 二隻 火災
- 我方の損害 驅逐艦一隻沈没。
- (註)本夜戦をルンガ沖夜戦と呼稱す。

○十二月二十五日

大島島所在部隊は廿三日夜間ミッドウエー島方面より來襲せる敵B十七、十數機と交戦其の四機を撃墜し、六機に損害を與へ之を撃退せり。

我方戦死一名、戦傷四名、小火災四箇所其の他損害なし。

第二、支那方面戰況

(自昭和十六年七月 至昭和十七年十月)

- 1、支那方面戰況概見圖
 - 2、主要戰地附近圖
- (山東、浙贛、浙江、徐州)

- 3、主要作戰概観
- 4、陸海兩相戰況報告
- 5、陸海軍週間戰況
- 6、支那派遣軍に對する總參謀長訓示

主要作戰一覽

清鄉工作

(中支江蘇省—自十六年七月一日、至十七年六月)

揚子江下流三角地帯における治安の確立および國府政治力の滲透を以て、昨年七月より開始されし本工作は長期に亘る日華兩軍不斷の努力により大なる成果を收めたり。

第一期 常熟、蘇州、太倉地區 自七月一日、至九月中旬

第二期 江陰、無錫、蘇州、常熟地區 自九月下旬、至一月下旬

第三期 常州および無錫、蘇州、崑山、

太倉南方地區 自二月中旬、至六月 本年四月末までに判明せる戰果 敵屍六百四十、捕虜歸順等六千八百、火炮五、重輕機三十三、銃器類二千七百八十

新四軍掃蕩作戰

(中支江蘇省北部—自七月二十日、至八月中旬)

鹽城、阜寧地區に蟠踞する陳毅麾下の新四軍を掃蕩しその地盤を覆滅せり 遺屍一千七百、捕虜二百、投降八百、鹵獲銃器七百

晉察冀邊區肅清作戰

(北支、河北省—自八月十四日、至十月上旬)

共產軍覆滅の目的を以て八月十四日行動開始、先づ冀中南部及び密雲地區の掃蕩を行ひ、更に二十二日より京漢線以西燕察邊區下四萬に打擊を與へ、かつ太行山脈一帶の赤色根據地を覆滅す。

交戰敵兵力五萬、遺屍六千、捕虜三千五百、鹵獲火炮五、重輕機五十、小銃二千

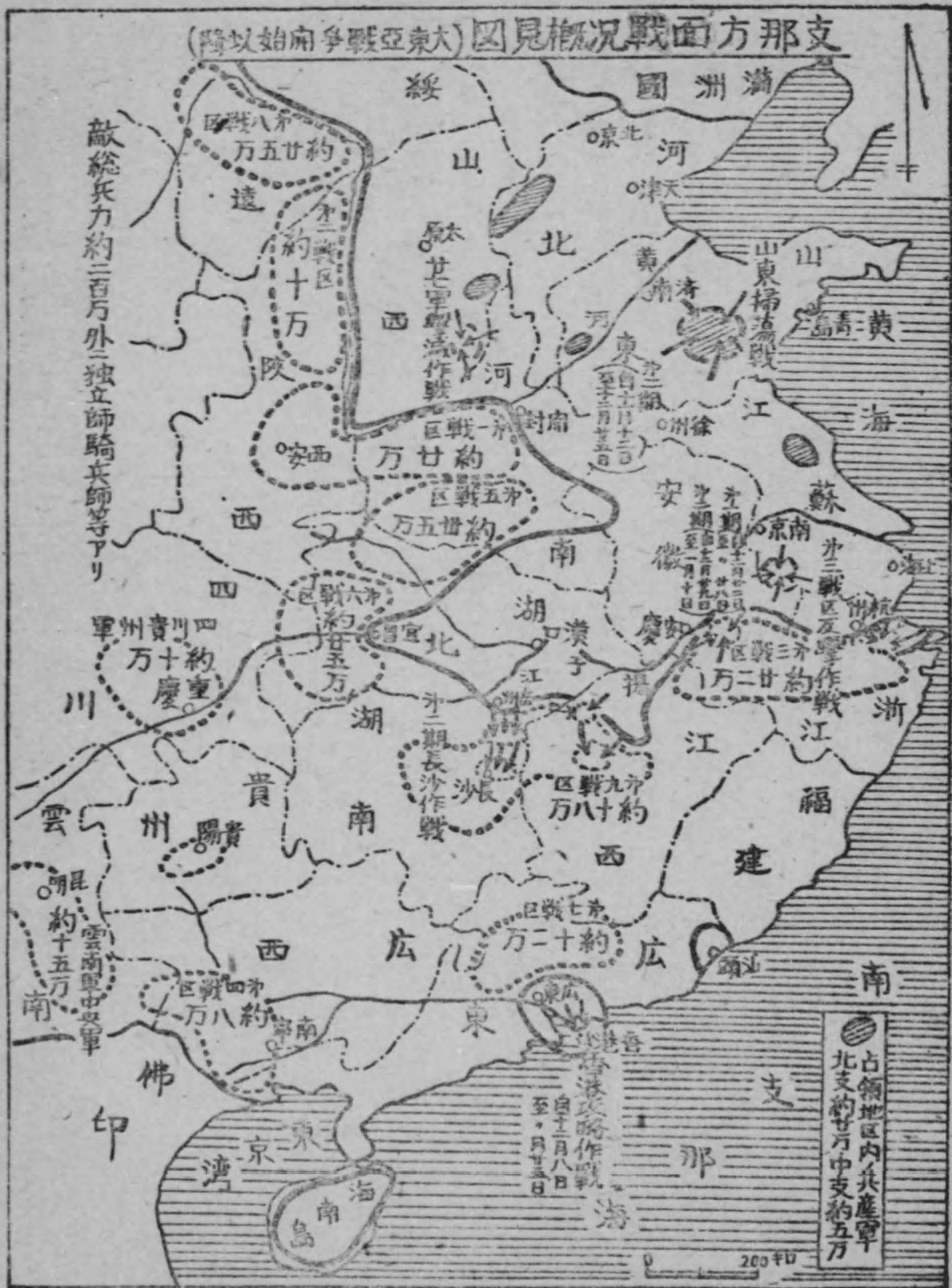
第一次長沙作戰

(中支湖南省東部—自九月十八日、至十月上旬)

我が軍は三百キロに亘る堅固なる敵縱深陣地を旬日にして突破、第九戰區薛岳麾下の中央軍二十餘萬を擊碎しその戦力および抗戰組織に大打撃を與へたり。

遺屍八萬、捕虜八千三百、鹵獲火炮百五、重輕機一千五十、小銃一萬三千七百

支那方面戰況概見圖 (大東亞戰爭開始以來)





徐州附近



浙江省



北江および新會西方作戰

(南支廣東省—自九月中旬、至十月上旬)

中支の長沙作戰に呼應し敵第七戰區に痛撃を與へ、かつ新會西方においては密輸入路を覆滅す。

敵交戦兵力五萬、遺屍六千三百、捕虜七百、火炮四十、重輕機五十六、小銃二千五百、油類一萬五千罐

沁河作戰

(北支山西省南部—九月下旬)

沁河地區において敵第九十八軍および共產軍を包圍、潰滅的打撃を與ふ。

遺屍二千、捕虜五千、火炮十、重輕機百三十、小銃一千二百

鄭州作戰

(北支河南省北部—自十月二日、至十月下旬)

大黃河を渡河して敵要衝鄭州に進攻し第一戰區の敵を撃破す。

遺屍五千、捕虜三百三十、火炮五、重輕機八十

汾西作戰

(北支山西省南部—自十月十六日、至十一月十日)

絳州西方連拔山脈の南部に蟠踞する蔣直系軍を撃滅し且つ禹門口の黄河重要渡河點を確保せり。

遺屍一千五百五十、捕虜二千二百三十、火炮八、重輕機八十八、小銃八百二十六

信北作戰

(中支河南省南部—自十一月一日、至十一月八日)

長沙作戰間我が第一線附近に蠢動を繰返しつつありし敵第五戰區八十五軍主力を撃破す。

遺屍一千九百六十四、捕虜九十四、重輕機十四、小銃百五十八

魯南作戰

(北支山東省南部—自十一月五日、至十二月下旬)

共產軍山東縱隊を捕捉撃破せり。遺屍五千二百、捕虜一千五百五十、火炮五、重輕機十五、小銃三千五百五十

香港攻略作戰

(南支自十二月八日、至十二月廿五日) 隴川地區第二十七軍掃蕩作戰

(北支山西省東南部—自二十九日、至十二月下旬)

蔣直系軍范傑漢麾下の第二十七軍を掃蕩す。

遺屍一千四百、捕虜四百、火炮六、重輕機廿一、小銃二千二百

皖浙作戰

(中支安徽、浙省—自十二月十五日、至一月上旬)

江南敵第三戰區に大打撃を與ふ。

遺屍二千五百四十、捕虜二百六十三、火炮二、重輕機三十二、小銃三百八十九

第二次長沙作戰

(中支湖南省東部—自十二月廿四日、至一月中旬)

湖南の要衝長沙を一月一日再び攻略し第九戰區の敵軍を撃破せり。

遺屍五萬七千、捕虜一千九百五十、

火砲七十五、重輕機六百七十五、小銃五千四百二十

太湖周邊掃蕩作戰

(中支江蘇省南部)自一月十二日、至三月中旬)

太湖周邊に露動の敵中央軍を撃碎す。

遺屍三千五百、捕虜一千三百三十、火砲一、重輕機四十六、銃器一千五百六十

惠州地區掃蕩作戰

(南支廣東省)二月下旬)

惠州附近の敵軍を掃蕩す。

遺屍五百、銃器類八百

山東中部作戰

(北支山東省)自二月上旬、至二月下旬)

于學忠軍を掃蕩す。

遺屍千五百、銃器類六百

山西省冬季肅清作戰

(北支山西省)自二月上旬、至三月上旬)

山西省全域に亘り敵軍を掃蕩肅清せ

遺屍三千五百、捕虜二千七百、火砲五、重輕機三十八、小銃四千

山西西部地區作戰

(北支陝西省東部および山西省西部)自三月十五日、至六月)

黄河對岸陝東地區及び山西の蔣軍に痛撃を與ふ。

三月末日までの戦果は遺屍一千六百、捕虜歸順一千六百、火砲二、重輕機百四十、小銃一千一百

冀南作戰

(北支河北省南部)自四月二十九日、至五月十五日)

冀南軍區共產軍および高樹勳軍を捕捉撃滅す。

遺屍六千五百八十、捕虜三千三百三十、火砲五、重輕機四十六、小銃二千九百七十

冀中作戰

(北支河北省中部)自五月一日、至六月下旬)

呂正操麾下の冀中軍區共產軍を撃滅す。

遺屍九千、捕虜五千二百、火砲百九十五、重輕機六十六、小銃八千四百六十

晉冀豫省境作戰

(北支)自五月下旬、至六月)

劉伯承麾下の共產軍および中央軍を掃蕩す。

六月十三日までの戦果は遺屍二千三百、捕虜一千、火砲四、重輕機三十四、小銃九百八十

浙贛作戰

(中支浙江、江西省)自五月十五日、至六月)

過去の中原作戰、長沙作戰にも匹敵すべき大進攻作戰にして第三戰區主力および増援の第九戰區軍を挾撃、撃碎しかつ敵空軍基地らびに浙贛ルートを覆滅せり。

六月上旬までの戦果は遺屍一萬六千九百三十、捕虜七千五百二十、火砲八十七、重輕機三百七十八、小銃等四千四百七十

廣東北方および東方

作戰

(南支廣東省)自五月三十一日、至六月)

4、第七十七臨時議會に於ける支那事變に

關する陸海兩相戰況報告 (昭和十六年十一月十六日)

陸軍大臣戰況報告

帝國陸軍は前議會以後引續き陸に空に事變完遂の爲に各種の障礙を凌ぎ、困難を克服し、凡有手段を盡し懸命の努力を傾注致して居ります。現在は、既に御承知の通りであります。現在に於きましては、北は北滿の端より南は南部佛印に至る廣大なる地域に大兵が派遣せられ、御稜威の下大東亞共榮圈の確立の爲めに邁進致して居る次第であります。現地軍將兵の努力及辛苦は固より察するに餘りあるものであります。元來重慶側を壓倒し事變を完遂致しまする爲めには、政略戰略上の各種

手段の統合施策を必要とする事は、茲に發言を要せぬのであります。就中敵の戦力破摧と封鎖の強化とに主なる努力を拂つて居るのであります。従ひまして本年四月以降の各作戰行動も其の主なる目的を效に置かれたのであります。即ち五月に行はれましたる中原作戰、九月に行はれましたる長沙作戰、同じく九月の滄河作戰等は敵の戦力破摧の爲めに行ひましたる主要なる作戰であります。只今より順を追つて其の概要を申述べます。

中原作戰及江北作戰 五月上旬より行動を起しましたる北支軍は企圖を秘匿しつゝ、急襲的に山西南部中條山脈に

蟻踞する約二十萬の正規軍を各方面より完全に包圍し之を全く殲滅し實に偉大なる戦果を挙げたのであります。其の結果北支治安擾亂の瘡を除去し北支の諸建設は愈々拍車を加ふるに至りました。此の中原作戰と併行して同時に行はれたる江北作戰は所謂助攻作戰でありまして河南省の敵を撃破して中原作戰の成果を愈々大ならしむるに與つて力があつたのであります。

長沙作戰 北江作戰及鄭州作戰、長沙附近に於ける所謂第九戰區の數箇軍の敵に對しましては、其の戦力を撃摧し抗戰組織を破壊致しまする爲に中支軍は隱密裡に逐次準備を進めて居りましたが、九月十八日作戰を開始致しましたるや疾風迅雷三百軒に亘る峻嶮を利用する數線の敵陣地帯を突撃して敵を寸斷し、或は包圍して敵の大兵團を潰滅し又は甚大なる損害を與へつつ長驅して廿七日には長沙に、廿八日には株州に進出致したのであります。この約十日に亘る作戰は山岳峻嶮地域に於け

る數線の陣地帯を迅速に突破し當面の敵及更に他より増援せる敵を併せ痛撃すると共に、その抗戦根據をも悉く覆滅して、完全に作戦目的を達成致しましたので軍は十月一日より反轉して原態勢に復し鋒を收めたのであります、この長沙作戦に呼應し、廣東北方地區に於て南支軍に同地附近の敵を痛撃致しました又北支軍の一部は十月二日拂曉と共に新舊黃河分流通附近より黃河を渡河し、同四日には早くも鄆州を占領し附近の敵を撃滅し十月末原態勢に復りました、本作戦も中支軍の長沙作戦に策應せるものであります、

沁河作戦 山西省南都の敵正規軍約二十萬が中原作戦に於て完全に殲滅せられたる経緯は欄に申述べました所でありすが、其後沁河河畔に共產軍及敵第九十八軍が潛入し來りましたるものを北支軍は神速果敢なる行動に依りまして、九月二十二日には先づ共產軍を、次で二十七、八兩日には第九十八軍を完全に包圍して、敵軍長以下

を捕虜とし敵を完全に殲滅して、中原作戦の戦果を更に擴大致しました、以上述べましたる如く主として敵の戦力を撃破致しまする爲に、屢々大規模の攻撃を敢行致しましたる結果假令援蔣第三國よりの若干の補給は受けて居りますとは言へ、又人的資源の豊富に依り重慶側の有する兵力は尙二百萬に近きものがありますもの、敵の戦力低下は最近更に著しきものがあります、此の事實は右に述べましたる數々の作戦又敵が我が攻撃と封鎖との苦痛の餘り及び援蔣國に對する宣傳の爲に行ひ來りましたる、八月下旬の揚子江下流地

域の反攻九月下旬より十月上旬に亘る宜昌附近に於ける反攻等の經過に見ましても明瞭であります、之等敵の反攻は何れも機先を制する我が反撃に會し脆くも潰へ去つて徒に龍頭蛇尾に終つたのであります、此の敵戦力低下に更に拍車をかけるものが封鎖作戦であります、我が聖戦の遂行を妨碍する爲に狂奔しつつかる第三國の援蔣行爲に

基く補給を禁絶する目的を以て、數次の作戦を行つたのであります、

浙東作戦 福建作戦即ち四月下旬より海軍との緊密なる協力の下に浙東地方及福州附近に行はれたる浙東作戦、福建作戦は右の目的を有するものであります、謂はば皮膚呼吸とでも申すべき敵の隱密執拗なる補給路を完全に遮断し、封鎖を更に鞏固したるものであります、福州占領部隊は九月上旬に至る迄同地を確保し、當面の敵戦力の破砕及封鎖に任じて居つたのであります、其の目的を達しましたので之を撤收致しました、以上述べましたる如く敵戦力撃破補給遮断の爲作戦致します他、勿論占領地の治安を恢復して新支那の健全なる發展を助長致しまする爲に、現地軍は不斷の討伐肅正を續けて居るのであります、之が爲にも勿論大規模且果敢なる作戦行動を必要とするのであります、

清郷工作 即ち中支揚子江下流三角地帯に於きましては、七月初頭より清

郷工作を開始し、九月二十日其の第一期を終了し、目下第二期工作の實施中でありすが、本工作に於きましては我が軍の統一指揮の下に日華兩軍が先づ武力に依る清郷を行ひ、匪團と民衆とを分離し、其處に國民政府が其の理想とする政治を確立致す方式を採るのであります、其の成果は着々と擧つて居る狀況であります、

晉察冀邊區作戦 北支に於きましては治安の極として久しく山西、察哈爾、河北、三省境の山岳地帯に存する共產軍根據地覆滅の爲中旬より行動を開始し、地形の困難及補給の不足等を克服しつゝ大肅正作戦を敢行し、四散して遁れんとする敵を捕捉しつゝ、共匪地區の政治組織を悉く破壊して、當分は到底再起不能なるに至らしめ、十月十日に至り作戦を終了致しました、軍と致しましては更に本作戦の成果を維持擴充致します爲、別途の肅正方式を採用努力して居る次第であります、右に述べましたる各作戦に於きまして、航空

部隊は克く悪天候を克服しつゝ常に地上部隊と緊密に協力して、其の行動を容易ならしめ其の戦果を大ならしめ、常に赫々たる戦果を擧げて居ります、尙支那に於ける建設の狀況に就き若干申述べます、重慶側は皇軍不斷の壓迫の爲、其の抗戦力愈々弱体化致しますると共に經濟状態の窮迫に伴ひ、内部抗争の激化の徴あり、指導力も逐次低下しつつかるに引換へ、南京政府は樹立後順調なる經過を辿り、汪主席の訪日を一轉機として愈々其の實力も伸揚も克く之を切抜ける事を確信致して居ります、又華北政務委員會及蒙古聯合自治政府も共に極めて順調なる歩み

を續けて居る狀況であります、又一面經濟建設も概ね豫期の如く進行し、我が期待する石炭、鐵、鑛石、鹽、棉、礬土頁岩等重要物資の供給も概ね確保するを得、殊に英米等の資金凍結以來頗る加重せる重要度にも應じ得る程度であります、我が國防國家體制の建

設に寔に重大なる寄與をなしつゝあるものであります、以上申述べましたる如く帝國陸軍は重慶側を屈伏致す爲に、萬般の努力を拂ひますると共に、從來より日滿共同防衛の大義に基きまして滿洲に於て滿洲國軍と協同して防衛の大任に任じてゐるのであります、

海軍大臣戰況報告

支那事變に關しましては前議會以後に於ける海軍作戦の概要に付て説明致します、帝國海軍在支作戦部隊は陸軍部隊との緊密なる協同の下に極めて、廣大なる地域に亘り幾多の困難を克服しつゝ勇戦奮闘し、只管聖戦目的完遂に努めて居るのであります、其の作戦を大別しますれば概ね揚子江方面作戦沿岸封鎖作戦及航空作戦となるのであります、

揚子江方面の作戦は河口から約八〇〇哩に及ぶ揚子江上及之に連接する水路の安全確保を主とするものであります、所要水域の機雷其の他の障礙物

を排除清掃するは勿論、附近に露動する敵兵に對し、屢々水上艦艇、陸戰隊及航空部隊等を以て積極作戰を實施し其の擊破に努めて居ります、其の主なるものと致しましては九月中旬陸軍部隊と協同して湖南作戰を實施し、航空作戰、水路啓開、陸軍部隊嚮導及陸戰隊を以てする營田其の他要地の攻略等に任じ多大の戰果を擧げて居ります、江上部隊の作戰は極めて地味なる上に機雷處分の如く大なる困難と危険とを伴ふ作業が多いのであります、中部支那の大動脈たる揚子江の交通の安全を確保し作戰部隊の後方補給路を維持する重要な任務でありまして、些も油斷を許さないものであります、江上部隊將兵は連續不斷あらゆる困難を排除しつゝ本任務を遂行して居ります。

沿岸封鎖作戰は、全支二八〇〇哩の海岸線に亘り敵側の海上交通を遮斷し、又之に關聯する沿岸諸作戰に任ずるものであります、終始嚴密なる海上に監視に當りますのみならず、敵側物資

出入の基地、其の他重要な地點を積極的に攻撃し専ら封鎖の強化に努力して居ります、即ち三月初旬に陸軍と協同して廣東州沿岸數ヶ所の要地を襲撃し、四月には同様福州攻略作戰並に浙江省沿岸の鎮海、寧波其他數ヶ所に亘る要地の奇襲上陸を行ひ、何れも敵の據點を覆滅して大なる戰果を收めて居ります、本年此の種上陸作戰を行ひました地點は、大小合せて二十六個所の多きに及んで居りまして斯くして沿岸封鎖の完壁を期して居る次第であります、封鎖部隊は炎熱酷暑と風濤に抗しながら、堅忍不拔克く其の任務を果して居るのであります。

航空部隊の作戰は殆んど支那全土を覆ふて不斷に行はれて居るのであります、其の他の西南輸送路及要地に對する攻撃、重慶方面奥地中樞に對する攻撃及蘭州西安等西北方面要地に對する攻撃であります、何れも多大の困難を冒し、頻繁に反覆實施して居ります、特

に重慶方面に對しましては、五月以降屢々攻撃を加へて居りますが、中にも八月中旬の如きは大兵力を以て一週間の中に晝夜連續四十回の猛爆を加へ、敵の軍事施設、其の他中樞機關を完膚なき迄に破碎し慘憺たる窮狀に陥れししたることは、御承知のことと思ひます、今や僅に残存せる敵空軍は殆んど奥地に逃避して戰意を失ひ、制空權は完全に我軍に歸して居る狀況であります。

以上各作戰の外海南島に於きましては、屢々大規模なる掃蕩作戰を行ひ、東北地區に蟠踞する敵匪の本據を覆滅して多大の戰果を擧げ、島内治安は顯著なる向上を示して居ります。

以上は支那に於ける帝國海陸作戰の概要であります、之と關聯致しまして帝國海軍部隊が、七月下旬更に南部佛印方面に進駐致しましたることは、御承知の通りでありまして、之等部隊は炎熱瘴癘の地にあつて銳意帝國の武威發揚に努めて居る次第であります。

5、陸海軍週間戰況

支那事變五年間 綜合戰果

支那事變勃發五周年に際し、大本營は六日午後四時五ヶ年間に亘る支那方面における帝國陸海軍部隊の綜合戰果並に我方の損害を次の如く發表した。

△大本營發表表（七月六日午後四時）

支那事變勃發以降五ヶ年間に於ける支那方面帝國陸海軍部隊の綜合戰果並に我方の損害左の如し。

△綜合戰果（十七年六月中旬迄）

- ①敵の遺棄屍體約二百卅萬八千、②擊沈破艦船巡洋艦七隻、驅逐艦一隻、砲艦十二隻、其他約百卅隻、③擊破飛行機約二千八百機、④主要なる鹵獲品 各種火砲五千門、重輕機關銃二萬四千二百挺、小銃六十萬三千四百挺、自動車（戰車、裝甲車を含む）三千輛、

鐵道車輛二千七百六十輛、⑤拿捕船舶舟艇約千四百八十隻、⑥處分せる機雷數約七千五百個。

△我方の損害 戰死本年五月以降の戰死者（調査未了を含まず）十一萬一千百一十一名、喪失飛行機二百四十機。

最近一年對支作戰 綜合戰果

支那派遣軍が重慶政權の追窮粉碎を期した最近一ヶ年間の作戰こそ、大東亞戰爭の急進展と相俟つて、重慶政權に最後のとどめを刺したもので、これが對支作戰の綜合戰果は、香港攻略戰を除くとしても、敵の遺棄屍體二十一萬六千八百四、捕虜五萬四千二百九十七、火砲五百六十五門、重輕機二千九百九十二、小銃五萬九千六百三十七、及び油類一萬五千噸に達する驚異的數字を

示してゐる、いまこゝに中支江蘇省南部に展開された清鄉工作作戰をはじめ支那全域に亘つて行はれた二十四回に及ぶ主要作戰を展望して見よう。

一、清鄉工作（中支江蘇南部） 支那派遣軍は昨年七月一日より揚子江下流三角地帯における治安の確立と國民政府の政治力の侵透を期するため、日華兩軍緊密協力のもとに常熟、蘇州、太倉、江陰、無錫、崑山地區に清鄉工作戰を展開し、四月末までに敵屍六百四十、捕虜歸順等六千八百、火砲五門、重輕機三十三、銃器類二千七百八十を鹵獲する戰果を收めた。

一、新四軍掃蕩作戰（中支江蘇省北部） 鹽城、阜寧地區に蟠踞する陳毅麾下の新四軍を掃蕩してその地盤を覆滅し、一千七百を斃し、捕虜二百投降八百、銃器七百を鹵獲した。

一、晋察冀邊區肅清作戰（北支、河北、山西兩省） 共產軍覆滅の目的を以て昨年八月十四日より行動を開始し、先づ冀中南部及密雲地區の掃蕩を行ひ